

令和 7 年 2 月 定例会 会議録

令和 7 年 2 月 20 日 開会
令和 7 年 3 月 19 日 閉会

宮 崎 県 議 会

令和七年二月定例会会議録

宮崎県議会

令和 7 年 2 月宮崎県議会定例会会議録 目 次

2 月 20 日（木曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
日高陽一議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第 1 号から第106号まで上程	5
1. 知事提案理由説明	5

自 2 月 21 日（金曜日）

休 会

至 2 月 26 日（水曜日）

2 月 27 日（木曜日）

1. 出席議員	15
1. 地方自治法第121条による出席者	15
1. 代表質問	16
外山 衛議員質問（宮崎県議会自由民主党）	16

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 物価高騰対策について
- ・ 指定管理者制度について
- ・ 公金の管理・運用について
- ・ 国際情勢を踏まえた国民保護について
- ・ 教育行政について
- ・ 財政運営について
- ・ 県立病院の運営について
- ・ 南海トラフ地震への備えについて
- ・ 交通政策について
- ・ デジタル化推進について
- ・ 文化芸術の振興について
- ・ 警察行政について

山下 寿議員質問（宮崎県議会自由民主党）	39
・ 知事の政治姿勢等について	
・ 福祉・医療行政について	
・ 商工観光労働行政について	

- ・環境森林行政について
- ・農畜水産行政について
- ・土木行政について

2月28日（金曜日）

1. 出席議員	69
1. 地方自治法第121条による出席者	69
1. 代表質問	70

今村光雄議員質問（公明党宮崎県議団） 70

- ・高齢者支援について
- ・農業施策について
- ・県内の経済対策について
- ・在来線の活用について
- ・防災全般について
- ・廃棄物問題と資源の循環利用について
- ・特別支援教育について
- ・職員の確保・定着について

永山敏郎議員質問（県民連合立憲） 87

- ・知事の政治姿勢について
- ・交通政策について
- ・宮崎県消費生活センターについて
- ・防災、危機管理について
- ・福祉政策について
- ・再造林について
- ・雇用・労働政策について
- ・コウライオヤニラミについて
- ・都城志布志道路について
- ・宮崎国スポ・障スポについて
- ・県職員の人員確保について
- ・マイナ免許証について

自3月1日（土曜日） 休 会
至3月2日（日曜日）

3月3日（月曜日）

1. 出席議員	109
1. 地方自治法第121条による出席者	109
1. 一般質問	110

山内佳菜子議員質問 ----- 110

- ・知事の政治姿勢について
- ・安全に生み育てられる宮崎へ（親と子の命を守る「産後ケア」事業）
- ・子供の命を守る、事故を繰り返さない
- ・障がいの有無にかかわらず住みやすい宮崎を目指して
- ・読書県みやざきについて

松本哲也議員質問 ----- 122

- ・知事の政治姿勢について
- ・地方創生2.0について
- ・地方税について
- ・防災・減災対策について
- ・漏水調査について
- ・介護保険について
- ・再造林について
- ・県立延岡病院について
- ・小規模特認校について
- ・生涯学習、社会教育について
- ・科学技術教育について

山下博三議員質問 ----- 136

- ・知事の政治姿勢について
- ・医療機関等に対する物価高騰対策について
- ・本県農業高校のスマート農業教育の取組について
- ・農政問題について

後藤哲朗議員質問 ----- 150

- ・知事の政治姿勢について
- ・住民自治活動の促進について
- ・統計データの重要性について
- ・みやざきの魅力について
- ・健康長寿日本一を目指して
- ・「体験の風をおこそう」運動推進事業について
- ・地域経済の活性化について
- ・ツール・ド・九州について
- ・教育行政について

3月4日（火曜日）

1. 出席議員 ----- 167

1. 地方自治法第121条による出席者 -----	167
1. 一般質問 -----	168
坂本康郎議員質問 -----	168
・ 知事の政治姿勢について	
・ 警察の情報提供について	
・ 防災・減災対策について	
・ P F I の有用性について	
内田理佐議員質問 -----	181
・ 知事の役職について	
・ 神楽について	
・ 持続可能な農水産業について	
・ インフラ整備について	
・ 地域経済成長について	
・ 人口減少対策について	
・ 県立延岡病院について	
・ 新型コロナウイルス感染症について	
・ 災害対応について	
・ 西南戦争150年について	
本田利弘議員質問 -----	194
・ 知事の政治姿勢と県の財政について	
・ 学校事務職員の確保について	
・ 農畜産業について	
・ 環境森林行政について	
・ 土木行政について	
・ 災害対応について	
・ スポーツ振興について	
・ 国際交流、県人会について	
渡辺正剛議員質問 -----	209
・ 知事の県政マネジメントについて	
・ 農政水産分野について	
・ 商工観光労働分野について	
・ 県土整備分野について	
・ 教育分野について	
・ 危機管理分野について	
・ 総合政策分野について	

・宮崎新幹線整備計画について	
3月5日（水曜日）	
1．出席議員	225
1．地方自治法第121条による出席者	225
1．一般質問	226
函師博規議員質問	226
・地方創生2.0への対応について	
・「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」と県内養鰻業について	
・児童福祉とパーマネンシー保障について	
・県立高等学校におけるハード・ソフト面の整備拡充とインクルーシブ教育について	
齊藤了介議員質問	237
・選択的夫婦別姓について	
・インフラの老朽化対策について	
・県立美術館について	
・半導体産業について	
・教育について	
日高博之議員質問	251
・知事の政治姿勢について	
・県立病院の経営について	
・交通・物流について	
・フードビジネスについて	
・福祉行政について	
・県土行政について	
・私学振興について	
1．議案に対する質疑	266
前屋敷恵美議員	267
1．議案第55号から第69号まで採決	270
1．議案第1号から第54号まで及び第70号から第106号まで並びに請願委員会付託	270
自3月6日（木曜日）	
常任委員会（補正）	
至3月7日（金曜日）	
自3月8日（土曜日）	
休 会	
至3月9日（日曜日）	
3月10日（月曜日）	
1．出席議員	273
1．地方自治法第121条による出席者	273

1. 常任委員長審査結果報告（議案第70号から第106号まで）	274
川添 博総務政策常任委員長	274
山内佳菜子厚生常任委員長	275
山下 寿商工建設常任委員長	276
内田理佐環境農林水産常任委員長	277
重松幸次郎文教警察企業常任委員長	278
1. 議案第70号から第106号まで採決	279
1. 議案第107号及び第108号追加上程	280
1. 知事提案理由説明	280
自 3 月11日（火曜日）	
至 3 月14日（金曜日）	常任委員会（当初）
自 3 月15日（土曜日）	
至 3 月16日（日曜日）	休 会
3 月17日（月曜日）	特別委員会
3 月18日（火曜日）	休 会
3 月19日（水曜日）	
1. 出席議員	285
1. 地方自治法第121条による出席者	285
1. 常任委員長審査結果報告（議案第 1 号から第54号まで及び請願）	286
川添 博総務政策常任委員長	286
山内佳菜子厚生常任委員長	288
山下 寿商工建設常任委員長	289
内田理佐環境農林水産常任委員長	291
重松幸次郎文教警察企業常任委員長	292
1. 討 論	294
永山敏郎議員	294
前屋敷恵美議員	295
山内佳菜子議員	298
1. 議案第 1 号、第 4 号、第21号から第29号まで及び第34号から第36号まで採決	299
1. 議案第 2 号、第 3 号、第 5 号から第20号まで、第30号から第33号まで及び第37号から第54号まで採決	299
1. 請願第13号採決	299
1. 請願第14号採決	300
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	300
1. 議案第107号及び第108号採決	300

1. 特別委員長調査結果報告	300
脇谷のりこ地域活性化対策特別委員長	300
佐藤雅洋防災減災・県土強靱化対策特別委員長	303
安田厚生カーボンニュートラル推進対策特別委員長	306
1. 議員発議案送付の通知	308
1. 議員発議案第1号から第3号まで追加上程、採決	309
1. 閉 会	309
1. 資 料	311
令和7年2月定例会日程	313
議案送付文書	314
代表質問時間割	318
一般質問時間割	319
議案委員会審査結果表	320
議案・請願委員会審査結果表	322
閉会中の継続審査・調査申出一覧	325
1. 議案議決件名一覧表	327
1. 議員発議案等	335
宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	337
宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則	343
訪問介護の基本報酬の見直し等を求める意見書	344
1. 請願一覧表	345
1. 議事経過	355

2 月20日（木）

令和 7 年 2 月 20 日（木曜日）

午前10時0分開会

出席議員（38名）

2 番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3 番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4 番	工藤隆久	（同）
5 番	福田新一	（宮崎県議会自由民主党）
6 番	本田利弘	（同）
7 番	山内いっとく	（同）
8 番	山口俊樹	（同）
9 番	下沖篤史	（同）
10番	齊藤了介	（同）
11番	黒岩保雄	（同）
12番	渡辺正剛	（同）
13番	濱砂守	（同）
14番	脇谷のりこ	（親和会）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	山内佳菜子	（同）
17番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
18番	二見康之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	日高博之	（同）
20番	後藤哲朗	（同）
21番	佐藤雅洋	（同）
22番	安田厚生	（同）
23番	日高陽一	（同）
24番	内田理佐	（同）
25番	川添博	（同）
26番	荒神稔	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	山下寿	（同）
34番	外山衛	（同）
35番	武田浩一	（同）
36番	丸山裕次郎	（同）
37番	中野一則	（同）
38番	山下博三	（同）
39番	野崎幸士	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	平居秀一
代表監査委員	川野美奈子
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	青野奈月

◎ 開 会

○濱砂 守議長 これより令和 7 年 2 月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○濱砂 守議長 会議録署名議員に、山下寿議員、永山敏郎議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○濱砂 守議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る 2 月 13 日の議会運営委員会において、本日招集されました令和 7 年 2 月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計 106 件、その内訳は、当初予算 20 件、補正予算 18 件、条例 34 件、予算・条例以外 34 件であります。このほか 1 件の報告があります。また、日隈副知事及び教育長の任期満了に伴う人事案件に係る議案が追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から 3 月 19 日までの 28 日間とすることに決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

本定例会は、2 月 27 日から 2 日間の日程で代表質問、3 月 3 日から 3 日間の日程で一般質問

を行います。一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願については、所管常任委員会への付託を行います。

3 月 6 日から 2 日間の日程で各常任委員会を開催し、付託された議案のうち、補正関連議案を審査の上、3 月 10 日の本会議で、各常任委員長の審査結果報告及び採決を行います。

その後、3 月 11 日から 4 日間の日程で、当初関連議案等を各常任委員会で審査の上、3 月 19 日、最終日の本会議で、各常任委員長の審査結果報告及び採決を行います。

また、同じく最終日には、今年度設置しております 3 つの特別委員会の調査結果報告を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○濱砂 守議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○濱砂 守議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から 3 月 19 日までの 28 日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日から日程は、お手元に配付の日程表の

とおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第 1 号から第106号まで上程

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第 1 号から第106号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○濱砂 守議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

令和 7 年 2 月定例県議会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ちまして、今後の県政運営に関する所信の一端を申し述べます。

昨年 8 月以降、本県は、地震や台風、大雨による災害に相次いで見舞われました。

特に、昨年 8 月と今年 1 月に発生した日向灘を震源とする大きな地震や「南海トラフ地震臨時情報」という言葉は、私たちにとって南海トラフ地震が身近で切迫した課題であることを再認識させるものでした。

これまでも本県では、家庭での備えに対する啓発や、津波避難施設、避難所の環境整備などに取り組んでまいりましたが、災害の激甚化・頻発化が進む中、防災・減災につながる取組をさらに加速し、充実していく必要性を強く感じております。

また、高病原性鳥インフルエンザについても、本県では今シーズン 2 件発生しておりますが、全国的には、これまでに14道県51件と、過去最多となった令和 4 年シーズンに迫るペースで発生しており、引き続き最大限の警戒と対策

の徹底が必要であります。

県としては、このような様々な災害や危機事象に対し、今後とも「常在危機」の意識の下、市町村や関係機関と連携しながら、県民の命と財産を守るソフト・ハード両面からの対策を強化してまいります。

一方で、昨年は、ひなたサンマリンスタジアム宮崎での初めての音楽イベントの開催や、ラピスセミコンダクタ宮崎第二工場での試作レベルの稼働開始、ハラール対応の食肉処理施設の竣工など、これまでの取組が新たな成果に結びついた明るい話題も数多くありました。

本県の将来につながる基盤づくりが着実に進んできており、来年度は、この動きをさらに強め、県政の発展へと結びつけていくための重要な一年になるものと考えております。

そのための重点施策として、予算編成方針において、「日本一挑戦プロジェクトの着実な推進」「若者・女性を重視した人口減少対策の強化」「持続可能な未来に向けた基盤づくり」の 3 つを掲げたところです。

これらの施策を通じ、豊かな自然、歴史、文化、食、そして温かい県民性など、本県ならではの優位性があり、時代の変化に左右されない、本県が誇る「真価」というべき豊かさを県民の皆さんに実感いただくとともに、県内外にも広く発信していきたいと考えております。

なお、この「真価」の発揮に向けては、本県の魅力や長所を伸ばし、さらなる成長を推進していく、進める「進化」が必要であり、加えて、これまでの取組で明らかになった課題を深掘りし、さらなる努力を重ねていく、深める「深化」も重要な要素となります。

このような考えに立ち、本県をより暮らしやすく、より選ばれる地域へと高めること、そし

て何より県民の皆様にその変化を実感いただき、「本県に住んでよかった」と心から思っていたできるようにしたいという強い思いを込め、令和7年度当初予算案を「みやぎきの“真価”実感予算」として編成いたしました。

「万里一空」、どんなに遠いところも、全ては同じ空の下でつながっている。転じて、目標を見失わずに努力し続ける大切さを説いた言葉であります。

3つの日本一挑戦プロジェクトは、合計特殊出生率1.8台、再造林率90%以上、プロチームキャンプ数43チーム以上など、いずれも高い目標を掲げており、そこに至る道のりは決して易しいものではありません。

しかし、ゴールを信じて日々地道に努力し続けることで、必ずその頂にたどり着ける日が来るものと考えております。

そのためには、プロジェクトが立脚する足場を固め、先を見通して取り組むべき事柄を考え抜き、想定されるリスクにも覚悟を持って臨むこと、これが何より大切であります。

また、目標に向かって取り組む過程それ自体も、本県の将来にとって必ずや貴重な財産になるものと信じております。

「昨日より今日、今日よりも明日は、きっとよくなる」という言葉のように、未来に向かって持続可能で安心と希望あふれる宮崎を実現するため、私は皆様と力を合わせ、邁進してまいります。

県議会の皆様、そして県民の皆様におかれましては、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、県政に関して3点御報告を申し上げます。

1点目は、台湾との交流についてでありま

す。

昨年12月、濱砂議長、宮崎県議会日台友好議員連盟会長の丸山議員をはじめとする議員の皆様と共に台中市を訪問し、友好交流協定を締結いたしました。

また、今月13日には、台北市において、台湾の大企業で構成する団体「中華民国三三企業交流會」と宮崎県商工会議所連合会との業務協力覚書の締結式が開催され、私も参加してまいりました。

先日は、国際定期便「宮崎－台北線」が、3月31日より、現行の週1便から週2便に増便されるという喜ばしいニュースも発表されました。

今後、本県と台湾との間で、観光やスポーツ分野をはじめとする民間での経済交流が一層促進され、本県への企業立地等にもつながっていくことを期待しております。

また、九州地方知事会と経済界で構成される九州地域戦略会議においても、台湾との交流を進めております。

今月10日から11日は、私も同会議の共同議長を務めております立場から、台湾訪問団の副団長として、台湾の半導体産業の一大拠点である新竹サイエンスパークを視察するとともに、台湾最大の研究機関であるITRIや行政院経済部の関係者と、九州地域の半導体関連産業の振興に向けた意見交換を行ってまいりました。

九州地域戦略会議では、九州が世界の半導体産業サプライチェーンの中核を担っていくための基本方針として「新生シリコンアイランド九州グランドデザイン」を策定しており、今後とも、九州の産学金官が一体となって、日本全体をリードしていける地域となるよう取り組んでいくこととしております。

九州全体、また、本県での官民を挙げたこれらの取組を追い風に、県におきましては、台湾とのさらなる交流連携の促進や本県産業力の強化に取り組んでまいります。

2 点目は、芸術・文化についてであります。

先月 22 日、皇居・宮殿において「歌会始の儀」が行われ、延岡学園高等学校 1 年の森山文結さんの歌が 1 万 6,000 首余りの中から選ばれ、天皇皇后両陛下や皇族方の前で読み上げられました。

今年のお題は「夢」で、入選者 10 人のうち、森山さんは最年少での選出となりました。

「ペンだこにうすく墨汁染み込ませ掠れた夢といふ字を見てる」

この歌は、お題である「夢」という字がうまく書けなかったときに感じた、将来に対する不安や期待を込められたものとのこと。

県内からの入選は実に 31 年ぶりの快挙であります。森山さんの入選は、本県の同世代の若者の文化意識の向上に大きく寄与するとともに、「短歌県みやざき」を広く全国に発信するものであり、大変喜ばしく、また誇らしく感じております。

あたかも今年は若山牧水の生誕 140 周年という記念すべき年であり、本県では若山牧水賞が 30 回目の節目を迎えます。また、文化発信の拠点である県立芸術劇場や県立美術館も開館 30 周年を迎えます。

県としましては、このような記念すべき年を契機として、様々なイベントを実施することで、子供や若者が芸術・文化に触れる機会を創出するとともに、引き続き芸術・文化の振興に取り組んでまいります。

3 点目は、県内の河川及び道路の整備についてであります。

いずれも都城市におきまして、昨年 12 月 15 日に「大淀川大岩田遊水地・金田地区引堤事業」の着工式が、また、今月 15 日には都城志布志道路「都城インターチェンジー乙房インターチェンジー」間の開通式が、それぞれ開催されました。

着工式には野崎副議長に、開通式には濱砂議長に、それぞれ出席いただくとともに、関係する議員の皆様にも出席いただきました。

都城志布志道路は県内区間が全て開通することとなり、宮崎自動車道と東九州自動車道が信頼性の高い 1 本の高規格道路で結ばれることにより、南海トラフ地震など大規模災害への対応力強化はもとより、新たな企業立地や交流人口の増加など、多方面に大きな効果をもたらすものと期待され、大変うれしく思っております。また、2 年後の国スポ・障スポにおいても、選手や関係者のスムーズな移動を支える大切な道路となります。

これまで両事業に対し、力強い御支援をいただきました県議会の皆様をはじめ、国土交通省など関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

今後とも、国土強靱化推進会議の委員や全国高速道路建設協議会の会長という立場から、国土強靱化対策や道路整備の必要性を強く訴えてまいります。そして、引き続き、災害に対応するためのハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速させるとともに、信頼性の高い道路ネットワークの構築に全力で取り組んでまいります。

それでは、今議会に提案いたしました令和 7 年度当初予算案について御説明申し上げます。

来年度の当初予算案は、令和 7 年度当初予算編成方針及び重点施策に基づき、国の地方財政

計画等を踏まえた上で、先ほど申し述べた思いを込めて「みやぎきの“真価”実感予算」として編成しました。

その結果、令和7年度の当初予算案は、一般会計6,679億5,900万円、特別会計1,998億2,766万円、公営企業会計664億7,430万9,000円となります。

このうち、一般会計の歳入財源は、県税1,123億1,000万円、地方消費税清算金552億7,178万7,000円、地方譲与税229億100万円、地方交付税1,937億7,200万円、国庫支出金1,039億8,451万5,000円、県債620億4,620万円、その他1,176億7,349万8,000円であります。

次に、主な事業について、3つの重点施策に沿って御説明申し上げます。

まず、「日本一挑戦プロジェクトの着実な推進」であります。

子ども・若者プロジェクトでは、市町村と連携し、第2子の保育料負担を軽減するとともに、放課後児童クラブの待機児童解消を目指し、スペースが確保できない、児童数が減少しているなどの理由でクラブの設置が困難な地域において、クラブに準じた小規模な「こどもの居場所」を運営する際の経費を支援します。

グリーン成長プロジェクトでは、再造林率のさらなる向上を図るため、伐採後放置され、灌木等によって植栽が困難となっている林地において、その除去費用を支援するとともに、本県の木の魅力をPRし、需要拡大につなげるための展示スペースの設置や商業施設等における内装木質化などを支援します。

スポーツ観光プロジェクトでは、屋外型トレーニングセンターに600席程度の観客席を設置するなど環境の充実を図るとともに、10月に本県と大分県で共同開催予定の「ツール・ド・九

州2025」大会の運営経費等を、開催地である延岡市とともに負担いたします。

次に、「若者・女性を重視した人口減少対策の強化」であります。

女性が働きやすい環境整備などに必要な施設整備や備品購入等を支援するとともに、女性活躍の取組を行う企業に奨励金を支給します。

また、本県への若者のU I Jターンを促進するため、従来の移住支援金の対象とならない若者や新卒者に対して、給付金の支給や引っ越し費用の支援を行います。

次に、「持続可能な未来に向けた基盤づくり」であります。

県内産業のデジタル化をさらに推進していくため、企業向けの相談窓口を設置し、セミナーの開催やデジタル実装・活用に向けた伴走支援を行うとともに、機器等の導入費用も支援します。

また、県内で活躍の場が広がっている外国人材について、企業向け・外国人向けの労働相談窓口を設置し、既存の「みやぎ外国人サポートセンター」と併せて、その「くらしと仕事」を総合的に支援します。

さらに、これまで市町村を通じて、身体・知的障がいの方の医療費を助成していましたが、今回、新たに精神障がいの方を追加いたします。

令和9年度開催の日本のひなた宮崎 国スポ・障スポに向けては、113億円余の予算を措置し、アスリートタウン延岡アリーナのメインアリーナやひなた県総合運動公園庭球場の施設整備を進めるほか、ソフト事業として、アスリート等と県内企業を結びつけるマッチング会、女性アスリート向けの健康に関する研修会や医療費支援などを新たに実施し、さらなる競技力向上に

つなげていきます。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第21号から第29号までは、物価高による維持管理経費等の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、使用料や手数料等の改正を行うとともに、一部、法令改正や施設の新設等に伴う使用料等の改正も行うものです。

議案第30号は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の改正に伴い、保管場所標章が廃止されるため、関係規定を改正するものです。

議案第31号及び第32号は、令和6年の人事委員会勧告等を踏まえ、県職員及び市町村立学校職員の給与制度の整備を行うため、関係規定を改正するものです。

議案第33号は、国家公務員等の旅費に関する法律等の改正を踏まえ、関係規定を改正するものです。

議案第34号は、物価高による維持管理経費の増加等を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、指定管理者が管理する公の施設の利用料金の上限を改正するものです。

議案第35号は、教育関係の公の施設に関し、指定管理者が管理する施設の利用料金の上限の改正を行うほか、高等特別支援学校の開校に伴い、公の施設として設置するものです。

議案第36号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係規定を改正するものです。

議案第37号及び第48号は、刑法の改正等に伴い、懲役及び禁錮に代えて、拘禁刑が創設されることに対応するため、関係条例を整理するものです。

議案第38号、第39号、第41号及び第47号は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う

労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、関係規定を改正するものです。

議案第40号は、火薬類取締法及び農地法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する町村に権限を移譲するための改正を行うものです。

議案第42号は、ふぐ処理業者の地位を承継する要件に事業譲渡による場合を追加するため、関係規定の改正を行うものです。

議案第43号は、認定こども園の職員配置等に関する国の基準の改正に伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第44号は、児童福祉法の改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営の基準を定めるため、条例を制定するものです。

議案第45号は、温室効果ガス排出量に関する国の公表制度の見直し等に伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第46号は、公害紛争処理法施行令の改正に伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第49号は、地方公営企業法施行令の改正に伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第50号は、包括外部監査契約の締結について、議会の議決に付するものです。

議案第51号から第53号までは、林道事業、農政水産関係建設事業及び土木事業に要する経費に充てるため市町村負担金を徴収することについて、議会の議決に付するものです。

議案第54号は、みやぎ子ども・子育て応援プランの変更及び宮崎県子どもの貧困対策推進計画の廃止について、議会の議決に付するものです。

議案第55号から第69号までは、海区漁業調整委員会委員15名が令和7年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命い

たしたく、議会の同意を求めるものです。

このうち議案第55号は、宇戸田為二氏の後任委員として中西茂広氏を、議案第56号は、中島耕成氏の後任委員として清田幸一郎氏を、議案第57号は、黒木巧氏の後任委員として和田正昭氏を、議案第58号は、田中義美氏の後任委員として淡島清武氏を、議案第60号は、松岡勝志氏の後任委員として星倉史和氏を、議案第61号は、金川淳一氏の後任委員として関屋正氏を、議案第62号は、小玉秀明氏の後任委員として浅野貴浩氏を、議案第63号は、東修氏の後任委員として吉野志朗氏を、議案第67号は、山田卓郎氏の後任委員として成原淳一氏を、議案第69号は、山崎宏氏の後任委員として島村幸広氏を、また、議案第59号外4議案につきましては、一政伸壽氏ほか4名の委員の後任委員として、同じく一政伸壽氏ほか4名をそれぞれ任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。

次に、同時に提案しております令和6年度補正予算案及びその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、国の補正予算を踏まえた物価高対策や、地方の活性化とともに日本の活力を取り戻すことを目指す「地方創生2.0」に関連するもの及びその他必要とする経費について措置するものです。

補正額は、一般会計74億7,646万3,000円の減額、特別会計46億8,089万4,000円の増額、公営企業会計340万円の増額であります。この結果、令和6年度の一般会計歳入歳出予算規模は7,118億8,562万4,000円となります。

以下、一般会計補正予算案の主な事業について御説明申し上げます。

まずは、「物価高騰対応重点支援地方交付金関係」です。

プレミアム付商品券等を発行する市町村への支援や、県立・私立学校における給食・寮食費等への支援に取り組むとともに、交通・物流事業者や医療・介護・福祉施設、また、その他の中小企業者や農林水産事業者に対する支援などの事業を計上しています。

なお、医療施設への支援には、県立病院への繰出金も含まれており、診療材料費の高騰分や今年度の給与改定に伴う大幅な人件費の増額分について措置しています。

次に、「新しい地方経済・生活環境創生交付金関係」です。

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録10周年に向けたモデルコース造成や、福祉避難所となる特別支援学校への段ボールベッド等の整備、本県焼酎の国内外PRのためのイベント開催などの事業を計上しています。

最後に、その他の国庫補助関係として、介護職員の処遇改善等のための補助、農林業等の生産性向上・輸出拡大のための施設整備支援、親元就農を含む新規就農者向けの農業用機械等の導入支援などの事業を計上しています。

一般会計の歳入財源といたしましては、県税45億2,000万円、地方消費税清算金16億2,031万7,000円、地方譲与税42億5,992万9,000円、地方交付税95億7,657万6,000円、国庫支出金マイナス53億8,539万4,000円、繰入金マイナス168億9,385万9,000円、県債マイナス53億276万3,000円、その他1億2,873万1,000円であります。

次に、予算関係以外の議案について御説明いたします。

議案第88号は、産業廃棄物税の課税をさらに5年間継続するため、関係規定の改正を行うものです。

議案第89号は、米軍構成員等の所有する自動車に対する自動車税種別割の徴収方法等について改正を行うものです。

議案第90号は、基金の設置目的や今後の活用方針等を踏まえ、一部の特定目的基金に終期を設定するため、関係条例の整備を行うものです。

議案第91号は、幼保連携型認定こども園の職員配置等に関する国の基準の改正に伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第92号は、準都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係について、都市計画区域内と同様の制限を付加するため、関係規定の改正を行うものです。

議案第93号から第101号までは、工事請負契約の締結や変更について、議会の議決に付するものです。

議案第102号は、宮崎県東京ビルの再整備に伴う県施設部分の取得について、議会の議決に付するものです。

議案第103号は、母子福祉資金貸付金に係る貸金返還請求の訴えを提起することについて、議会の議決に付するものです。

議案第104号は、国富町において発生した県管理道路における倒木事故に関し、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決に付するものです。

議案第105号は、林道事業に要する経費に充てるため市町村負担金を徴収することについて、議会の議決に付するものです。

議案第106号は、宮崎県道路公社の行う一ツ葉有料道路の事業内容の一部変更に係る同意について、議会の議決に付するものです。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明しました。

現在、国際秩序が急速に流動化する中で、米国をはじめとする世界の国々や日本の政治・経済情勢が大きく変動しつつあり、本県もその影響の外にすることはできません。この変化に的確に対応しつつ、いかにして本県の追い風としていくか、そのかじ取りが求められる重要な局面を迎えております。世界の潮流を踏まえながら必要な施策を推進し、本県に新たな風を呼び込んでいく、そのような決意で取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。

最後に、先日の公表を含め、今年度4件の酒気帯び運転など懲戒処分が繰り返し発生していることは、県政に対する信頼を大きく失墜させるものであり、県議会をはじめ県民の皆様にご心よりおわびを申し上げます。

改めて、全職員に対し綱紀粛正の徹底を強く求め、庁内一丸となって県民の信頼回復に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○濱砂 守議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日21日から26日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、27日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時35分散会

2月27日（木）

令和 7 年 2 月 27 日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（38名）

2 番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3 番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4 番	工藤隆久	（同）
5 番	福田新一	（宮崎県議会自由民主党）
6 番	本田利弘	（同）
7 番	山内いっとく	（同）
8 番	山口俊樹	（同）
9 番	下沖篤史	（同）
10番	齊藤了介	（同）
11番	黒岩保雄	（同）
12番	渡辺正剛	（同）
13番	濱砂守	（同）
14番	脇谷のりこ	（親和会）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	山内佳菜子	（同）
17番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
18番	二見康之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	日高博之	（同）
20番	後藤哲朗	（同）
21番	佐藤雅洋	（同）
22番	安田厚生	（同）
23番	日高陽一	（同）
24番	内田理佐	（同）
25番	川添博	（同）
26番	荒神稔	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	山下寿	（同）
34番	外山衛	（同）
35番	武田浩一	（同）
36番	丸山裕次郎	（同）
37番	中野一則	（同）
38番	山下博三	（同）
39番	野崎幸士	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
代表監査委員	川野美奈子
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也

◎ 代表質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。宮崎県議会自由民主党の外山衛でございます。

世界の情勢は混沌としておりますが、県議会といたしましては、見誤ることなく、県政の発展のため邁進すべきと考えております。

では、会派を代表しまして、通告に従い質問してまいります。

なお、ちょっと風邪ぎみでございまして、滑舌が悪いかもしれません。お許してください。ただ、コロナとインフルは陰性でございましたから御心配なく。せきも出ません。

初めに、日本一挑戦プロジェクトについてであります。

このプロジェクトは、総合計画アクションプランの中でも、子育てや農林業、スポーツの分野において、総合計画が目指す「安心と希望あふれる宮崎」の早期実現に向けて、令和8年度までの3か年、関連施策を重点的・集中的に展開するもので、河野知事4期目の目玉施策でもあります。

今年度までの進捗状況を踏まえ、プロジェクト2年目に当たる来年度は、具体的な成果を意識して取組をステップアップさせるべき大変重

要な年であります。

そこでまず、日本一挑戦プロジェクトの進捗状況を踏まえた来年度以降の取組の方向性について、知事に伺います。

次に、物価高騰対策についてであります。

食料品や生活用品、電気・ガスなどの物価高により、生活が厳しいという声が聞かれます。

一方で、物価高騰を克服するためには、賃金上昇や価格転嫁が進んでいくことが必要ですが、現状では、名目賃金と比較して実質賃金は伸び悩み、価格転嫁も難しいと多くの事業者が悩んでおります。

本県におきましても、物価高に苦しむ県民や事業者の皆様が安心できるような対策を一刻も早く講じることが必要であると考えております。

そこで、喫緊の課題である物価高騰対策に今後どのように取り組んでいくのかを総合政策部長に伺います。

次に、指定管理者制度についてであります。

県が有する公の施設は289施設あり、このうち約半分となる142施設で指定管理者制度が導入されておるようであります。

その指定管理者の選定においては、公募によることとされておりますが、募集件数に対して、約4分の3は1者しか応募がない状況と聞いております。

できるだけ複数の応募者から提案を受け、一定の競争原理が働く中で選定することが、県民サービスの向上につながると考えます。

そこで、指定管理者の募集に当たり、応募者を増やすための取組について、総務部長にお伺いします。

次に、公金の管理・運用についてであります。

物価高騰が続く中、日本銀行は、先月の金融政策決定会合において、政策金利を現行の0.25%から0.5%への利上げを決定いたしました。

これまで超低金利が続いてきましたが、金融政策の正常化進展によって、日本経済が本質的な金利ある世界へ徐々に近づいているのではないかと推測されます。

今後も国内外の社会経済情勢を判断しながら、さらに追加利上げもあるのではとの声も聞きますが、このような状況の中、県の管理する現金や基金など、いわゆる公金の管理・運用も大変重要になってくると考えます。

そこで、今後、金利の上昇が見込まれますが、本県の公金運用はどのように行っているのかを会計管理者に伺います。

次に、国際情勢を踏まえた国民保護についてであります。

我が国の周辺では、中国による台湾周辺での大規模軍事演習、北朝鮮からの弾道ミサイルの発射による挑発行為などが強行され、政府においては、「我が国は、戦後最も厳しく、複雑な安全保障環境に直面している」として防衛予算を拡充し、防衛力の抜本的強化を図られております。

このような状況の下、報道等では「台湾有事を念頭に」などと言われておりますが、国は昨年6月に、一つの想定として、沖縄県先島諸島の住民約11万人を九州・山口各県に避難させるため、避難当初の約1か月間の対応を盛り込んだ初期的な計画の策定を各県知事に依頼し、本県においては、宮古島市の住民約1万人を受け入れる想定と聞いております。

そこで、先島諸島からの住民避難の計画策定に対する知事の考えを伺います。

次に、科学技術に関わる人材の育成について

であります。

世界はAIの開発競争に突入しております。

一方、かつて世界を席卷した日本の電化製品は世界で戦えなくなり、残るは自動車産業のみとも言われております。

資源を持たない日本は、知恵と工夫で世界と勝負していくしかありません。

本県から世界に羽ばたき、そして行く行くは宮崎に貢献できる人材、とりわけ科学技術人材の育成は、本県の産業界の発展にも大きく寄与することにつながっていくものと考えます。

今回、教育委員会では、新規事業において「科学に関わる人財創出」に取り組まれるようであります。そこで、未来の宮崎を担う科学技術に関わる人材をどのように育成していこうと考えているのかを教育長に伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、以下の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、日本一挑戦プロジェクトについてであります。

このプロジェクトは、県政のさらなる飛躍に向けて、本県の強みを生かせる3つの分野で日本一を目指すもので、私の4期目の重点的な取組として、今年度から本格的に展開しております。

これまでグリーン成長プロジェクトでは、全国初となる再造林推進ネットワークの構築や補助のかさ上げなど、官民一体となった宮崎モデルの構築が進んでおり、さらなる体制強化を図ってまいります。

また、スポーツ観光プロジェクトにおいては、スポーツ施設の高質化、レベルアップ、さらには総合相談窓口の開設、これが先日、WB

C予選のニカラグア代表の合宿にも結びついたところではありますが、さらにはツール・ド・九州をはじめ、国際水準の大会・合宿の誘致などに取り組んでおり、引き続き着実に推進してまいります。

一方、子ども・若者プロジェクトでは、結婚支援コンシェルジュの配置や男性の育休取得促進など、主に自然減対策を講じておりますが、全国の傾向と同様、婚姻数や出生数などは厳しい状況が続いております。

昨日、韓国の昨年の合計特殊出生率が0.75と発表されました。OECDに加盟しているような先進国でも軒並みに低下傾向にあり、厳しい状況だと認識しております。

このため来年度は、当初予算で計上しております第2子保育料の負担軽減など、思い切った自然減対策の充実を図るとともに、県外流出が著しい若者・女性をターゲットとして、社会減対策を抜本的に強化し、何としても今の流れを変えたいという思いを強くしております。

宮崎の未来を切り開いていくこの3つのプロジェクトを成功に導くため、今後とも全力で取り組んでまいります。

次に、先島諸島からの住民避難の計画策定についてであります。

議員御指摘のとおり、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しく複雑なものとなる中、平素から国民保護の各種体制を整備し、国と地方公共団体とが緊密に連携していく必要があるという認識の下、昨年6月、国から九州地方知事会に対し、この計画策定の依頼があったものであります。

今回の策定を通して、改めて国民保護について考えることはとても重要だと考えておりますし、これまでに前例のないプロジェクトを進め

ていかなくってはならないという強い使命感を感じているところであります。

加えて、近年、自然災害が激甚化する中、大規模災害発生時の住民への支援策や、県域を越えた広域連携・支援体制の構築は、重要な課題だと認識しております。

現在、九州地方知事会においても、南海トラフ地震を想定した広域連携に関する議論、準備等を行っているところであります。今回の検討は、そういった連携体制の構築や各県の災害対応力の強化にもつながるものと考えております。

九州地方知事会の会長という立場からも、国や沖縄県、九州・山口各県と緊密に連携しながら、この取組をしっかりと進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（重黒木 清君）〔登壇〕 お答えします。物価高騰対策についてであります。

長引く物価高騰により、生活や経済活動にも大きな影響が生じていることから、昨年末に成立した国の補正予算において、重点支援地方交付金の追加等が盛り込まれたところであります。

このため県としましては、必要な対策を速やかに講じることが重要であるという認識の下、国の交付金等を活用し、生活者支援として、市町村と連携したプレミアム付商品券の発行、また、事業者支援として、交通・物流事業者や農林水産事業者、医療・介護・福祉施設に対する燃料・資材等への補助など、物価高騰対策のための補正予算案総額61億円余について、今議会に計上しております。

予算成立後は、市町村や関係団体等とも連携しながら、事業の早期執行に努め、県民や事業

者への影響緩和に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（吉村達也君）〔登壇〕 お答えします。指定管理者制度についてであります。

議員御指摘のとおり、県民サービスのさらなる向上のためには、指定管理者の募集に当たり、複数の応募者を確保し、競争性を持たせることが重要であります。

そのため、より多くの団体や企業に関心を持ってもらえるよう経済団体等を通じた周知や、他の自治体で実績がある団体等への個別の呼びかけなどを実施しております。

また、参入しやすい環境整備を図るため、公の施設の管理運営に関心のある団体等のニーズ把握に努めており、例えば「3年の指定期間では、投資リスクの観点等から参入が難しい」との意見があったため、昨年度の募集から、指定期間を原則5年に延ばす見直しを行ったところであります。

改めまして、制度を導入している各施設において、民間事業者のノウハウが活用され、県民サービスの向上が継続的に図られているか等の検証を踏まえた施設運営の在り方や、施設の特性に応じた募集要件の検討を定期的に行い、競争性の確保に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○会計管理者（米良勝也君）〔登壇〕 お答えします。公金の運用についてであります。

歳計現金や基金等の公金につきましては、安全性を最優先に、流動性や効率性も重視しながら、定期性預金や国債のほか、近年では、高速道路会社債などの、より金利の高い債券による運用も行っております。

これまで低金利が続く中、より多くの利息が得られるよう、資金をまとめて規模を大きく

し、また、できるだけ長期で運用するなどの工夫を行いました結果、今年度は9年ぶりに2億円を超える運用利益を確保できる見込みとなっております。

今後とも、金融情勢等の動向をしっかりと見極めつつ、利息収入の確保に向けて一層の工夫を行いながら、安全かつ効率的な公金の管理・運用に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○教育長（黒木淳一郎君）〔登壇〕 お答えします。科学技術に関わる人材育成の取組についてであります。

私は、科学によってもたらされる課題は、科学によって解決すべきだと考えております。しかも、科学的思考力は早期の段階から育み、身につけさせなければなりません。

当初予算案で計上しております新規事業では、まず、科学好きの裾野を広げるため、小中学生を対象に科学に親しむイベント等を開催し、科学に触れる機会を創出してまいります。

加えて、世界へ挑戦する気概を育む講演会の開催や、国内外の最先端科学を体験する派遣研修などを通して、豊かな才能を引き出し、能力をさらに伸ばすプログラムを計画しております。

この事業を通して、科学の芽を育み、あらゆる分野で創造力を発揮し、未来の宮崎を支え、世界の舞台で活躍できる人材の創出を目指してまいります。以上であります。〔降壇〕

○外山 衛議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。

河野知事の4期目の任期も、残すところ2年を切っております。日本一挑戦プロジェクトによる取組などを通じて、本県の強みをさらに伸ばし、一層の高みを目指していただくとともに

に、少子化・人口減少や物価高への対応、医療・福祉の充実など、引き続き努力すべき分野にも十分に目配りしながら、県民誰もが安心して暮らし、働き、将来に希望が持てる宮崎づくりを進めていただきたいと思います。

それでは、質問を続けてまいります。

まず、総合計画アクションプランについてであります。

このプランは、知事の政策提案を踏まえ、総合計画が目指す真の姿の実現に向けて、本県を取り巻く喫緊の課題に対応しつつ、人口減少下にあっても活力にあふれる、持続可能な宮崎づくりに向けた県政運営の基盤とも言うべきものであります。

このような中、この1月には、河野知事4期目の折り返しを迎えましたが、このアクションプランに掲げた施策の進捗をしっかりと把握・分析し、県民の皆様にも成果として示していけるよう取組を進めていかなければならないと考えます。

そこで、総合計画アクションプランの折り返しに当たり、これまでの取組をどのように捉え、今後、目標達成に向けて、どのように取り組むのかを知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） このプランは、私の政策提案も踏まえて策定しまして、コロナ禍や物価高騰等から影響を受けた本県の社会経済活動の回復を図る宮崎再生を進め、本県を再び成長軌道に乗せるとともに、人口減少やデジタル化、脱炭素化、防災・減災など、本県が直面する喫緊の課題の克服に向けて、優先的・重点的に取り組むべき施策を掲げております。

これまでの取組によりまして、産業活動の回復に加え、ソウルや台北と結ぶ国際定期便の再開・拡充、東九州道や中央道、都城志布志道路

などの高速道路網や、国スポ・障スポも見据えたスポーツ施設の整備の進展など、宮崎再生に向けて一定の手応えを感じる一方、この間、少子化・人口減少は一層加速しており、改めて強い危機感を持って施策の強化を図ることが重要であると考えております。

このため来年度は、重点施策の推進方針に基づき、先ほど答弁申し上げましたとおり、日本一挑戦プロジェクトを着実に推進するとともに、長引く物価高騰等への適切な対応を図りながら、国内外との交流拡大や力強い産業づくりに加え、医療・福祉や県土強靱化など、安全・安心な暮らしの確保にも一層注力してまいります。

今後とも、プランの目標達成を目指して全庁を挙げて取り組み、持続可能で未来に希望を持てる宮崎づくりに邁進してまいります。

○外山 衛議員 次に、地方創生についてであります。

地方創生の取組開始から10年目の節目となり、国は、「人口減少や東京一極集中の流れを変えるまでには至らなかった」と、これまでの取組を総括しております。

このような中、初代の地方創生担当大臣でもある石破首相は、首相就任時の所信表明演説において「地方こそ成長の主役である」と明言しており、新たに「新しい地方経済・生活環境創生本部」を設置し、地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増する方針を決定するなど、「地方創生2.0」を政権の看板政策として進めております。

本県においても、これまで様々な地方創生に取り組んできたと思いますが、今回の「地方創生2.0」の起動を踏まえ、今後、本県は地方創生にどのように取り組んでいくのか、知事の考え

をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） これまでの地方創生の取組の中で、本県においては、フードビジネスの成長産業化をはじめ、屋外型トレーニングセンターの整備によるスポーツランドの魅力向上や大学と連携した産業人材の育成など、一定の成果が出てきております。

今、言及がありました石破総理の所信表明の中でも、小林市の動画によるPR、西諸県弁がフランス語に似ていると、大変ユニークな取組というような評価もいただいたところであります。様々な動きが県内でも進んでおります。

一方で、東京一極集中の流れは止まらず、地方では、少子化・人口減少が加速しております。

このような中、国は、「地方創生2.0」として、安心して働き、暮らせる生活環境の創生、地域資源を活用した高付加価値型産業の創出、人や企業の地方分散など、改めて、地方創生に取り組むこととしております。

県としましては、このような国の動きと方向性を共有しまして、人口減少問題を正面から受け止め、「地方こそ成長の主役」という理念の下、若者や女性がさらに活躍できる社会づくりに向け、市町村や民間企業などと幅広く連携しながら、日本一挑戦プロジェクトの着実な推進をはじめ、本県の強みを生かした地方創生をより一層進めてまいります。

○外山 衛議員 次に、若者・女性を重視した人口減少対策の強化についてであります。

冒頭の日本一挑戦プロジェクトに関する知事の答弁にもございましたけれども、県では、本年度から本格展開している子ども・若者プロジェクトにおいて、さらなる取組の強化に向けて、来年度の重点施策の推進方針において、

「若者・女性を重視した人口減少対策の強化」を掲げ、社会減対策の強化を図るとのことです。

そこでまず、この対策強化について、令和7年度の施策の方向性を知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 少子化・人口減少が一層加速する中で、私は今後、若者や女性に選ばれる地域とならなければ、地域経済や社会の活力を維持していくことは困難になるという強い危機感を抱いております。

このため、施策の構築に当たりましては、庁内の部局横断ワーキンググループや若手・女性職員による議論を進めるほか、私自身も県内産業界の第一線で活躍されている若い方々と意見交換を重ねるなど、当事者世代の実態やニーズの把握に努めてまいりました。

これらを踏まえ、来年度は、子ども・若者プロジェクトの柱に若者・女性を重視した対策強化を新たに掲げ、社会機運の醸成に加え、柔軟で多様な働き方ができる企業づくりの支援、移住・U I J ターンのさらなる促進や、若者・女性のスキルアップを積極的に応援する取組などを展開してまいりたいと考えております。

若者・女性を重視した人口減少対策を進めるに当たり、そのキャッチフレーズとして、「ひなたで見つけた、わたしらしさ。」というものを今掲げております。

これは庁内の若手職員が提案したものでありまして、県民の皆様と想いを共有しながら取り組んでまいりたい、そういうキャッチフレーズであります。若者や女性が自分らしく暮らし、働き、幸せを実感できる宮崎の実現に力を尽くしてまいります。

○外山 衛議員 一方、本県では、男性よりも女性のほうが2倍以上、県外に流出していると

いう実態があるようであります。

とりわけ女性に、地元に残りたい、宮崎で暮らし、働きたいと思ってもらうことが重要であると考えますが、女性の活躍推進に向けて、どのように取り組んでいかれるのかを知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） これまで県では、男女共同参画意識の醸成や、女性の多様な働き方が実現できる環境づくりを進めてきたところであります。今後さらに若者や女性に選ばれる地域となるためには、社会全体で女性の活躍推進に向けたさらなる意識の醸成や、柔軟で多様な働き方ができる企業の拡大、またそのような地域環境を築いていくことが大変重要であると考えております。

このため、来年度から新たに女性活躍推進室を設置するとともに、本議会に必要な予算を計上しているところであります。

具体的には、みやざき女性の活躍推進会議と連携し、県民や企業の意識変革に向けたシンポジウムの開催や、女性リーダー等の育成支援に取り組むとともに、あわせて、女性の積極的な採用や働きやすい環境整備を進める企業への支援を行ってまいります。

加えて、働く若者・女性のチャレンジを応援するため、キャリア形成やスキルアップ、起業チャレンジ等への支援にも取り組んでまいります。

今後とも、関係団体、企業等と連携しながら、女性が活躍できる社会の実現を目指して、しっかり取り組んでまいります。

○外山 衛議員 続いて、総務省の統計によりますと、本県の令和6年の転出超過は1,064人、社会動態は近年、改善傾向にあるようであります。

しかしながら、依然として、若年層の県外流出が顕著な状況は続いており、全国的には、コロナ禍を契機とした地方回帰から、都市圏回帰への流れも見られるところであります。

知事も答弁で言及されたように、若者の移住・U I Jターンのさらなる促進が重要であると考えますが、どのように取り組んでいかれるのかを総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 現在、県では、宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンターを設置し、移住相談への対応や情報発信を行うとともに、相談会の開催や移住支援金を通じ、移住の促進を図っているところであります。

県外からの移住は年々増加しており、一定の成果が出ているものと考えておりますが、社会減対策の強化に向けては、議員御指摘のとおり、若者の移住促進が重要であります。

このため県では、来年度、これまで移住支援金の対象としていなかった20歳代までの第2新卒者を対象とする新たな支援金制度を創設するとともに、新卒者に向けては、従来の就職活動の際の交通費に加え、引っ越し費用を助成することとしており、今議会で必要な経費を当初予算案に計上しているところであります。

今後とも、市町村と連携し、人口減少対策の柱として、若者の移住促進に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 本県の社会動態のさらなる改善に向けて、大変重要な取組と考えますので、国の政策ともしっかり連動しながら、実効性のある施策を強力に推進していただきたいと思います。

次に、財政運営について伺ってまいります。

先ほどの答弁で、令和7年度も重点施策の推進方針に基づき、引き続き3つの日本一挑戦プ

プロジェクトを成功に導いていくとともに、総合計画アクションプランの目標達成に向け、未来に希望を持てる宮崎づくりに邁進されるとのことでありましたが、まずは、令和7年度当初予算案の基本的な考え方について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 令和7年度当初予算案は、「日本一挑戦プロジェクトの着実な推進」をはじめとする3つの重点施策の推進と、財政の健全性確保の両立を図る予算として編成しました。

また、施策を通じて、本県の豊かな自然や食、温かい県民性など、時代の変化に左右されない本県の真の価値、「真価」を県民に実感いただきたい、そのように考えております。

その上で、さらに、真価の発揮に向けて必要となります魅力や長所を伸ばす、進めるという意味での「進化」、さらには、課題を深掘りし、改善する、深めるという意味での「深化」を通じて、県民の皆さんに「本県に住んでよかった」と心から思っただきたいという思いで、予算案の名称を「みやざきの“真価”実感予算案」としております。

予算額は、今年度より約82億円増の6,679億5,900万円で、重点施策の推進に資する取組に対して重点的に財源を措置するとともに、県土強靱化などの公共事業については、3年連続で1,000億円を超える予算を確保したところであります。私の知事就任後では3番目の規模となりまして、口蹄疫対策転貸債等償還金の計上や新型コロナ対策に特段の措置を講じるなど、特殊な事情のあった年度を除けば、最大の規模となったところであります。

○外山 衛議員 県民の実感につなげていくためには、実直に物事を進める姿勢はもちろん大

事でありますが、本県の現状や課題を的確に捉え、様々な状況に置かれた県民や事業者に寄り添い、そして、その心に響く施策が不可欠であります。

また、これらの施策に対して、しっかりと予算を措置していくことが必要であります。日本一挑戦をはじめとする今回の重点施策を推進するため、どのように予算対応されたのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 令和7年度当初予算案では、「日本一挑戦プロジェクトの着実な推進」のため、35事業16億円余を追加で措置し、第2子保育料の負担軽減や植栽未済地の早期解消、屋外型トレーニングセンターのさらなる環境整備等に取り組めます。

また、「若者・女性を重視した人口減少対策の強化」に新たに13事業8億円余を措置し、女性活躍に積極的に取り組む企業への奨励金支給や、従来の移住支援金の対象とならない若者に対する給付金支給などに取り組むこととしており、これら日本一挑戦関係の総事業費は、継続事業も含めると98事業76億円余となっております。

さらに、3つ目の柱である「持続可能な未来に向けた基盤づくり」では、新規・改善事業として49事業24億円余を措置し、外国人材に係る労働相談窓口の新設や新規就農者確保のための総合的な対策、精神障がい者の医療費助成などに取り組むこととしております。

これら重点施策の推進に必要な財源につきましては、既存の基金や国庫支出金の活用はもとより、私の判断で一般財源を上乗せして措置したところであります。積極的な財政出動によりまして、本県に今、求められる施策を強力に推進してまいります。

○外山 衛議員 本県が取り組むべき施策に対する知事の考えをお聞きしたところでありますが、一方で、社会保障関係費はもとより、国スポ・障スポ開催経費や県土強靱化対策、施設の老朽化対策などにも引き続き多額の財政需要が見込まれることから、財政運営については、十分にチェックしていく必要があります。

そこで、今回の当初予算編成によって、財政の健全性に問題は生じないのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 令和7年度当初予算案につきましては、3年連続で6,500億円を超える規模となりましたが、県税収入の伸び等によりまして、自主財源比率が2年連続で過去最高を更新するとともに、国庫補助金等を積極的に活用することで、当初予算編成後の県の貯金に当たります財政関係2基金の残高は、これまでと同水準の約239億円を確保しております。

また、臨時財政対策債を除いた実質的な県債残高は、県土強靱化や国スポ・障スポへの対応等によりまして、年々増加しておりますが、こうした国スポ関係の施設整備は、来年度おおむね終了するとともに、実質公債費比率や将来負担比率など、財政健全化に関する指標も現状では問題がないことから、今後の財政運営に支障は生じないものと考えております。

一方、人件費の増加や物価高、金利の上昇が今後も見込まれるとともに、防災・減災対策や施設の老朽化対策に継続的に取り組む必要がありますことから、毎年更新している長期的な財政見通しへの的確に反映し、引き続き将来の財政状況をしっかり確認し、健全な財政運営に努めてまいります。

○外山 衛議員 「積極的な財政出動」と「財政の健全性維持」は、相反するものでございま

すけれども、この両者のバランスを取っていくことが、本県の持続可能な成長に向け、非常に重要であります。

社会保障費など様々な経費が増額する中、国の地方財政対策で地方の一般財源総額がしっかり増額確保されなければ、人口減少対策や防災・減災対策といった重要課題への対応にも支障が生じます。

知事は、全国知事会の地方税財政常任委員長として、このような声を地方を代表して国へ届け、実現していく、重要な役割を担っておられます。

そこで、令和7年度地方財政対策について、全国知事会の地方税財政常任委員長としてどのように評価されているのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 全国知事会の地方税財政常任委員長としまして、年末の予算編成や税制改正に向けて、地方の声を届けてきたところでありますが、昨年末に閣議決定されました令和7年度地方財政対策では、人件費の増加や物価高への対応が計上され、地方の一般財源総額について、交付団体ベースで前年度を1.1兆円上回る63.8兆円が確保されております。

その上で、臨時財政対策債が平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額がゼロとなるなど、地方財政の健全化も図られているところであります。

このほか、自治体DX等を推進するための新たな地方債の創設、緊急浚渫推進事業の期間の延長、公立病院の地方財政措置の拡充など、本県の実情も十分踏まえつつ、私が地方の声をとりまとめ、国に強く要望してきた事項が受け入れられた内容となっており、高く評価しております。

なお、現在開かれている通常国会において、

地方財政対策を含む令和7年度予算案等が審議されておりまして、年収の壁の見直しをはじめ、ガソリン等に係る暫定税率の廃止、高校の無償化など、地方財政への影響が心配される議論も行われているところであります。これらの動向も注視しつつ、今後も地方の意見が尊重され、地方税財源の確保・充実が図られるよう、随時国に対し提言してまいります。

○外山 衛議員 地方税財政常任委員長としての立場を最大限活用され、また知事の存在感も発揮され、国に対して地方の声をしっかりと届け、成果につながるよう、よろしくお願いしたいと思います。

次に、県立病院の運営についてであります。

昨年度の2月議会で議決いたしました病院局に対する50億円の貸付金は、提案した知事としても、また県議会としても、非常に重い決断でありました。あれから1年が経過しましたが、病院局としても、貸付金を重く受け止め、真摯に経営改革に取り組んでこられたであろうと考えております。

なかなか短期間では効果が出ないものもございますが、これまでの経営改善の効果等も踏まえて、現在の経営状況について、病院局長に伺います。

○病院局長（吉村久人君） 病院局では今年度、50億円の借入れ等を糧としながら、外部コンサルタントを活用した診療報酬制度への適切な対応や、医薬品・診療材料の共同購入、日南病院の病棟再編などに、3病院一丸となって取り組んでいます。

こうした取組により、前年度と比較して、入院・外来収益では4.1%の増、12億7,500万円の増収を見込み、経常費用全体では6.1%増となつてはいるものの、2億7,300万円の費用削減を

図っております。

しかしながら、収益が公定価格である診療報酬により決定される中で、給与費や物価の高騰を賄うことができず、上半期経過時点での今年度決算は、33.9億円の経常赤字を見込まざるを得ない状況であります。

○外山 衛議員 なかなか厳しい状況であると思いますが、県立病院事業点検プロジェクトチームにおける指摘の内容について、プロジェクトチームのトップである日隈副知事に伺います。

○副知事（日隈俊郎君） プロジェクトチームとしましては、病院事業を取り巻く厳しい経営環境が今後も続くものと想定される上、診療報酬の改定や一般会計からの繰出金による対応にも限界がありますことから、政策医療や不採算医療の提供をはじめとする県立病院の役割を持続的に果たしていくためには、収益・費用の両面から、抜本的な対策を講じていくことが急務と考えているところであります。

このため、病院局に対し、民間病院等の経営努力も参考に、採算性の高い医療分野の強化や新たな施設基準の取得等による収益の確保に取り組むとともに、今後の人口減少等も十分考慮した病床数の適正化による稼働病床利用率の向上や人員配置の見直し等による費用の圧縮を図るよう強く求めたところであります。

○外山 衛議員 プロジェクトチームからも指摘がありましたように、昨年度の議会で示した令和12年度の黒字化・貸付金の返済開始目標を確実に達成するためには、人口減少等に伴う医療需要の変化を見据えたさらなる取組が必要であります。

プロジェクトチームの指摘等を踏まえて、病院局では今後どのように経営改善に取り組まれ

るのか、病院局長にお伺いします。

○病院局長（吉村久人君） 病院局では、厳しい経営状況を踏まえ、現行の経営改善策に加え、令和12年度までに単年度収支をさらに5.5億円改善する取組を進めてまいります。

まず、収益面では、宮崎病院において、診療報酬制度の中で、より高い収入が得られる病院への昇格を目指すほか、延岡病院の高度急性期医療の拡充等に取り組めます。

また、費用面では、3病院で臨床検査の委託先を見直すほか、日南病院では、放射線治療装置の稼働停止、新生児用救急病床数の最適化等を行うとともに、昨年末の病棟再編の効果を検証し、さらなる再編の必要性を検討します。

さらに、全国知事会や関係団体と連携し、国に、実態を踏まえた診療報酬改定や、公立病院に対する地方財政措置の拡充等について、強く要請してまいります。

○外山 衛議員 県立病院は、政策医療、不採算医療を担っており、各圏域の地域医療を守っていくために必要不可欠な存在であります。

持続可能な地域医療を提供するため、病院局においては、さらなる経営改善の取組を確実に実施するとともに、県として今後の地域医療の姿をしっかりと描き、医療を必要とする県民に適切に提供できるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、国際状況を踏まえた国民保護について質問してまいります。

先ほど壇上におきまして、いわゆる台湾有事が発生した場合の、本県において宮古島市民約1万人の受け入れを想定して策定した初期的計画について、知事の所感をお伺いしました。

心から有事がないことを願うばかりですが、いざそのような状況に置かれた場合の

備えは重要であります。避難される方、そして、受け入れる本県住民の不安や戸惑いを少しでも解消していく必要があります。

そこで、今回策定された計画では、宮古島市の住民約1万人をどのように受け入れる想定なのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 今回の計画では、先島諸島の住民の方は、九州・山口各県に福岡空港または鹿児島空港を経由して避難することとなっており、このうち、本県で受け入れを行う宮古島市の住民は、鹿児島空港を使用することになります。

その後の本県までの避難に関しましては、交通事業者との連携により、鹿児島空港から県内に設置する避難先連絡所まで貸切りバスを手配し、住民を移送します。

避難先連絡所に到着後は、健康状態の確認や生活必需品の提供等を行った上で、ホテル旅館組合とも調整しながら宿泊施設の割り振りを行い、それぞれの宿泊施設へ移送した後、ホテルや民間事業者の協力を得ながら、食事の提供等を行っていく想定としております。

○外山 衛議員 受け入れの想定について答弁いただきましたが、受け入れる本県においては、例えば、避難される方が要配慮者の場合や、受け入れる人数や期間が想定を超える場合など、各種状況も想定しておく必要があります。

そこで、計画に実現性や実効性を持たせるため、来年度以降、具体的にどういったことを検討していくのかを危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 来年度につきましては、避難が長期化した場合の避難住民に対する仮設住宅や公営住宅等の供与、就労支援、児童生徒の就学の再開に向けた方策などの検討を予定しております。

また、要配慮者の避難につきましては、現在、沖縄県が対象者の洗い出しや避難方法等を関係者と調整しており、その結果を踏まえ、本県での検討を進めてまいります。

今後、これらの検討内容を含め、受入に係る準備事項や役割分担を整理し、令和8年度までに提出を求められております「受入れ基本要領」の策定につきまして、国や九州・山口各県、関係市町村、関係機関と連携しながら、計画的に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 これは国の指針とは言いながらも、なかなか大変ですね。つまり、その1万人を宮崎県で受け入れると、ホテルや旅館が受皿となりますけれども、これは全てが空いているときの前提でございますから、実際には全てが空き室であるわけではないので、いろんな問題が生じると思います。かなり厳しい策定になると思いますが、実現性と実効性の高い計画となるように、しっかり取り組んでもらいたいと思います。

次に、南海トラフ地震への備えについてであります。

国におきましては、現在、日向灘から高知県沖にかけて、地震・津波の海底観測網、通称N-net（エヌネット）の整備が進められており、2つの観測網のうち、1つは既に運用が始まっており、もう1つも来年度完成予定と聞いております。

これによって地震や津波をいち早く感知することができ、減災効果が期待されますが、県の津波浸水想定によりますと、避難のための時間的猶予はなく、瞬時に命を守る行動を取れるかどうかは鍵となるようであります。

先月、政府の地震調査研究推進本部が公表しました海溝型地震の長期評価結果によると、南

海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は80％程度に引き上げられました。まずは、このことについて、知事の所見を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 南海トラフ地震は、前回の地震発生から約80年が経過しており、今回の発生確率の引上げは、直近の地震からの年数が経過したことによるものでありますが、「いつ地震が起きてもおかしくない」という切迫した状態が続いていることに変わりはなく、強い危機感を抱いております。

県ではこれまで、県土強靱化対策や県民の防災意識の啓発など、ハード・ソフト両面での対策を進めてまいりました。

これに加え、来年度は国に歩調を合わせ、南海トラフ巨大地震等による被害想定を更新し、減災計画の見直しを行うとともに、発災時に本県の即時応援県に選定されました長崎県との連携など、広域連携体制の強化にも取り組んでまいります。

また、農業大学校の敷地に完成いたしました災害支援物資拠点施設の活用や、県有施設である避難所の資機材等の整備により、備蓄・避難環境の充実も図ってまいります。

昨日、門川高校に参りまして、命を守る防災の授業を行ってまいりました。門川高校は、九州で初めてセーフティプロモーションスクール——防災教育に力を入れる学校に指定されておりまして、小中学校と連携した避難訓練でありますとか、自衛隊や赤十字、PTA、地域と連携した実習などに取り組んでおり、とてもよい取組をしておられると感じました。

この生徒が卒業した後、進学先、就職先でその防災意識啓発を広めていく、そういう重要な役割を果たしていただくのではないかと考えておりまして、東日本大震災のときも、子供たち

への防災教育が地域の被害の軽減につながった「釜石の奇跡」というような事例もありますので、改めて幼少期からの防災教育の充実の必要性も感じたところであります。

今後とも、関係機関等と連携しながら、常在危機の意識の下、防災・減災対策により一層取り組んでまいります。

○外山 衛議員 昨年8月の地震では、南海トラフ地震臨時情報が発表され、様々な影響が見られたようであります。

この臨時情報に関しては、これまで県民にもあまり認識がなく、行政側もこれまでの取組や発表時の対応はどうだったのかと思うところがあります。

県では昨年、市町村向けに臨時情報に関する研修会を行ったようでありますが、官民それぞれが今回の反省を踏まえ、次回に生かす必要があると考えます。

そこで、臨時情報が発令されたことに関して、見えてきた課題と今後の備えについて、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 南海トラフ地震臨時情報については、発表の意味合いや取るべき行動が十分に理解されていたとは言えず、さらなる周知や分かりやすい啓発が課題となっております。

このため県では、地震発生後、速やかに臨時情報の内容等をホームページで周知するとともに、住民向けの出前講座や市町村職員、防災士向けの啓発セミナーを開催し、啓発に取り組んでいるところです。

また、法に基づき津波避難等の計画策定が義務づけられている事業者に対しては、臨時情報への対応などを盛り込むよう計画の作成例を新たに示し、事業者や関係機関への説明、ホーム

ページにより周知しております。

今後とも、様々な手段を活用し、情報発信や啓発に努めてまいります。

○外山 衛議員 巨大地震が発生した場合、特に沿岸部に居住されている方は、津波の被害に遭わないように、すぐに高台や避難所に向かうべきであります。昨年8月の地震では、車で避難する住民が相次ぎ、渋滞が発生したことなどから、改めて避難の在り方を考えておく必要があると考えます。

そこで、昨年8月以降、日向灘を震源とする地震が頻発していることを踏まえて、南海トラフ地震発生時の県警の備えについて、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 県警では、警察官が住民の方々を訪問する巡回連絡の際に行う防災指導や運転免許の更新時講習などのあらゆる機会を通じ、津波警報等が発令された際は、原則、徒歩で避難することや、やむを得ず車を使用して避難する場合は、道路上の障害物などに十分注意して運転するように広報啓発を行っております。

また、新たな取組として、今年から11月を津波からの安全な避難方法に関する広報重点月間に指定し、県警全体で広報を強化する方針であります。

○外山 衛議員 次に、J R 日南線についてであります。

昨年11月28日、J R 九州の古宮社長は、定例記者会見において、「沿線自治体等と日南線「油津－志布志」間の将来の在り方に関する議論を始めたい」との意向を明らかにされました。

この路線は、地域にとってはなくてはならない移動手段であり、J R 九州の言う議論が路線

の廃止につながるのではないかと不安もあるところであります。

そこで、報道では、11月のＪＲ九州社長の定例記者会見の後、同社からの説明や沿線自治体を交えた会合があったようではありますが、ＪＲ九州からどのような話があったのかを総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） ＪＲ九州からは、日南線の利用状況につきまして、特に油津－志布志間は、令和５年度の１キロ当たり１日平均乗客数が１７９人と、民営化された昭和６２年度と比べ約７割減少し、ＪＲ九州内の線区で最も少ない状況であるとの説明がありました。

同社としては、大量輸送という鉄道の特性が生かしていない線区では、これまでの取組にとどまらず、将来を見据えた議論が必要と考えており、日南線については、鉄道の存廃の前提を置かず、地域と一緒に未来志向で建設的な議論をし、地域や利用者にとって最適な形の公共交通を目指したいとの話があったところであります。

また、現在、本県、鹿児島県、沿線市の担当者において、ＪＲ九州から路線の現状等の話を聞いているところであり、引き続き、同社からの説明や議論の進め方についての意見交換などを行うこととしております。

○外山 衛議員 ＪＲ九州によると、「存廃の前提を置かず、未来志向で建設的な議論をしたい」と説明があったとのことではありますが、現状がＪＲ九州にとって看過できない状況であるからこそ議論を開始するのだと思われ、やはり地元としては、路線の維持に向け、危機感も感じているところであります。

そこで、具体的なことはこれからのようではありますが、ＪＲ九州からの話を受け、日南線

「油津－志布志」間の今後について、どのように考えておられるのかを知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 人口減少や少子高齢化が進む中で、県民の日常生活を支える地域公共交通をどのように維持していくのか、とても重要な課題だと認識しております。

このため、国は昨年度、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を改正し、利用が低迷するローカル鉄道について、地域の関係者の連携・協働を通じ、持続可能性と利便性の高い地域公共交通を目指し、関係者間の協議を促す方針を示したところであります。

このような中、先般、ＪＲ九州から、日南線の在り方の議論についての表明があったところであります。私からは、ＪＲ九州の古宮社長に対し、地元の意向を十分に尊重して丁寧に議論を進めるよう申し入れたところであります。

県としましては、地域住民により日常的に鉄道を使ってもらえるような取組を進めるとともに、地域にとって望ましい日南線の在り方の議論がなされるよう、沿線自治体の意向を踏まえながら必要な対応を行ってまいります。

○外山 衛議員 続いて、東九州新幹線についてであります。

県では、県民に、より新幹線に関心を持っていただくとともに、整備に向けた議論の活性化を図るため、新幹線調査を実施し、その結果などを広く県民に共有する機会として、今年１月にシンポジウムが開催されたところでありますが、新幹線整備は壮大な国家プロジェクトであり、その実現を図るには、国への働きかけ、特にその前提となる県民の理解と熱意といった機運醸成が大変重要になると考えております。

そこで、新幹線整備に向けた機運醸成について、１月のシンポジウムの状況や次年度以降の

取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 本年1月のシンポジウムでは、県の新幹線調査の結果報告や有識者による基調講演を行うとともに、有識者に加え、観光関係者や若者の代表などをパネリストに迎え、「新幹線の実現に向けて」などをテーマとしたパネルディスカッションを実施いたしました。

当日は多くの方に御来場いただき、アンケートでは、宮崎県に新幹線は必要と考える方が8割と多くの肯定的な意見をいただいたほか、新幹線整備の仕組みを「理解できた」という回答が9割を超えるなど、より具体的に新幹線への関心を持っていただく機会になったものと考えております。

新幹線整備の実現には、今後とも県民の新幹線への関心を高めていくことが重要であるため、当初予算に計上しております新幹線整備機運醸成事業により、引き続き県民向けの講演会などを開催し、機運醸成に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 今回の新幹線調査では、現在の整備新幹線が開業までに要した期間についても分析がなされていました。

これによると、整備計画決定から最初の部分開業まで最短で24年、全線開通までは最短で37年を要しております。

九州の中でも新幹線がある地域との交通面での格差は大きく、それが本県の観光や経済といった側面での成長を阻害する要因になっているのではないかと危惧しております。

新幹線整備は長い時間を要する国家プロジェクトではありますが、そのような中でも、宮崎の将来を考えると、早期実現を目指していくことが本県のためになるのではないのでしょうか。

そこで、東九州新幹線の早期実現に向けて、知事はどのように取り組んでいかれるのかを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 大都市から遠隔地にある本県にとりまして、東九州新幹線は、広域交通ネットワークを構築する上で重要な基盤になるものと考えております。

私が会長を務める東九州新幹線鉄道建設促進期成会におきましては、毎年、国に対して要望を続けてまいりましたが、国からは、「現在進めている整備新幹線の整備が終わってから、その次の話ですね」と、そのような答えをずっといただいていたところであります。

先月実施しました国への要望の際には、古川国土交通副大臣より、「国として基本計画として決定したものは進めていかなければならない。そのための財源調達の在り方などについて、皆さんと知恵を出し合いながら考えていきたい」と、そのような答えをいただいたところであります。

新幹線整備の早期実現には、現在の整備計画路線の進捗や多額の整備費用、並行在来線の問題など数々の課題がありますが、国を動かしていくためには、まずは地元の熱量が必要だと思いますし、期成会メンバーであります4県1市がより連携を深め、大きな動きをつくっていく必要があるものと考えております。

1月に開催したシンポジウムでは、同日同時刻に大分県でも同じようにシンポジウムが開催されていたものですから、両会場をオンラインで結び、大分県知事と意見交換を行っております。また、沿線の県・市でも独自調査等の様々な取組が行われるなど、関心が高まっている状況にあります。引き続き、期成会の取組も活性化させつつ、地元の機運醸成や国への提案・要

望などに取り組んでまいります。

○外山 衛議員 では先に進みます。

次に、本県におけるデジタル化の取組についてであります。

生成 A I をはじめとした新技術が次から次へと誕生するなど、デジタルは非常に速いスピードで進展しているようであります。私たちの生活にも大きな影響を与えています。

県においては、令和 3 年度に、本県のデジタル化の施策の方向性を示す宮崎県情報化推進計画を策定し、デジタル化に取り組んできたところではありますが、令和 3 年度から 6 年度までの計画期間中の取組と成果について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 宮崎県情報化推進計画では、誰もがデジタル化の恩恵を実感できる社会の実現を目指し、庁内各部局はもとより、市町村や産業界と連携を図りながら、行政手続のオンライン化やマイナンバーカードの普及促進、県内企業の D X 支援などに取り組んできたところであります。

これらの取組により、県では、図書館の貸出し予約など 179 の手続がオンライン化されたところであり、市町村では、公共施設の予約やマイナンバーカードを活用した書かない窓口など、多様なサービス展開が図られております。

また、産業や暮らしにおきましては、農林水産業や福祉などの分野で、データを活用した環境制御技術やロボットによる省力化が図られたほか、学校における教育環境の整備として、1 人 1 台パソコンの導入も進んだところであります。

○外山 衛議員 県民生活における利便性の向上や労働生産性の向上に一定の成果があったことが確認できました。

県においては、これらの取組や成果を踏まえ、令和 7 年度から 10 年度までの新たな計画を策定すると伺っておりますが、改定後の計画において、県はデジタル化にどのように取り組むのかを知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 今回改定する計画につきましては、名称を宮崎県デジタル化推進計画に改め、「行政」「産業」「地域と暮らし」という各分野において、デジタル化をさらに推進するとともに、これらを支える人材の育成・確保にも取り組むこととしております。

具体的には、行政分野では、デジタルツールのさらなる活用などの行政サービスの効率化や市町村の D X の支援を積極的に行ってまいります。また、産業分野では、D X に戦略的に取り組むモデル企業の創出や各産業におけるスマート技術の導入、さらに、地域と暮らしの分野では、中山間地域でのオンライン診療や A I を活用したオンデマンドバスの導入などを推進していきます。

そして、これらの取組を支えるデジタル人材の育成・確保に取り組むとともに、県民のデジタルリテラシーの向上も図ってまいります。

今後とも、県と市町村、関係団体等が一体となって取り組み、計画の基本目標であります「県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できるデジタル社会」を実現してまいります。

○外山 衛議員 本県を代表する文化のイベントとして長年親しまれてきた宮崎国際音楽祭が今年、第 30 回の節目を迎えます。

音楽祭のメイン会場であるメディキット県民文化センターは、昨年度から大規模改修工事のため休館しておりますが、工事を終え、いよいよ 4 月にリニューアルオープンする運びとなったとのことです。オープンを心待ちにされてい

る県民の皆様も多いと思います。

そこで、第30回の節目を迎える宮崎国際音楽祭について、これまでの成果を生かし、どのように取り組んでいくのかを知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎国際音楽祭につきましては、一流の演奏家が宮崎に集い、質の高い音楽を提供することで、本県文化の向上を図るとともに、国内外への発信によりまして、アジアを代表する音楽祭として、本県のイメージアップや県民の誇りの醸成などに大きく寄与してきたものと考えております。

先日、多大なる御貢献をいただいたバイオリニストの徳永二男さんに県民栄誉賞を贈呈したところでありますが、県外出身の方に贈呈したのは、この音楽祭の礎を築いてくださったアイザック・スターンさんに続いて2人目となります。多くの方の御尽力により、ここまで成長してまいりました。

節目となる第30回は、新たに音楽監督としてバイオリニストの三浦文彰さんをお迎えし、開館30周年を迎えたメディキット県民文化センターにおいて、県民の皆様で編成する合唱団がベートーベンの「交響曲第9番」を歌い上げる記念公演を盛大に開催することとしております。

また、音楽祭の期間中以外にも、県民招待コンサートを開催するとともに、年間を通して、県内各地で音楽を楽しんでいただけるよう市町村での関連コンサートや音楽祭の歴史を振り返るアーカイブ展、親子を対象にした舞台芸術の体験ツアーなど、多彩なプログラムを展開することとしております。

今後とも、市町村や関係機関との連携を図りながら、宮崎国際音楽祭を一つの核とした本県文化の振興をより一層図ってまいります。

○外山 衛議員 続いて、若山牧水賞についてであります。

平成7年度に、県、県教育委員会、延岡市、日向市などから構成される若山牧水賞運営委員会が主催する「若山牧水賞」が創設されました。

現在では、短歌文学の分野で大きな功績を残された歌人に贈られる賞として全国的に認知され、多くの歌人の皆様が憧れる賞となっていることを誇らしく思います。

そこで、第30回の節目を迎える若山牧水賞のこれまでの成果と今後の取組について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県では、平成7年度に若山牧水賞を創設し、我が国の短歌文学の発展や県民の心豊かな文化意識の醸成に取り組んできたところであります。牧水賞は今や、日本を代表する短歌文学賞として、高い評価をいただくに至っております。

また、牧水のゆかりの地である延岡市や日向市をはじめ、県内各地で短歌イベントが開催されるなど、短歌に親しむ環境づくりも進んでおります。

このような中、今年の「歌会始の儀」において、延岡学園高校の森山文結さんが全国最年少で選出され、本県からは31年ぶりの選出ということですが、若い世代も着実に育っており、大変喜ばしく思っております。

私は以前、お題が「光」であったときに、宮崎だから、これはやはり「天岩戸開き」をモチーフにという作品を応募したんですが、あえなく選に漏れたところでありまして、高校生はすばらしいなと思っておるところであります。

今や短歌ブームというようなことも言われている中、令和7年は牧水生誕140周年に当たりま

すので、より多くの県民が気軽に短歌や牧水に触れていただけるよう、日常のささいな出来事を書き留める短歌日記帳の作成や、県内各地での様々な短歌イベントを実施するとともに、これまでの歩みを振り返る記念シンポジウムを開催することとしておりまして、今議会において必要な経費を当初予算案に計上しているところでもあります。

今後引き続き、市町村や関係機関と連携しながら、県民誰もが短歌に触れ親しむ「短歌県みやざき」づくりに取り組んでまいります。

○外山 衛議員 続いて、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けての取組について伺います。

昨年12月、我が国の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。酒造りに関わる人々の技術の継承や地域活性化に弾みがつくだけでなく、日本酒や焼酎、泡盛などが世界の注目を集めるものであり、本県にとっても大変喜ばしいことだと思っております。

さて、本県では、神楽のユネスコ無形文化遺産登録を目指して取り組んでおりますが、神楽もまた、未来へと受け継いでいくべき大切なものであると考えます。

現在、我が国からは、「書道」が次のユネスコ登録として提案中と聞いております。次こそは神楽が選定されるように、しっかりと取り組んでいくことが必要だと考えます。

そこで、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けてどう取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 先日の「伝統的酒造り」のユネスコ登録は、焼酎や日本酒など本県の酒造りに携わる方々にとっても大きな励みとなるものであり、大変うれしく思っております。

す。

先日は美郷町で「いすゞ美人」という日本酒が半世紀ぶりに復活し、大きな注目と人気を集めておりまして、酒造りが地域振興にもつながるなと思いましたし、本県が出荷量日本一を誇る焼酎も、もっともっと輸出を伸ばしていく大きなチャンスと捉えております。

「書道」に続く提案候補の選定を令和7年と見込んでおりますことから、この1年は非常に重要であると考えております。

神楽のユネスコ登録に向けては、これまでも全国の神楽保存団体の皆様とともに、私自身も繰り返し国への要望や情報発信を行ってまいりましたが、いよいよ大詰めの時期を迎えますことから、さらに力強く登録への覚悟を示しつつ機運を高めていく、そういうときだと考えております。

そこで、ユネスコ登録に向けた最後の一押しとなるよう、思いを同じくする全国の知事や関係団体、有識者等に呼びかけて、改めて多くの力を結集する体制づくりを今進めているところでありまして、神楽に関わる全ての方々の声をしっかりと国に訴えてまいります。

今年こそ「神楽」が提案候補に選定され、令和10年度に登録となるよう、全力で取り組んでまいります。

○外山 衛議員 次に、県総合博物館について伺います。

今年度の事業で県総合博物館に新設されたウォールミュージアムは、大きなスクリーンに映像が出て、映像の魚や恐竜に触れるといういろいろな反応をするというもので、小さな子供はもちろんのこと、多くの人に楽しく分かりやすく五感に働きかける仕掛けは、博物館に興味・関心を持ってもらい、知識欲をかき立てるための

導入として素晴らしいものだと思います。

そこで、県総合博物館でスタートした「みやはくデジタルミュージアム」の現在の状況と、これを活用した今後の博物館の方向性について、教育長の考えを伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県総合博物館では、博物館を県民の皆様により身近に親しんでいただけるよう、デジタル技術の導入に取り組んでおり、その一つとして先月公開したウォールミュージアムは、子供から高齢者まで多くの方が目を輝かせて体験されていると聞いております。

今後、インターネットで資料を検索・閲覧できるデジタルアーカイブや、博物館を仮想空間で再現したバーチャルミュージアムなども順次公開してまいります。

県教育委員会といたしましては、これらデジタル資料を活用し、例えば、国スポ・障スポ会場にディスプレイを設置して本県の魅力を発信するなど、今後、地域活性化や観光振興にも貢献する博物館を目指してまいります。

○外山 衛議員 次に、電子書籍についてであります。

本年度、県立図書館で「ひなた電子図書館サービス」が開始されました。

このサービスでは、調べ学習に役立つ専門書などが中心の「キノデン」と、読書を楽しむことができる、小説や児童書などを中心とした「ライブラリエ」という2つのサービスがあり、約4,000点の電子書籍が導入されたとのことでもあります。

場所や時間を選ばない「ひなた電子図書館サービス」のよさを広く県民の方々に知っていただき、読書の選択肢の一つとして、さらに利用していただくことが重要と考えます。

そこで、現在の「ひなた電子図書館サービス」の利用状況と、今後の利用促進に向けた取組について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 「ひなた電子図書館サービス」につきましては、導入前よりニーズ調査に基づいた書籍の選定やメディアを活用した広報を行い、導入後も希望する公立・私立学校の児童生徒等に対し、利用IDを配付してまいりました。

その結果、開始から5か月余りで、想定した年間1万件を大きく上回る8万件以上の御利用をいただき、私自身、期待の大きさを感じております。

また、1月末からは、来館しなくても利用IDが取得できる電子申請サービスも開始しております。

今後とも、読書アンバサダーによるイベントや電子書籍の体験会などを通して、さらなる利用促進を図り、県民の皆様が生涯にわたって読書に親しむ「読書県みやぎ」の推進に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 次に、教育デジタルトランスフォーメーションについてであります。

現代社会では、生成AIなどのデジタル技術が急速に進化し、大きな社会変革をもたらしております。

学校現場でも、国の「GIGAスクール構想」の下、児童生徒1人1台端末の整備や校内通信ネットワークの整備が進み、授業も大きく変化しているようです。

また、国の教育振興基本計画においても、いわゆる教育DXの推進が示され、教育の質を高めるとともに、教職員の負担を軽減し、働き方改革を進めるために、学校現場でのさらなるICTの活用が推奨されているところであります。

す。

そこで、本県においては、宮崎県「教育の情報化」推進プランの中で、ICTを活用した「ひなたの学び」の実現を基本目標に掲げ、教育DXの取組を進められておりますが、その取組状況と効果について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、令和3年度に策定した「教育の情報化」推進プランによって、教育DXの推進に取り組んでおり、これまでに、1人1台端末の実現やデジタル教材などの学習ツールを導入してまいりました。

これにより、子供たちは、自分の理解度に応じて学習することができ、友達の意見や考えを素早く共有し、学びを深められるようになりました。また、採点業務を効率化するシステムの導入や校務を支援するソフトウェアの活用により、教職員の負担軽減が図られております。

一方で、情報モラルやデジタルリテラシーの育成が課題となっており、情報モラル教材「ギガワークブックみやざき」の活用や好事例の共有等を通して、課題解決に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 今、答弁いただきました教育DXの推進における取組の中で、デジタル教材についての話がございました。県内の小中学校においては、AIを使ったデジタルドリルを導入していると聞いております。

そこで、そのようなAI教材には、実際にどのような教育的効果があるのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） AI教材とは、人工知能であるAI技術を学習教材に活用したものでありまして、学校での導入が増えつつあり

ます。

文部科学省のガイドブックによりますと、AI教材の一つであるデジタルドリルは、タブレット端末上で問題を出題、自動採点するドリルでありまして、一人一人の学習の進度、理解度に合わせた学習が可能となっております。

実際、デジタルドリルは、県内の6割程度の小中学校で導入されておりますが、すぐに結果が分かることや結果に応じた問題に取り組むことができることから、学習の定着に効果があると認識しております。

○外山 衛議員 AI教材を活用することで、学習の定着に効果があるとのことでありました。今後、AI教材の導入が進むことにより、学校の学習の様子はさま変わりしていくことが予想されます。

そこで、小中学校におけるAI教材の活用についての県の考え方を教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会としては、先ほど答弁いたしましたデジタルドリルの学習上の効果を踏まえ、今後さらにAI教材の活用を進めてまいりたく、AIを活用した単元テストの導入費用を当初予算案で計上しております。

単元テストとは、学習した内容が身についているかを確かめるテストで、AIを活用することによって、児童生徒は、すぐに結果に応じた問題を解いたり、分からなかった問題の解説を読むことができます。その結果、学習内容についての理解は深まり、自分から学ぼうとする意欲にもつながると考えております。

今後とも、AI教材の効果的な活用により、進んで学習に取り組む児童生徒を育成してまいります。

○外山 衛議員 この教育DXですが、こう

やって質問している私も、本音を申し上げますと、実はあまりよく分かっておりません。

それで、たまたまテレビを見ておりましたら、タブレットを使うとか、いろんな筆記用具を使わない、ノートも取らない、全て画面上で保存するとか、つい最近見たのは、プロジェクターがかなり進化しておりまして、コンパクトなプロジェクターで、投影しますとそこに近づいて書き込めるとか、グラフに色が塗れるとか、そういうことは分かるんです。すごく進化しているんだなと。いわゆる我々の昔の授業スタイルと全く変わってきているんだなということまでは分かります。

しかし、本当のDXが何たるかというのはまだよく理解できておりません。また勉強したいと思っています。

いずれにしても、AI教材を使えなくてはいけない時代になったということであります。引き続き、子供たちの学びを支える環境づくりに向けて、取組を進めていただきたいと思います。

続けます。次に、本県の児童生徒の体力向上に対する取組についてであります。

コロナ禍の行動制限の影響やICTの普及による、いわゆるスクリーンタイムの増加など、生活様式が変化したことにより、全国的に児童生徒の体力の低下が指摘されております。

こうした中、例年実施されております小学校5年生と中学校2年生を対象とした「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果が、スポーツ庁から発表されております。

そこで、本県の児童生徒の体力の状況と体力向上に対する取組について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県の児童生徒の

体力につきましては、コロナ禍の影響等により低下しておりましたが、各学校の体力向上の取組を改善した新たな「スクールスポーツプラン」の策定・実践等により、近年、回復傾向にあり、今年度の全国調査では、本県の小学5年生と中学2年生の男女は、全て全国10位以内でありました。

しかし、コロナ禍前の体力の状況までには戻っておらず、児童生徒の運動離れや運動に対する愛好度の低さが大きな課題であると捉えております。

今後とも、研修会やスポーツイベント等を一層充実させ、児童生徒に運動する喜びを味わわせることにより、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ人づくりに取り組んでまいります。

○外山 衛議員 次に、教員の免許法認定講習についてであります。

例えば、特別支援学級を担当するために、今持っている免許状に加えて、特別支援学校の免許を取得する先生がいると聞きます。

また、保有している免許状が二種免許状である場合は、その上位のより専門性の高い一種免許状を取得する先生もいるとのことですが、このような実情から、本県では、県教育委員会が免許法認定講習を実施していると聞いておりますが、その制度の内容や、申込期間、実施時期を含めた実施状況について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 免許法認定講習につきましては、大学から講師を招聘し、上位の教員免許状やほかの種類の免許状取得を希望する現職教員を対象に開設している講習であります。

今年度は、特別支援教育や情報教育などに関する6つの講座を実施し、210人が受講いたしま

した。免許状の取得には至らないものの、多様化・複雑化する教育課題に対応できるよう、資質能力の向上のために受講している教員も見られます。実施に当たっては、約2か月間の受付期間を設けるとともに、原則、受講しやすい夏季休業中に開設するなど、受講者に配慮しているところであります。

県教育委員会といたしましては、免許状取得状況の課題を見据えて、今後も様々なニーズを捉えた講習を行ってまいります。

○外山 衛議員 次に、本県で初めての設置となる高等特別支援学校についてであります。

知的障がいのある生徒を対象とした高等特別支援学校が、本県でもいよいよ令和8年度に、延岡商業高校、都城商業高校、日南高校に特別支援学校の分校として併設され、令和9年度には、みやざき中央支援学校の敷地内に新設し、開校されます。

高等特別支援学校は、職業的に自立し、共生社会の一員として活躍できる人材の育成を目指されており、本県にとっても共生社会の実現に向けた大きな意義のある取組と考えています。

そこで、高等特別支援学校の開校に向けた思いについて、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 高等特別支援学校の創立は、知的障がいのある生徒の可能性を最大限に伸ばし、生徒が職業的に自立し、社会のつくり手となることが何よりの目的であります。そのため、併設校や協力校での農業などの専門的な職業教育や企業での実習を繰り返すデュアル教育システムを実施し、就職率100%を目指します。

さらに、併設校や協力校との日常的な交流を通して、障がいのある生徒と障がいのない生徒が共に学ぶ中で、一人一人が多様な他者を理解

・尊重する共生社会の礎となる学校だと考えております。

高等特別支援学校の開校を機に、共生社会の理念を県下一円に広げ、インクルーシブな社会の実現を目指してまいります。

○外山 衛議員 次に、不登校児童生徒への支援についてであります。

文部科学省の調査によりますと、令和5年度、県内の公立小中高で不登校状態の児童生徒は増加しており、合わせて3,023人であることが分かりました。このことは、不登校児童生徒への支援の充実が喫緊の課題であることを示しております。

これまで県教育委員会では、不登校児童生徒への支援として、相談窓口の開設や学校の教育相談体制の充実など様々な対策を行ってきたと承知しております。

そこで、改めて不登校児童生徒への支援について、県教育委員会としてどのように取り組んでいくのかを教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 今、議員からの御質問の中でも御指摘のありましたように、県教育委員会でも、不登校児童生徒の増加を喫緊の課題と捉え、取組の充実を図っているところであります。

今年度は、不登校支援の拠点として、県教育支援センター「コネクト」を設置するとともに、児童生徒への心理面や家庭への支援を強化するため、スクールカウンセラー等を全公立学校に配置したところであります。

さらに、新たな居場所を確保するために、今年度の取組に加え、学校内の居場所となる校内教育支援センターの設置を進める「不登校等支援強化事業」、また、フリースクール等民間団体との連携を進める「こどもの居場所づくり支

援モデル事業」に関する予算案を、今議会に提案しているところであります。

今後、様々な状況にある不登校児童生徒へ必要な支援が確実に届けられる体制を整備してまいります。

○外山 衛議員 次に、高校生の県内就職率の向上の取組についてであります。

人口減少を食い止めるためには、高校生の県内企業への就職定着が大変重要であります。

教育委員会では、これまでも県内就職の促進に取り組んでこられており、来年度の改善事業で県内就職促進パワーアップ事業を計画されているとも聞いております。

高校生の県外の産業への流出が増加すれば、本県産業の衰退にもつながりますので、県立高校生の県内就職率の向上は急務であります。

そこで、人口減少の対策として、県立高校生の県内就職率の向上が必要と考えますが、どのように取り組んでいくのか、教育長のお考えを伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、県内就職率の向上に向けて、これまで、就職支援エリアコーディネーターによる就職促進や企業見学会、インターンシップなどを実施してまいりました。

これらの取組によりまして、県立高校生の県内就職率は着実に向上してきましたが、いまだ多くの高校生が県外に流出する状況があります。

そこで、当初予算案で計上しております県内就職促進パワーアップ事業において、中学 3 年生にものづくりの魅力に触れさせる技術体験や、普通科高校の生徒や保護者を対象とした地元企業の理解を深める見学会、さらには、県内就職率の低い工業高校における、学校での専門

的な学びと企業での長期間の実習を組み合わせたデュアル教育システムなどによって、県内就職率のさらなる向上に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 昨年 5 月に、警察庁と日本自動車連盟との合同で実施された「チャイルドシート使用状況全国調査」によりますと、6 歳未満に義務づけられているチャイルドシートの着用率は 63.4%で、全国 3 番目の低さのことです。

そこで、チャイルドシートの使用率向上に向けた県警の取組について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 昨年、全国一斉に実施されたチャイルドシートの使用率調査におきまして、本県は全国平均を大きく下回る低調な結果でありました。

この結果を受け、各警察署などに対し、チャイルドシート使用義務違反に対する指導取締りの強化を指示したほか、関係機関・団体と連携を図り、幼稚園や保育所を訪問し、保護者等に対して、チャイルドシートの必要性和正しい付け方法についての講習を行っております。

また、小児科や産婦人科等の医療機関に対し、啓発ポスターの掲示を依頼するなど、広報啓発にも努めているところであります。

今後とも、子供たちの大切な命を守るため、チャイルドシートの使用率向上に向け、県民の自発的な使用を促してまいります。

○外山 衛議員 子供たちが悲惨な事故に遭わぬよう、しっかりと啓発に取り組んでいただきたいと思います。代表質問は以上となります。

今回の質問を通して、4 期目の折り返しにある知事の政治姿勢などについてお聞きしてまいりました。令和 7 年度は、日本一挑戦プロジェクトが有名無実とならないようにするための重

要な年であると考えます。知事の言われる「みやぎの“真価”」を全ての県民が実感できるよう、全力で取り組まれることを期待し、代表質問を終わります。お疲れさまでした。(拍手)

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は 1 時再開、休憩いたします。

午前 11 時 49 分休憩

午後 1 時 0 分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、山下寿議員。

○山下 寿議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。私は児湯郡選出の自由民主党、山下寿でございます。

今回は、自由民主党会派を代表して代表質問をさせていただく機会をいただきましたことに対し、会派の皆さんに感謝申し上げます。

それでは早速質問に入ります。

初めに、知事の政治姿勢についてであります。

知事は、4 期目に向けた政策提案に「宮崎再生」を掲げ、コロナ禍や物価高騰など、百年に一度と言われる難局に直面している宮崎県のために、各種施策に取り組まれています。

また、さらなる高みを目指して、本県の強みを生かした 3 つの日本一挑戦プロジェクトを展開されています。

そこで、4 期目の折り返しを迎えた所感と、残りの任期における取組姿勢についてお伺いいたします。

次に、子ども・若者プロジェクトについてあります。

国が公表した令和 6 年 1 月から 11 月までの人

口動態統計を見ると、あくまで速報値ではありますが、令和 6 年の全国の出生数が初めて 70 万人を下回ることが予想されるなど、少子化の進行は深刻化する一方であり、本県も例外ではないと思います。

本県では、昨年度から子ども・若者プロジェクトとして、出会い・結婚や子育て支援に取り組んでおりますが、こうした厳しい状況を鑑みると、より踏み込んだ対策が必要ではないでしょうか。

知事は、今年度の 9 月における我が党の代表質問で、「子ども・若者プロジェクトを進めていくに当たって、今後は、子育ての不安感や負担感を軽減することや、若者の県内定着を促進する必要がある」との考えを答弁されましたが、令和 7 年度における新たな取組についてお伺いします。

次に、関連して教育関係費についてであります。

子ども・若者プロジェクトの新たな取組として、第 2 子保育料の負担軽減を打ち出したことは、大きな一歩として歓迎したいと思います。

保育料にとどまらず、子育てには金がかかるという不安感が、若者の結婚や出産を後ろ向きにさせているということは、各種意識調査の結果を見ても明らかです。

子供を成人するまで育てるのに、特に負担感が大きいのが教育関係費であります。

少子化・人口減少が急激に進む我が国において、将来を担う子供たちは宝であり、その教育は社会全体の責務であります。

子供を生み育てやすい社会づくりに向けては、教育関係費の負担軽減という視点も大変重要であると考えますが、知事の見解をお伺いします。

次に、安心して出産できる体制の整備についてであります。

一次医療を担う産科開業医の平均年齢は、令和5年8月末現在で62.7歳、年代別で見ると60歳代が最も多くなっております。

産科医の高齢化や後継者不足により、分娩可能な施設が減少する中、どの地域に住んでいても安心して出産できる体制を整えておくことは大変重要であります。

また、市町村において実施されております産後ケア事業など、出産後に安心して子育てをするためには、どの地域でも希望するサービスや必要なサポートを受けられることが重要であります。地域によって差が生じないようにすることが必要だと考えます。

本県では、「日本一生み育てやすい県」を目指して、これまでもこのような取組を行っているとありますが、安心して出産できる体制の整備について、令和7年度はどのような取組を進めていくのか、福祉保健部長にお伺いします。

次に、本県の農業政策についてであります。

国は、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや地球温暖化問題への対応、海外市場への拡大など、我が国の農業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、昨年、四半世紀ぶりに食料・農業・農村基本法を改正しました。

改正基本法では、「食料安全保障の確保」などが基本理念として掲げられており、全国第6位の農業算出額を誇る本県の果たす役割は、ますます高まるものと考えております。

一方で、今後、担い手の減少や高齢化の進行により、農業従事者が大きく減少し、生産基盤の弱体化や農村集落の衰退などが懸念されております。

このような中、国は、改正基本法を踏まえ、昨年8月から食料・農業・農村基本計画の改定について議論を進めており、初動5年間で農業の構造転換を進める方針を示しております。

本県におきましても、国の動きを踏まえ、農業政策の展開が必要ではないかと考えますが、今後の本県の農業政策について、農政水産部長にお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わり、残りは質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 答えします。

まず、任期の折り返しについてであります。

私は4期目の就任以来、「宮崎再生」をテーマに掲げ、コロナ禍や物価高騰等により深刻な影響を受けた県民の暮らしや地域経済の早期回復を図り、本県を再び成長軌道に乗せることが自身に課せられた使命と考え、全力で取り組んでまいりました。

これまでの取組により、韓国・台湾との国際定期便の再開・増便や、大手半導体企業の立地、東九州自動車道をはじめとする総合交通網の整備、間もなく供用開始となる新しい陸上競技場やプールといった大型スポーツ施設の整備・充実など、本県の飛躍につながる成果が現れ、県政が着実に前進しているという確かな手応えを感じております。

また、「子ども・若者」「グリーン成長」「スポーツ観光」の3つの分野で、日本一挑戦プロジェクトを今年度から本格展開しているところでありまして、本県のさらなる成長につなげてまいります。

一方で、本県におきましては、急速な少子高齢化、人口減少や長引く物価高騰、頻発する自然災害、激変する国際情勢など、多くの困難な

課題が山積しております。

また、いよいよ2年後には、県民一丸となった取組が必要な、国内最大のスポーツの祭典であります国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催が控えております。

任期の折り返しを迎えましたが、この4期目は、知事としての重責を担いながら年月を重ねたこれまでの経験をしっかりと生かしていきたいと考えておりますし、県民の皆様の後押しをいただき、期数を重ねることによりまして、本県知事としては初めて九州地方知事会長に就任し、また、国や全国知事会の様々な役職をいただいておりますので、こうした立場や人脈を生かし、政治家としての力を存分に発揮することが求められているものと考えております。

私はこれからも、徹底した「現場主義」と「対話と協働」の基本姿勢の下、県民の皆様と一緒にあって、困難な課題にも真正面から向き合い、宮崎の輝かしい未来に向け、さらなる県勢発展に邁進してまいります。

次に、子ども・若者プロジェクトの新たな取組についてであります。

議員御指摘のとおり、本県においても、全国同様に、出生数の減少に歯止めがかからない状況にあり、少子化対策の強化は喫緊の課題であると認識しております。

このため、令和7年度当初予算案において、市町村との連携により、国に先んじて取り組む第2子保育料のさらなる負担軽減のほか、放課後児童クラブの待機児童解消に向けた子供の居場所の確保など、これまで以上に踏み込んだ施策を提案しているところであります。近年高まっている子育ての不安感や負担感を着実に取り除いていきたいと考えております。

あわせて、次の親世代となる若者や女性の県

内定着も非常に重要でありますことから、柔軟で多様な働き方ができる環境整備に取り組む企業や県内に移住する若者に対して新たな支援を行うなど、社会減対策についても強化していくこととしております。

私としましては、本プロジェクトをしっかりと進め、若者・女性が生き生きと活躍し、結婚して子供を持ちたいという希望がかなえられる宮崎の実現を図ってまいります。

次に、教育関係費の負担軽減についてであります。

子供の教育の保障は、親のみならず社会全体の責務であり、私も、教育の経済的負担が結婚や子育てをためらう要因になってはならない、子供や若者の未来をこれまで以上に応援する社会に変わっていく必要があると強く感じております。

午前中も紹介いたしました韓国の合計特殊出生率は、OECD諸国の中で最低となる0.75でありましたが、街頭のインタビューで、韓国の若者が「やはり教育費の負担が大きい。そのことが妊娠・出産をためらわせる」と、そのような声も拝見したところであります。

本県におきましても、高等学校までは、保育料や授業料への支援など、市町村とも連携しながら様々な負担軽減策に取り組んでおります。

地方に暮らす者にとって特に負担感が大きいのは、大学進学に伴う授業料や生活費等でありまして、高等教育の機会を保障する観点からも、国の責任において、経済界も巻き込んだ議論を進めることが重要であると考えております。

私としまして、九州や全国知事会の様々な役職を務める立場にありますことから、こうした高等教育に係る経済的負担の軽減について、

国に提案・要望してまいりますとともに、市町村や民間企業とも連携しながら、誰もが希望に応じて教育が受けられ、安心して結婚や子育てに踏み出せる社会づくりを進めてまいります。

以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（渡久山武志君）〔登壇〕 お答えいたします。安心して出産ができる体制の整備についてでございます。

本県では、周産期医療について、4つの医療圏を設け、地域内でハイリスク分娩にも対応できる体制を整えますとともに、妊産婦健診受診への通院費助成や市町村での産後ケアの充実支援に取り組んできております。

令和7年度においては、医療機関をつなぐネットワークシステムが更新時期を迎えておりますことから、これを更新し、連携体制を維持・向上させるための事業をお願いしております。

また、産後ケア事業につきましては、どこの市町村でも希望するサービスが受けられますよう、来年度から、県も財政支援を行った上で、医師会や助産師会等と連携しながら、広域での実施に向けた協議・調整をしっかりと進める方針であり、所要額を新年度予算案に計上しております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（殿所大明君）〔登壇〕 お答えいたします。本県の農業政策についてであります。

国は、食料・農業・農村基本計画を令和7年3月に改定し、今後5年間で、国内の農業生産の増大など、農業の構造転換を集中的に進めるものと承知しております。

本県では、持続可能な魅力あるみやざき農業の実現に向け、第八次農業・農村振興長期計画を推進するとともに、農業の生産性と持続性の

両立を目指すグリーン成長プロジェクトに取り組んでおり、こうした国の動きは、食料供給基地である本県の取組を後押しするものと期待しております。

また、来年度は、県の農業長期計画の中間年に当たるため、国の計画や本県農業を取り巻く情勢等を踏まえた見直しを予定しており、農業者や関係団体等と丁寧な議論を重ね、農業所得の向上や強い生産基盤の確立に向けた道筋を示し、農業者が夢や希望を描ける農業・農村を実現できるよう、しっかり取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○山下 寿議員 次に、福祉・医療行政について伺います。

まず、ヤングケアラーについてであります。

ヤングケアラーについては、昨年6月の子ども・若者育成支援推進法の改正によって、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象に位置づけられました。

一昔前は、子供が家族の手伝いをすることは美德とされた面もありましたが、本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行うあまり、子供が健やかに成長・発達するために必要な、遊んだり勉強したりする時間が失われることは、決して好ましいものではありません。

子供への過度な負担を軽減するためには、その家庭の状況に学校の先生や周囲の大人が気づき、関係機関による適切な支援を行うことが必要と考えますが、ヤングケアラーの実態と対応状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県では、ヤングケアラーの実態把握のために、令和4年度

に、小学校6年生、中学校2年生、高校2年生の全員にアンケートを実施したところ、児童生徒の約4%が家族の世話をしており、そのうち、約10%が1日7時間以上世話をしているとの結果が得られました。

また、令和5年度に実施した、居宅介護支援事業所や障がい者の相談等を行う事業所等への調査では、事業所が支援する家庭で、日常的な通院の付添いや、入浴、排せつなどの介護を担っている様子が見えてまいりました。

県では、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげられますよう、専門知識のあるコーディネーターを配置し、相談対応や学校、県民向けの研修・講演会等を実施するとともに、ヤングケアラー支援推進検討委員会を設置し、関係機関の連携強化を図っております。

○山下 寿議員 次に、医師の偏在是正についてであります。

高齢化の進展に伴い、医療需要が増大・多様化していく中で、県民が安心して生活していくためには、医師をはじめとした医療の担い手の確保は欠かすことができません。

本県は厚生労働省が公表している医師偏在指標において、医師少数県に位置づけられております。また、県内の医師数は年々増加しているものの、二次医療圏ごとの医師数を見ると、令和4年の調査では56.4%が宮崎東諸県医療圏に集中している状況にあり、医師の地域間偏在が課題となっております。

このような中、昨年12月には、国が「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を公表し、人口構造が急激に変化する中で、将来にわたり地域に必要な医療提供体制を確保していくために、実効性ある総合的な医師偏在対策を推進していくことが必要であるとしていま

す。

そこで、医師の偏在是正に向けた取組について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、全国的にも都市と地方での医師の偏在の問題があり、さらに県内においても偏在の課題がございます。こうした課題については、市町村長や県民の皆様との意見交換の場でも、地域医療への不安や懸念を度々、そして多く伺っているところであります。安心して地方で暮らすためには、医療の充実、そして医師の確保というものが極めて重要な課題であり、対策の必要性を強く感じております。

これまで、偏在是正に向け、医師修学資金の貸与や宮崎大学への地域枠の設置などに取り組んでおりまして、これらの制度を利用した医師が、一定期間、医師少数区域等で勤務するキャリア形成プログラムを適用することにより、今年度は23名を医師少数区域等に配置しているところであります。

また、令和4年度には、宮崎大学の地域枠を40名にまで拡充し、今後、配置医師数も増加する見込みとなっております。

このたび国が策定しました対策パッケージにおいては、経済的インセンティブ、地域の医療機関の支え合いの仕組み、医師養成過程を通じた取組等を組み合わせた総合的な対策を推進することとされておりまして、本県としましても、こうした取組を活用しながら、関係機関との連携の下、偏在是正対策をさらに強化してまいります。

○山下 寿議員 次に、医師の働き方改革についてであります。

医療は医療従事者の長時間労働によって支えられてきた一面もあり、医師の年間の時間外・

休日労働時間を見ると、病院勤務医の 4 割程度が 960 時間を超えていると言われています。

このような中、令和 6 年 4 月から医師の時間外・休日労働時間の上限規制が適用され、労務管理の徹底が求められています。

具体的には、時間外労働時間の上限は原則年 960 時間に制限されますが、地域医療体制確保の観点から、医師派遣や救急医療など特別な役割を担い、やむを得ず医師を長時間従事させる必要がある医療機関は、指定を受けることで上限が 1,860 時間まで認められます。

今後ますます高齢化による医療・介護の需要が増大していく中、医師が健康に働き続けることができる環境を整備していくことは、医師本人にとっても、患者にとっても、そして本県の医療提供体制にとっても、大変重要であります。

そこで、医師の働き方改革に係る県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 医師の働き方改革の推進は、医療の質・安全を確保するとともに、医師の県内定着を図り、持続可能な医療提供体制を維持していく上で重要であります。

このため本県では、労働局とも連携して、県医師会に設けました「医療勤務環境改善支援センター」におきまして、医療機関に対し、医業経営・労務管理の専門家による個別支援や、勤務環境改善に係る制度周知・意識啓発のためのセミナーなどを行っております。

また、救急医療等を担う医療機関に対しまして、労働時間短縮に資する I C T 機器の整備や、医師事務作業補助者の新規雇用経費などの補助を行っております。

○山下 寿議員 次に、夜間の小児救急医療体

制の確保についてであります。

子供のいる世帯が地域で安心して子育てをするためには、子供が急に病気になったときに対応してくれる小児救急医療体制が重要となります。

県の医療計画によると、小児救急医療は、病状に応じて、初期救急、二次救急、三次救急の体制が取られているようです。

小児救急患者の多くは、入院を必要としない比較的軽症の場合が多いと聞いております。軽症患者を受け入れる初期救急医療体制の充実が重要だと思います。

現在、休日の日中は在宅当番医が、夜間は宮崎市や都城市などが設置・運営している夜間急病センターで対応しているようですが、医師の働き方改革によって、時間外・休日労働時間の上限規制の影響も出ていていると伺っております。

そこで、夜間の小児救急医療体制の確保に向けた県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 夜間における小児救急医療体制につきましては、安心して子育てをしていく上で、欠かすことのできない重要な基盤だと考えております。

現在、県内 6 か所に夜間急病センターなどが設置され、地元医師会や宮崎大学の御協力により運営されておりますが、小児科医の不足、高齢化などによりまして、大変厳しい状況であると認識いたしております。

このため県では、小児科専門医を目指す若手医師への研修資金貸与や症例研究会の開催支援など、小児科医の育成・確保に取り組むとともに、夜間急病センター勤務の医師の負担を軽減するために、休日・夜間における子ども救急医療電話相談や県民に対する適正受診の啓発

を実施しております。

○山下 寿議員 次に、看護師の特定行為研修制度についてであります。

看護師の特定行為研修制度は、平成27年度に創設されたもので、医師があらかじめ作成した手順書に従い、看護師が一定の診療の補助を行えるようにするために、高度かつ専門的な知識や技能を身につける研修制度であります。

研修を希望する看護師は、指定研修機関で半年から1年間、研修を受講します。研修を修了した看護師は、例えば、人工呼吸器の管理や、点滴による薬剤や栄養分の投与など、医師が本来担う医療行為の一部を手順書に従い実施できるようになります。

この制度をうまく活用して、医師と看護師の役割分担を見直し、チーム医療をより効果的・効率的に実施することができれば、患者への迅速な対応や医師の負担軽減など、様々な効果が期待できると思います。

そこで、看護師の特定行為研修制度の推進に係る県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 特定行為研修を修了した看護師は、在宅医療の推進や医師の働き方改革の推進に資することが期待されておりまして、県では、制度の普及促進に取り組んでおります。

これまで、医療機関の医師や看護師等を対象にした研修会の開催や、指定研修機関を目指す医療機関等に対する設備導入費用の補助、さらには、特定行為研修に看護師を派遣する医療機関等に対しまして、受講費用の一部支援を行ってまいりました。

これにより、県内の指定研修機関は、今年度開講いたしました県立宮崎病院を含む4施設

に、また、研修修了者は、令和6年末で40名程度となる見込みであります。

○山下 寿議員 次に、訪問看護総合支援センターの設置についてであります。

地域包括ケアの推進に伴い、在宅の医療がますます増加することが見込まれ、在宅看護の担い手である訪問看護ステーションの役割は、今後さらに重要になると思われます。

しかし、訪問看護に取り組んでいるのは小規模事業者が多く、様々な課題に各事業所の自助努力で対応するには限界があります。

このような事業所を支援するため、日本看護協会では、訪問看護をめぐる課題解決を支援し、訪問看護提供体制の強化を図る拠点として、訪問看護総合支援センターの設置促進を提案しております。

宮崎県看護協会でもセンターの設置に向けた活動を行うこととしているようであります。訪問看護総合支援センター設置に関して、県としてどのように考えているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 訪問看護師への支援につきましては、県ではこれまで、県看護協会と連携・協力しながら、訪問看護に関する総合窓口の設置や、訪問看護師のキャリアに応じた人材育成に取り組んでまいりました。

訪問看護総合支援センターは、「経営支援」「人材確保」「訪問看護の質の向上」を目的として、事業所開設の支援や潜在看護師等の就業、教育・研修体制の組織化といった機能を持ち、訪問看護を取り巻く諸課題の一元的・総合的な解決を目指す拠点として、日本看護協会が提唱しているものであります。

県では、現在のところ、他県での当該センターの活動状況や設置効果などについて、看護

協会との間で情報共有、意見交換を行っているところであります。

○山下 寿議員 訪問看護総合支援センターは、訪問看護を取り巻く諸課題を解決するための拠点として重要だと思いますので、関係機関と協力して進めていただければと思います。

関連して、訪問看護に対する県の支援策について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県内における訪問看護の安定的な提供のためには、事業所の設置促進や既存事業所の体制強化が必要と考えておりまして、職員の新規雇用に係る一定期間の給与や、ICT機器をはじめとした備品類の整備に要する費用の補助を行っております。

また、訪問看護師の人材育成につきましては、未経験者・新卒者から管理者までの段階に応じた研修会の実施に加えて、認定看護師による支援や相談窓口の設置を行っております。

さらに来年度からは、当初予算案で計上しております訪問介護等サービス提供体制確保支援事業により、カスタマーハラスメント対策のための同行訪問に要する費用の補助を行い、支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 次に、有床診療所についてであります。

有床診療所は、住み慣れた地域で医療サービスを安心して受けられるために必要な医療資源であります。内科だと、施設や在宅の患者さんの病状悪化時や療養の受皿となっておりますし、整形外科や眼科などになると、専門性の高い治療を入院させて行うことができるといった特徴があります。

この有床診療所は、全国的にその数が減少傾向にあります。県内においても、平成5年の394

施設から令和4年には134施設と、この30年間で3分の1にまで減少しております。このまま減り続けていくと、地域の医療体制に大きな影響を及ぼすのではないのでしょうか。大変懸念しております。

このように施設数が減っているということは、有床診療所の運営を取り巻く状況の厳しさの表れだと思いますが、有床診療所の存続に関する県の認識と取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 有床診療所は、19床以下の入院病床を持つ医療機関で、地域のかかりつけ医としての外来機能に加えて、在宅や介護施設等からの入院患者の受皿となるなど、地域医療を支えます重要な役割を担っております。

有床診療所の安定した経営運営のためには、物価や賃金の上昇などの影響を踏まえた、適正な診療報酬の算定が必要との認識を持っておりまして、全国知事会において要望を行っております。

なお、現在のところ、昨今の物価高騰が診療所の経営に大きな影響を与えている状況にありますことから、県では、補正予算案で計上しております「医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業」によりまして、支援金を給付してまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 次に、感染管理認定看護師の育成についてであります。

コロナ禍の時期には、新型コロナウイルスの感染患者の増加に伴い、医療機関や福祉関係施設において施設内感染やクラスターが頻発しました。

現場においては、感染対策の知識が豊富な医療従事者が頼りとなり、患者や高齢者の命を守るために、施設内の消毒や、人との接触の際に

どのように対策を講じていけばよいか、必死に考え、取り組んでおられました。

そのような厳しい状況だったコロナ禍の頃のお話を伺い、痛感したのは、感染管理の専門性を有する看護師の重要性であります。

現在、日本看護協会が認定する感染管理認定看護師の県内登録者数は計58名と聞いておりますが、継続的に感染管理認定看護師を育成することが必要だと思います。

そこで、感染管理認定看護師の育成について、県はどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 感染管理認定看護師は、効果的な感染管理のプログラムの構築や看護職員への指導など、施設内の感染防止対策に大きな役割を担っておりまして、その育成は大変重要と考えております。

県立看護大学では、平成26年度から令和5年度まで感染管理認定看護師教育課程を開講し、これまで県内で48名がこの課程を修了しております。

現在では、特定行為研修を含む新たな教育課程に移行する準備を進めておりまして、令和9年度から新しい課程を開講し、引き続き育成を進める方針であります。

なお、県では、医療機関等に対して、認定看護師の教育課程に看護師を派遣する費用の一部支援も行っております。

○山下 寿議員 次に、商工観光労働行政についてお伺いします。

まず、スポーツ観光プロジェクトについてであります。

スポーツ観光プロジェクトは、「世界レベルのキャンプ・大会の戦略的な誘致、受入体制の強化」「戦略的・計画的なハード整備」「県内

全域のスポーツ環境の充実」を柱に、令和8年度までにはプロチームキャンプ数を日本一にするなどの目標を掲げ、様々な取組をされているとお聞きしております。

令和7年度は、本格展開からちょうど中間年度に当たり、同プロジェクトで実施している取組がある程度具現化されていくものと考えられます。

そこで、同プロジェクトに関して、令和7年度の主要な取組について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） スポーツ観光プロジェクトでは、スポーツ環境日本一を目指し、今年度におきましては、大会やキャンプの実施に向けた誘致活動や、市町村の受入体制への支援等、以前からの取組を強化するとともに、県総合運動公園の木の花ドームの人工芝の改修など、受入環境の改善に取り組んでまいりました。

その成果の一つとして、先日、来年行われますWBCの予選、台湾で行われる予選を前に、初めて野球のニカラグア代表のキャンプを日向市で受け入れたところでありますが、何とそのニカラグア代表は、去年のプレミア12で優勝した台湾にも勝って、3戦全勝で本戦進出を決めたところでありまして、本県がキャンプ地としてしっかり役割を果たしたと、やはり縁起がよい、結果の出る宮崎合宿かなと、大変手応えも感じているところであります。

来年度におきましては、今年度の取組の成果を着実に前進させていくため、ツール・ド・九州の本県での開催をはじめ、東京で行われる世界陸上に参加する各国代表やWBC侍ジャパンの合宿、テニスの国際大会など、本県での実施に向けて取り組んでまいります。

また、ひむかスタジアムの両翼を拡張する改修でありますとか、屋外型トレーニングセンターの観客席やあずまや等、新たな整備にも着手することとしておりまして、これらに要する経費として、屋外型トレーニングセンター環境整備事業等により、当初予算案に計上しております。

このプロジェクトは、本県の観光振興と地域経済の活性化において、大変重要な取組と考えておりますので、今後とも、市町村や関係団体とともに強力に推進してまいります。

○山下 寿議員 次に、先ほどの知事の答弁の中にもありました、WBC侍ジャパン宮崎合宿についてであります。

今季もまたプロ野球やJリーグのキャンプシーズンが到来しました。今季は、都城市で千葉ロッテマリーンズが新たにキャンプを実施するなど明るい話題もあり、全体でプロ野球8球団、Jリーグ16チームが県内でキャンプを実施したと聞いております。

この時期になると思い出されるのが、2年前の侍ジャパンの宮崎合宿であります。

栗山監督の下、米国からはるばる来日されたダルビッシュ選手をはじめ、村上選手や佐々木選手など日本プロ野球のスターが来県し、WBCで世界一奪還に向け練習に励まれた数日間、県総合運動公園は県内外から多くの観客が訪れ、サンマリンスタジアム周辺は大盛況でありました。

この合宿のかいもあり、侍ジャパンは見事、世界一を奪還、日本中が感動し、歓喜に沸いたところでもあります。

次のWBCは来年3月に実施されると聞いております。ぜひ宮崎で事前合宿を実施していただき、再び世界一を勝ち取っていただきたいと

考えておりますが、WBCに向けた侍ジャパンの誘致状況について、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 令和5年2月に実施されましたWBC侍ジャパン宮崎合宿におきましては、9日間で県内外から約18万人の観客が訪れ、経済効果が約22億円、PR効果が約51億円となるなど、本県の観光振興に大きく貢献する、極めて重要なイベントであったと考えております。

このため県では、来年行われるWBCを前に、この合宿の誘致につきまして、受入れ自治体である宮崎市と協力しながら取り組んでおりまして、本年1月には、私も宮崎市長や関係団体と共に日本野球機構を訪問し、要望活動を行ったところであります。

また先日、日本野球機構の榊原コミッショナーがプロ野球のキャンプの視察で来県された際は、改めてお会いし、意見交換を行い、さらに要望を重ねたところでございます。

合宿の実施に備え、球場周辺でのイベント開催、歓迎フラッグの設置などの誘客対策や、日本版ライドシェアの導入を含む交通輸送対策など、合宿運営に必要な経費について、大規模合宿・キャンプ等受入体制整備事業により、当初予算案に計上しております。

今後とも、関係者一丸となって、合宿の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

○山下 寿議員 さて、スポーツ観光プロジェクトにつきましては、新たな大会・合宿の誘致や施設整備の状況などについて答弁いただいたところで、少し視点を変えて、スポーツ選手のサポートについてお伺いします。

県では、令和9年の「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」開催に向けて、競技力向上にも取り組んでおりますが、アスリートが安心して競

技に臨むためには、けがや故障の予防、パフォーマンス向上のためのメディカルチェックなど、医学的・科学的な観点からサポートを受けられることが重要ではないでしょうか。

県内にも、スポーツドクターやアスレチックトレーナーなど、スポーツを支える有資格者や関係団体が多数存在していますが、これらの資源が有機的につながり、様々なサポートを受けられるようになれば、競技力の向上はもとより、スポーツランドみやぎの魅力向上にもつながると考えます。

スポーツ環境日本一に向けては、アスリートが医科学に基づき、サポートを受けられる体制づくりが重要と思いますが、県の考えを総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 医師や理学療法士など、医療従事者等が専門的知見を生かし、アスリートを支援するメディカルサポートは、競技力向上はもとより、大会・合宿を誘致する上でも大変重要であります。

このような中、宮崎大学では、医学部が中心となって、スポーツドクターなどの専門人材に加え、県やスポーツ協会等が参画する関係団体とのネットワークを形成し、高い競技力を発揮するためのメディカルチェックや、国スポ・障スポを含む各種競技大会への帯同派遣、研修を通じた人材育成などを実施しております。

県としましては、大学をはじめ、医療・スポーツなど幅広い団体と連携しながら、スポーツメディカルサポート体制の構築に向けて必要な支援を行うなど、引き続きスポーツ環境日本一を目指した取組を進めてまいります。

○山下 寿議員 次に、外国人観光客の誘客促進についてであります。

観光庁の宿泊旅行統計調査の速報値を見る

と、令和6年1月から11月までの全国の日本人と外国人を合わせた延べ宿泊者数は、令和元年同期を超える水準にあり、全国的な観光客数はコロナ禍前を上回る状況にあります。

一方で、本県の延べ宿泊者数は、前年比約5%増加しておりますが、令和元年比では約8割となっており、県内の観光客数は、旅行支援や国際定期便の再開などにより着実に回復しているものの、まだコロナ禍前の状況には戻っていないことが分かります。

また、外国人の延べ宿泊者数は、全国的に令和元年同期比の約1.4倍の水準まで急増しており、都市部や一部の地域では、オーバーツーリズムと呼ばれるほど多くの外国人観光客が訪れている状況です。

本県の外国人の延べ宿泊者数も、前年同期比の約1.7倍と大きく増加していると伺っておりますが、コロナ禍前の令和元年比では約6割となっており、特にインバウンドに関しては、今後の伸び代が大きいのではないかと考えております。

県内では、宮崎空港の国際定期便ソウル線がこの冬に初めてデイリー運航となり、台北線も今後週2便に増便されるなど、インバウンドの誘客拡大に向けて明るい話題もあります。

そこで、県として、外国人観光客の本県へのさらなる誘客促進に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 外国人観光客のさらなる誘客促進に向けて、まずは、ソウル線及び3月末から増便される台北線を活用した誘客対策にしっかりと取り組んでまいります。

また、訪日旅行の傾向として、個人旅行の割

合が増加する中、オンラインでの情報発信の充実や二次交通対策の強化が求められております。

このため、SNSでの情報発信や、OTAと呼ばれる、オンライン旅行代理店と連携したプロモーションに取り組むとともに、当初予算案で計上しております「インバウンド向け二次交通対策強化事業」により、宮崎空港と宮崎市内を結ぶ国際線接続バスの運行や、鹿児島空港と県内を結ぶ高速バスの実証運行など、新たな二次交通対策に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 先ほど触れました観光庁の調査結果のとおり、全国的にコロナ禍より観光需要は回復しておりますが、その一方で、観光誘客をめぐるっては、各地での競争は一層厳しさを増しております。

今後、本県がさらなる観光入り込みの回復を図っていくためには、宮崎ならではの強みや魅力を生かした観光誘客にしっかりと取り組んでいく必要があると考えます。

そのような中、昨年12月に「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産へ登録されるという、うれしいニュースが舞い込みました。このニュースは全国的にも新聞やテレビ等のメディアで大々的に報道され、日本の酒造りやお酒は今、国内外から大きな注目を集めております。

本格焼酎の出荷量が10年連続日本一に輝くなど、本県にとって焼酎等のお酒は、まさに宮崎の強みであります。このユネスコ無形文化遺産登録による盛り上がりは、本県の観光面においても大きなチャンスではないかと考えております。

そこで、この伝統的酒造りのユネスコ無形文化遺産登録について、本県の観光振興にも生かしていくべきと考えますが、どう取り組んでい

くのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 本格焼酎出荷量が日本一を誇り、歴史的かつ文化的価値を有する酒蔵が多く存在する本県にとりまして、今回のユネスコ無形文化遺産登録は、焼酎等の認知度向上はもとより、国内外からの観光誘客にも追い風になるものと考えております。

本県において、食は重要な観光資源の一つであり、これまでも県産焼酎等の魅力について、公式観光サイト等で情報発信を行うとともに、酒蔵を巡る観光周遊キャンペーンや、インバウンド向けの酒蔵見学ツアーの造成などに取り組んでおります。

今後、国内外で伝統的酒造りへの関心がより一層高まることが期待されるため、引き続き、県内の酒蔵や焼酎等の魅力を積極的に発信しながら、観光誘客につなげてまいります。

○山下 寿議員 次に、若い世代の誘客促進に向けた取組についてであります。

昨年9月に、ひなた宮崎県総合運動公園で開催されたアイドルグループ日向坂46による音楽イベント「ひなたフェス」では、若い世代を中心に全国から多くの方に来県いただきました。

また、イベントの前後を通じて、多くのファンの方々が日向坂46にゆかりのある県内各所を訪れ、県産品を購入するなど、大きな経済効果が生まれております。

このひなたフェスを通じて、改めて若い世代の観光客の取り込みの重要性を感じたところであります。

そこで、さらなる観光振興を図るために、若い世代の誘客が重要と考えますが、どのような取組を行っていくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 議員御質

問のとおり、昨年開催されたひなたフェスでは、若い世代を中心に多くの方々の来県があり、県全域にわたっての宿泊や周遊につながりました。

このような若い世代の誘客をさらに促進するため、先月、インターネット上の仮想空間であるメタバースを活用し、本県の観光地を再現する新たな取組を開始したところであります。

また、当初予算案で計上しております「推し活で日本のひなたプロモーション事業」では、本県ゆかりのアイドルやアニメなどを観光資源として活用した情報発信等に取り組むこととしており、引き続き、若い世代をターゲットとした施策を展開してまいります。

○山下 寿議員 あらゆる世代に旅行先として宮崎を選んでもらえるように、若い世代に親しまれるコンテンツやメディアを活用したプロモーションも積極的に展開していただくようお願いいたします。

次に、台湾との交流についてであります。

台湾との交流については、これまでも行政や民間において活発に行われる中、新竹県や桃園市との友好交流協定を締結し、交流を続けてきましたが、昨年12月には、本県と台中市との間で友好交流協定が締結されました。

私も宮崎県議会日台友好議員連盟の一員として台湾を訪問し、協定締結式に参加しましたが、台中市長から盛大な歓迎を受けたところであり、今後の本県と台中市との交流に大きな期待を抱いたところです。

今回、台中市と友好交流協定を締結したことで、その活力を本県に取り込んでいくことは大変重要であると感じております。

そこで、今後どのように台中市をはじめとする台湾との交流促進に取り組むのか、知事にお

伺います。

○知事（河野俊嗣君） 本県はこれまで、スポーツや観光などを通じた民間交流などをきっかけとしながら、新竹県、桃園市と友好交流協定を締結し、様々な交流を進めてまいりました。

さらに、今御指摘がありましたように、昨年12月、私も台湾を訪れ、人口が台湾第2位、280万人余でしたか、成長著しい台中市と協定を締結したところでありまして、現地において将来性を実感し、その活力を取り込んでいきたいと、そういう思いを強くしたところであります。

このため県としては、これらの協定に基づいて、宮崎牛に代表される豊かな食やスポーツ環境など、本県ならではの強みを生かしたインバウンドの誘客や、県産品輸出の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

また先日、台湾の経済団体であります「中華民国三三企業交流會」と宮崎県商工会議所連合会との業務協力覚書の締結式にも参加してまいりました。今後のさらなる取引拡大や企業立地など、本県との活発な経済交流にも期待しております。

また、同じタイミングで、九州の知事会と経済界で取り組んでおります九州地域戦略会議において、今や世界の半導体産業をリードする台湾の新竹サイエンスパークを訪問し、関係機関と意見交換を行い、半導体産業等を通じた交流というのをもさらに強化してまいりたいと考えております。

こうした経済はもとより、教育・文化・スポーツ等の幅広い分野において、関係団体ともしっかりと連携しながら、台北線の増便等も追い風に、台中市をはじめとした台湾との交流をさ

らに推進してまいります。

○山下 寿議員 次に、県内中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の強化についてであります。

県内の中小企業・小規模事業者をめぐる環境は、原材料・エネルギーコスト等の上昇や、人手不足に伴う大幅な賃上げをはじめ、経営者の高齢化、後継者不足など、大変厳しい状況が続いております。

このような中、生き残りを図るためには、生産性の向上や価格転嫁の実現、コスト管理の強化などにより、収益力を高めることが大変重要であります。

特に賃上げについては、最低賃金の引上げなどに伴い、実施する企業が増加しているものの、実際には、業績改善が見られない中で、やむを得ず行われているケースも多いのではないかと考えております。

賃上げをさらに普及・拡大し、経済成長との好循環を実現するためには、事業者の稼ぐ力を強化し、その原資を確保することが重要だと考えます。

そこで、県内中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の強化に向けた県の取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 県内中小企業・小規模事業者が大変厳しい状況にある中、本県経済の好循環を図るためには、事業者が稼ぐ力を強化し、原資を確保した上で、賃上げを実現することが重要であると認識しております。

このため県では、事業者が行う生産性向上のための設備改修や販路開拓、新事業展開などの取組に対して支援を行っております。

また、補正予算案で計上している「県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業」では、価格転嫁

の促進に向けた支援金を創設し、原資の確保につながる取組を後押しすることとしております。

県としましては、引き続き、国や関係団体等とも連携を図りながら、事業者の稼ぐ力の強化に積極的に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 次に、若者の県内就職についてであります。

宮崎労働局が公表した最新の労働市場動向によると、昨年12月の本県の有効求人倍率は1.31倍で、114か月連続で1倍を超えており、依然として多くの産業で人手不足が続く状況を示しています。

また、本県においては、毎年多くの若者が県外の大学・企業等へ進学・就職しておりますが、人手不足への対応や地域産業を守り抜くためにも、貴重な労働力である若者の流出を防ぐ取組と、流出した若者のUターンを促進する取組が重要であると考えます。

そこで、若者の県内就職を促進するため、今後、県はどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 若者の県内就職を促進するためには、企業の情報や魅力をしっかりと伝える工夫や、県内就職に向けた支援策の充実が重要であります。

このため県では、大学生等の就職活動の早期化を踏まえ、これから就職を考え始める大学1、2年生も含めた早い段階から、県内企業への興味や宮崎で働くイメージを持てるような情報を伝えるため、新たなオンライン説明会の開催費用を就職説明会等開催事業により当初予算案に計上しております。

また、若者のU I Jターン就職を後押しするため、就職活動に要する交通費等に加え、新た

に引っ越し費用を「若者等ふるさと就職応援事業」により当初予算案に計上しております。

今後とも、県内企業の人材確保のため、様々な取組を通じて、若者の県内就職を促進してまいります。

○山下 寿議員 次に、外国人労働者の状況についてであります。

本県では、生産年齢人口の減少や都市部への人口流出等により人手不足が深刻化しており、今後、人手不足のさらなる加速化が懸念されます。このような中、県内企業の人材確保を図るためには、外国人労働者を受け入れていくことが大変重要となります。

本県における外国人労働者の在留資格別、国籍別の人数について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 宮崎労働局によりますと、令和6年10月末時点の県内の外国人労働者数は、8,515人と過去最高を更新し、前年比21.3%の増加となっております。

このうち、在留資格別では、「技能実習」が4,816人と最も多く、次いで特定技能や高度外国人材などの「専門的・技術的分野の在留資格」が2,098人、さらに、永住など「身分に基づく在留資格」が690人の順となっております。

また、国籍別では、ベトナムが2,706人と最も多く、次いでインドネシアが2,301人、ミャンマーが839人の順となっております。

○山下 寿議員 ただいま答弁いただいたとおり、特に、育成就労制度の開始を見据えると、特定技能等の外国人材の増加が予想され、外国人材の果たす役割は非常に大きくなりますが、県内企業が外国人材を受け入れるに当たっては、具体的な手続や費用負担に関する情報不足、言語面での不安感など様々な課題があるた

め、国内外において激化する外国人材獲得競争に後れを取らないためにも、関係団体等と連携した取組が必要だと思います。

そこで、外国人材の受入れ・定着について、県としてどのように取り組まれているのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 人口減少が進み、国内外において外国人材獲得競争が激化する中、外国人材の受入れ・定着を促進するためには、仕事や暮らしのサポート体制の充実など、受入れ環境の整備を進めることが大変重要であります。

先ほど触れました台湾の半導体産業ですが、新竹サイエンスパークに立地する台湾トップクラスの大学では、将来の人材を確保するために、授業料や生活費を丸抱えで半導体人材の取り込みが行われているということで、激しい人材獲得競争の最前線というものを改めて実感したところであります。

現在、県では、ベトナム国立農業大学等と連携しながら、農業や介護などの分野において、人材確保やマッチング支援などの取組を進めるとともに、外国人サポートセンターにおいて、生活面での相談対応等を行っております。県内の外国人労働者の急速な増加や育成就労制度の開始等を見据えると、これらの取組をさらに強化していく必要があると考えております。

このため、当初予算案で計上しております外国人材定着促進支援事業により、外国人材に係る労働・雇用の相談窓口として外国人材受入・定着支援センターを設置し、雇用条件の見直しに係る助言や日本語教育への費用助成など、受入れ体制構築に係る企業支援に取り組むとともに、外国人サポートセンターと連携して、外国人の仕事と暮らしを総合的に支援してまいりま

す。

これらを各産業界や市町村等とも連携して進めることにより、本県産業を支える外国人材の受入れ・定着を進めてまいります。

○山下 寿議員 次に、環境森林行政についてお伺いします。

まず、グリーン成長プロジェクトの取組についてであります。

グリーン成長プロジェクトは、再造林率日本一を目指して、産学官と県民が一丸となって再造林に取り組む「宮崎モデル」を構築することとし、今年度、宮崎県再造林推進条例の制定をはじめ、テレビCM等による再造林の普及啓発や、県内 8 地域での再造林推進ネットワークの設立、造林補助金のかさ上げなど、様々な取組が行われています。

将来にわたり森林資源を維持していくためには、林業に適した箇所における再造林の推進が大変重要であります。プロジェクトが本格的に開催されて 2 年目となる来年度は、さらに取組を加速させていく必要があると考えます。

そこで、グリーン成長プロジェクトにおける再造林の推進に向けた新たな取組について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 再造林の推進に当たっては、昨年 8 つの森林組合単位で設立した地域再造林推進ネットワークにおける課題や成果を踏まえ、現場のニーズに対応した施策の強化や改善を図る必要があります。

このため、来年度当初予算案における新たな取組として、伐採後に放置された植栽未済地を対象に、植栽の妨げとなっているササ類や灌木等の除去に要する経費を補助することとしております。

また、森林の集積・集約化の妨げとなってい

る相続問題等の解消に向けて、行政書士等と連携した相談会の開催等により、ネットワークの相談体制の強化を図る予定です。

こうした新規施策を加え、引き続き、関係者が一丸となって、再造林推進の取組を加速してまいります。

○山下 寿議員 ただいまの答弁内容の取組で、再造林を加速させる川上側での取組もとても重要であります。再造林をするかしないかを最終的に決めるのは森林所有者であります。

森林所有者が伐採後の再造林を自発的に選択するには、木材が適正な価格で取引され、再造林しても、なお採算に見合う利益が森林所有者に残るような仕組みづくりが重要であると考えます。そのためには、県産材の需要を拡大したり、県内で加工し、高い付加価値をつけて県外や海外に販売する出口対策が重要です。

そこで、グリーン成長プロジェクトを進める上で、県産材の出口対策についてどのように取り組んでいくのか、知事の見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 森林所有者によります自発的な再造林を促すためには、今植える苗木が将来世代の財産になるということを前向きに捉えてもらう必要がありますことから、県産材の価値を高める出口対策が極めて重要と考えております。

このため、グリーン成長プロジェクトの取組の柱に「県産材需要の拡大」を掲げ、県産材住宅の P R や県外消費地でのプロモーション活動、製材品の輸出拡大等を進めるほか、林業・木材産業の関係者と建築士等で構成します「みやざき木の建築推進協議会」と連携し、非住宅分野での木造化等にも力を入れているところであります。

また、来年度当初予算案では、PR効果の高い商業施設の内装木質化等を支援し、みやぎスキの心地よさなどの魅力を広く発信することとしております。

このような取組により、県産材の新たな需要を喚起するとともに、付加価値の向上に努め、将来にわたって森林所有者が安心して再造林に取り組める、持続可能な森林・林業・木材産業の確立を目指してまいります。

○山下 寿議員 県は、平成18年に宮崎県水と緑の森林づくり条例を制定し、宮崎県森林環境税の課税を開始しました。

その一方で、国は、令和元年度に森林環境譲与税を創設し、県や市町村への譲与を開始しました。また、森林環境譲与税は、昨年6月から、その財源となる国の森林環境税の課税が開始されたことから、税に対する県民の関心も高まっているものと考えます。

県民共有の財産である森林を守り育てていくためには、この2つの税は欠かせないものであることから、県民にその違いや県の取組をしっかりと説明し、理解を得ていくことが重要であります。

そこで、県の森林環境税や国の森林環境譲与税を活用した本県の取組状況について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県の森林環境税は、県と県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策の財源として活用しており、令和5年度の税収は3億1,413万7,000円で、県民参加による森林（もり）づくり活動の支援や、森林環境教育の推進などに取り組んでおります。

また、国の森林環境譲与税は、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、市町村

及び都道府県に譲与されており、令和5年度の本県への譲与額は1億8,433万2,000円で、林業大学校での担い手育成や県産材の販路拡大、市町村が行う森林整備の取組の支援などに活用しております。

今後とも、それぞれの目的に応じて有効に活用し、県民共有の財産である森林をしっかりと守り育ててまいります。

○山下 寿議員 次に、松くい虫の被害について伺います。

本県沿岸部は、日豊海岸、日南海岸の2つの国定公園を有するなど、美しい海岸線と豊かな緑が最大の魅力となっております。

また、ゴルフや野球、サーフィンなど宮崎が紹介される場面には、必ずと言っていいほど澄んだ海と太陽に照り映える松林が映り、自然豊かな宮崎の象徴となっております。

しかしながら、県北や県央において、松くい虫によって枯れた松が見られるようになり、平成29年度から令和3年度までの国有林、民有林を合わせた被害は、年間1,500立方メートル程度でしたが、昨年度は5,700立方メートルにまで拡大しております。

また、今年度はさらに拡大しているとのこと、これは、景観の面だけでなく、防風・防潮の観点からも非常に深刻な事態であることが考えられます。

そこで、国有林との連携を含めた松くい虫被害対策について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 令和4年度以降、県央・県北地域を中心に松くい虫の被害が拡大していることから、県では、国や関係自治体との連携を強めつつ、被害木の伐倒駆除を進めております。

また、今年度は、さらなる被害拡大に対応するため、11月補正で予算を追加し、松くい虫の活動が活発になる春先までに駆除を完了することとしております。

さらに、被害跡地の防風や防潮の機能回復を図るため、抵抗性松の植栽や広葉樹への樹種転換を進めるとともに、特に被害が大きい宮崎市北部については、来年度から、国有林との一体的な計画の下、さらに連携した対策を実施する予定です。

今後とも、関係機関としっかりと連携し、松くい虫被害対策に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 次に、農畜水産行政についてお伺いします。

まず、環境負荷低減や有機農業への対応についてであります。

国の改正基本法には、食料安全保障の確保のほか、新たな基本理念として「環境と調和のとれた食料システムの確立」が掲げられており、私は、この視点が今後の農業発展に重要であると考えております。

また、国では、みどりの食料システム戦略において、持続可能な食料システムの構築に向け、中長期的な観点から環境負荷低減のイノベーションを推進することとしております。

本県においても、化学肥料の使用量低減などにより、海外資源への過度な依存からの転換を図り、持続性と生産性の両立による本県農業のさらなる発展を目指すべきと考えます。

そこで、持続性のある農業の実現に向け、環境への負荷を低減する農業技術の確立や有機農業の拡大に係る県の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 環境負荷低減の技術確立や有機農業の取組は、持続性の高い

農業への転換を進める上で大変重要であると認識しております。

このため、当初予算案において、総合農業試験場の研究員や普及指導員を国の研究機関に派遣し、環境負荷低減につながる最新技術の開発や改良、実証に取り組む事業を計上し、速やかに普及を図ることとしております。

また、有機農業を拡大するため、先進農家による現地指導や有機栽培へ転換する際の支援など、産地づくりを進めるとともに、マッチング商談会の開催など、販路拡大に取り組んでまいります。

今後とも、これらの取組を通じ、関係機関等と連携しながら、持続可能な農業の実現を目指してまいります。

○山下 寿議員 次に、茶の有機転換についてであります。

県内では、平野部においては煎茶、中山間地域では釜炒り茶など、地域の特徴を生かして茶が生産されていますが、ペットボトルの茶が広く普及したことなどで茶の価格が下落し、農家の経営は大変厳しくなっています。

一方、海外においては、日本茶は高値で取引されていると聞いておりますが、中でも有機栽培された茶は海外でのニーズが高く、同時に残留農薬基準をクリアする可能性も高いことから、輸出に適している茶として評価されています。

県内でも、県北の釜炒り茶生産地を中心に、茶の有機栽培の取組が行われていますが、平野部においても、有機栽培に転換し、輸出に取り組む動きがあると聞いております。

今後、本県の茶生産を維持・発展していくためには、このような産地の動きを一層進める必要があります。

そこで、輸出に対応した茶の有機栽培への転換の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 海外では、健康志向の高まりなどにより、有機茶のニーズが高いことから、有機栽培に転換していくことは大変重要であります。

茶の有機栽培を進める上では、除草や病害虫管理に要する労力の削減や、有機JAS認定の拠点工場を中心とした共同化に取り組む際の茶葉の均質化等が課題となっております。

このため、当初予算案に計上している事業により、除草機や、病害虫対策として茶園を低く刈り込む機械の導入等に加え、集出荷体制の整備や、地域ぐるみで行う農薬飛散のリスク管理、生産工程の見える化などの取組を支援いたします。

今後とも、農家所得の向上に向け、これらの取組を通じ、輸出拡大を図るため、関係団体と連携し、茶の有機栽培への転換を推進してまいります。

○山下 寿議員 続いて、水産業に関するグリーン成長プロジェクトの取組であります。

本県は水産県でもあります。近年は漁獲量が減少しており、その原因の一つに、海藻が生い茂る藻場が減っていることが影響しているということです。実際、川南町の海岸では、以前は広大なクロメの藻場がありましたが、最近は見ることがなくなりました。

藻場は「海のゆりかご」とも呼ばれるように、イセエビやイカをはじめ多くの魚が卵を産み、また、育つ場所でもあります。

今後、水産業が持続的に成長していくためには、藻場を維持拡大し、魚たちが増えるための環境を整えることが大変重要であります。

そこで、沿岸資源の持続的利用のため、重要な役割を果たす藻場の現状と、維持拡大に向けた今後の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 藻場は、沿岸資源の増殖の場として大変重要であります。近年は減少傾向にあります。

このため県では、漁業者グループによる海藻を食べるウニの駆除活動を支援するとともに、漁港内に藻場礁を設置し、海藻の「たね」の供給源となる藻場の造成に向けた取組を進めております。

一方で、水域によっては、窒素やリンなどの海藻の成長に必要な栄養成分の不足や魚の食害により、藻場が減少している場合もあります。

このため、当初予算案に計上しております沿岸資源増殖場グリーン化事業により、栄養成分を効果的に与える手法の開発や、海藻を食べる魚の駆除とその有効利用を進めるなど、今後とも藻場の維持拡大に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 続いて、畑地かんがいを活用した営農の取組についてであります。

本県では、私の地元である尾鈴地区をはじめ、県央と県西部において、畑地かんがい施設の整備が進められており、現在、対象面積の約7割、9,330ヘクタールで整備が完了していると伺っています。

昨今の野菜価格の高騰の要因の一つとして、雨が少なかったことの影響が挙げられていますが、畑で水を活用する畑地かんがい営農、いわゆる畑かん営農は、天候に左右されず、出荷時期から逆算した営農が可能となり、定時・定量・定品質を求める加工業者などからの需要や期待も大きく、畑かん営農の拡大が食料安全保障につながるものと考えます。

また、農業従事者の人口が大きく減少すると見込まれる中、本県農業を持続的に発展させていくためには、大規模経営体等の担い手へ農地を集積・集約し、農作業の効率化を図ることが大変重要であります。

そこで、畑かん営農による産地を形成するためには、農地の集積・集約が必要と考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 畑かん営農による産地形成のためには、大規模経営体を中心に、その契約農家を含めた産地全体で農地の集積・集約を進め、散水作業や農作業の省力化を図ることが重要であります。

このため県では、当初予算案において、衛星データとAIを活用して、畑かん利用状況や作付品目などの営農情報を見える化する事業を計上しており、この情報を地域の話合いに活用することで、市町村と連携しながら、畑かんエリアの農地の集積・集約を進めてまいります。

今後とも、大規模経営体を中心とした展示場の設置や、その契約農家を対象とした散水技術研修会の開催などにより、農家の理解を促進することで畑かん利用面積を拡大し、食料の安定供給に向けた産地力の強化を図ってまいります。

○山下 寿議員 先ほど申し上げましたとおり、食料安全保障上、畑かん営農の推進は大変重要でありますので、しっかりと取り組んで進めていただき、未整備区域においては、着実に施設整備を進めていただきますようお願いいたします。

次に、耕種農家の取組についてであります。

地元の農家の皆さんの話を伺うと、燃油価格の高騰に加え、様々な農業資材やハウス本体な

どの価格が上昇しており、農家経営は大変厳しい状況になっています。

今後、農家経営の安定は大前提ですが、日本有数の食料供給基地である本県の農業が発展していくためには、畜産に加えて、温暖な気候を生かした施設園芸のさらなる推進が重要であると思います。

先月、デジタル技術を生かした生産性向上を目的に、施設園芸における「みやざきデータ駆動型農業推進大会」が開催され、農家も多数参加されたと聞いています。担い手が減っていく中で、生産者が夢と希望を持って農業を進めていくためには、こういった最先端の取組を進めるべきと考えます。

そこで、施設園芸におけるデジタル技術を活用した生産性向上の取組について、農政水産部長にお伺いします

○農政水産部長（殿所大明君） 施設園芸の生産性をさらに高めるためには、デジタル技術を活用した、データに基づく営農の普及が重要であると考えております。

このため県では、113名の生産者に協力いただき、ハウス内の温度、日射量や出荷量等のデータを蓄積する基盤づくりや、AI分析による作物の生育に適した環境を見える化するアプリの開発などに取り組んでおります。

また、これらの早期現場実装を図るため、開発を行う企業やJAと連携協定を締結するとともに、本格的な運用開始時に多くの生産者に利用していただけるよう推進大会を開催するなど、積極的なPRに努めているところです。

今後とも、関係機関と連携しながら、デジタル技術を活用した施設園芸の生産性向上に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 今の御答弁のとおり、このよ

うな先駆的な取組が進み、他の農家に広がっていくことが、農家の経営の改善、ひいては出荷や取引の安定化、物流の効率化につながると思うので、引き続き取組を進めていただきたいと思います。

さて、本県のキャビア産業は、種苗生産から養殖、加工・販売まで、官民一体となった体制を構築し、国内唯一の熟成キャビアとして、平成25年から宮崎キャビアの販売が開始されるなど、現在では、国内はもとより海外へも販路を拡大しております。

一方で、チョウザメ養殖では、キャビアが取れない雄の飼育に係るコストが長年の課題となっております。

令和 5 年には、水産試験場内水面支場において、雌のみを産む超メス候補稚魚の作出に成功し、大幅なコスト削減による安定した経営が期待されていますが、雌のみの種苗を供給するまでには数年かかると聞いております。

そこで、チョウザメ養殖業者の安定経営に向けて、新技術の活用をはじめとする競争力強化の取組を農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 内水面支場で作出に成功した、雌のみを産む超メスが産卵できるようになり、その種苗を養殖業者に供給するには、今後 5 年以上を要しますので、その間、業者が他の方法で雌だけを飼育する体制を構築するなど、コスト削減の取組が重要となります。

このため、当初予算案において、稚魚の段階で雌雄判別ができる PCR 法の導入や、共同で餌の経費削減を実証するといった養殖業者の取組を支援する事業を計上しております。

県としましては、近年、国内外でキャビアの生産が増加していることを踏まえ、競争力の高

い生産体制の構築により、養殖業者の経営の安定化を支援してまいります。

○山下 寿議員 人口減少、高齢化により農業者が減少する中、本県農業の主力品目である施設園芸産地を維持していくためにも、新規就農者を確保していく必要があります。

しかし、ロシアのウクライナ侵攻以降、円安の影響もあり、肥料、飼料、燃料、生産資材の価格が上昇しており、特に農業用ハウスについては、資材費だけでなく、人件費上昇の影響も加わるため、建設費が高騰している状況にあります。

このため、就農希望者からは、初期投資の負担が大き過ぎて、新規就農したくてもできないとの声が多く上がっております。

このような厳しい状況下で新規就農者を確保するためには、就農時の初期投資負担を軽減する支援が必要であると考えます。

そこで、新規就農者の農業用ハウス導入における初期投資負担軽減対策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 近年、資材価格が高騰する中、新規就農者を確保するためには、初期投資の負担軽減を図ることが大変重要であります。

このため県では、中古ハウスの円滑な導入に向け、農業振興公社に承継コーディネーターを配置し、中古ハウスの情報収集からマッチング、売買に至るまでの切れ目ない支援を行っております。

また、補正予算案で計上しております「みやざき農業経営継承支援事業」により、新規就農者が行う中古ハウスの修繕や移設等を新たに支援することとしております。

今後とも、市町村や関係機関と連携し、新規

就農者が就農しやすい環境づくりにしっかり取り組んでまいります。

○山下 寿議員 現在、令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法に基づき、将来の農地利用の姿を明確にする地域計画の策定が全国で進められております。

県内においても、市町村が策定主体となり、将来、地域の農地を誰が利用するのか、地域農業をどのように維持・発展させていくのかを地元の農業者や農業委員会等が話し合い、その結果の取りまとめを行っていると考えています。

本県ではこれまで、主力品目である施設園芸を中心に新規就農者の確保・育成に取り組み、新規就農者の確保に一定の成果を上げておりますが、地域計画の策定に伴い、将来、担い手不足の農地が多く存在する地域が明らかになると思われ、こうした地域では、施設園芸に加え、土地利用型品目の露地野菜や果樹等での新規就農者の確保に取り組む必要があると考えます。

そこで、露地野菜や果樹等の就農希望者の受入体制について、県の対策を農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 現在、地域計画の策定を進める中で、農地の担い手が不足する地域が明らかになっており、こうした地域では、露地野菜や果樹等についても、新規就農者の確保に取り組む必要があります。

しかしながら、就農相談においては、これらの品目への就農希望者もいる一方で、研修体制の整備や農地の確保が課題となっております。

このため、当初予算案で計上している事業により、露地野菜や果樹などの研修農場整備の取組や、就農地をあらかじめ確保し、就農するまでの間、農地や果樹園を管理するといった、地域が行う取組を支援することとしております。

今後とも、市町村、関係機関と連携しながら、次世代の地域農業を支える新規就農者の確保に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 昨年公表された漁業センサスでは、本県の漁業就業者数は1,996人で、30年前と比べて約6割減少しております。

今後、人口減少に伴い、漁業就業者のさらなる減少が予測される中、持続的に漁業を行っていくためには、外国人材の活用や省力化機器等の導入などが必要ですが、日本人就業者確保の取組を継続していくことが重要であります。

また、漁業は海の上という特殊な環境もあり、適応するのに時間がかかるなど、せっかく就業しても離職してしまう人も多いと聞いております。働き続けることができるよう支援することも必要です。

そこで、本県における漁業の担い手の確保と定着に向けた取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 水産業が持続的に成長するためには、漁業の担い手を確保するとともに、その定着を図ることが重要であります。

このため、確保対策として、宮崎県漁村活性化推進機構が行う就業希望者と受入先のマッチングや実践的な漁業研修を支援するほか、県立高等水産研修所の入所生確保に向け、効果的なPRに努めております。

また、定着については、当初予算案において、県が開発した操業支援アプリによる漁場判断などの早期の技術習得支援に加え、省力化に資する機器やWi-Fiなど、漁船の労働環境の整備を支援する事業を計上しております。

今後とも、関係団体と連携を図りながら、本県漁業を支える担い手の確保や定着に向け取り

組んでまいります。

○山下 寿議員 次に、肉用牛農家の経営安定に向けた取組についてであります。

肉用牛経営は、飼料や燃料、資材価格の高止まりが続く中、物価高を背景とした消費者の節約志向による牛肉消費の低迷、これに伴う枝肉価格の伸び悩みや、枝肉価格と連動する子牛価格の低迷が長期化するなど、これまでにない危機的な状況にあります。

特に子牛価格については、直近では回復傾向にあるものの、昨年9月から11月は50万円を下回るなど、厳しい状況が続いています。

また、飼料価格の高騰は、生産者が経費削減を考えるあまり、飼料の品質や給与量を下げてしまい、その結果、子牛の発育にばらつきが生じるなど、負のスパイラルに陥り、子牛相場が低下する一因にもなっているとの話も聞きます。

加えて、本県の肉用牛の飼養頭数は、これまで高齢農家等の離農に伴う減少部分を担い手が規模拡大することで増頭が図られてきましたが、令和6年の飼養頭数は減少に転じております。

国も和牛の需給緩和を改善するため、増頭対策の中止を継続しており、規模拡大が進む環境ではないことから、今後、肉用牛の生産基盤が大きく弱体化することが懸念されます。

そのため、まずは肉用牛農家の経営を安定させ、将来にわたって安定した肉用牛生産が持続できるような取組が必要と考えます。

そこで、本県の肉用牛農家の経営安定と肉用牛の生産基盤の維持・強化のため、今後どのような支援に取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 物価高などを背景に、

子牛や枝肉の価格低迷が続く中、私自身、各地域の家畜市場を回っておりますが、多くの農家や関係団体の皆さんから、経営の継続すら困難になる、廃業される方が増えたと、そういった切実な声を直接伺っておりまして、本県肉用牛の生産基盤が衰退しかねない厳しい状況にあると認識しております。

このため県では、国に対し、農家やJA等の関係団体はもとより、全国の主要産地とも連携し、あらゆる機会を捉えて、生産現場の要望を直接届けた結果、政府の来年度予算案において、緊急的な子牛価格対策や新たな資金の創設など、セーフティーネット対策が拡充されたところであります。

また、県では、農家経営の安定、生産基盤の維持・強化、消費喚起・販路拡大の3つを柱として、総合的な対策を進めておりまして、加えて、2月補正及び当初予算案において、飼料価格高騰対策や県産牛肉の需要創出に向けた取組などを行う事業を計上しております。

今後とも、これらを通じ、農家の皆さんが安心して経営を継続し、将来にわたって本県肉用牛の生産基盤が維持・強化されるよう、国や市町村、関係団体と連携し、しっかり取り組んでまいります。

○山下 寿議員 2月4日の農林水産省の発表によりますと、2024年の農林水産物・食品の輸出実績が1兆5,073億円と過去最高となりました。品目別では、牛乳などの品目で増加し、地域別では、アメリカや台湾などで増加しており、中国、香港で減少しております。

このことについて江藤農林水産大臣からは、今後さらなる輸出拡大に向け、輸出先にマーケットをつくる「マーケットメイク」という視点に立って、新たなマーケットを開拓していく

という力強い発言もあったところです。

また、1月15～17日には、江藤農林水産大臣が自ら中国を訪問され、牛肉の輸出再開、日本産水産物の輸出規制の撤廃について会談を行い、前向きな実りある成果を上げたという報道もありました。

本県の農畜水産物の輸出については、アメリカやアジア圏を中心に、畜産物を主力として、水産物も拡大しております。

そこで、牛肉や水産物の中国向け輸出について、知事の見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 中国は人口約14億人の巨大市場でありまして、近年、日本料理店や訪日客が増加する中、日本の食に対する認知度が高まっていますことから、輸出対象国として魅力的なマーケットであると認識しております。

しかしながら、牛肉については平成13年の日本でのBSEの発生、水産物については令和5年のALPS処理水の海洋放出に伴い、中国が輸入を規制している状況にあります。

江藤農林水産大臣は、中国出張後の記者会見において、日本産の牛肉、水産物の輸出再開に向け、実務的な話ができ、実り多かったと発言されております。

私は、この江藤大臣の中国への働きかけ、そしてこうした発言というものを大変心強く、ありがたく受け止めております。今後、輸入規制が撤廃されれば、生産者の皆さんの意欲の向上、ひいては、本県農畜水産業の振興につながるものと期待しております。

県としましては、中国への輸出に必要な牛肉や水産物の衛生条件がどのようなものになるかを注視するとともに、速やかに本県からの輸出が実現するよう、事業者が行う輸出に必要な手続を支援するなど、国や関係団体との連携を図

りながら、しっかり取り組んでまいります。

○山下 寿議員 農業経営の安定化のためには、販路拡大に関して、国内のみならず、海外の需要も開拓して消費拡大につなげていくことが重要であると考えますので、引き続き対応をお願いいたします。

次に、県職員獣医師の定着についてであります。

近年、県職員獣医師の役割が重要性を増す一方で、学生の小動物臨床分野への就職志向が強く、全国的に公務員獣医師の確保が難しい状況にあることから、本県では、初任給調整手当の引上げや地域枠の修学資金制度を新設するなど、獣医師確保に向け積極的に取り組んでおります。

そういった中、本県は、全国トップクラスの家畜の飼養頭数、農場数のため、他県と比較して家畜保健衛生所の職員1人当たりの農場巡回戸数が非常に多くなっています。

また、口蹄疫、鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が疑われるときには、24時間365日対応しなければならないため、職員の心身的負担が大きいと聞いております。

このように、家畜保健衛生所の業務負担が増大していることから、負担軽減のための業務効率化が急務だと思われます。

そこで、県職員獣医師の定着に向けて、家畜保健衛生所の職員が働きやすい職場環境づくりにどう取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 県職員獣医師の定着に向けては、家畜保健衛生所における業務の効率化や省力化により、負担軽減を図ることが重要であります。

このため、検査業務について、臨床検査技師

の活用や外部委託を進めるとともに、物品管理業務等を事務職員に一元化するなど、獣医師の負担軽減に取り組んでおります。

また、当初予算案に計上している事業により、農場巡回指導での調査内容について、飼養管理情報などを用紙に手書きして、帰庁後にパソコンに入力していた方式を、タブレットを利用して、農場で直接入力し、自動集計される方式に改めることにより、業務時間の短縮を図ることとしております。

今後とも、デジタル技術を活用するなど、獣医師の働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 本県獣医師職員の担う役割は非常に重要であることから、獣医師確保並びに若手獣医師の離職防止に向けて、業務の効率化・省力化を引き続き進めていただきたいと思います。

次に、農業生産工程管理、いわゆるGAPについてであります。

食に関する安全・安心などの消費者ニーズは依然として高く、食料生産に関わる農業者には、安全で継続的な農業生産が求められます。

そのため、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うGAPは、農業経営の改善や効率化につながる持続的な改善活動で、大変重要であると考えます。

国は、令和2年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、令和12年までに、ほぼ全ての産地で国際水準GAPを実施との目標を掲げ、国と都道府県が一体となって、国際水準GAPの取組を推進することとしております。

本県では、平成29年度から宮崎県版GAP「ひなたGAP」に取り組み、昨年12月に新た

な県版GAPを策定しています。

そこで、新たな宮崎県版GAPについて、今後どのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 国は、SDGsへの関心の高まりや、農業の持続可能性の確保等に対応するため、令和4年3月に国際水準GAPガイドラインを策定しました。

県ではこれを受け、これまでの県版GAPにあった、食品安全、環境保全、労働安全に関する取組基準に、技能実習生等の適切な雇用環境の整備、経営方針の策定や作業責任者の配置などを追加した、新たな「MIYAZAKI-GAP」を昨年12月に創設したところです。

今後は、MIYAZAKI-GAPを実践する農業者の拡大に向け、新基準に関する研修会の開催や、農業者の取組を支援するGAP指導員の育成などに、関係機関・団体等と連携して取り組んでまいります。

○山下 寿議員 今後も本県の農業が持続的に発展していくために、GAPの実践は重要と思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、みやざきブランド認証制度についてであります。

これまで本県のブランド対策は、生産者をはじめ農業団体等が一体となり、安全・安心な農産物づくりのため、産地ぐるみの県版GAPの実施に加え、特徴ある商品づくり、信頼される産地づくり、安定的な取引づくりなどを柱に取り組まれています。

特徴ある商品づくりの根幹であるブランド認証制度は、創設から20年が経過し、ブランド商品に求められる価値が変化していることを受け、見直しを行っていると聞いております。

そこで、みやぎきブランド認証制度の見直しと今後の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） みやぎきブランド認証制度につきましては、平成13年の創設以来、産地やJAグループ等と一体となって、県産農産物の価値向上に取り組んでまいりました。このような中、健康意識の高まりなど、消費者の価値観が変化していることを踏まえ、今般、制度の見直しを行ったところです。

具体的には、ブランド認証基準における商品の特徴を「健康」や「おいしさ」等の5つの区分に整理するとともに、これらが消費者に伝わりやすいよう工夫したマークを作成いたしました。

今後は、新しい制度での産地認定を進めるとともに、より多くのみやぎきブランドのファンを獲得するため、デジタルツールを活用した効果的なPRなどに努め、新しいみやぎきブランドの確立に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 最後に、土木行政について伺います。

まず、国県道の整備についてであります。

自動車免許保有率、自動車保有台数が九州一で、自動車が主要な移動手段となっている本県におきましては、道路の整備は大変重要であります。

そのような中、東九州自動車道では、昨年4月に唯一の未事業化区間であった南郷一奈留間が新規事業化され、九州中央自動車道では、昨年12月に平底一蔵田間について計画段階評価の手続が開始されるなど、高速道路の整備は大きく前進しています。

また先日、都城志布志道路の県内区間が完成し、私も開通式典に参加してまいりました。

開通式では、地元の小学生によるアトラクションや一般来賓者を交えたパレードが実施され、参加者の晴れやかな表情からは、完成を待ちわびた地元の方々の大きな喜びと期待感が感じられました。

都城志布志道路が開通したことによって、宮崎自動車道と東九州自動車道が信頼性の高い一本の道路で結ばれ、南海トラフ地震など大規模災害への対応力強化はもとより、新たな企業立地や交流人口の増加など、多方面に大きな効果をもたらすものと期待しております。

このように、高速道路をはじめとした道路整備は着実に進んでいますが、県内全体を見回しますと、国県道の改良率は他県と比べていまだ低い状況にあり、県民からも、これらの整備を待ち望む声が多く聞こえます。

このような状況を踏まえ、高速道路に加え、国県道の整備もさらに進めていかなければならないと私は感じております。

そこで、本県の国県道の整備状況と今後の取組について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 国県道は、高速道路と一体となって、産業経済活動や安全・安心な暮らしを支える、欠かすことのできない社会資本であります。

このため、国道219号や国道327号などの都市部と中山間地域を結ぶ幹線道路や、災害発生時の避難・救急をはじめとした応急活動を支える緊急輸送道路の整備を重点的に進めておりますが、本県の国県道の改良率は70.5%と九州平均より低い状況にあります。

県としましては、関係団体と連携して、道路予算の確保に努めるとともに、国土強靱化予算も積極的に活用しながら、地域間交流を促進し、防災機能を強化する信頼性の高い道路ネッ

トワークの構築に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 多くの県民の声に応えるためにも、今後とも必要な道路整備予算の確保に努め、道路整備を推進していただきたいと思います。

次に、本県の重要港湾の整備についてであります。

県内の3つの重要港湾は、県産の木材や工業製品、農産物などに加え、生活に必要な様々な貨物を運ぶ上で重要な役割を果たしています。

また、昨年1月の能登半島地震では、各地で道路網が寸断される中、緊急物資が海上輸送されました。

本県でも昨年8月と今年1月に震度6弱などの地震が発生しており、港湾整備の重要性を再認識したところです。

加えて、本県の重要港湾は、クルーズ船の寄港地としても利用されており、観光面でも重要な役割を果たしています。

重要港湾の整備においては、物流や防災、観光など、港が持つ多面的な機能を踏まえた上で進める必要があると考えますが、重要港湾の整備におけるこれまでの取組と今後の方針について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 重要港湾は、本県の物流や防災、観光を支える重要な社会基盤であります。

このため、物流の拠点として、貨物量の増加や船舶の大型化を見据え、細島港では新たな岸壁の整備、宮崎港では埠頭用地の拡張、油津港では岸壁の延伸を進めております。

また、防災の拠点として、耐震強化岸壁の整備や防波堤の津波対策、観光客を出迎える海の玄関口として、クルーズ船の受入れ体制の強化にも取り組んでいるところです。

県としましては、物流の2024年問題や脱炭素化、気候変動など、港湾を取り巻く情勢の変化を的確に捉え、地域経済の発展や県土の強靱化につながる港湾の整備、利用促進に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 次に、県土の強靱化についてであります。

今年は、阪神・淡路大震災から30年が経過する節目の年であります。また、能登半島地震発生から約1年が過ぎました。

本県においても、令和4年台風第14号の甚大な被害に見舞われ、その復旧もいまだ道半ば、昨年8月には、震度6弱を観測した日向灘沖を震源とする地震の発生や台風第10号が襲来し、10月には、線状降水帯による洪水や土砂災害により、2名の貴い命が失われました。

本県は災害リスクの高い地域であり、安全・安心な県民の暮らしを確保していくためにも、より一層、県土の強靱化を進めていかなければなりません。

県議会としては、昨年6月に、国に「防災・減災、国土強靱化の更なる推進を求める意見書」を提出し、国土強靱化実施中期計画の早期策定と必要な予算の確保を求めたところです。

本県において、国土強靱化5か年加速化対策後も、これまで以上に県土の強靱化を着実に進める必要があると考えますが、知事の思いをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 激甚化・頻発化する自然災害や切迫する南海トラフ地震への備えはもとより、今回の埼玉県道路陥没事故の発生により、社会インフラの老朽化がもたらすリスクが浮き彫りとなり、あらゆる分野で県土の強靱化を継続的・安定的に進めなければならないという思いを改めて強くしております。

私はこれまで、県議会の力強い後押しをいただきながら、宮崎県知事として、また九州地方知事会としての国への要望や、国土強靱化推進会議の地方代表委員、さらには全国高速道路建設協議会の会長という立場、様々な機会を通じて、強靱化予算の継続的な確保と国土強靱化実施中期計画の早期策定を強く求めてまいりました。

このような中、石破総理が1月の施政方針演説で、「防災・減災、国土強靱化を着実に推進する」とした上で、「実施中期計画は、5か年加速化対策を上回る水準の事業規模が適切との考えに立ち、6月を目途に策定する」と表明されまして、国の姿勢を心強く感じたところであります。

今後の実施中期計画の策定に当たりましては、十分な事業規模を盛り込むことを求めるとともに、物価高等にも賃金上昇にも対応していただく必要もあろうかと思えます。必要な予算の確保に努め、県民の安全・安心な暮らしを守る、災害に屈しない強靱な県土づくりに全力で取り組んでまいります。

○山下 寿議員 最後に、この3月をもって県庁を退職、または退任される皆様、本当にお疲れさまでした。長年の県政への御尽力に感謝を申し上げますとともに、これからの御活躍と御健勝を御祈念申し上げまして、私の代表質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時56分散会

2月28日（金）

令和 7 年 2 月 28 日（金曜日）

午前10時0分開議

出席議員（38名）

2 番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3 番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4 番	工藤隆久	（同）
5 番	福田新一	（宮崎県議会自由民主党）
6 番	本田利弘	（同）
7 番	山内いっとく	（同）
8 番	山口俊樹	（同）
9 番	下沖篤史	（同）
10 番	齊藤了介	（同）
11 番	黒岩保雄	（同）
12 番	渡辺正剛	（同）
13 番	濱砂守	（同）
14 番	脇谷のりこ	（親和会）
15 番	松本哲也	（県民連合立憲）
16 番	山内佳菜子	（同）
17 番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
18 番	二見康之	（宮崎県議会自由民主党）
19 番	日高博之	（同）
20 番	後藤哲朗	（同）
21 番	佐藤雅洋	（同）
22 番	安田厚生	（同）
23 番	日高陽一	（同）
24 番	内田理佐	（同）
25 番	川添博	（同）
26 番	荒神稔	（同）
27 番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28 番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29 番	井本英雄	（自民党同志会）
30 番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31 番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
32 番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33 番	山下寿	（同）
34 番	外山衛	（同）
35 番	武田浩一	（同）
36 番	丸山裕次郎	（同）
37 番	中野一則	（同）
38 番	山下博三	（同）
39 番	野崎幸士	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
監査事務局長	坂元修一
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	青野奈月

◎ 代表質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、公明党宮崎県議団、今村光雄議員。

○今村光雄議員〔登壇〕（拍手） 皆様、おはようございます。都城市選出、公明党の今村光雄でございます。本日は会派を代表して質問させていただきます。

本県のキャッチフレーズであります「日本のひなた宮崎県」、私も大好きなフレーズでございまして、先行きの不安な現代において、明るく照らし続けることで、また前を向いていける、宮崎が輝き続けることで地方でもやれるんだ、その波動が全国にも広がり、日本全体がよくなっていく、そう捉えて、いつもすばらしいなと思い、最近ではスマホの着信音にもしているところでございます。

本議会の開会の冒頭、知事の話でもありましたとおり、県民の皆様が「宮崎はよかところ、宮崎に住んでて幸せやわ」ということを、全世代において実感してもらうことが大事ではないでしょうか。また、そのような政策を打っていかねばなりません。

昨年の令和6年12月、我々公明党県議団は河野知事に対し、物価高騰が継続する中、厳しい状況を強いられている県民、事業者の皆様への支援にさらに力を入れていくべきだと、物価高騰対策と経済再生に向けた提言を提出し、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを活用した施策にしっかりと取り組むよう要望いたしました。

これからの審議とはなりますが、今回の2月補正予算の中に取り組みましたことに対して評価したいと思います。

諸課題に対し、県としても様々対策を取っているところではあります。よく聞く声は、「子供たちへの支援はあるが、我々には厳しい」との高齢者の方からの声であります。

昨年9月15日現在の総務省の発表によりますと、国の総人口は前年に比べ59万人減少している一方、65歳以上の人口は2万人増加し、3,625万人と過去最多となりました。総人口に占める65歳以上の人口割合を比較すると、29.3%と世界でトップの高さとなっております。

その後も高齢者人口は伸び続けていくと推計されており、令和6年10月1日現在の本県における高齢化率は34%と、全国よりも高い状況となっています。それに伴い、単身世帯や認知症の方の数も増加していく状況にあります。

国においては、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保する、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎え、今後、地域包括ケアシステムをどのように推進していくのか、知事にお伺いいたします。

次に、誰もがなり得る可能性のある認知症への対策について伺います。

認知症高齢者の数は2025年には約471万人、高齢者人口のピークを迎える2040年以降もさらに増加すると推計されています。

そのような背景の下、昨年1月に認知症基本法が施行され、12月には認知症施策推進基本計画が国において決定されました。認知症になる

と何もできないとの古い認識を改め、共生社会の実現に向けた認知症の正しい理解、認知症の人の孤立を防ぐ取組など、12の基本的施策を掲げています。

今まで以上に増加する認知症の方が、尊厳を保ち、認知症になっても自分らしく安心して暮らしていくためには、この基本法の取組が重要になると考えますが、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」について、知事の所感をお伺いいたします。

以上を壇上からの質問とし、以降は質問席からお伺いいたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

まず、地域包括ケアシステムの推進についてであります。

団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎え、今後、単身高齢者世帯や夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれ、医療・介護の複合的な支援が必要な高齢者や、認知症等によって権利擁護が必要となる高齢者が増加するなど、支援のニーズが多様化・複雑化するものと考えております。

このため県としては、高齢者が住民主体の生活支援の担い手として活躍できるような環境づくりや、地域において様々な助け合いが生まれる交流の場づくりなど、支える側と支えられる側という従来の役割や関係をを超えて、一人一人が生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らしていくことができるような地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってまいります。

次に、認知症基本法についてであります。

この法律は、認知症の方が尊厳を保ちながら希望を持って暮らすことができるよう、国民一人一人が支え合う共生社会の実現を目指すもの

であります。

全ての認知症の方が社会参画機会の確保を通じて個性と能力を十分に発揮できるようにすることや、全ての国民が認知症に関する正しい知識と認知症の方への理解を深めることなどを目指しており、誰もが身近な我が事として認知症を考えていくことの大切さを強く訴える、大変重要な内容を含んでいるものと認識しております。

県としましては、この法律の理念も踏まえながら、引き続き、地域で暮らし続ける高齢者の立場や思いに寄り添った施策の推進に努めてまいります。以上であります。[降壇]

○今村光雄議員 ただいま知事からございましたとおり、支える側と支えられる側という関係ではなく、互いに支え合いながら暮らしていくという観点は、人間関係が希薄になってきている現代社会において、大変重要であると考えます。

本県においては、認知症基本法に基づき、既に第2次となる計画を実施していますので、支え合いながら暮らせる社会の実現のために、着実に目標を達成するようお願いいたします。

認知症基本法には、認知症の方の権利、正しい知識と理解、障壁の除去、継続的なサービス提供、家族への支援、研究と社会参加、総合的な取組といった7つの基本理念があります。

認知症についての正しい知識を持ち、正しく理解するためには、小中学校や企業、自治会などへの広がりが必要と考えますが、そのような認知症の方を支援する人材の育成にどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(渡久山武志君) 認知症の方やその御家族が安心して暮らし続けるために

は、認知症の早期発見、早期対応のできる体制を整えるとともに、地域全体で認知症の方を支援することが重要でございます。

このため県では、医師、看護師、薬剤師、介護福祉士など、幅広い専門職を対象に、認知症の方への対応力向上を目的とした研修を実施しております。

また、市町村が実施いたします認知症サポーター養成講座におきまして、講師を務めます「認知症キャラバンメイト」の養成や、認知症の方を地域でサポートする「チームオレンジ」を対象とした研修なども行っております。

○今村光雄議員 本県における取組状況は理解しました。国の施策の一つに、普及啓発・本人発信支援として、「希望大使」を任命し、普及啓発活動を行う取組があります。地域版希望大使も全国に広がっていますが、九州においては、福岡県と宮崎県だけが任命されておられません。認知症理解を広げる取組の一つとして、ぜひ推進を要望したいと思います。

そして、様々な取組を実施する際は、幾つかある認知症ケアの技法、例えば、御本人の心理症状の改善が見込まれ、介護する側も負担軽減が図られるユマニチュードなど、様々な技法の普及にも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、認知症の方やその家族が交流できる場所の現状について伺います。

認知症の診断を受けた直後は、御本人は大きなショックを受け、抱え切れない不安に直面します。そのような方々がお互いの体験を共有することで、心理的な負担の軽減を図り、支え合う取組が大切となります。

県内の全ての市町村で、認知症カフェといった交流の取組を実施しているようですが、認知

症の方やその家族が交流できる場の現状について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 認知症の本人やその御家族が、家族同士あるいは地域住民と気軽に交流できる環境を整備することは、悩みをお互いに相談したり、地域からの理解を深めたりするなどの観点から、大変重要であります。

県では、認知症のひとと家族の会宮崎県支部に委託いたしまして、おおむね2か月に1度、認知症の方や家族が集う交流会を開催いたしております。

また、家族交流・地域住民交流を図るために市町村が運営いたします認知症カフェなどの通いの場合は、令和5年度は、県内全ての市町村に合計84か所設置されております。

○今村光雄議員 群馬大学の山口晴保名誉教授は、認知症を前向きに受け止める「認知症ポジティブ」を提唱しております。教授は、「認知症は長寿の勲章だ。認知症になったから支えてねと気軽に言える時代になってほしい」と述べられています。

今後も自治体や関係機関と連携を取り合いながら、認知症を発症したとしても、当事者が不安になることのないよう、安心して暮らせる社会の実現に推進をお願いします。

次に、単身世帯の高齢者の方に対する取組について伺います。

冒頭述べましたとおり、高齢化率の増加に伴い、単身世帯の高齢者の方も増加していきます。単身世帯には、孤独死や認知症の進行をはじめ、御本人に何かあったとしても気づかれない状況に陥る可能性があるなど、課題が多くあります。その対策として、見守り活動の支援は大変重要となります。

本県としては、「みやざき地域見守り応援隊」の取組を行っているようですが、今後どのように広げていくつもりか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県では、新聞・宅配業者などと連携しまして、単身高齢者等の見守りや関係機関への通報などを行います。「みやざき地域見守り応援隊」の取組を推進しており、今年度、新たに3事業者が加わり、27の事業者に活躍していただいております。

この活動の充実・拡大に向けては、関係者が一堂に会した全体会議において、消費者トラブルや認知症高齢者等に関する勉強会を行うとともに、電気・ガスのデータに係る有効活用など、各事業者の特徴を生かした取組について、幅広く情報共有を行っております。

これからも引き続き応援隊の認知度向上を図りまして、協力事業者をさらに増やす取組を続けてまいります。

○今村光雄議員 企業が協力して見守りをするすばらしい取組だと思います。

一方で、仕事の合間を縫っての対応ですので、毎日、状況の確認ができるわけではありません。そのため、何かあったときに、発見するまで時間がかかる場合もあります。

昨年の常任委員会での県外調査先では、水道の使用量を活用して、利用が全くなかったり出っ放しといった、いつもと違う状況から早期発見する取組をされている事例の紹介がありました。電気やガスの使用量なども含めたライフラインの活用は、大変有効であると思います。様々な対応により、安心した生活を築くことができますので、今後も検討と取組の推進をお願いいたします。

次に、単身世帯をはじめとした高齢者に向け

た防犯対策について伺います。

昨年は、全国において、高齢者住宅を狙った凶悪な強盗事件が多数発生しました。本人に見つかっても大丈夫、たんす貯金が多いといったことから、単身世帯の高齢者は特に狙われやすい状況にあります。また、特殊詐欺も手口が複雑化しており、被害者の数は減少傾向になかなか向かない状況にあります。

さらに、高齢者の方は、特殊詐欺の被害に遭ったとき、家族から怒られたり恥ずかしかったりするため、なかなか相談できないような状況もあるようです。

安全を守るために対策が必要と思いますが、県内における単身世帯をはじめとした高齢者が、特殊詐欺や強盗などの被害に遭わないための警察の取組について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 警察では、県民の皆様が特殊詐欺や強盗などの被害に遭わないよう、広報啓発による注意喚起など、様々な取組を推進しております。

その中でも、高齢者の被害防止の取組として、警察官が高齢者のお宅を訪問した際や、各地の公民館などで防犯講話を行う際に、自動通話録音機の貸出しの案内や戸締まりの徹底、防犯カメラの設置の呼びかけなどを行っております。

また、単身世帯の高齢者にも警察からの注意喚起が届くように、社会福祉協議会などの関係機関・団体と連携した効果的な対策を推進しております。

さらに、家族に相談できない高齢者など、犯罪に巻き込まれた方々が警察に相談できる窓口として、警察相談専用電話「#9110」の周知を図っております。

○今村光雄議員 御説明のありましたとおり、家族に相談ができない方も利用できる相談窓口がございますので、もしかしたら犯罪に巻き込まれたかもしれないと不安なときは、遠慮することなく御相談いただければと思います。

また、相談することにより、次の被害を防ぐ手だてにもつながりますので、ぜひ御活用いただきたいと思います。

次に、生活に困窮している単身世帯の高齢者の方への支援について伺います。

現在、物価や光熱費、燃油価格高騰などの影響もあり、どこのお家庭も家計に余裕がない状況にあると思います。中でも年金生活者などは、その影響力は大きなものとなっております。行かなければならない病院への受診を我慢したり、明日の食事すらままならないような状況に陥っている方もいると聞きました。

そのような生活に困窮している単身世帯の高齢者に対して、どのような支援があるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 単身高齢者を含め、生活に困窮している方に対しましては、状況に応じた支援制度がございます。

まず、生活困窮者自立支援制度により、各福祉事務所に生活困窮者を対象とした相談窓口を設けまして、相談者の状況に応じて、住まいや家計の改善、就労支援などに取り組んでおります。

また、生活福祉資金貸付制度により、当面の生活に必要な資金の貸付けや相談支援等を行っております。

このほか、食べるものがないなど急迫した状況にあり、既存の制度では対応が難しい方に対しましては、県内の社会福祉法人が、社会福祉協議会などと連携いたしまして構築しております。

す「みやざき安心セーフティネット事業」や民間の支援事業等を活用し、食料等の現物給付を行っております。

○今村光雄議員 各種窓口にて物資の支給なども含めた相談体制ができていますので、御活用いただきたいと思いますし、また執行部には、窓口のさらなる周知をお願いしたいと思います。

特に食料支援についてですが、現在、子供たちへの支援を中心に、フードバンクの取組がNPO法人などの民間団体によって行われています。今後、生活に困窮する高齢者の方も増加する可能性があるため、広がりを見せる必要性が出てくるかもしれません。

本当に支援を必要としている人に対しては、適切に対応していくべきだと思いますので、この点に関しても、今後も調査・研究を重ねていただきたいと思います。

次に、みやざきシニアパスについて伺います。

昨年度から実施されてきた事業であります。県内全線1乗車200円と大変好評でしたが、今年度で終了となるため、継続を希望される声を聞くことができました。そのような背景もあり、宮崎交通では、次年度より「スマート65」というサービスが開始されるようであります。

宮崎交通が新たに発売するスマート65の概要と、その取得に係る県の支援内容について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） スマート65は、県の補助事業であるシニアパスの後継として宮崎交通が独自に発売する、同社の路線バスを対象とした乗車券で、シニアパス同様、65歳以上の方が1乗車200円で利用できるものですが、利用者は年会費1万円を負担する必要があります。

ります。

シニアパスは、宮崎交通での利用回数が発売以降約48万回と多くの方に利用されており、スマート65も、高齢者の移動支援としての効果も期待できるところであります。

このため県では、今議会の補正予算案にバス利用拡大支援事業を計上し、令和7年の購入者に限り、年会費のうち5,000円を補助することにより、シニアパスからスマート65への円滑な移行を支援することとしております。

○今村光雄議員 次に、一昨年、議員になって初めての一般質問でも取り上げさせていただきました、带状疱疹ワクチンについて伺います。

本年4月より、接種費用の一部を国が公費助成し、ワクチンの定期接種化が始まることとなりました。

我々公明党は、国や地方にて多くの要望の声を上げて、ワクチンの定期接種化を強力に推進してまいりました。定期接種化されたとはいえ、自己負担の発生や対象者の限定などの課題もまだ残ってはいますが、大きく前進したと考えています。

このワクチン接種が希望する方にしっかりと行き渡るよう、今後の運営も大事になってきますが、令和7年4月からの带状疱疹ワクチン定期接種開始に向けた、市町村と県の取組状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 带状疱疹ワクチンについては、国の検討会において、発症が最も多くなる70歳頃に十分なワクチン効果が発揮できるよう、65歳を対象年齢とした定期接種が決定し、66歳以上の方も今後5年間の経過措置で、順次、接種の機会が確保されることになっております。

現在、定期接種の実施主体であります市町村

では、地域の医師会などと連携し、接種体制を確保するとともに、対象者への通知や広報紙などを活用した周知など、住民への情報提供に向けた準備も進めているところであります。

また、県では、予防接種機会の拡大を図るために、県医師会や市町村と連携しまして、居住地以外の医療機関でも円滑な接種が可能となるよう、必要な準備を進めております。

○今村光雄議員 带状疱疹は、人によっては長引いたり、命に関わる危険性も含まれています。私の義理の父だけでなく、昨年は私の妻も带状疱疹を患いました。大分よくはなりましたが、一時は失明の危機にまで発展し、今も痛くてつらい思いをしているときがあります。

ワクチンを打ったからといって、発症の全てを防ぎ切れるものではありませんが、带状疱疹で苦しむ人が一人でも減るよう、徹底した周知をお願いします。

次に、農業施策について伺います。

まず、有機農業についてですが、昨年5月、国において改正食料・農業・農村基本法が成立し、環境への負荷を低減する有機農業などのさらなる普及促進が盛り込まれました。

本県においても、有機JAS認証面積は422ヘクタールと、一昨年にお聞きしたときよりも50ヘクタールほど拡大しており、目標に向けて着実に増加している状況にあります。課題となる販路についても、様々取組がなされているようで、全国だけでなく県内の一部地域でも取り組まれています。学校給食へ展開している事例もあります。有機農業に関する授業も行うことで、その大切さを学ぶ、よい機会を得ることができます。

特別支援学校などへの販路拡大も有効と思いますが、有機農業における販路拡大について、

県の実績を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 有機農業における販路拡大を図るためには、販売先や消費者に、環境負荷を低減する有機農業の意義や、有機農産物の魅力を認識していただくことが重要であります。

このため県では、首都圏のバイヤーやシェフを本県に招き、現地視察や産地商談会を開催するとともに、地域の直売会でのPRの支援などを通じて理解醸成に取り組んでおります。

また、地域ぐるみで有機農業に取り組む市町の小中学校等において、有機農産物を学校給食で提供することや、有機農業への理解を深める授業の取組を支援しております。

なお、議員御指摘の特別支援学校での給食については、教育委員会と連携し、研究してまいります。

○今村光雄議員 先日、鹿児島県で行われました、九州・山口有機農業の祭典に参加させていただきました。有機農業のすばらしさを実感するものでありましたが、慣行農業とのバランスを取りながら進めていかなければならないことも改めて学ばせていただきました。課題は多々ありますが、さらなる有機農業の拡大をよろしくお願いいたします。

次に、農畜水産物の輸出について伺います。

報道によりますと、2024年の我が国の農林水産物・食品の輸出額は、前年比3.7%増の1兆5,073億円と過去最高を更新することとなりました。日本食人気が続く風となり、米や緑茶が特に増加しております。畜産に関しましても、今後さらなる拡大が期待されるところであります。

農畜水産物の輸出の現状と今後の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 本県の農畜水産物の輸出は、アメリカ、台湾、香港を中心に、牛肉や茶などの品目が伸びており、令和5年度の輸出額は、過去最高の約115億円となっております。

国内市場が縮小する中、生産者の所得向上や産地の発展には、輸出拡大を図ることが重要であることから、県では、販路拡大や相手国の規制等に対応した産地づくりを進めております。

また、新たな取組として、補正及び当初予算案に計上した事業により、イスラム圏への県産牛肉の輸出拡大に向けたトップセールスや、欧米で需要が高い有機茶の生産拡大を進めることとしております。

今後とも、ジェトロ等の関係機関と連携し、さらなる輸出拡大に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 次に、県内の経済対策について伺います。

昨年11月に国が発表した総合経済対策の中には、全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やすことが明記されています。

物価上昇を上回る賃金上昇のために、国においては雇用の7割を占める中小企業を中心として、持続的な賃上げのための環境整備や、経営基盤の強化支援などが不可欠です。

国の総合経済対策における賃上げ支援に対する県の見解について、佐藤副知事にお伺いいたします。

○副知事（佐藤弘之君） 国の総合経済対策では、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を目指し、3本の柱に沿った施策を展開することとしており、柱の一つに、「全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす」が掲げられております。

その具体的な施策としては、企業の生産性の

向上や中長期の成長力の強化、また、価格転嫁に向けた環境整備の推進など、企業が賃上げの原資を確保できるよう、財政面・制度面等で支援するものであり、本県にとりましても、持続的な賃上げに資する効果的な内容であると考えております。

一方で、継続する物価高や深刻な人手不足等により、県内の中小企業を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いており、関係団体等との意見交換においても、いまだ切実な声を伺っております。

県といたしましては、今回の補正予算案で、国の交付金を活用し、企業の稼ぐ力の強化に向けた経費を計上しており、引き続き、国や関係団体等と連携しながら、中小企業支援にしっかりと取り組んでまいります。

○今村光雄議員 賃上げ実現のためには適切な価格転嫁が必要となります。価格転嫁のための環境整備では、親企業から一方的に価格の据置きを迫られるケースも多くあるようで、国の2025年度予算案において、取引の適正化を図るために下請Gメンなどによる積極的な調査推進が含まれています。

また、多重下請型のサプライチェーンでは、2次、3次と取引の階層が重なるほど価格転嫁が進んでいない実態があるようです。

雇用の7割を占める中小企業に対する対策は喫緊の課題であります。適正な価格転嫁の実現に向けた県の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 物価高や人件費の高騰などにより、大変厳しい状況にある事業者が利益を確保するためには、適正な価格転嫁を実現することが大変重要であります。

このため県では、国や経済団体等と締結した

価格転嫁の円滑化に関する協定に基づき、価格交渉の実施に向けた専門家派遣やセミナーの開催、広報活動などに取り組んでおります。

また、当初予算案で計上している受注企業の価格転嫁促進事業では、より専門性の高い中小企業診断士が、価格転嫁促進支援員として、事業者の価格交渉の準備からフォローアップまでをきめ細かに伴走支援することとしております。

今後とも、これらの施策を着実に実施し、適正な価格転嫁の実現を図ってまいります。

○今村光雄議員 中小企業診断士による伴走支援の取組は、他県において成功している事例もありますので、多くの中小企業に活用してもらえよう、積極的な取組をお願いします。

昨年、県内で休廃業・解散した企業は391件と、前年よりも88件の大幅増となりました。その代表者の年齢を見ると、60代以上が8割を占めており、後継者不在が大きな原因となっているようです。

会社を存続させていきたいのであれば、役員や従業員、親族、そして第三者にまで広げた事業承継が必要となります。本県においても、事業承継に対する取組を様々行っていますが、全ての中小企業にまではその情報が行き渡っていない場合もあると聞いています。

事業承継に関する周知などにどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 中小企業の円滑な事業承継を促進するためには、事業者身近な市町村、商工団体、金融機関等との連携が重要であるため、県では、これらの関係機関や国の事業承継・引継ぎ支援センターなどと事業承継ネットワークを構築しております。

当ネットワークでは、県内の事業承継に係る現状や支援方針の共有等を行い、事業承継に関する普及及び広報活動や事業承継ニーズの掘起こし等に取り組んでおります。

さらに、県内4か所において、市町や金融機関等で構成する事業承継連絡会が立ち上がるなど、きめ細かな周知・支援体制が拡充されております。

引き続き、関係機関と一体となって事業承継の促進に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 次に、次年度の新規事業であります、推し活プロモーション事業について伺います。

推し活とは、アイドルやアニメ・ゲームのキャラクターといった好きな対象を「推し」と言い、好きであることを表明するために、物を買ったり口コミしたりするなど、応援する活動のことです。

昨年開催されましたひなたフェスでは、全国だけではなく海外からも多くの来県があり、推し活による大きな経済効果を生み出しました。今年もぜひ行っていただきたいと思います、様々な課題もあるようでございます。

ただ、ひなたフェスに限らず、推し活につながるものは本県にも多くあり、それを活用した経済効果は期待できるものと思いますが、当初予算案に計上している推し活で日本のひなたプロモーション事業の内容について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 昨年9月に開催されたひなたフェスでは、アイドルグループ日向坂46の多くのファンの来県があり、県全域にわたっての宿泊や周遊等に伴う経済効果は大変大きなものでありました。

推し活で日本のひなたプロモーション事業で

は、このようないわゆる推し活による消費行動を取り込むため、本県ゆかりのアイドルやアニメなどを活用した県内周遊企画や、みやざき大使等が推薦する本県の食や旅の動画配信等に取り組んでまいります。

この事業を通じて、それぞれのファンに豊かな自然や食、スポーツなどの様々な魅力を発信することにより、本県の認知度を高め、観光誘客につなげてまいります。

○今村光雄議員 推し活のジャンルは広く、多くの世代に波及していますし、せっかくの宮崎の宝が埋もれている場合もあります。広い視野を持った取組にこれから期待しています。

この推し活ですが、昨年の一般質問でも取り上げさせていただきました、コンテンツ産業の一つに含まれています。

コンテンツ産業は、2022年におきまして、ゲームが2.8兆円、アニメが1.5兆円、そのほかも含めると4.7兆円の輸出額であり、半導体産業の輸出額5.7兆円に匹敵する規模となっています。

中でも国内におけるeスポーツ市場は、2022年には前年から27%増の約125億円と大きく成長しており、2024年には190億円にまで上昇すると推計されています。これは年平均20%近くの成長率となっており、今後もその成長が見込まれているところであります。

日本が世界に誇るコンテンツ産業であります、本県において、観光誘客のため、eスポーツ大会の誘致に向けて取り組んではどうかと思いますけれども、商工観光労働部長の考えをお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 近年、国内外で著しい成長を遂げているeスポーツは、民間団体の推計によると、国内で約700万人を超

えるファンがいるとされ、国内市場規模も今後さらに拡大していくものと予測されています。

このような中、eスポーツは地域経済の活性化や教育、福祉など、地域課題の解決にも活用されるとともに、観光誘客のため、eスポーツの大会誘致に取り組む自治体もあると伺っております。

県ではこれまで、国際会議やスポーツ大会など、様々なイベントの誘致を推進してきたところですが、eスポーツ大会についても、他県での開催状況や経済効果などの情報収集に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 国においては2024年度より、コンテンツ産業を含む文化芸術の担い手を育成し、国内外での活躍を促す、クリエイター・アーティスト等育成事業が始まっており、今後ますますその市場は活気づくものと思われまします。答弁にもありましたとおり、教育、福祉などにも活用されていますので、今後の前向きな取組に期待しています。

次に、在来線の活用について伺います。

近年、本県において、新幹線の整備実現に向けての調査やシンポジウムなど、機運醸成の動きが活発化しています。確かに大きな経済効果や利便性の拡大を得られるものと思いますが、費用も時間も多大なものとなるため、実現に向けての検討はまだまだ必要でありそうです。その前にやるべきことは、在来線の活性化の取組ではないでしょうか。

コロナが5類になって以降、バスやタクシーなども利用者数が回復しています。在来線に関しましても、国土交通省の資料によりますと、宮崎駅での乗降客数は、コロナ前に比べて増加しているとの統計が発表されています。

今後、便数の増加や多く利用される時間帯へ

の増便などが行われれば、さらに乗降客数の増加が見込め、活性化につながると思いますが、在来線の維持・充実に向けての知事の考えをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 在来線は、通勤や通学など県民生活を支え、ビジネスや観光のための移動手段としても利用される重要な社会基盤であります。また、単なる交通手段にとどまらず、駅を中心としたまちづくりなど、地域の活性化にも大きな役割を果たしております。

先日、三股町の駅前で、2年後の国スポ・障スポを見据えながら、地域の皆さんと専門家と一緒に花壇づくりに取り組む、そういう取組を視察したところでありますが、まさに駅前というものが、地域の顔であるとともに、地域づくりの核となっているということを実感いたしました。

県では、九州各県などが一体となって進める九州Ma a Sの取組のほか、利用者が減少し存続が懸念される日南線や吉都線において、沿線自治体やJR九州と連携し、観光列車「海幸山幸」の利用者への支援や、イベント列車の運行を行うなど、様々な利用促進策に取り組んでおります。

また先般、県鉄道整備促進期成同盟会の会長として、沿線自治体と共に、JR九州に対し、県内鉄道路線の維持・活性化や増便等の利便性・快適性の向上などについて要望を行ったところであります。

また、新たな取組として、吉都線の魅力をユーチューブなどの動画で紹介しようということで、私と鉄道アナウンサーの田代剛さんが吉都線に乗り込んで、都城駅から京町温泉駅まで、様々なお話を聞きながら、また利用者の話も聞きながら、その魅力を伝える。近々これは

県の公式ユーチューブチャンネルにアップする予定にしております。

やはりスポーツの試合にしても美術作品にしても、専門家の意見を聞きながら見ると、全く魅力が違って見えてくる。この在来線の魅力の掘り起こしは、もっともっと可能性があるなということを感じたところであります。

在来線の維持・充実は大変重要な課題と認識しておりますので、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

○今村光雄議員 車社会の宮崎において、免許を返納された高齢者の方には、公共交通の充実は大変重要であります。新幹線も大事ですが、併せて、在来線活性化の検討、要望をJRに対して強く訴えていただくよう、よろしくお願いします。

次に、ICカード利用エリアの取組について伺います。

在来線の活性化に向けた乗客の利便性向上のためには、ICカードの利用エリアの拡大も必要だと思います。来年度は、日向新富や青島まで、そのシステムが導入される予定となっておりますが、さらなるエリア拡大に対する要望はされているのでしょうか。

せっかくの来県にもかかわらず、宮崎は不便だと言われるようでは、次につながっていきません。在来線の利便性向上に資するICカードの利用エリア拡大に向けた取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 交通系ICカードにつきましては、関係機関と連携し、JR九州に対し、利用エリアの拡大を要望してきておりますが、同社からは、一定の利用がある駅では導入済みであることなどから、県内での必要な整備は完了しているとの考えを

聞いております。

宮崎市と新富町のエリア拡大は、両市町の働きかけを契機に、JR九州が市町による導入費用の負担を条件に行っているものであり、県も費用の一部を補助することとしたところです。

県としましては、ICカードは利便性向上に寄与するものであるため、引き続き、沿線自治体と連携を図りながら、JR九州に対し、エリア拡大を働きかけてまいります。

○今村光雄議員 市町村による導入費用の負担があれば、ICカードの利用エリアの拡大の可能性はあるということであります。

国民スポーツ大会をはじめとした様々な誘客イベントのためにも、自治体への働きかけをよろしくお願いします。

次に、防災対策について幾つか伺います。

まず、下水道管路の状況について伺います。

今年1月、埼玉県八潮市にて、下水道管の老朽化による破損が起因となる道路陥没事故が発生しました。それを受け、事故現場と似たような規模の下水道管が整備されている7つの都道府県に対し、緊急点検をするよう国土交通省より指示が出されました。本県はその対象ではありませんでしたが、県内においても、幾つかの市町村で独自に緊急点検を実施しています。50年という耐用年数があるものの、それを待たずに今回の事故は発生しており、全国でも起こり得ると指摘する専門家もいます。

今回の事故を受けて、下水道管路の老朽化状況と市町村の対応状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県内の下水道は、17の市町村で管理されており、耐用年数の50年を経過した下水道管路の割合は、全国が約7%、本県が5.8%であります。

今回の事故後、国が示した緊急点検では該当する箇所はありませんでしたが、宮崎市をはじめ10の市町村で自主的な点検を実施しており、これまでに異常は確認されていません。

国は、今回の事故を踏まえ、下水道施設の点検手法の見直しや、国土強靱化計画において、老朽化対策を強化する検討などを行っております。

県としましては、国の動向を注視し、必要な予算の確保に努めるとともに、技術研修会などを通して市町村との連携を強め、下水道施設の老朽化対策を進めてまいります。

○今村光雄議員 人工衛星画像や、漏水の音を検知して範囲を絞り込むAIを活用した取組も進めている地域もありますので、参考にさせていただき、このような事故が起きないように対応をよろしくお願いします。

次に、災害時の福祉支援について伺います。

政府は今年14日、災害対策基本法等改正案を閣議決定し、国に提出しています。これは要配慮者や在宅避難者などの多様な支援ニーズに対応するため、福祉サービスの提供を明記したものとなっており、これまで避難所を中心として高齢者らの体調確認や相談支援に当たっていたものに加え、在宅や車中泊の避難者などに対するケアの必要性もより明確になっています。

また、広域避難の円滑化も図られます。報道によりますと、能登半島地震における災害関連死の数は307人に上り、直接死を大きく上回った数となっています。災害関連死を防ぐためには、福祉の視点での支援も必要です。

被災者が抱える課題は多岐にわたるため、福祉の視点も取り入れた支援が必要と考えますが、県の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 被災者が抱える課題への対応、特に介護が必要な方など要配慮者への支援を的確に行うためには、専門的な知見を有する保健師や介護職員等の支援チームを、迅速かつ効果的に避難所等へ派遣する仕組みづくりが重要であります。

こうした観点から、災害時には、県の災害対策本部の設置と併せまして、本庁に、福祉保健部長をトップとして、医療・福祉の関係団体の情報連絡員も参加いたします保健医療福祉調整本部を、また、各地域の保健所には、保健所長をトップとし、市町村等と連携して現場で支援チームの派遣調整などを行う地域調整本部をそれぞれ設置することとしており、関係団体や市町村を交えた実地訓練や意見交換を行っております。

○今村光雄議員 次に、災害時のカーシェアリングについて伺います。

カーシェアリングとは、登録を行った会員間で車を共同で使用するサービスのことですが、災害があった地域では、車を移動の助けとするため、無償で貸し出す取組を実施しています。

現在、一般社団法人日本カーシェアリング協会がその取組を行っていますが、災害時において貸出し場所の確保や市町村への協力要請に対応できるよう、各自治体との協定締結が随時行われています。

災害時のカーシェアリング協会との連携について、県としてどのように考えているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 日本カーシェアリング協会は、本県でも、昨年8月の台風第10号の際に宮崎市で10台、10月の大雨の際には延岡市で26台の車両貸出しの実績があり、災害時における被災者の移動手段の確保は、早

期の生活再建を図る上で大変有益なものと考えています。

また、この取組は、災害ボランティアでの活用も想定され、現在、約20の自治体と連携協定を締結していると伺っております。

県としましては、今後、協会と意見交換し、協定の締結も含め、連携について検討してまいります。

○今村光雄議員 カーシェアリングは、能登半島地震の被災地でも多くの方に活用され、非常に助かっているとの声が聞かれています。検討が必要とは思いますが、早期の取組をお願いします。

次に、廃棄物問題と資源の循環利用について伺います。

令和6年能登半島地震などの大規模地震や、激甚化・頻発化する傾向にある水害により、大量の災害廃棄物が発生しています。災害時には様々な種類の廃棄物が一度に大量発生することから、簡単には処理できないため、日常のごみ処理と並行して、特有な処理をしていくこととなります。

災害廃棄物は一般廃棄物に区分されることから、市町村がその処理の主体となりますが、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、被災した住民の生活環境の保全や公衆衛生の確保のために大変重要なものであり、関係者が連携していくことが求められています。

災害で発生した災害廃棄物の処理について、民間事業者との協力体制の現状と取組を環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 平時の枠組み・対策では対応困難な災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、専門的な知見や施設を有する民間事業者との連携が不可欠であり、

昨年8月の竜巻被害では、産業廃棄物処理業者が関係市町との災害支援協定に基づき、廃棄物の運搬と処分に協力しております。

県においても、災害廃棄物処理を担う市町村を支援するため、仮設トイレの設置や被災家屋の解体撤去、廃棄物の処理等を専門とする3つの団体のほか、林業機械による廃棄物処理が期待できる3つの林業関係団体と、災害支援協定を締結しております。

また、平時から、市町村や協定締結団体との連携強化を図るため、図上演習や廃棄物の仮置場の選定支援などにも取り組んでおります。

○今村光雄議員 先月行われた九州各県議会議員交流セミナーで講演されました、岩手県釜石市の震災伝承施設「いのちをつなぐ未来館」の職員、川崎杏樹さんは、次のように訴えられました。「災害は必ず起こります。その備えをしておけば命は助かります」、私たちもそのような思いで、今後も防災に対するあらゆる取組を推進していきたいと思います。

次に、資源の循環利用について伺います。

使い捨てを基本とする大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、天然資源の消費に伴うその枯渇、気候変動問題、生物多様性の損失など、様々な環境問題にも密接に関係しています。

こうした経済・社会様式から、資源・製品の価値の最大化を図り、資源の投入量や消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につながる経済活動全体の在り方が強調されている循環経済（サーキュラーエコノミー）の取組は、国際社会共通の課題となっています。

循環経済への移行により、廃棄物などの発生抑制や循環資源の再使用と再生利用、バイオマス化などの3Rやリニューアブルなどの取組が

進めば、製品などのライフサイクル全体における温室効果ガスの排出低減につながり、カーボンニュートラル実現にもつながる重要な取組となっていきます。

国においても、昨年12月には循環経済への移行加速化パッケージが取りまとめられ、2030年までに循環経済関連ビジネスの市場規模を80兆円以上にするという目標を掲げています。

この資源の循環利用の必要性がうたわれている中で、循環経済に対する知事の認識と、その柱の一つとなるリサイクル促進に係る県の取組について伺います。

○知事（河野俊嗣君） もともと我が国においては、もったいないの精神で、身近なところでの再利用や再資源化の取組がなされてきているところではありますが、国全体の経済活動として捉えると、廃棄物処理やリサイクル業が小規模・分散化していることなどによりまして、リサイクル原料として使えるような衣類やプラスチックが焼却、埋立てに回されたり、また、鉄スクラップなども含めて海外輸出に回されている、そのような課題がございます。

また、昨今のウクライナ情勢を背景として、レアアースをめぐる資源獲得の必要性、経済安全保障にも注目されておりますし、また、再生材を活用することが企業価値の向上でありますとか販路の拡大にもつながる、そのような状況も背景としながら、廃棄物等を資源として最大限活用していこうという循環経済へ世界的に動きが加速しております。

特に我が国は、石油や金属など多くの資源を輸入に依存しておりますので、廃棄物等から付加価値を生み出し、新たな成長につなげるシステムへの転換が喫緊の課題だと考えております。東京オリンピックにおいて、5,000個のメダ

ルがリサイクル金属でつくられたというのは、一つのこの姿勢を示すものであろうかと考えております。

議員が指摘されました循環経済への移行加速化パッケージには、循環経済の実現を国家戦略として推進していこうということで、地方創生、産業競争力の強化、経済安全保障の確保等を図るための重要な政策が示されているものと認識しております。

本県におきましても、リサイクルの促進について、施設整備の支援を行ったり、また、みやざきリサイクル製品認定制度などによりまして、例えば再生プレキャストコンクリートとか再生クラッシャーラン、そういった製品の普及などに取り組むとともに、農林水産県の強みを生かしたバイオマス資源の活用、県産材の利用拡大、食品ロスの削減、様々な取組を進めているところでありまして、国のこうした動きというものを追い風としながら、さらなる循環型社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○今村光雄議員 大量廃棄型の経済活動からの転換を見据えた中においても、循環利用は重要な課題であります。

特に使用済み太陽光パネルについては、2030年代以降に耐用年数の経過に伴い大量廃棄されることが懸念されており、現在、国において、そのリサイクル制度の法制化の検討が進められているところでございます。

県においては、国の動向を踏まえて、循環利用が進展するような施策を推進していただきたいと思います。

次に、公立学校で整備されたタブレットなどの端末の処分について伺います。

現在、全国の学校現場においては、GIGAスクール構想に基づいて、1人1台端末の配備

が完了し、その利活用が行われているところですが、蓄電池の耐用年数やOSのサポート期間切れなどにより、約5年経過後は端末の更新時期となります。

MM総研の調査によりますと、全国に普及している950万台の端末のうち、その68%は2025年度に更新対象となっているようです。県内の小中学校においても、6万台近くが更新することとなっています。

そこで懸念されることが、適切な処分をされるかどうかということです。個人情報流出につながるデータ消去の不備、不法投棄や不正に海外に輸出されないか、レアメタルも多く含まれているため、再資源化への活用など、国からは適切な対応を求められています。

公立学校で整備し、貸与した1人1台端末の適切な処分について、県はどのように対応しているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 公立学校における端末の適切な処分につきましては、再資源化や再使用など、法に基づいた対応がなされるよう、国からの通知において示されております。

市町村教育委員会に対しましては、これを踏まえた通知を発出するとともに、説明会を実施し、端末の適切な取扱いについて周知を図ったところであります。

県立学校で整備し、貸与した端末につきましては、リース契約の場合、法に基づいた処分が行われるよう契約に明記しております。

また、購入した場合は、データを完全に消去した後、再資源化の処理を認定事業者に依頼しております。

○今村光雄議員 過去には、専門業者がデータ消去の作業の前に個人情報を抜き取り、転売した問題などもありますので、最後の確認まで

しっかりと対応をお願いいたします。

次に、特別支援教育について幾つか伺います。

本県では、日本一挑戦プロジェクトの一つの子ども・若者プロジェクトに取り組んでおり、日本一生み育てやすい県への挑戦を目指す姿として、その柱の一つに「安心して子育てできる教育環境をつくる」ことを掲げてあります。

昨今、発達障がいのある児童生徒の増加やその支援に対して、以前よりも取り沙汰される機会が多くなったと感じております。

そのような中、特別支援教育の推進が、安心して子育てできる教育環境づくりにとっても重要であると考えますが、教育長を経験された日隈副知事の考えをお伺いいたします。

○副知事（日隈俊郎君） 特別支援教育の充実を図りますことは、安心して子育てできる教育環境づくりを進める上で、大変重要であると思えます。

本県におきましては、平成19年の特別支援教育制度の開始に伴いまして、全国に先駆けて盲・聾・養護学校から特別支援学校へ校名を変更するとともに、地域就学を目指し、全ての特別支援学校に高等部を設置しました。

また、障がいのある子供が就学前から高等学校卒業まで切れ目ない支援を受けられるエリアサポート体制は、本県独自の取組となっているところであります。

私事ですが、令和元年から2年間、教育長を務めさせていただきましたが、この間、特別支援学校の校舎の大幅な増設や、分校でありました小林こすもす支援学校の本校化などに取り組みました。

また、高等部卒業生の就職向上を目指しまして、新たに高等特別支援学校の設置の検討を進

めてまいりましたが、今回、令和8年度から開校する運びとなりましたことは、深い感慨を感じているところであります。

今後とも、教育委員会や関係部局がしっかり連携して、特別支援教育の充実を図り、子供たちにとって最適な教育環境の確保に努めるとともに、日本一安心して生み育てやすい宮崎県づくりを目指してまいりたいと考えております。

○今村光雄議員 児童生徒における課題は様々であります。一人も取り残すことのないよう、さらなる取組の推進をよろしくお願いします。

次に、特別支援教育の現状について伺います。

現在、小学校や中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加していると聞いております。児童生徒の増加に伴い、担当する先生を養成しなければなりません、専門的な知識や経験が必要となってくるため、それに特化した指導者も必要となります。

小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加の状況と、それを担う教職員の指導力向上の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は、議員の御質問にもありましたように増加しておりまして、令和6年5月現在3,772人で、その大きな要因として、自閉症・情緒障がい特別支援学級の増加がございます。10年前と比較いたしますと、約3.1倍の増加となっております。

障がいが多様化する中で、教職員の指導力向上は喫緊の課題となっております。本県では、エリアサポート体制の下、7つのエリアに配置されたコーディネーターが中心となり、学校を巡回して助言を行う教育相談や、事例を交えて

具体的な支援方法を学ぶ研修等を行っております。また、県教育研修センターにおきましても、経験年数に応じた研修を実施しております。

引き続き、エリアサポート体制の強化や研修の充実に努め、教職員の指導力向上を図る取組を進めてまいります。

○今村光雄議員 コーディネーターによる助言などがあるのですが、さらに人手をかけるなど、充実した指導力向上になるよう推進をお願いします。

次に、中学校を卒業した後の高等学校における特別支援教育の取組も、一貫した特別支援教育の推進のためには必要であります。

高等学校においては、小中学校と同様に、通級による指導が行われていますが、現在の高等学校における通級による指導の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 通級による指導は、生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じ、心理的な安定や人間関係づくりの改善につながるなどの学習を行うものであります。

本県の高校通級は、国によって平成30年度に制度化された当初から、全国に先駆けて8校でその取組を進めておりまして、現在では16校が取り組んでおります。

また、高い専門性を持つ教員を通級メンターとして配置し、各校を巡回させて、指導担当者へのサポートも継続的に行っております。

通級の実施校では、通級担当者の知見や手法が、学校全体における教員の専門性向上や、生徒の学びやすい環境づくりにつながるなどの好事例も多く見られ、県教育委員会といたしましては、今後とも、この取組を一層推進してまいります。

○今村光雄議員 好事例も見られているということですので、今後も充実した取組をよろしくお願いします。

一方で、知的障がいのある生徒が通う特別支援学校においては、在籍児童生徒数の増加に伴い、教室不足が課題となっております。

先日、都城きりしま支援学校、小林こすもす支援学校、日南くろしお支援学校に調査に行っていました。特に都城きりしま支援学校では、今までも課題となっていました。限られた環境の中で、様々な工夫を重ねながら対応されている現状を目の当たりにしました。

特別支援教育の充実には、適切な学びの場の確保が不可欠であり、教室不足の課題についても、学校現場の状況を十分に踏まえながら、児童生徒が安心して学べる環境を整えていくことが重要であります。

知的障がい特別支援学校の教室不足の現状と今後の方向性について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 知的障がい特別支援学校におきましては、在籍者数の増加に伴いまして、これまでも教室不足とならないよう、その都度、教室を増設するなどの対応を行ってまいりました。

今後は、令和8年度から9年度にかけて、知的障がいのある生徒を対象とした高等特別支援学校を県内4地区に開校することとしておりますので、今後の教室不足への懸念は解消されていくものと考えております。

○今村光雄議員 2クラスある学校に関しましては、3年で50人近くの児童生徒数となり、教室不足の解消につながるだけでなく、職員の駐車場の問題などの解消にもつながると思います。建設されてから50年近くになる校舎の整備

に関しては、引き続き今後も検討を重ねていくよう、よろしくお願いします。

最後の質問になります。

様々な分野で人材不足が叫ばれていますが、県庁においても同様の状況があるかと思いません。特に専門職に関しては、その傾向が強いようであります。

人材不足への対策として、生成AIによる業務効率化やメンタルヘルス対策強化事業など、様々な実施されていますが、職員の確保・定着については、さらなる強化が必要かと思えます。

令和7年度に職員確保・定着強化事業を新規事業として立ち上げる予定となっていますが、その取組内容と狙いを総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 職員の確保・定着のため、採用試験の見直しや働きやすい職場環境づくりなどに取り組んでおりますが、厳しい状況が続いております。

このため本事業では、受験者の確保に一定の効果がある現行のインターンシップ制度において、技術職を対象に会計年度任用職員として任用し、一定期間、報酬を受け、県の業務を実際に担っていただく形での受入れや、県庁の雰囲気を知ってもらうための庁舎や仕事現場の見学ツアーによるインターンシップを実施します。

また、特に若手の土木系技術職員の成長意欲を促し、今後の県庁生活におけるキャリア形成を支援するため、技術士など国家資格の取得経費を計上しております。

これまでの取組と併せ、本事業を確実に進めることで、職員の確保・定着につなげてまいります。

○今村光雄議員 冒頭で取り上げましたとおり、宮崎から希望を発信していけるよう、県民

の皆様からいただいた多くの課題に向き合い、今後も解決に向けて取り組んでまいります。

以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時11分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、県民連合立憲、永山敏郎議員。

○永山敏郎議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。会派県民連合立憲の永山敏郎です。代表質問の機会をいただきましたので、会派を代表し、質問させていただきます。

初めに、知事の政治姿勢について、幾つかお伺いいたします。

2025年1月20日、第47代アメリカ合衆国大統領にドナルド・トランプ氏が就任しました。就任当初から、WHO（世界保健機関）からの脱退や、地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」から再び離脱することを表明。これまでバイデン政権下で進められてきた政策から大きな転換が図られています。

その中には、これまで世界を挙げて取り組んできたDEI政策（ダイバーシティー・エクイティ&インクルージョン）、いわゆる多様性、公平性、包摂性に関する政策の撤廃も盛り込まれています。米国内の企業では、このDEI廃止に追従する動きも見られており、今後、日本における多様性やジェンダー平等に関する施策への影響も心配するところです。

このように米国内の多様性排除の動きが進め

られておりますが、LGBTQ政策に関する今後の県の方針について、知事にお伺いします。

さて、国内に目を向けてみますと、石破首相は国会冒頭の施政方針演説において、地方創生2.0を打ち出しました。

東京一極集中を是正させるため、これまでも様々な取組が進められてきましたが、今後は移住・定住の政策と併せて、関係人口や二地域居住の議論が進んでいくことが予想されます。これは宮崎県にとって大きなチャンスと捉えています。

そこで、地方創生2.0に関し、特に地方への人の流れの創出について、その受け止めと、今後、県はどのように取り組んでいくのかについて、知事にお伺いします。

現在、国会において高額療養費制度の負担上限額の見直しに関し議論が進められておりますが、国民、当事者の声がしっかり反映されることが望まれます。

国民の安心、そして生活の安定を支えるのが医療や福祉施策などの社会保障制度であり、その充実は大変重要な課題です。

そこで、本県の新年度予算編成における高齢者や障がいのある方々への支援など、福祉の維持・充実に向けた考え方について、知事にお伺いします。

次に、学校給食費の無償化について伺います。

学校給食費の無償化については、私も昨年、6月定例会の一般質問で取り上げ、これまでも多くの議員が質問を行っています。

県としては「国の責任と財源による制度設計が必要と考える」との答弁でありましたが、昨年12月に、立憲民主党と日本維新の会、国民民主党の野党3党が、公立小中学校の給食を無償

化するための法案、学校給食法改正案を衆議院に提出、また先日、自民党、公明党、日本維新の会の三党協議で、教育の無償化に関し合意が図られ、小学校の給食費について、2026年度から無償化する方針が示されました。長年の議論がようやく前進したことについては喜ばしく思います。

そこで、学校給食費無償化に関する国会議論の受け止めと、今後、県としての各自治体への支援について、知事の考えをお伺いします。

以上、壇上からの質問とし、以降の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、LGBTQに関する今後の県の方針についてであります。

議員から紹介のありましたアメリカの動向は、極端に振り子が振れているなど、そういう印象を受けております。

人類の歴史の中で、様々な人権問題に直面してまいりましたし、これからも、今我々が意識していないものも含め、様々な問題に直面することと考えております。その根本は、自分と異なる他者に対する偏見や不寛容にあるのではないかと、そのように考えておまして、自分の権利は他者の権利と共にあると、そういう認識の下に多様性を尊重し、受け入れる取組が必要であろうと考えております。

御質問のありましたLGBTQなどの多様性についても、さらに理解を深めていくことが重要になってくると考えております。

我が国では、令和5年6月にいわゆるLGBT理解増進法が成立し、国や自治体の役割として、知識の着実な普及などの施策の実施に努めることが求められております。

本県におきましては、令和6年3月に策定した宮崎県人権施策基本方針の中で、「多様な性」を重要な人権課題の一つとして位置づけ、教育・啓発活動の推進や当事者に対する相談体制の充実などに取り組んでおります。

県としましては、引き続き当事者に寄り添いながら、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現に向け、着実に取組を進めてまいります。

次に、地方への人の流れの創出についてであります。

人口減少が急激に進み、東京一極集中の流れが止まらない中、私としましては、このままでは国全体の活力が失われかねないという強い危機感を抱いております。

地方創生2.0で示された、地方への人の流れを創出していく、その方向性は大変重要であると考えております。

県ではこれまでも、移住促進や関係人口の拡大、働きたい、暮らしたいと思える魅力ある地域づくりなど、様々な施策に取り組んできたところであります。

今回の地方創生2.0では、都市対地方という二項対立ではなく、相互につながり合い、高め合う地域づくりというものが考えられているところでありまして、地方への人の流れを創出・拡大していくためには、特定の地域に継続的に多様な形で関わり、地域の課題解決や魅力向上に貢献する関係人口づくりの取組をより一層進めていく必要があると考えております。

県としましては、今般の地方創生2.0と方向性を同じくしまして、引き続き、市町村や関係団体と連携しながら、温暖な気候と豊かな自然に囲まれた暮らしやすさなど、本県の強みをこれまで以上に発信するとともに、都市部の皆様に

生活や仕事を具体的に体験していただくような取組を促すことによって、宮崎のよさを理解していただき、人の流れを創出してまいりたいと考えております。

次に、新年度予算編成における福祉の維持・充実についてであります。

人口減少・少子高齢化など、社会環境が大きく変化する中、県民の皆様が幸せに暮らせる社会を築く上で、福祉の維持・充実は、その根幹をなすものと考えております。

このため、県ではこれまで、地域包括ケアの推進や、障がいのあるなしによって分け隔てられることのない社会づくりの推進など、支援を必要とする方々にしっかりと寄り添った施策の拡充に努めてまいりました。

こうした取組をさらに推進していくため、来年度予算案には、精神障がい者に対する医療費助成の拡充や、夜間・休日の精神科救急医療体制の整備、訪問介護事業者が行う経営改善等の取組への支援などを行うための新たな事業を計上しております。

今後とも、高齢者や障がい者など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を構築するため、市町村や関係機関と一体となって取組を進めてまいります。

最後に、学校給食費無償化についてであります。

子育て世帯にとって、学校給食費に係る経済的負担は大きいものがありまして、少子化対策という観点から意義あるものと考えております。

一方、学校給食費に係る支援につきましては、これまでも全国知事会として国に対し求めてきたとおり、財政力による地域間格差が生じないよう、国の責任と財源において、全国一律

の対応を講じることが重要と考えております。

現在、国会において議論がなされているところでありますが、昨年12月、国の検討会で様々な論点が整理されたところでありまして、児童生徒間の公平性の問題、さらには格差是正策としての妥当性、国と地方の役割分担、こうした課題の解決をはじめ、その実施に必要な恒久的な財源の確保と地方財政措置の在り方、具体的な実施スケジュールなど、詰めていくべき様々な課題もありますので、地方の実情を踏まえた丁寧な制度設計を進めていただきたいと、そのように考えております。

引き続き、国会における今後の議論や制度設計の動向を注視し、市町村とも連携の上、適時適切な対応を講じてまいります。以上であります。〔降壇〕

○永山敏郎議員 ありがとうございます。国内外の動きを受けた知事の思い、県の方針を確認することができました。

答弁にありました精神障がい者の医療費助成の拡充については、これまでの一般質問や請願による訴えを経て、今回予算編成に至ったもので、高く評価しております。今後も県民の安心と安定した生活のための施策の推進を求めてまいります。

次の質問です。

昨日の外山議員の質問でも紹介されましたが、先月1月15日、みやざきの新幹線を考えるシンポジウムが開催されました。同日、大分県において、九州・四国広域交通ネットワークシンポジウムが開催されたことについては知事からも紹介がありましたが、会派県民連合立憲は大分のシンポジウムに参加し、終了後は、愛媛県、大分県の担当部署とも意見交換を行いました。

そこでは、東九州新幹線、四国新幹線整備と併せ、大分県佐賀関半島と愛媛県佐田岬半島間の全長14キロメートルの豊予海峡を海底トンネルや架橋で結ぶ、いわゆる豊予海峡ルート of 整備についても議論が行われ、従来の関門海峡ルートと併せ、国土軸のダブルネットワークの形成が期待されています。

そこで、豊予海峡ルート実現による本県への効果と今後の取組について、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 愛媛県と大分県を架橋や海底トンネルで結ぶ構想、これは太平洋新国土軸とか第二国土軸と言われるような構想の中にあるものでありますが、その実現を目指す豊予海峡ルート推進協議会については、本県も参加し、地域相互の交流促進事業や国への提言活動などに取り組んでいるところであります。

その実現は、物流の効率化に加え、大規模災害時等におけるリダンダンシーを確保する意義があります。また、九州と四国の交流・連携の在り方を大きく変える可能性も秘めており、本県にとりましても、交通や観光、物流など、様々な面で大きな効果が期待されます。

私は、本州と四国が3つの橋で結びつけられているのに、九州と四国は一つも結びついていない、これは大変残念なことだと以前より思っております。

新幹線や高速道路などの広域交通インフラの整備につきましては、1つの県だけでなく、複数の自治体がまとまることで、国に対し地方の声をより強く届けることができるものであります。そのためにも、関係地域が一体的・広域的に連携して取り組む必要があると考えております。

先日の大分県のシンポジウムと同日に、本県

において新幹線のシンポジウムを開催した際には、オンラインで2つの会場を結び、広い地域からの参加者に見える形で大分県の佐藤知事と意見交換をし、共に力を尽くしていこうと確認したところであります。

今後も、関係する県と連携しながら、機運醸成や国への要望活動に取り組み、豊予海峡ルートなど広域交通ネットワークの発展を通じて、本県の活性化につながるよう取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。新幹線整備と併せ、長い時間をかけた取組となると思います。引き続き、各県と連携し、機運醸成に努められますようお願いいたします。

引き続き、交通行政についてお伺いします。

J R九州が来月3月15日のダイヤ改正に合わせ、県内全ての普通列車で車掌の配置をなくし、ワンマン運転とする方針が示されました。

このワンマン化については、今月2月3日に県鉄道整備促進期成同盟会がJ R九州に提出した要望書の中でも触れられており、安心・安全の確保について、知事が口頭でも要望されたとの報道がありました。

本県内の在来線は、沿岸部を走る「日豊線延岡－南宮崎」間をはじめ、津波被害が想定される地域を多く含んでいます。先月1月22日には、J R九州宮崎支社が避難訓練を実施しました。237名が参加した訓練では、乗客の協力を得て運転士が避難誘導を行ったと報道されています。

しかし、実際の災害時の混乱下においては、運転士1名で、安全確保のための車両操作と、パニックも想定される乗客の避難誘導を同時に行うことは、困難が想定されます。J Rも津波発生時の避難施設を設置していますが、どこで

車両が停止するかも知れません。

そんな中、運転士1人で多くの乗客を避難所まで誘導しなければなりません。とりわけ高齢者や障がいのある方などは、災害時のみならず通常利用時もワンマン化の影響が大きいと考えられ、報道のほうでも障がい者団体から不安の声が上がっておりました。

県は、しっかりと県民や利用者の意見も聞き、ＪＲ九州に対し、車掌の継続した配置や緊急時対応体制の強化等を強く求める必要があると考えます。

それでは、ＪＲ九州による列車のワンマン化に関し、懸念される影響や利用者等の声、またそれらに対する県の対応について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） ＪＲ九州では、人口減少や労働力不足など、鉄道を取り巻く環境が厳しくなる中、運行を維持するため、従来からワンマン化を進めてきたところであります。

一方で、車掌の業務も運転士が一人で担うため、特に乗客の安全確保への影響が懸念されますことから、同社では一定の安全対策を進めているところであります。

県ではこれまでも、災害時の避難誘導を心配する声や、障がい者や高齢者からの不安の声に対応するため、安全・安心への配慮を要望してまいりましたが、今回の見直しで県内全ての列車がワンマン運転となることから、今月3日にＪＲ九州本社で実施した要望では、古宮社長に対し、この点を特に強く求めたところであります。

同社からは、「安全は最優先事項であるため、しっかり取り組む」という回答がありまして、車外を確認できるカメラを新たに設置するほか、大規模地震と津波を想定した避難訓練の

実施など、対策を強化すると伺っているところであります。

県としましては、これらの取組を注視するとともに、引き続き利用者の安全・安心の確保をＪＲ九州に対し求めてまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。今回のＪＲワンマン化に関する懸念や問題意識等は共有できていると考えます。今後もしっかりと乗客や県民の声を聞き、関係自治体等とも連携して、引き続きＪＲ九州に対し、強く要望されるようお願いいたします。

次に、宮崎県消費生活センターについてお伺いします。

消費者庁によれば、消費生活相談は、2004年度に全国192万件とピークを迎え、近年は90万件弱で推移しています。消費者ホットライン「188」や、県消費生活センターによる相談体制が整備され、消費者トラブルに関する相談に対応しています。

では初めに、県消費生活センターに寄せられる相談件数とその内容、相談員体制の現状について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県では、消費生活センター及び都城、延岡の支所に消費生活啓発相談員を15名配置し、消費者トラブルの防止と解決支援に取り組んでいるところであります。

相談受付件数は、市町村との役割分担が進んでいることもあり、長期的には減少傾向で、令和5年度は4,833件ですが、インターネットの普及等により相談内容が複雑化し、同一の相談に複数回対応しなければならないケースが増えている状況にあります。

相談の具体的な内容につきましては、不審なメールによる架空請求やクレジットカードの不

正利用などに関する相談、化粧品の定期購入の解約に関する相談などが多く、最近では、SNSを利用した投資トラブルの相談も増えております。

○永山敏郎議員 詐欺等も大変複雑化・巧妙化しております。相談件数については、長期的には減少傾向とのことですが、令和4年度と令和5年度の相談件数を比較すると、153件、3.3%の微増のようです。また、一つ一つの相談への対処に苦慮している状況も見てとれます。

答弁にありました複数回の対応以外にも、一つの相談に対し相談員数人で検討を行うケース、また職員によるフォローも実施していると伺っています。

宮崎県消費生活センターは、平日は対面での相談にも応じますが、土曜日はシフトを組んで電話相談のみ受付を行っているとのこと。

また、土曜日や日曜日、祝日等、各県の消費生活センターが開所していない場合は、国民生活センターによる電話相談対応が可能です。

現体制で平日の対応が厳しい状況であれば、相談員の増員が必要と考えますし、あるいは国民生活センターによるカバーが期待できる土曜日の電話対応のシフトを見直し、平日に集中する体制に移行することも考えられます。さらには、複雑化する相談に対応するべく、相談員のスキルアップや人材の確保も重要です。

県消費生活センターにおいて、相談員の増員を含めた相談体制の充実、相談員の育成が重要であると考えますが、今後どのように取り組んでいくか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 消費生活をめぐる状況が複雑化する中、県民の皆様が安全・安心な暮らしを営むためには、効率的、効果的な県と市町村の役割分担を進めるとともに、

十分な相談体制の確保と相談員の育成が重要であります。

このため県では、消費者問題に関心を持っている方々に対し、幅広く資格取得のための講座の受講を促すとともに、資格取得者については、宮崎県消費生活相談員人材バンクへの登録などを行っているところであります。

また、相談員の資質向上を図るため、専門研修の受講や弁護士を交えた研究会などを行っています。

引き続き、市町村との連携強化を図りながら、相談員の安定的な確保と状況に応じた相談体制の充実に努めてまいります。

○永山敏郎議員 資質向上に向けた研修も実施するということですが、相談対応は、OJTで実際に経験を積みながら、スキルや知識を高めていく必要があると考えます。

定着を図るためには、長い年月をかけた育成の視点が必要です。相談員の年齢等による入替え等も考慮すれば、ある程度余裕のある人員配置と育成、継承も必要ですし、今後の人員確保に向けては、賃金や土曜出勤の是非も含めた処遇の改善も検討しなければなりません。今後も県民の安心・安全のため、現場の意見をしっかり聞きながら、相談・啓発体制が構築されることを強く要望いたします。

防災、危機管理についてお伺いします。

私も熊本地震の際、体育館の避難所運営のボランティアに従事した経験がありますが、大規模災害で避難生活が長期化する際には、支援物資の管理、提供体制の確立が大変重要です。

昨今は、発災当初において、被災県からの具体的な要請を待たずに、国が必要と考えられる物資を輸送する、いわゆるプッシュ型支援への対応が不可欠です。

先日、高鍋町の県立農業大学校敷地に整備された災害支援物資拠点施設の運用が開始されました。

そこで、災害支援物資拠点施設の機能とその運営体制について、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 災害支援物資拠点施設は、県の備蓄品を保管する備蓄機能と、災害時に国等から支援される物資の搬入、仕分、搬出を行う広域物資輸送拠点の機能を兼ね備えた施設であります。

また、本施設の運営については、平時は、民間事業者への委託により備蓄品の管理等を行います。災害時はこれに加え、協定に基づき、県トラック協会や県倉庫協会から物流コーディネーターを派遣いただくとともに、物資輸送については県トラック協会の協力をいただくなど、専門家のノウハウを最大限活用することとしております。

今後とも、本施設を含め、県内に 6 か所ずつ指定している備蓄場所や広域物資輸送拠点を効率的に活用しながら、災害時の円滑な物資供給に備えてまいります。

○永山敏郎議員 拠点機能が十分に発揮されるためには、今後の訓練等も重要と考えます。また、本拠点施設以外にも、県内各地に指定されている備蓄場所、広域物資輸送拠点も効率的に活用することでありました。拠点施設による効率化、また分散によるリスク管理の考えも併せ、今後の体制整備を期待します。

先月 1 月 30 日、宮崎市内において九州各県議会議員交流セミナーが開催されました。講演の一つは、さきの質問にもありましたとおり、「未来のいのちを守るために」と題し、御自身も中学校 2 年生のときに東日本大震災で被災

し、現在は震災の伝承活動をされている、川崎杏樹さんに御講演いただきました。

日頃からの防災意識の向上や防災教育の充実、そして災害に対し自ら判断し、動くことの重要性を学ぶ機会となりました。

それに遡る 1 月 13 日、震度 5 弱を記録する日向灘を震源とする地震が発生しました。津波注意報を受け、高台に避難した県民の皆さんも多くおられたようです。

災害時には、「これくらい大丈夫」あるいは「みんな避難していないから大丈夫だろう」といった様々な認知バイアスにより、避難が遅れることが想定されます。

本県では、南海トラフ地震とそれに伴う津波の被害が想定されています。津波の際には、すぐ避難することが重要だと考えますが、県民の避難意識の向上について、知事の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 南海トラフ地震の被害想定では、特に津波による被害が大きく、人的被害をなくするためには、安全な場所への早期避難が大変重要になってまいります。

津波による被害を度々経験してきた三陸地方では、これを「津波でんでんこ」というような言葉で伝えようと、そういう努力もされております。

また、迅速な避難に結びつくよう、家庭における備蓄品や避難場所、避難ルートの確認のほか、地域や学校等における避難訓練などの取組も重要となります。

このため県では、事前の備えや災害発生時の具体的な行動、避難に役立つ防災アプリなどをホームページ等で紹介しているほか、防災士による出前講座での避難行動の啓発、避難路の整備・改修や避難場所の資機材等の整備に対する

市町村への補助などを行っております。

また、県総合防災訓練において、地域住民を巻き込んだ避難訓練や、本年度からは、県総合運動公園でのスポーツ競技団体と連携した避難訓練なども実施しております。

先日、門川高校で命を守る防災の授業を行ったとき、門川高校では小中学生と一緒に登下校の避難訓練を行っている、大変いいことだと思いますが、登下校時であったり家にいたり学校にいたり、そのときに災害が起こるとは限らない、旅行とか遊びに行った先でも起こりかねない、そのときにどうするのかというのを常に意識することが大事だということを生徒とも確認したところでありますが、今後とも、県民の皆様に向けて、様々な形で命を守るための迅速な避難というものを促してまいりたいと考えておりまして、市町村や関係機関と連携しながら、避難意識の向上に努めてまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。考えるより先に体が動く、そのレベルに達するまで訓練を繰り返し、備えなければいけません。引き続き県を挙げて取り組んでまいりましょう。

次に、消防行政についてお伺いします。

令和6年3月、国は「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部を改定しました。それに対応する形で、県においても広域化推進計画の見直しが進められています。

消防広域化については、過去何度も議論され、早期の広域化については困難であるとの認識が示されています。直近では、消防指令業務の共同運用化について、令和4年度に断念した経緯があります。この消防広域化については、現場からも懸念の声が上がっており、慎重な対応が必要と考えます。

それでは、今回の宮崎縣市町村消防広域化推

進計画の改定について、検討状況を危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 県では、各消防本部等と協議しながら、広域化推進計画の改定内容について検討を行い、現在、今年度中の改定を目指し、計画案の最終調整を行っているところであります。

各消防本部の現状等を踏まえると、早期の広域化は困難な状況にあることから、計画案は、まず、将来の広域化につながる連携・協力の取組を推進していく方向で考えております。

具体的には、各消防本部の消防指令システムについて標準化を図るため、昨年度末に国が示した標準仕様書に基づく更新を順次進めるとともに、資機材等の共同整備や専門的な人材育成、訓練の共同実施に取り組むこととし、県と消防本部等で構成する検討会を新たに設置して取組を推進することとしております。

○永山敏郎議員 早期の広域化は困難との認識を改めて確認いたしました。今後の連携等に関しても、各消防本部、現場の意見がしっかりと反映されることを期待します。

次に、女性消防職員の活躍に向けた環境整備について、県の取組を危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 本県の女性消防職員数は、令和6年4月1日現在で22名であり、近年、増加傾向にあります。

このため県では、消防学校的女子寮整備事業を当初予算案に計上し、令和8年度の供用開始に向けて建設工事等を行うこととしております。

また、各消防本部への補助事業において、女性が使いやすい資機材を優先採択するとともに、幹部職員等を対象とした女性活躍推進研修

会の開催や、国の財政措置を活用した施設整備の助言を行うなど、環境改善に向けた取組を推進しております。

消防防災体制の充実を図る上で、女性が活躍できる環境整備は重要でありますので、今後とも各消防本部と連携し、女性職員の声にも耳を傾けながら取組を進めてまいります。

○永山敏郎議員 県におきましては、消防学校の女子寮の整備が進んでいくこととなりますが、各消防本部においても、今後、女性消防職員の採用、活躍に向け、施設整備が不可欠です。引き続き、各消防本部への支援、対応もお願いいたします。

次に、福祉政策についてお伺いします。

「「ともに生きる社会」の実現のために、全ての障がいのある人が、基本的人権を享有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項の適切な確保・支援を図ること」、これは昨年策定された第 5 次宮崎県障がい者計画の施策の基本方針です。

先日、ある障がい者入所施設の入所者の御家族から、施設の居住環境に関する相談を受けました。具体的には、通路や浴室等のカビが放置され、環境がよくないとの内容でした。

先ほどの県障がい者計画の施策の基本方針と照らし合わせても、果たして「尊厳にふさわしい生活」が保障されているのか疑問です。

そこで、障がい者入所施設における快適な居住環境の確保について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 障がい者入所施設につきましては、国の運営基準において、施設の入所者の意思及び人格を尊重し、常

に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めることが基本方針として定められております。

そのため、施設には適切な住環境の確保に努めていただく必要があるものと考えており、県でも、指導監査等で施設を訪問した際に、水回りや居室の衛生管理などについて、必要な助言等を行っております。

○永山敏郎議員 指導監査等で訪問した際には助言を行っているということですが、指導監査に際しては、施設側もしっかり準備いたしますし、短い時間で隅々まで確認することは困難です。

入所者からの相談に応じた個別の指導・助言も重要ですが、入所者の意思、人格を尊重したサービスの提供という基本方針を改めて徹底する必要があるのではないのでしょうか。

次に、苦情解決体制についてお伺いします。

今回の相談ケースもですが、入所者本人やその家族には、施設に対し直接改善の要求等をなかなか言いづらい、そのような意識が働くようです。

そこで、障がい者入所施設における入所者及び家族からの苦情を解決する体制について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 障がい者入所施設は、入所者本人やその御家族からの苦情相談に対応するために、窓口を設置することが国の運営基準において定められております。

また、施設に対しまして直接相談しにくい場合もありますことから、県の社会福祉協議会の中の福祉サービス運営適正化委員会においても苦情相談を受け付けており、令和 5 年度には、35 件の苦情相談に対し、解決に向けた必要な助言や調査、あっせんを行っております。

○永山敏郎議員 施設に直接相談しにくい場合

の相談体制についても講じられているとのことですが、相談を受け、施設側が犯人捜しをするようなことがあってはなりません。

障がい者入所施設に関しては、家族会等も組織されております。同じ境遇の方が集まる家族会には相談しやすい、そういったケースもあるかもしれません。

今後の障がい者施策の推進に当たり、家族会等に寄せられた相談についてもしっかりと把握し、意見交換が有用と考えておりますので、連携を期待いたします。

次に参ります。午前中の公明党の今村議員の代表質問でも取り上げられていましたが、認知症施策についてお伺いします。

昨年12月3日、認知症施策推進基本計画が閣議決定されました。この基本計画において、「新しい認知症観」という考え方が示されました。認知症高齢者とMC Iと呼ばれる軽度認知障がいの方は、推計で1,000万人を超えるとも言われ、誰もが認知症になり得るという認識に立った施策の推進が求められます。

そこで、国の認知症施策推進基本計画における「新しい認知症観」について、県としてどのように受け止めているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 「新しい認知症観」とは、認知症になってからでも、一人一人が個人としてできること、やりたいことを持って、住み慣れた地域で仲間などつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けるという前向きな考え方であります。

この新しい考え方は、自らの認知機能に不安を持つ多くの高齢者に寄り添うとともに、若い方々が認知機能の低下した方への接し方を考えるきっかけとなるものでもあり、これからの共

生社会づくりを進める上で、大切な視点であると考えております。

○永山敏郎議員 また、今回の国の基本計画に先立ち、令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」においても、都道府県計画、市町村計画の策定が努力義務とされています。

県計画については、宮崎県高齢者保健福祉計画の部分計画として認知症施策推進計画が位置づけられ、既に策定済みであります。

今回の国の基本計画においては、重点目標の一つに「国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している」ことが設定されています。

目標の達成に向け、全県を挙げて取り組む必要があると考えますが、認知症施策推進計画が未策定の市町村に対し、どのような支援に取り組むのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 認知症施策を効果的に進めるためには、それぞれの市町村が、認知症の方やその御家族、支援者等の抱える課題を踏まえながら、地域の実情に合わせた計画を策定することが重要であると考えております。

国の計画が昨年12月に策定されたばかりでありまして、県内には計画未策定の市町村が18ありますことから、県では、認知症基本法や国計画の趣旨等についての理解促進を図るため、認知症施策を担当する市町村職員などを対象とした研修会の実施などを通じまして、市町村の計画策定を支援いたしております。

○永山敏郎議員 今後は、これまでの認知症のマイナスイメージを払拭し、認知症の方を社会全体で支える体制の構築が期待されます。

午前中の答弁にもありましたとおり、私自身も認知症サポーター養成講座の講師役、キャラ

バンメイトとして活動しております。明日がまたフォローアップ研修の予定であります。私自身も「新しい認知症観」の理解促進に尽力してまいります。

次に、ヤングケアラーについてお伺いします。

昨日、山下議員も質問されましたが、令和4年度、令和5年度の調査を経て、実態が見えてきたとのことでした。

このヤングケアラーに関する実態調査は、本年度、令和6年度にも実施しているとのことでしたので、その内容等も含め、改めて県のヤングケアラーの実態調査について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県が令和4年度に実施いたしました、小学校6年生、中学校2年生、高校2年生の全員を対象としたヤングケアラー実態調査におきましては、家族の世話をしている児童生徒が約4%おり、そのうちの約10%が1日7時間以上の世話をしているとの結果が得られております。

また、令和5年度には、居宅介護支援事業所や障がい者の相談等を行います事業所などへの調査も行っておりまして、事業所が支援する家庭で、日常的な通院の付添い、入浴、排せつなどの介護を担っている様子が見えてまいりました。

また、今年度につきましては、ヤングケアラーの啓発も兼ねまして、県民を対象に、関心や認知の状況を把握する調査を行っており、現在、その結果を集計中であります。

○永山敏郎議員 令和4年度は児童生徒を対象に、令和5年度は支援の関係機関を対象に、そして今年度は広く県民を対象とした調査と、あらゆる方向から実態把握に努められていると理

解いたします。集計中の令和6年度の調査結果についてももしっかり分析し、今後の施策に活用されることを期待します。

さて、令和5年度に行われた関係機関向けの調査において、ヤングケアラーの支援の妨げになっている要因について、回答者の71.4%の方が「子供自身が自身の状況を問題として認識していない」ということを挙げています。ヤングケアラーの背景には、子供自身では解決することのできない、家庭の介護や貧困等の問題も絡んでおり、家庭の福祉の支援も必要です。

現在、学校現場においてスクールソーシャルワーカーの配置が進められており、ヤングケアラーの実態把握にも活躍が期待されます。

県は、ヤングケアラー専属のコーディネーターを配置し、支援や啓発を行っています。今後は、学校現場のスクールソーシャルワーカーとの連携も重要と考えますが、改めて、ヤングケアラーの支援、啓発の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県では、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげられますよう、子ども・若者総合相談センターわかばに専門知識のあるコーディネーターを配置しまして、様々な相談に応じるとともに、学校、県民向けの研修・講演会などを実施いたしております。

また、県や市、教育委員会、介護支援専門員協会等の民間団体で構成いたしますヤングケアラー支援推進検討委員会を設置し、実態調査の結果や本県の取組状況、課題を共有することで、効果的な支援に向けた関係機関の連携を深めております。

○永山敏郎議員 今後、実態把握が進むにつれ、コーディネーターの活動もさらに活発化さ

れることが予想されます。

相談件数の増加や広い県内に対応するための適切な人員配置も含め、支援体制の充実についても求めてまいります。

次に、配偶者などパートナーからの暴力、DV（ドメスティック・バイオレンス）についてお伺いします。

警察庁によりますと、昨年1年間に全国の警察に寄せられたDVの相談件数は9万4,937件であり、女性からの相談は約7割、男性からの相談は約3割となっています。男性からのDVの相談件数は、19年連続で増加しているとのこと です。

県では、宮崎県女性相談支援センターに配偶者暴力相談支援センターの機能が付与され、DVに関する相談を受けています。

そこで、本県の配偶者暴力相談支援センターにおけるDVを受けた男性からの相談件数について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 配偶者暴力相談支援センターでは、相談者の性別を問わずにDVに関する相談を受け付けており、その件数は、令和3年度が268件、令和4年度、令和5年度ともに289件となっております。

このうち、男性からの相談は、令和3年度が6件、令和4年度が11件、令和5年度が4件となっております。

○永山敏郎議員 先ほどの全国のデータと比べると、相談先の違いはありますが、男性からの相談件数は非常に少ないと感じます。

配偶者暴力相談支援センターにおける性別を問わない相談の受付に関し、引き続き普及啓発をお願いします。

もともとDVは女性が圧倒的に被害を受けることが多く、背景には、稼いで家族を養うのは

男の役目、あるいは男性が上位といった偏見や思い込み、いわゆるジェンダーバイアスの影響も考えられます。

一方で、男性がDV被害を相談しにくいという意識も、男らしさというジェンダーバイアスにとらわれたものではないでしょうか。

そこで、ジェンダーバイアスの解消に向けた県の取組について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 社会的・文化的につくられた固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、誰もが個性と能力を十分に発揮し、安心して暮らしていける社会を築いていくことは、大変重要であります。

このため県では、みやざき男女共同参画プランにおきまして、固定的性別役割分担意識の解消を重点項目の一つに位置づけ、DV防止を含むジェンダー平等について、県民向け講座の開催や学校・職場への講師派遣、広報紙やパンフレット等の配布など、幅広い啓発活動に取り組んでいるところであります。

今後とも、市町村や関係機関等と連携しながら、ジェンダーバイアスの解消に向け、積極的に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 引き続きの取組をお願いいたします。

次に、再造林について質問いたします。

本県におきましては、昨年、宮崎県再造林推進条例が制定され、県内外から注目されています。条例では、各主体の責務・役割として、県民の役割についても示されています。一部読み上げて紹介いたします。

「第9条 県民は、基本理念に基づき、森林の多面的機能が県民にとってかけがえのない財産であることを理解するとともに、県産材の積

極的な利用等を通じて再造林の推進に努めるものとする」。

それでは、再造林に関する県民の意識醸成に向けた取組の状況について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 再造林の推進は、森林の持つ多面的機能の維持につながる重要な課題であり、林業関係者はもとより、県民の理解と共感を得て取り組む必要があります。

このため県では、昨年、関係者の役割や施策の方向性を示した宮崎県再造林推進条例を制定するとともに、再造林推進決起大会を開催し、機運醸成を図ったところです。

また、県民に向けては、新聞やSNSによる広告、若手林業者自らが企画・出演したテレビCMなど、様々な媒体を活用して、再造林の重要性等を周知しております。

今後、ポスターや小学生向けパンフレットの配布など、さらなる普及啓発を図ることとしており、引き続き、関係団体等と連携しながら、県民の意識醸成に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 それでは続いて、小中学校等における再造林への意識醸成に向けた取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 小中学校等におきましては、森林の大切さや環境を守る学習を各教科等で行っております。

例えば、日本の森林資源が果たす役割については、全ての児童が小学5年生の社会科で学んでおり、総合的な学習の時間では、森林環境学習として植樹活動等に取り組んでいる学校もございます。

県教育委員会といたしましては、今回の条例施行を機に、小学校社会科副読本へ再造林に関

する内容を追記するとともに、パンフレットを各教科等の学習に関連づけながら活用してまいります。

これらの取組を通して、関係各課と連携しながら、児童生徒の再造林への理解を深め、森林の保全や活用等の学習を進めてまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。「スポーツランドみやざき」という言葉があります。この概念は、長い年月をかけ、様々な施策を経て、県民に広く理解が進んでおります。

同じように、再造林に関する意識醸成には、それこそ森林が成長するように、長い年月をかけて取り組む必要があると考えます。

県民の再造林に関する認識については、今後、県民調査等を利用し、確認することも考えられます。浸透状況も確認しながら、引き続き、理解促進、意識醸成に取り組んでまいりましょう。

続いて、雇用・労働政策についてお伺いします。

2025年春闘が本格化しています。春闘——春季生活闘争の歴史は1950年代まで遡りますが、賃金の引上げや労働条件に関し、労働組合と経営側がこの時期に交渉を行い、決定する取組です。労働組合のない企業においても、春闘の状況が賃上げの参考とされ、最低賃金の改定においても大きな影響を及ぼします。昨今の物価上昇で国民生活は大変苦しくなっていますが、賃金上昇がまだまだ追いついていません。

初めに、本県における昨年の賃上げの状況及び今年の見通しについて、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 本県における昨年の賃金の状況につきましては、県の毎月勤労統計調査地方調査の結果によりますと、

昨年1月から確認できる直近の11月までの事業所規模5人以上の毎月の所定内給与は、前年同月比2.7%から7.4%の間のプラスで推移しております。

今年の賃上げにつきましては、今後、労働組合から経営側へ要求書が提出され、労使交渉が本格化していくものと承知しておりますが、社会全体で持続的な賃金引上げの動きがある中、燃油・原材料価格の高騰や人手不足など、中小企業等の現状も踏まえ、国をはじめとする関係機関・団体等の連携した取組が必要であると考えております。

○永山敏郎議員 県内の労働団体であります連合宮崎によりますと、昨年の県内労働組合の平均賃上げ率は4.01%となっています。答弁の所定内給与のプラス推移の状況と照らし合わせても、賃上げの状況がうかがえます。2025年においても、引き続き高水準の賃上げが予想される一方、中小企業の賃上げが課題です。

そこで、県内中小企業の賃上げに向けた県の取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 本県経済の好循環を実現するためには、物価高などを踏まえた継続的な賃上げが必要であります。一方で、中小企業にとりましては、その原資の確保が喫緊の課題であると認識しております。

このため県では、事業者が行う生産性向上のための設備投資への支援や、適正な価格転嫁の実現に向けたセミナーの開催などに取り組んでまいりました。

また、今回の予算案では、事業者の稼ぐ力の強化を目的に、生産性向上等への支援の拡充に加え、価格転嫁促進支援員の新たな配置など、取組をさらに進めるための経費を計上しており

ます。

今後とも、これらの施策を複合的に実施しながら、県内中小企業の持続可能な賃上げにつながるよう支援に努めてまいります。

○永山敏郎議員 連合宮崎は春闘に向け、県内の自治体や経営者団体、商工会議所等への要請行動、春闘キャラバンに取り組んでいます。

1月21日には県庁を訪れ、中小企業の賃上げのための支援策や、最低賃金の大幅引上げに向け審議会へ要請を行うこと、価格転嫁への取組等を要請いたしました。

目指すべき方向性は同じです。引き続き、中小企業の賃上げに向け、労働団体とも連携した取組を期待いたします。

次の質問です。

「死ぬまで踏み台」、少し前にSNS等で話題になりましたが、これは就職氷河期世代の方が自らの境遇を表現した言葉です。

先ほど賃上げに関し質問いたしましたが、人材確保の観点から、初任給をはじめ、若手世代は大幅な賃金上昇が見られます。

一方で、就職氷河期世代に該当する中高年層は、相対的に賃金上昇が低く抑えられており、世代間格差が生じています。就職氷河期世代は団塊ジュニア世代でもあり、2040年には同世代が65歳を迎え、労働人口の減少と併せ、社会保障制度の維持が困難になるとの予想もされています。

就職氷河期世代の支援に関しては、令和5年に私と山内いっとく議員が一般質問を行っていますが、国、県、そして各種経済団体で構成するみやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを設置し、令和2年度から4年度を第一ステージ、令和5年度と6年度を第二ステージとして各種支援に取り組んでまいりました。

今年度が同プラットフォームの最終年度となります。

そこで、みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォームが第二ステージとして位置づけた、令和5年度からの2年間における事業実施計画の目標とその達成状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 第二ステージの2年間の事業実施計画における支援対象者ごとの主な目標とその達成状況としては、まず、「不安定な就労状態にある方」については、「ハローワーク紹介による正社員就職者数3,400人」の目標に対し、1年半を経過した令和6年9月末時点で3,513人となっております。

次に、「長期にわたり無業の状態にある方」については、「みやざき若者サポートステーションの新規登録者90人」の目標に対し、同じく102人となっております。

最後に、「社会参加に向けた支援を必要とする方」については、「幅広い相談支援を行うための専門チームの配置」を掲げており、精神保健福祉センター内にあるひきこもり地域支援センターにおいて、同チームによる支援を実施しております。

○永山敏郎議員 今年度で、国を挙げての就職氷河期世代支援関連施策は一旦の区切りを迎えることとなります。しかし、まだまだ支援を必要とする就職氷河期世代は多く存在すると思います。

そこで、国及び本県における今後の就職氷河期世代への支援について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 就職氷河期世代への就労支援について、国は、これまでのリスキリング等の支援の成果を踏まえ、来年

度以降、同世代を含む中高年層に対して、就労・活躍に向けた支援を継続・充実する方針としております。

県におきましても、就職氷河期世代をはじめ、正規雇用を目指す方々に対し、個人の状況に合わせ、より一層きめ細かな支援を行うため、新規事業「正規雇用チャレンジ支援事業」において、求職者向けに業界理解セミナーや企業見学バスツアー、eラーニング講座等の実施に要する費用を当初予算案に計上しております。

今後とも、国や関係機関と連携しながら、就職氷河期世代をはじめ、就労に課題を抱える幅広い世代の方々を積極的に支援してまいります。

○永山敏郎議員 国は今後、就職氷河期世代を含む中高年世代を対象に、「中高年世代活躍応援プロジェクト」と称し、施策を展開する計画です。就職氷河期世代から中高年世代へくくりにされることに違和感も感じますが、国、県を挙げて支援が展開されることを期待いたします。

次に、コウライオヤニラミについて質問します。

昨年、9月定例会において、山内佳菜子議員も一般質問で取り上げ、「コウライオヤニラミの特定外来生物指定を求める意見書」も採択されました。県としても、環境森林部が中心となり、国へ特定外来生物の早期指定について要望いただいております。感謝申し上げます。

今月2月16日、南九州大学都城キャンパスにおいて、第16回大淀川環境大学が開催されました。大淀川の環境問題を考える催しであり、今回はコウライオヤニラミについても取り上げられ、大学講師により、食性に関する調査結果が

報告されました。在来種への影響、また生息域の拡大も懸念事項です。

それでは初めに、コウライオヤニラミの生息状況及び調査研究の進捗について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） コウライオヤニラミは、平成29年に初めて大淀川支流の萩原川で確認された後、昨年7月の調査時点では、生息域が大淀川上流域にまで広がっております。

さらなる生息域の拡大を防ぐには、効果的な駆除を行う必要があります、そのためには、生息場所や産卵期などの生態を把握することが重要であります。

このため県では、昨年9月以降、毎月1回、萩原川での採捕調査を実施するとともに、他の水域での生息の有無を監視するため、大淀川下流域や他の河川での調査も計画しているところです。

今後とも、大学や関係機関と連携して、生息域等の把握に努めてまいります。

○永山敏郎議員 続いて、コウライオヤニラミに対しての今後の対応及び地元市町との連携について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） コウライオヤニラミによる水産資源への影響を抑制するためには、生息域の拡大防止に向け、効果的な駆除に加え、生きたままの持ち出し禁止の啓発に取り組むことが重要であります。

このため県では、関係する内水面漁協と連携した駆除とともに、釣り具店などへの啓発ポスターの掲示を行っております。

今後は、多くの遊漁者が参加する釣り大会の開催など、より高い効果が期待される駆除の取組を検討するとともに、地元市町と協力した河

川敷への立て看板の設置や公共機関等でのチラシ配布などによる普及啓発の強化を予定しております。

引き続き、地元市町等と情報を共有しながら、連携して駆除や生息域の拡大防止の対策に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 地元でも大変注目されております。しっかりと連携し、駆除や生息域の拡大防止に努められるようお願いいたします。

次に、都城志布志道路についてお伺いします。

この都城志布志道路については、1996年の計画路線指定以降、長い年月をかけて整備が進められてきました。志布志側の残り区間を含め、令和7年3月23日に全線開通する予定です。これまでの関係者の御尽力、そして地元住民の皆様の協力に改めて感謝申し上げます。

それでは改めて、都城志布志道路の全線開通により、どのような効果が期待されているか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 都城志布志道路の全線開通により、都城市街地の交通混雑が緩和されるとともに、南九州圏域の農畜産業の活性化をはじめ、新たな企業の立地による雇用の創出など、地域経済に広く波及効果をもたらすと考えております。

また、沿線の地域から、都城市郡医師会病院や宮大附属病院等への救急搬送時間が短縮されることにより、救命率の向上が図られるなど、地域医療への貢献が期待されます。

さらに、南海トラフ巨大地震の発生確率が高まる中、後方支援拠点都市である都城市を中心とした信頼性の高い強靱な道路ネットワークが形成され、迅速な救助活動や支援物資の輸送など、防災面においても大きな効果が見込まれま

す。

○永山敏郎議員 特に都城市街地の交通混雑緩和については、私自身も実際に走ってみて実感しております。

一方で、国道10号線、宮崎自動車道、そして都城志布志道路が交わる都城インターチェンジ付近は、工業団地の整備等も相まって、今後、混雑も心配されます。また、新たに騒音や振動に関する住民の声も予想されます。しっかりと国等とも連携し、対応をお願いします。

次に、宮崎国スポ・障スポについてお伺いします。

宮崎国スポ・障スポでは、デモンストレーションスポーツを含め、多種多様な競技が県内各地の会場で行われる予定です。

そこで、宮崎国スポ・障スポの会期や競技日程が決まっていく中、選手や監督など大会参加者の輸送・交通対策について、今後どのように取り組んでいくのか、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 宮崎国スポ・障スポの選手や監督などの輸送・交通対策につきましては、これまで実施したバス台数の調査や輸送量推計などを基に、今年度、開・閉会式の基本的な計画を策定したところです。

先般、大会会期及び競技日程が決定したことから、来年度以降は、各県に対して、来県時期や人数に加え、利用する空港や借り上げバスなど、本県への交通機関・ルート等の照会を行い、段階的に、より実態に即した計画の策定に取り組んでいくこととしております。

今後とも、県外からの入り込みへの対応も含め、市町村とともに、空港やJR、バス協会等の関係機関とも連携しながら、万全な輸送・交

通対策に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 ただいま「県外からの入り込みへの対応も含め」との答弁がありましたが、とりわけ鹿児島空港から宮崎へのアクセスは、直通の高速バス廃止以降、大変困難な状況であります。昨日の山下議員の質問で、鹿児島空港からの高速バス運行の実証事業についても触れられておりました。それらの結果等も踏まえながら、今後、輸送・交通対策の検討が進むことを期待します。

続いて、県職員の採用試験の状況についてお伺いします。

これまでも、教職員や学校事務職員、医師、獣医師等、専門職の採用に関し、多くの議員が質問してまいりました。今回、私からは、一般行政職の採用試験の実施状況について、人事委員会委員長にお伺いします。

○人事委員長（佐藤健司君） 令和6年度の大学卒業程度、一般行政職の受験者数は、社会人採用を含め357人、競争倍率は2.7倍となっており、前年度に比べ、受験者数は139人減少し、競争倍率は1.6ポイント低下しております。

今年度は、春の時期に行う試験に加え、秋試験を新設したほか、第2次試験を1日に短縮するなど、試験制度の改善等により、受験者の確保に取り組んでおりますが、受験者数は3年連続で減少しております。

人事委員会としましては、今後とも、任命権者との連携を密にしながら、試験制度全般について、受験機会の拡大や受験者の負担軽減につながる見直しを行うとともに、より効果的な情報発信や広報活動を通じて、一人でも多くの受験者の確保に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 倍率もかなり落ちております。将来、この宮崎県を支える優秀な人材を確

保するためにも、引き続き、受験しやすい体制の構築、そして県職員の仕事の魅力発信についても強化が重要と考えます。

また、受験者の確保と併せて重要なのが、早期離職への対策です。職員の定着に向けた取組について、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村達也君） 特に若手職員の定着を図るためには、仕事にやりがいを感じ、自らの成長を実感できること、また県職員としての将来の姿を明確にイメージし、その目標に向かって行動していくキャリア形成を支援することが重要であります。

このため、関心のある業務に応募できる庁内公募制度や、省庁、企業等への派遣研修など、これまでの取組に加え、当初予算案に計上している職員確保・定着強化事業では、若手の土木系技術職員を対象に、キャリアアップにつながる資格取得の支援等に取り組むこととしております。

また、テレワークや時差出勤などの柔軟な働き方の推進や、育児・介護休暇制度の充実等によるワーク・ライフ・バランスの実現など、働きやすい職場環境づくりにも引き続き取り組み、職員の定着を図ってまいります。

○永山敏郎議員 以前は、安定志向による公務員人気もありましたが、現在は、公務職場を含め、事業所間で人材を取り合う状況です。定着に向けた働きやすい職場環境の構築に向け、現場や労働団体の意見もしっかり聞きながら対応されることを望みます。

最後に、マイナンバーカードについて質問いたします。

以前、私も一般質問で取り上げましたマイナ保険証に関しては、従来の紙の保険証の存続を求める声が今現在も多く上がっており、今後の

動向に注目しているところであります。

さて、マイナ保険証と並行して、運転免許証とマイナンバーカードの一体化についても準備が進められております。

そこで、マイナ免許証の概要と県民への周知の取組について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） マイナ免許証は、本年3月24日から、全国一斉に運用が始まります。

運転免許証の持ち方でございますが、従来どおりの運転免許証のみを持つという持ち方に加え、マイナ免許証のみ、そしてマイナ免許証と運転免許証の2枚持ちという3種類のパターンから選択することができます。

マイナ免許証のメリットでございますが、持ち方をマイナ免許証のみとした場合を例に挙げますと、免許更新時の手数料が安くなること、更新時講習をオンラインで受講できることなどが挙げられます。

マイナ免許証については、今後、県民の皆様に対し、県警ホームページや免許更新連絡はぎにより周知するほか、ポスターやリーフレットの配布、SNS等、様々な機会を通じて情報を発信してまいります。

○永山敏郎議員 マイナ免許証の運用開始まで1か月を切っておりますが、マイナ保険証と比べ、なかなか話題になっていないのは、マイナ保険証と違い、この一体化が任意であるということが大きいのではないのでしょうか。保険証だけかたくなに一体化を推し進めることに疑問も感じるところであります。

一方で、マイナ免許証については、メリットも含めしっかりと県民に周知し、判断の機会を増やすよう、引き続きの取組をお願いいたします。

本日用意した質問事項は以上となります。午前中質問しました今村議員は、高校の同学年、3年時は隣のクラスでした。現在は、議場では隣の席であります。お互いに1期生ではありますが、本日、貴重な機会をいただきました。まだまだ勉強が必要ですが、先輩方を見習いながら精進してまいります。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。
ました。(拍手)

○濱砂 守議長 以上で代表質問は終わりました。

次の本会議は、3月3日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時16分散会

3 月 3 日（月）

令和 7 年 3 月 3 日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員（38名）

2 番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3 番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4 番	工藤隆久	（同）
5 番	福田新一	（宮崎県議会自由民主党）
6 番	本田利弘	（同）
7 番	山内いっとく	（同）
8 番	山口俊樹	（同）
9 番	下沖篤史	（同）
10 番	齊藤了介	（同）
11 番	黒岩保雄	（同）
12 番	渡辺正剛	（同）
13 番	濱砂守	（同）
14 番	脇谷のりこ	（親和会）
15 番	松本哲也	（県民連合立憲）
16 番	山内佳菜子	（同）
17 番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
18 番	二見康之	（宮崎県議会自由民主党）
19 番	日高博之	（同）
20 番	後藤哲朗	（同）
21 番	佐藤雅洋	（同）
22 番	安田厚生	（同）
23 番	日高陽一	（同）
24 番	内田理佐	（同）
25 番	川添博	（同）
26 番	荒神稔	（同）
27 番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28 番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29 番	井本英雄	（自民党同志会）
30 番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31 番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
32 番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33 番	山下寿	（同）
34 番	外山衛	（同）
35 番	武田浩一	（同）
36 番	丸山裕次郎	（同）
37 番	中野一則	（同）
38 番	山下博三	（同）
39 番	野崎幸士	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
選挙管理委員長	成合修
監査事務局長	坂元修一
人事委員会事務局長	田村伸夫

事務局職員出席者

事務局局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、山内佳菜子議員。

○山内佳菜子議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。県民連合立憲、宮崎市区選出の山内佳菜子でございます。本日もお忙しい中、たくさんの傍聴をいただき、ありがとうございます。また、ネットを介して御覧いただいている皆様もありがとうございます。

ネットでは御覧いただくことができないかもしれませんが、本日も傍聴席には手話通訳の方にお越しいただいております。誰にもしっかりと情報が届く、そして支援が届く、そのような宮崎を目指して、本日も精いっぱい質問してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、国会で議論されている高額療養費制度の見直しについて伺います。

本日の宮日新聞トップでも、私たちが毎日食べているお米の値段が5キロ4,000円台にも到達しかねない、去年から比べると2倍にも上がってしまう、そのようなことが報じられておりました。生活が今、非常に厳しくなっている。そのような中で、命を脅かしかねない高額療養費制度の見直しの議論です。

命に関わる負担上げが唐突に示され、そして当初は当事者の声も聞かれないままに政府案がつくられてしまった。そのようなことは断じてあってはならないと私は考えております。

まさに、この同じ時間帯、国会では、衆議院予算委員会で、渡辺創衆議院議員が石破首相に対して、同じ問題意識に立って、高額療養費制度の見直しについては一時凍結をし、当事者の皆様とともに深く吟味すべきであるというような主張をなされていると聞いております。命に関わることをしっかりと皆さんと一緒に考えて取り組んでまいりたいと考えております。

そこで、今回の高額療養費の自己負担見直しについては一時凍結をし、深く吟味すべきであると思いますが、知事の所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

高額療養費は、医療費の患者負担を軽減する重要な制度であり、これまでも情勢の変化に応じて自己負担限度額の見直しが行われてきたところであります。

今回の見直しは、高齢化の進展や高額薬剤の普及などにより医療費が増加する中、全世代の保険料の負担軽減を図り、将来にわたって持続可能な制度とする必要性から、療養を受ける方の負担能力に応じた制度設計となるよう配慮した上で、7年ぶりに提案されていると認識しております。

御指摘の提案のプロセスは様々な議論がなされているところではありますが、持続可能な制度とする、その視点は極めて重要なことであると考えております。

現在、国会において議論が続けられているところでもあります。国においては、見直しの必要性とその内容について、国民にしっかりと説明を行っていただいた上で、引き続き安心して医

療を受けられる制度を堅持していただきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山内佳菜子議員 御答弁ありがとうございます。持続可能な制度を堅持しなければいけない、その視点は、がん患者の方をはじめ、当事者の皆様も同じ思いであると思います。だからこそ、そういう皆さんからしっかりと意見を聞いて現実的な形にする、そのことこそが政治の役割ではないかと考えております。

それでは続けます。

石破首相は、多数回利用する方の引上げの一時凍結案を示しましたが、その対象は僅かで、大半は予定どおり8月からの引上げかという報道も続いています。

宮崎で暮らす私たちの生活にも直結しますので、宮崎の状況を知るために、本県市町村国保の高額療養費及び多数回該当に係る直近の支給件数及び金額について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県内市町村国保における令和4年度の高額療養費の支給件数は22万5,448件、金額は118億3,945万9,000円となっております。

そのうち、過去1年間に3回以上、高額療養費の対象となった場合、4回目から自己負担限度額が軽減されます多数回該当の支給件数は4万243件、金額は25億7,822万8,000円となっております。

○山内佳菜子議員 1年間で約22万件、これだけ多くの利用が宮崎でもあるという非常に大事な制度です。県民の命に関わる問題として、宮崎からもしっかりと声を上げていただくよう改めて求めまして、次の質問に移ります。

次に、産後ケア事業について7問質問いたします。

皆さんは最近、痛みを感じていらっしゃいますか。自覚がなくても、体や脳がSOSを発信しているのかもしれませんが。少しでも休んでいただきたいと思います。

「痛みは、生命を守るための大事な知覚」でもあるそうです。この言葉は「産後のからだナビ」という冊子で紹介されていました。執筆者は、宮崎市在住の理学療法士、新地美穂さんという女性です。

新地さん自身、3人の子育てに実母の介護が重なり、母乳でいっぱい胸を切開するまで、自分の痛みを後回しにせざるを得なかった壮絶な経験をしました。そのことから、先進地フランスへの視察を経て、20年以上、県内各地で自ら産後ケアに取り組んでいます。

それだけでなく、医師、助産師、管理栄養士、保育士など関係者の協力を得て、20時間以上の研修プログラムをつくり、産後ケアの知識を得た理学療法士をこの宮崎で60人以上誕生させています。日本理学療法士協会によると、全国でも例がない画期的な取組がこの宮崎で既に取り組まれています。

産後ケアは、産後1年以内のお母さんたちの体の回復、心の安定に必要なケアを、自宅、助産所、病院などで提供する国の事業です。国は、産後うつ防止、少子化対策、児童虐待防止の観点からも、2024年度末までに全国展開することを目標に掲げ、希望する妊産婦なら全員誰もが受けられるユニバーサルサービス化を目指しています。

そこで、県内がどういう状況になっているのかを、最前線で奮闘している市町村担当者、医療関係者に話を伺ってまいりました。

すると、「助産所や産科医療機関がうちの自治体にはないから実施ができない」「予算がな

いから自治体が必要と認めた妊産婦だけに利用が限られている」という自治体からの声があるほか、「そもそも産後ケアを周りの子が知らない。今は情報すら届いていない」というお母さんからの意見も出ているのが現状です。

産後ケアの必要性を痛感する話も伺いました。

宮崎大学医学部産婦人科医の桂木真司教授は、日本産婦人科医会の妊産婦死亡症例検討評価委員会メンバーとして、全国の妊産婦の死亡の事例検討を行い、再発予防策を毎年まとめる「母体安全への提言」の作成に関わられています。

桂木教授によると、近年の妊産婦死亡の死因のトップは、実はうつ病などによる自殺です。自殺の動機は、子育ての悩み、うつなどによる健康問題が上位を占めています。

桂木教授は、「例えば、宮崎を含めて九州は自殺率が高い傾向だが、保健行政などがしっかりしている大分県は自殺率が低い。産後ケア事業を医療や行政などが連携してしっかりと取り組めば、妊産婦自殺を含め、改善できるはずだ」と意欲を示し、取組による効果に期待を込めています。

県に問い合わせたところ、宮崎の妊産婦自殺者数は公開されていないとのことなので、まずは、産後ケアが必要な背景を確認するために、児童虐待の状況を確認します。

本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数の直近5年間の推移と傾向を伺います。

また、そのうち、生後1年未満の乳児の令和5年度の虐待件数と傾向を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和元年

度1,953件、令和2年度1,883件、令和3年度1,843件、令和4年度2,019件、令和5年度1,791件となっており、令和4年度をピークに高止まりの傾向でございます。

このうち、生後1年未満の乳児につきましては、令和5年度が116件で、過去5年間の平均では122件となっており、こちらも高止まりが続いております。

○山内佳菜子議員 高止まりが続いているということですので、産後ケアから虐待防止につなげることを切に願いたいと思います。

今回の県議会に提案されている県の産後ケア事業では、お母さんと赤ちゃんが助産所などに1泊2日程度宿泊してケアを受ける、いわゆる宿泊型を、2027年には県内全ての市町村で実施することを目標に掲げています。

そこで、現状を確認するために、宿泊型を実施している市町村の数を教えてください。

また、実施していない市町村については、その理由を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 産後ケア事業には、宿泊型、通所型、居宅訪問型の3つの実施方法がありますが、そのうち宿泊型は、15市町村で実施されております。

未実施の主な理由としましては、宿泊型の主な委託先となる医療機関や助産所が近隣にないことから、市町村単独での委託先の確保に苦慮しているとの御意見を伺っております。

○山内佳菜子議員 26市町村のうち、11市町村ではまだ実施ができていません。

続いて、県から産科医療機関や助産所に対して、産後ケア事業への協力依頼を行っていただいていると聞いていますが、宿泊型を実施する施設の状況を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 昨年12月に

実施しました調査の結果、県内で宿泊型の実施に御協力いただける施設は、産科医療機関が11施設、助産所が6施設となっております。

なお、施設の所在地は、宮崎市、都城市など6市町となっており、地域の偏りが見られるものの、施設によりましては、県内全域からの受入れが可能との回答をいただいております。

○山内佳菜子議員 昨年11月からは、県立宮崎病院でもこの産後ケアを実施していただいていると聞いています。私も現地を見学させていただきました。公立病院が産後ケアに取り組むことは、非常に珍しいということで、関係者各位の御努力に感謝申し上げたいと思います。

また、県内の小児科の先生からも「実施したい」という声もありますので、今後も定期的に調査を継続して、産後ケアを始めやすい環境づくりを進めていただきたいと強く求めます。

市町村の悩みとしては、ほかに契約事務が大変という課題があり、それは国の調査でも指摘されています。広島県は、市町村分の契約を県が一つにまとめて実施する集合契約を実施したり、隣の大分県では、市町村に代わって県が県医師会や助産師会と価格交渉するなど、工夫を試みています。

そこで、市町村と施設との契約事務の負担を県が軽減する考えはないか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 今年度、市町村に対しまして、事業に関するニーズ調査を行いましたところ、19の市町村から、委託契約先の一本化に係る調整や報告書様式の統一化など、契約事務への支援に関する御要望をいただいております。

県としましては、他県の取組も参考にしながら、医師会や助産師会などと連携いたしまし

て、市町村の契約事務の負担軽減に向けて検討を進めてまいります。

○山内佳菜子議員 ぜひ具体的に進めていただきたいと思います。

今回の質問を前に、こども家庭庁をはじめ、県内の産科、精神科、小児科、助産師会、理学療法士、実施市町村など、本当に毎週のように様々な立場の方々に御意見を伺いました。御協力に感謝いたします。

皆さん、妊産婦を守らなければいけないという危機感、産後ケアを進めたいという意欲を持っていただいております。宮崎でも機運は高まっています。あとは皆さんが存分に力を発揮しやすいように、つながる仕組みをつくる段階に来ています。それは県にしかできない重要な役割と言っても過言ではありません。

例えば大分県では、月1回、県、市町村、県医師会を含む、医療、保健、福祉、教育分野の多職種が集まる会議を開き、事例検証を行うなど、密な情報共有の下で顔の見える関係を育てています。

そこで、本県でも産後の支援体制をつくる上で多職種の連携が必要だと思いますが、県の考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 妊娠期から出産後に至る個別の状況に応じたケアを切れ目なく行っていくためには、多職種、多機関の連携が大変重要でございます。

これまで産科や小児科の医師や看護師、助産師、市町村の保健師などが参加します研修会や会議等を通じまして、取組の紹介や好事例の横展開を図りますとともに、精神科医にも参加していただいて、妊産婦のメンタルヘルスに関する情報共有の場を設けますなど、複層的な支援体制の構築を図ってまいりました。

県としましては、これらの取組を進めながら、引き続き、市町村や医師会、助産師会などと連携いたしまして、さらなる支援体制の充実に努めてまいります。

○山内佳菜子議員 今、部長に御紹介いただいた取組は、延岡保健所を核に県北で行われているもので、こども家庭庁や県内の医師からも非常に評価の声をいただいていますので、ぜひ県内全域に広げていただきたいと思います。

ここからは知事に伺います。

鳥取県では、平井知事の肝煎りで産後ケア事業は無料です。

そこで、生み育てやすさ日本一を目指す本県として、産後ケア事業の利用料の無償化に取り組む考えはないか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 核家族化の進展など、地域社会の在り方が変容する中で、子育てを社会全体でサポートする仕組みづくりは大変重要になっていると考えておりますし、この産後ケア事業は令和3年度から市町村の努力義務とされているところでありますが、安心して妊娠・出産できる環境を整える上では、地域の身近なところで、こうしたケアを受けられる体制づくりが重要かと考えております。

本県では、産後ケア事業を実施できる施設の数や提供可能なサービスの内容が、お住まいの地域によっては限られている状況と、先ほど答弁もあったところであります。まずは、市町村で対応できるサービスの種類を増やす必要があると考えております。

来年度からは、当初予算案で計上しております産後ケア事業により、県も、市町村への財政支援を行い、引き続き、広域的な調整を進めることで、希望者のニーズに応えるためのサービスの受皿づくりを進めてまいります。

全国的なアンケートでも、先ほど答弁がありましたように、契約事務のサポート、そういった面での役割というものは県として強く求められているものと考えております。

利用者負担の在り方については、質の高い満足のあるサービスを真に必要とする方へ継続的に提供する観点に立ち、サービスの広がりや状況を見ながら、慎重に検討する必要があると考えております。

○山内佳菜子議員 日本一を目指す姿勢として、ぜひ検討を続けていただきたいと思います。

宮崎はかつて、胎児や新生児の死亡率を示す周産期死亡率が全国ワーストでした。当時、宮崎医科大学に在任されていた産婦人科医、池ノ上先生を中心に尽力され、僅か5年後には全国トップへと大きく改善することができました。それは間違いなく強みであり、皆様の取組の成果であります。

また、産後ケアの担い手不足が全国では指摘されていますが、今御紹介した池ノ上先生は、九州医療科学大学に学長として就任いただいています。また、宮崎大学医学部もあります。助産師の長鶴先生が学長を務めて、看護師や助産師も育成できる県立看護大もあります。教育との連携、人材育成の土壌は、既に宮崎にそろっていると感じております。

そこで、全国トップクラスで安心・安全に生み育てられる宮崎として、産後ケア事業に取り組む意気込みを知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 子供が生まれ、成人し、社会人として独り立ちするまでの長い期間の中で、出産直後は、親となった喜びの一方で、子育てに対する不安も大きい時期でありまして、周りから多くのアドバイスや支援が必要

な時期と考えております。

これまでは、近くに親や親戚、地域の頼れる年長者などがある場合が多かったものの、核家族化が進み、地域のつながりが次第に薄れてきた現在では、育児に当たる方々を支える上で、市町村の果たす役割が大きくなってきております。

全国で見ると、まだ宮崎はそのような地域社会、環境が残されていると考えておりますが、さらに、日本一生き育てやすい県を目指すということからは、市町村におけるサポート体制の根幹となる産後ケア事業は、きちんと整えておくべき必要不可欠の仕組みであると考えております。

今後とも、市町村や産科医療機関、助産所等の関係する皆様方と連携しながら、よりきめ細やかな体制の構築に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。宮崎では地域のつながりがまだまだ残ってはいるものの、今回お話を伺わせていただく中で、やはり若い妊婦さん、未婚のお母さんがいたり、不妊治療が長年続いた上での高齢出産ですとか、いわゆるハイリスクと言われる妊産婦の方が増えていると感じているという自治体職員のお話も伺っていますし、精神科医の先生からも、そういった妊産婦の患者さんも増えている実感があるというお話も伺っていますので、ぜひ、宮崎でもそういう方々が今まさにいらっしゃる、増えつつあるということを御認識いただきたいと思います。

その上で、赤ちゃん、お母さんに必要な支援がしっかりと届く宮崎モデルを実現できると信じて、次の質問に移ります。

予防できたかもしれない死亡や事故を繰り返

さないための取組、CDRについて、5問質問します。

令和5年3月19日、宮崎市内の認可外保育所で、昼寝をしていた4か月の赤ちゃんが亡くなりました。お子様の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

宮崎市は、学識者による検証委員会を立ち上げ、再発防止のために事実関係の把握や発生原因の分析を行い、1年後には26ページにわたる報告書にまとめました。

その提言の中に、子供の死が発生した際の対策を強化するために、CDR（チャイルド・デス・レビュー）事業を開始することが盛り込まれました。

CDRとは、子供がなぜ亡くなったのかを医療機関、警察、消防、行政など関係する多職種で検証し、予防策を行政の施策に反映する仕組みです。

国は、令和2年度から「予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業」として始めており、実施主体は都道府県で、現在、滋賀、山梨、三重県など、10自治体が実施しています。

宮崎市も、認可外保育所の死亡事故検証委員会を経て、死因に関する情報収集や究明を市単独で行うことは非常に難しかったことなどを踏まえて、昨年6月、宮崎県に対し、CDRモデル事業に取り組むなど、県内の関係機関、専門家が連携し、子供の死亡原因の検証を行う体制整備に取り組むことを要望しています。しかし、県はまだ実施には至っていません。

そもそも子供に限らず死因の究明を行う体制整備については、死因究明等推進基本法で国や地方自治体の責務であることが明記されています。今後、高齢化で死亡者が増えることも見据えて、都道府県に協議会を設置することも促し

ています。

そこで、まずは現状を確認するために、過去5年間に県警が取り扱った死体取扱件数、65歳以上の高齢者の死体取扱件数の推移と傾向を、警察本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君） 過去5年間に県警察が取り扱った死体取扱件数は、令和2年中1,314件、令和3年中1,362件、令和4年中1,467件、令和5年中1,465件であり、令和6年中は1,633件と大幅に増加しております。

また、これらの死体取扱いのうち、65歳以上の高齢者の割合につきましては、令和2年中73.2%、令和3年中73.2%、令和4年中75.7%、令和5年中75.0%、令和6年中78.0%と全体の約7割を占めており、今後も取扱件数の増加が見込まれます。

○山内佳菜子議員 今後も増加が見込まれる、さらに孤独死やみとりによる増加も見込まれていて、死因究明体制は一層重要になることが確認できました。

宮崎県では既に協議会が設置されているようですので、お伺いします。宮崎県死因究明等推進協議会の設置目的と開催状況について、福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 令和2年4月に死因究明等推進基本法が施行されまして、都道府県においては、地域の実情に応じ、死因究明施策の推進体制の整備や、施策の検討・評価等を行うための死因究明等推進地方協議会を設置するよう努めることとされました。

この法律の施行を受けまして、本県では、令和4年4月1日に、宮崎大学をはじめ、県医師会や歯科医師会、警察本部等の関係団体で構成する協議会を設置いたしております。

当協議会は、令和4年度に1回開催しており

まして、死因究明等をめぐる動向や関係団体の取組内容等について、意見交換を行いました。

○山内佳菜子議員 本県は設置時の1回しか開催されていないというふうに聞いております。

一方で、高知県や隣の鹿児島県では、大規模災害時の遺体の身元確認を迅速に行う体制づくりなども含めて、複数回開催されています。

そこで、宮崎県死因究明等推進協議会に対する県としての位置づけと、今後の開催見通しについて、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 死因究明等に関する施策は、法医学者等の人材育成や、死体の検案及び解剖等の体制整備など、幅広い分野に関連し、各団体において検討すべき課題も多いことから、当面の間は、当協議会を関係者同士の顔が見える関係づくりの場として位置づけまして、各団体の取組内容や課題認識の共有を図ることといたしております。

今回の協議会は、来年度に開催を予定いたしております。

○山内佳菜子議員 昨年も地震が発生するなど、宮崎県では南海トラフ巨大地震への危機感も非常に高まっていますので、ぜひ定期的な開催、そして問題意識の共有をお願いいたします。

また、国はこの協議会の中で、先ほど御紹介したCDRモデル事業を活用することも有効としていますが、この点についても、本県は現在検討はされていないと聞いております。

滋賀県では、この協議会から発展してCDRモデル事業に取り組んでいます。2月に滋賀県が初めて開催したCDRシンポジウムに参加してきました。特に、医療と県がしっかりと連携している点が印象的でした。

CDRで提言があった再発防止策を県の施策

に反映するために、県庁内で部局を超えた担当者レベルの協議を行い、進捗管理や報告まで実践されています。子供の死亡を社会全体で受け止める姿勢は、子供を亡くして深い悲しみの中にいる保護者のグリーフケアにつながる可能性もあるとの報告もありました。

C D Rモデル事業に取り組んでいる群馬県にも行きました。児童虐待予防の視点からもC D R導入を提唱している、前橋赤十字病院小児科医の溝口先生ともお話をさせていただきました。

溝口先生は、「子供の死亡のうち3割は、虐待を含む予防可能な死と言われている」とおっしゃっています。「子供が死亡するたびに、繰り返してはいけない、かわいそうと叫ばれるが、実際は死因究明体制も日本は不十分であり、全国で同じようなことが繰り返されている。専門家による検証と再発防止で、子供たちが死亡につながってしまう要因、つまり穴を僕たちは必死で埋め続けなければいけない」と訴えています。かわいそうで終わらせない、繰り返さないための仕組みづくりを宮崎でも実現すべきです。

そこで、まずは「予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業」の実施を求める宮崎市などからの要望について、県の対応状況を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 国の「予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業」は、子供が死亡したときに、医療機関や警察、行政関係者など、複数の機関や専門家が死亡の原因の検証等を行いますことで、効果的な対策を導き出し、予防可能な子供の死亡を減らすことを目的とするものであります。

昨年6月には、宮崎市からこの事業に取り組

んでほしい旨の、また7月には、日本小児科学会宮崎地方会、宮崎大学及び県立宮崎病院の三者から、検証体制の整備に係る話合いの場を設けてほしいとの、それぞれ御要望をいただいております。

県では、これらの要望を受けまして、宮崎大学など関係機関との意見交換や、本モデル事業を実施している自治体への視察などを行いました。

○山内佳菜子議員 意見交換や視察を重ねていただいている点には感謝申し上げます。

続けて、県として予防のための子供の死亡検証の体制整備に取り組むべきと考えますが、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 子供たちの死亡原因を踏まえて、効果的な対策を検討し、予防可能な死亡の減少につなげていくことは、大切な取組であると認識しております。

国のモデル事業に取り組んでいる自治体の状況を見ますと、多くの職種の関係機関が集まることで、予防策の啓発など縦割りになりがちな取組が、組織や分野を超えて効果的に実施することができたなどの評価する声が聞かれているところであります。

ただ、その一方で、予防策の検討や提言に必要となる、亡くなったときの状況やそこに至った背景などの情報を得ることが困難である、捜査上知り得た情報の共有が困難であるといったような事情から、そういった課題も指摘されているところであります。

国においては、本モデル事業の結果を収集し、今後の本格実施に向けた検討を行うこととされておりますので、県としましては、その動向を注視してまいります。

○山内佳菜子議員 大切な取組であるという知

事の認識も確認いたしました。

こういう制度が整っていない中でも、この宮崎で子供の命を守るために懸命に動いてくださっている方々がいます。

県にCDR導入の要望を行った県立宮崎病院小児科の大平智子先生は、宮崎市の検証委員会の委員にも入られ、今でも非常に心を痛めておられます。

また、子供たちに安全・安心な環境を提供したいという思いから、県立宮崎病院では、「子どもを守る多職種会議」という会議を2年前から立ち上げて、2か月に1回、児童相談所や警察などと情報共有の場をつくっています。だけど、情報共有ができて、それが行政の施策には落とし込まれていないということを課題として指摘されております。

大平先生は、「お子様が何の原因で亡くなっているのか、予防できるものがどれくらいあって、私たちは何をすべきなのか、本当に一つ一つ丁寧に真正面から対応することが必要。虐待を含め、繰り返されている死があります。本当に何とかしたい」と訴えています。

また別の話に移ります。

2023年9月に、宮崎市内のスーパーの駐車場で車にはねられ、お母さんに抱っこされていた9か月の赤ちゃんの命が奪われる、非常に悲しい事故が起きました。

道路上での死亡事故、重大事故の場合は、道路管理者や関係者も立ち会って、現場検討会が開催されます。しかし、駐車場内での事故などには、まだまだ法整備が追いついておらず、そのようなことは行われておりません。

しかし、決して繰り返してはいけないという思いから、宮崎県警は、駐車場内での事故の危険性、具体的な防止策をまとめた「宮崎県警察

駐車場事故防止対策ガイドライン」を独自に作成されております。県内の大型スーパーや小売店など約400店舗に届け、事故が起きた宮崎北署管内では、コンビニや店舗に一軒一軒訪問して、注意を呼びかけられているそうです。この話を聞いて、私は非常に感動いたしました。ありがとうございます。全国でもこのような駐車場に特化した事故防止対策ガイドラインはつくられておらず、他県の県警から問合せも来ていると伺っております。

現場でできることから必死に取り組んでいる。だけど、1人、1組織では限界があります。

愛媛県の幼稚園で5歳の一人息子を園の行事中に亡くしたことをきっかけにCDR導入を訴えている、吉川優子さんのお話も伺いました。

「かわいそうで終わらせないでください。死亡検証は子供たちを守る未来をつくるためのものです」とお話しいただきました。

CDRの法的課題は国も検証しているさなかではありますが、よい部分をすくい取り、県内の関係者が課題を共有できる場、再発防止策を各機関でしっかりと政策として取り組める仕組みづくりについて御検討いただくよう強く求めます。ここでCDRの質問を終わります。

続いて、障がいの有無にかかわらず住みやすい宮崎を目指して、5問伺います。

県内在住の女性から御意見を伺いました。

「20代から精神障がいを患っています。障がい者を対象とする県の職員採用選考試験は長年、身体障がい者だけが対象で、受験したくても受けられませんでした。3年前、やっと精神障がい者も受験できるようになりましたが、現在40代となった私は、今度は厳しい年齢制限でアウト。今まで受験資格の機会さえ与えられて

いなかった世代の精神障がい者を対象とした選考試験のチャンスを一度でも与えてほしい」という内容です。

障がい者雇用の歴史をたどってみますと、障がい者の自立・社会参画を目的に、1960年に日本で初めて障がい者の雇用に関する法律として身体障害者雇用促進法が制定され、1976年に全ての企業に法定雇用率1.5%が義務化されましたが、そこまでは身体障がい者だけが対象でした。その後、雇用義務化になったのは、知的障がい者は1998年、精神障がい者は2018年と、大きくずれ込みました。

受験年齢について、60歳まで認めている都道府県もある中、現在40代の女性の「せめて受験のチャンスをもらえないだろうか」という願いは、他県に住んでいれば、すんなりと実現できていたかもしれない、決して極端なものではありません。

そこで、本県の障がい者雇用について、教育委員会から確認を進めたいと思います。

障がいのある方を対象とした教諭等の採用試験における受験資格年齢を伺います。また、県教育委員会として、法定雇用率の達成に向けた今後の取組について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会が実施する、教諭、実習助手等の採用試験では、障がいの有無にかかわらず、受験資格年齢を60歳未満としております。

また、県教育委員会における法定雇用率達成に向けた取組として、今年度から、県立学校で任用する会計年度任用職員において、障がい者雇用推進枠を新たに設けました。

あわせて、障がいのある方が安心して働くことのできる環境づくりの一環として、職場には、障がいのある方の業務を支援する会計年度

任用職員を同時に任用しております。

さらに、次年度はいずれの職も任用枠を拡充する予定であり、今後も関係機関等と連携し、障がいのある方の雇用促進に取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 この点については、障がい者雇用を進めるという政策は非常にありがたいのですが、そのために、現在働いている皆さんが雇い止めに脅かされているのではないかとこの話も聞いています。

また、大幅な減収につながってしまうかもしれないというような御意見も伺っておりますので、丁寧な対応を求めます。

続いて、知事部局における障がい者を対象とする職員採用試験の年齢要件について、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君） 知事部局における障がい者を対象とする職員採用選考試験の年齢要件は、試験実施年度の前日における満年齢で、17歳以上から29歳未満としております。

○山内佳菜子議員 これは県警も29歳未満と伺っていますが、そこで、年齢要件を引き上げる考えはないか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君） 知事部局におきましては、職務経験を通じて、幅広い視野や専門的な知識・技能を身につけた職員を育成することから、全ての職員の採用試験において、受験年齢に上限を設定しております。

障がい者を対象とする試験をはじめとした受験年齢の見直しにつきましては、受験者及び採用者の確保の状況等を踏まえまして、人事委員会と連携して適宜検討してまいります。

○山内佳菜子議員 今後も法定雇用率引上げの動きがあるのではないかとこのふうなことも聞いています。障がい者雇用も含めて、今働いて

いる皆さん、これから働きたい皆さんにしわ寄せが来ないような、丁寧な制度づくりについて求めたいと思います。

続いて、保護者の方々の要望が強い、特別支援学校への通学支援についてです。

清武せいりゅう支援学校の医療的ケア児専用スクールバスの試験的運行の状況について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 清武せいりゅう支援学校の医療的ケア児専用スクールバスにつきましては、安全・安心な運行を目指して、4月に校内委員会を組織し、乗車基準や緊急時等の対応などについて協議を重ね、ガイドラインを作成いたしました。

作成に当たっては、専門的な医師や救急救命士等の助言もいただいたところであります。

また、保護者に対しての説明会や個別ヒアリングの実施、職員及び看護師が試乗しての運行ルートや緊急時対応の確認など、安全を第一に慎重に準備を進めてまいりました。

このような準備を経て、この1月から看護師が同乗しての試験的運行を開始し、現在、曜日ごとに5名の児童生徒が登校時に利用しています。

○山内佳菜子議員 取組に感謝いたしたいと思いますが、清武せいりゅう支援学校の医療的ケア児は全部で19人います。スクールバスを利用できるのはごく一部にとどまっています。また、ほかの特別支援学校の保護者からも、同様に利用できないのかという声を多数いただいております。

そこで、試験的運行を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 医療的ケア児専用スクールバスにつきましては、保護者からの期

待と感謝の声とともに、安全な運行を求める声もいただいております。

また、同乗する看護師からは、保護者の通学の負担軽減に貢献できることを喜ぶ一方で、移動中の車内での児童生徒の急な体調の変化や緊急時の対応について、緊張や不安の声も聞かれます。

清武せいりゅう支援学校の医療的ケア児専用スクールバスは、試験的運行を始めたばかりであり、今後運行していく中で、実績と課題を整理しながら、児童生徒や保護者にとって安全・安心な運行となるよう改善を重ねてまいります。

○山内佳菜子議員 この件については、担当者も様々な手を検討して、非常に苦心していただいていると伺っています。

ただ、その担当者の方もですけれども、家族会、支援者、訪問看護ステーションの方にも伺った中で、これは教育だけで担える話ではなくて、やはり国の医療制度、福祉制度の在り方にもつながる問題だという意識を皆さんお持ちでした。

延岡市の訪問看護ステーション「陽のひかり」の日野亮司さんは、「子供は友達と遊びたいし、保護者は子供のために働きたい。けれども、そういう時間が限られているので働くことができない。働けない場合の支援体制も不十分である。もう一家心中するしかない」と追い詰められている御家族もいる」という話もされております。延岡市と連携して、緊急支援事業も立ち上げられました。

また都城市では、放課後等デイサービスの皆さんが地域で連携して、通学支援を行っていただいておりますが、それも対価が十分ではなくて、ほぼボランティアです。そういった皆さん

の献身的なところに甘えるのではなくて、しっかりと国として、制度として手当てをすべきである。それが間に合わないのであれば、県や市町村でしっかりと支えていく。そのようなことが必要であると考えております。

最後に、こだわって尋ねてきました「読書県みやざき」に関連して、3問質問します。

まず、昨年9月県議会で、県立図書館の中長期的な方向性について、年度内には議論する場を設けると御説明いただきました。その進捗状況と今後の進め方について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、外部有識者による協議会を設け、これまでも県立図書館の今後のビジョンについて協議を重ねてまいりました。

特に、2月の協議会では、通常の委員に加えて、国立国会図書館の職員をお招きし、国の動向を踏まえた資料の電子化や除籍について協議を行ったところであります。

委員の皆様からは、収蔵スペースの確保について、資料購入と保存の重複を避ける取組を推進する一方、除籍には慎重な対応が必要といった御意見もいただきました。

これらの意見を基に、中長期的な視点を持ちながら、次年度以降も安定的な収蔵スペース確保等の検討を進めるとともに、県民に役立つ図書館づくりに取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 御議論を進めていただき、誠にありがとうございます。

一方で、蔵書スペース問題についても、電子書籍の購入を確保するための国の事業についても、タイムリミットがあります。じゃその議論をいつまでに、何について整理するのかといったことも含めて、しっかりと続けていただきたい

と思います。

続いて、新しい図書館のネットワーク構築に向けた会議の進捗状況と今後の進め方について、教育長に伺います

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、県内の各図書館が抱える課題を解決するために、新しい図書館ネットワークの構築を目指し、学校図書館、大学図書館、公立図書館及び市町村教育長会の代表を委員とした懇話会を10月と2月に開催いたしました。

会では、各図書館の現状や課題を共有するとともに、宮崎ならではの「図書館の未来像」について活発な御協議をいただき、新しいネットワークだからこそできる書籍情報の一元化やその仕組みづくりなど、課題解決の糸口が見えてきたところであります。

今後とも、全県的な図書館ネットワークを結ぶことで、各図書館の課題解決や県民への読書サービスの向上を図り、読書県みやざきの推進に努めてまいります。

○山内佳菜子議員 この懇話会では、本当にたくさんアイデアが出たというふうに伺っております。とてもいい取組であると、高く評価させていただきたいと思います。

最後の質問になります。

先日の外山議員の代表質問でも答弁がありましたが、電子書籍は目標を上回る8万5,000回の利用があったということで、非常によい効果ではないかなと思います。

さらに、そのうち約8割は学校関係者、つまり私立を含む小中高校で子供たちが閲覧したと見込まれると聞いております。

電子書籍から身近な図書室の本に触れる、そういう機会につなげるべきだと考えますが、学校の図書室にいる学校司書は、会計年度任用職

員が務めるケースが多く、事務室の業務と兼務することもあると聞いております。

そこで、「読書県みやざき」として、全ての県立高校に専任の学校司書を配置すべきと考えますが、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 「読書県みやざき」の推進のためには、児童生徒の読書活動の基盤である学校図書館において、その機能の充実を図ることが重要だと考えております。

そのため、全ての県立高校に図書担当の部署を設けて学校図書館運営を進めておりまして、学校司書は、図書主任や図書館業務に従事している教諭、司書教諭とともに、その一翼を担っております。

私は、自分の子供が卒業した後に、そういう司書をされていた方から「よく図書館に来て本を借りておられました。熱心に読書しておられましたね」という話を聞いて、一人一人の生徒をそういうふうに温かく見守ってくださっているんだと、その役割を改めて実感したところがあります。

学校司書につきましては、現在、全ての県立高校に配置されておりますが、御指摘のとおり、学校司書が事務室の業務を兼任している学校もあると聞いております。

今後は、より効果的な学校図書館運営につながるよう、学校司書の適切な役割分担や業務体制について、教育委員会において必要な検討が進められるものと考えております。

○山内佳菜子議員 以前、齊藤議員が一般質問の中で、議会図書室の司書さんをお願いしたら、本当にいろんな資料を集めてくださったという話を聞いたので、私も今回初めて司書さんをお願いしたところ、自分では見つけ切れないような様々な資料を探してくださいました。

現場で献身的に働いてくださっている皆さんが、しっかりと存分に能力が発揮できる宮崎を目指して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 次は、松本哲也議員。

○松本哲也議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。県民連合立憲、松本哲也です。

ロシアのウクライナ侵攻から3年が経過しました。一般市民の方を含む多くの犠牲者が増え続けていることに心が痛みます。

先日、ウクライナとアメリカの両大統領による会談が実現し、停戦に向けて大きく前に進むものと期待いたしました。合意に至らなかった結果は残念でしたが、ヨーロッパ各国の停戦に向けた計画策定に期待し、早期の停戦を願っています。

また、国内では、対立や分断をあおるような潮流が目につき、生きづらい世の中になっているように思えてなりません。そのような中に、将来の国の在り方から喫緊の支援を求める声、県政への要望、多くの地域の課題について、県民の皆様の声を聞かせていただきました。

通告に従いまして一般質問を行います。知事をはじめ、当局の皆様の心温かい御答弁をよろしくお願いいたします。

近年、ソーシャルメディアの利用者は年々増加し、日本では、2023年の1億580万人が2028年には1億1,360万人と予想されており、世界においては、2023年の49億人が2028年に60億5,000万人になると予想されています。コミュニケーションだけでなく、動画の視聴やライブコマースといった物品販売などが増え、メタバースというSNSが若者を中心に普及しつつあるようです。

今後、多種多様化するSNSサービス間の連

携や融合が進むと予想されています。SNSの世界は日々進化していますので、効果的な運用によって、より大きな成果を上げることができると考えます。

便利な世の中になり、今後さらに進化していくと考えますが、一方で、最近の社会の状況を見たとき、こんな世の中でいいのだろうか疑問に思う事象が多く、フェイクニュースなど意図的な偽情報の拡散による選挙妨害やプライバシー侵害、いじめや誹謗中傷などの横行によって人の命が奪われる悲しい出来事まで発生し、使い方を誤れば、とても恐ろしい武器となっています。

ほかにも、選挙において、自らが当選することを目的としない2馬力選挙については、総理が「どう考えてもおかしい」と予算委員会で発言されていますし、公序良俗に反する内容のポスターが大量掲示され、有権者が混乱するなど、法改正を加速させる事象もありました。選挙演説などを妨害する行為も報道されました。

民主主義の根幹である選挙、この間、多くの方々との意見交換において、法改正が求められていると感じました。あわせて、取締りの強化を求める声も多くお聞きいたしました。

選挙に限らずSNSの持つ影響力は大きく、また、一度拡散されてしまいますと、完全に削除することは困難と言われています。匿名で利用できることも問題だと思います。デジタル化の急速な進化によって便利な世の中となりましたが、しっかりと見極めをしないと犯罪に巻き込まれる可能性も秘めています。

私が聞いてきた声の一例ですが、何かおかしい社会になっていないのか、知事も報道等に触れ、感じておられることがあると思います。また、SNSを利用されているようでもあります

し、県内のみならず、各地でこのようなお声を聞かれているのではないかと思います。全国知事会や九州地方知事会等でも話題になっているのではないかと考えます。

そこで、知事にお尋ねいたします。SNS等による誹謗中傷が深刻化する社会状況について、知事はどのように受け止めているのでしょうかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、以下は質問席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 答えします。

インターネットを中心に、個人の名誉毀損やプライバシーの侵害など、様々な誹謗中傷は深刻化する状況にあります。

特に、SNSによる誹謗中傷は、匿名性の下で個人の尊厳を脅かすだけでなく、社会全体の分断を深め、健全な議論の環境を損なう要因にもなりかねないことから、極めて強い危機感を抱いております。

私もSNSを活用しておりますが、見ておりますと、匿名性ゆえに、もしくは、ほかの方も同じことを言っているからということに力を得て、むき出しの言葉、特に攻撃的な言葉が飛び交っている、心を痛めているところであります。

こうした背景としましては、自分の興味のある情報ばかり表示されるフィルターバブルや、同じ意見や価値観だけに接して考え方が偏ってしまうエコーチェンバー現象によりまして、誤った正義感の下、無自覚のうちに誹謗中傷を増幅してしまうという傾向でありますとか、閲覧数を増やして広告収入を稼ぐアテンション・エコノミーの影響があると指摘されているところであります。

議員御指摘のとおり、近年、いわゆる2馬力選挙や虚偽情報の拡散など、民主主義の根幹たる選挙制度の土台を揺るがす事例が全国で見られています。私もこれに強い危機感を持ち、先月17日、私を含む19名の知事有志により、緊急アピールを取りまとめ、国に対し、公職選挙法の改正を含む抜本的な対策を講じるよう要望を行ったところであります。

デジタル技術が急速に進歩する中、これまでに以上に偽情報や不確かな情報の流通・拡散等の問題が懸念されておりまして、社会全体として、情報の正確性・妥当性を検証するファクトチェックの仕組みづくりが必要だと考えております。

また、私たち一人一人がメディアの真偽を見極めて使いこなす力、メディアリテラシーを身につけるとともに、特に、曖昧で不確かな情報には、不用意に反応して「いいね」をしたりリツイートをしたりせず、上手に見過ごす力も求められているものと考えております。

今後とも、こうした私たちを取り巻く環境変化に適切に対応しつつ、県民一人一人が様々な立場、主義主張の違いを認め合いながら、個人の名誉やプライバシーを尊重し、誰もが安心して幸せに暮らせる社会づくりを進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○松本哲也議員 ありがとうございます。知事の今の御答弁をお聞きして、本当に上手に見過ごす力というものは、やっぱり大事なだと思いますし、一方で、誤った正義感といいますか、そういったものについては、しっかりとこれからいろんなところで皆さん方もSNSの使い方について学んでいただき、正しく発信していただきたいと思います。

そういった中におきましては、何か先ほど申

し上げました生きづらい国になっていないかということを考えますけれども、住みやすい国であってほしいと願っております。

日本のひなた宮崎県、そういった意味では、本当に選ばれる県になっていただき、安心して仲よく生活ができる、そして一人一人が大切にされる平和な国・県であるために、私もまた邁進してまいりたいと思います。ありがとうございます。

それでは、公職選挙法の改正などから、選挙を中心に、このような社会情勢等をお尋ねしたいと思います。

先ほど例に出しましたが、2馬力選挙という事態については、対応が検討されています。公平公正な選挙が求められています。

新たに就任された選挙管理委員長は、このような事態をこれまではどう感じておられたのでしょうか、そして、選挙管理委員長に就任された今はいかがでしょうか。

選挙管理委員長に、公職選挙法の改正状況などを踏まえ、このような選挙における社会情勢に対する見解をお尋ねいたします。

○選挙管理委員長（成合 修君） 公職選挙法が想定していない事態が相次いでいることにつきましては、委員長就任前より、一有権者として、また、実は私、40年前に選管の書記をしておりまして、昔、公選法に関わった者として、大変憂慮すべき状況であると高く関心を持っておりました。

また、就任後、その職責の重さを痛感する中で、同様の行為が繰り返されることのないよう、選挙の適正な管理執行を預かる身として、都道府県選挙管理委員会連合会を通じまして、必要な対策を講ずるよう国に強く要望したところであります。

本年夏の参議院選挙も視野に入れ、国会で法改正が審議されておりますので、成立後は、様々な機会を捉えまして、改正内容を候補者や県民の皆様にしっかりと周知するなど、民主主義の根幹をなす選挙が公平公正に執行されるよう、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと存じます。以上です。

○松本哲也議員 やはり行き過ぎた選挙活動や行動に対しては、厳正に取締りを強化すべきという声が圧倒的に多くありました。今後は、報道された東京都や兵庫県のみならず、全国的にもその強化が求められていると考えます。

警察本部長に、今後どのように対応されるのかお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 選挙が公正に行われ、県民の意思が正しく政治に反映されることは、民主主義の根幹と考えます。

選挙の公正を確保することは、警察の重要な責務であり、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づいて、しっかりと対応してまいります。

○松本哲也議員 総務大臣もこの春に、違法情報ガイドラインを策定する方針を示しております。それぞれに民主主義の根幹とおっしゃっていただきました。厳正な対応を期待しております。

次に、地方創生2.0についてお尋ねします。

昨年6月定例会の質問で、政府の「東京一極集中の流れは変わっていない。地方が厳しい状況の中にあることを重く受け止める必要がある」とした報告書を取り上げました。

地方創生2.0の説明は省きますが、総理自らが従来の地方創生を「全てがうまくいったとは全く思っていない。何がうまくいかなかったかという反省をしないと先の展望はない」と言って

おられます。検証や見直しが必要と認識されているのでしょうか。ですが、検証は行わず、また所要額の積み上げもなく、交付金のみが倍増されました。

知事は、私の昨年6月議会の質問に、「知事として、九州地方知事会長、様々な立場から国に対して提言・要望していく」と答弁され、私はその反応を報告いただきたいとお願ひしておりますが、その後、石破政権が誕生し、地方創生2.0が打ち出されたわけですがけれども、知事には九州から地方創生を力強く進めていただくことを期待しています。

そこで、知事にお尋ねしますが、地方創生2.0に九州地方知事会長としてどのように取り組んでいかれるのか、知事のお考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 九州地方知事会におきましては、地方創生のさらなる加速に向けた様々な国への要望活動を行うほか、知事会と経済界が連携した九州地域戦略会議を設立しまして、九州のポテンシャルを生かした地方創生の取組を進めていこうということで、九州創生アクションプランを策定し、官民が一体となって取り組んでまいりました。

これまでに、九州が連携して観光に取り組む九州観光機構の設立ですとか、国際的な自転車ロードレース、ツール・ド・九州の実施、また九州Ma a Sの仕組みづくりなど、様々な具体的な事業に結びつけてきております。

今般、国におきましては、「地方こそ成長の主演」という理念に基づいた地方創生2.0の基本的な考え方が示され、石破総理の施政方針において、都道府県域を越えた広域連携の新たな枠組み、広域リージョン連携というものが打ち出されているところでありますが、これはやはり

我々九州が取り組んでいるようなものを国としても目指されるのではないかと、その後押しになるものと期待しているところであります。

こうした国の動きを追い風にしながら、九州地域戦略会議では、6月から新たなアクションプランをスタートさせ、合計特殊出生率やアジアに近接する地理的な優位性など、九州が持つ強みを生かして、少子化対策や半導体関連産業の振興などに取り組むこととしております。

今後、地域の抱える課題等につきまして、九州を代表する立場から国に提言するとともに、各県の知事や経済界とより連携を深めながら、選ばれる地域を目指し、日本の地方創生は九州がリードするんだと、そういう気概を持って取り組んでまいります。

○松本哲也議員 地方の持つ潜在力を最大限に生かすことが、これから日本の発展に最も必要と総理もおっしゃっております。知事のさらなるリーダーシップを期待いたします。

総理は、企業から労働者への分配面を重視して、最低賃金の引上げを加速させる考えのようです。前政権が2030年代半ばまでに最低賃金を全国加重平均で1,500円にする目標を掲げていましたが、その時期を2020年代に前倒ししました。最低賃金の引上げは、直接的に所得改善となります。しかし、急激な賃上げは、企業の負担が過重になります。そうなりますと、雇用環境の悪化が懸念されます。東京一極集中が是正されなかった原因の一つは、所得の地域間格差が是正されなかった、進まなかったことにあると考えます。

いろいろ思うところはあると思いますが、いずれにしましても、総理は地方創生関連交付金を倍増し、地方創生2.0の「基本的な考え方」を策定しました。そして、今年の夏に向けて、今後10

年間、集中的に取り組む基本構想を取りまとめる方針のようです。

再度、知事にお尋ねいたします。国が策定する地方創生2.0の基本構想については、地方の実情を踏まえたものにすべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） これまで10年にわたって取り組んでまいりました地方創生は、一定の成果も上がっているものと考えておりますが、東京一極集中の是正には至っておらず、少子化・人口減少の加速や、地域間の賃金格差の拡大等が進んでいる状況にあります。

このため、今般の地方創生2.0においては、若者・女性に選ばれる地方の実現を目指すこととしておりまして、基本的な考え方として、「安心して働き、暮らせる地方の生活環境」や「付加価値創出型の新しい地域経済」などの5本の柱が示されております。

国は、今後10年間で集中的に取り組む施策を、地方の意見を酌み取りながら、基本構想として取りまとめることとしております。

策定に当たりましては、人口規模や産業構造、雇用・所得の状況が地域によって異なるという実情が十分に反映されたものでなければならないと考えております。

県としましては、あらゆる機会を捉えて、地方の声を国に訴えてまいりますとともに、引き続き、市町村や関係団体と連携し、魅力ある雇用の創出や人材の育成・確保、さらには農林水産業、観光産業等の高付加価値化など、地方創生の実現に向け、しっかり取り組んでまいります。

○松本哲也議員 地方が主役ということでございます。原点に立ち返っていただいて、県、国と一体となって取り組まれることを期待いたし

ます。

次に移ります。地方税についてお尋ねいたします。

今国会で話題となっています年収の壁は、どの壁になるのか、所得要件はどうなるのか、いつからなのか。

一方で、地方自治体からしますと減収が生じるため、その影響額は、減収分について国が補填するのかなど、壁の撤廃は、働く人だけでなく様々な影響を与えていると考えています。

しかし、2025年地方財政計画における歳入は、地方税や地方交付税など一般財源の大きな伸びが目立ち、特に地方税においては、過去最高額を更新しています。

本県の一般会計当初予算案に目を向けましても、県税収入が増額となっており、その要因が気になるところであります。

そこで、総務部長にお尋ねいたします。令和7年度の県税収入が増収となっている要因と、年収の壁の見直しが県税収入に与える影響について伺います。

○総務部長（吉村達也君） 令和7年度の県税収入は、モーダルシフトの影響に伴う軽油引取税の減収などを見込んだ一方で、定額減税の終了による個人県民税や、堅調な企業業績に伴う法人二税、物価上昇に伴う地方消費税等の増収がそれぞれ見込まれることから、令和6年度当初予算と比べ、約51億円増の1,123億円余を計上しているところです。

また、年収の壁の見直しによる地方への影響につきましては、現在、国会で審議中の税制改正法案によれば、令和8年度から生じることとなります。

なお、この見直しについては、さらなる引上げが議論されておりますが、現状、あくまで国

税である所得税の基礎控除の引上げであり、個人県民税には影響が生じない見込みであります。

○松本哲也議員 地方の財源はしっかり確保されて、今後の県の事業実施に影響が出ないように、私どもも一緒に声を上げてまいりたいと思っております。

県税収入の増収が見込まれるということで、税というのは県民からしっかり納付されることで県の収入になるということですが、その収納確保対策がとても重要だと常々考えています。

地方税、特に徴収・納税の担当の方々は、税の収納率向上に努められ、税について正しく理解してもらうために、納税意識の啓発にも努めていただいております。

年度末が近づいてまいりました。また、この時期は、連日申告事務に従事されている職員が多くいらっしゃいます。税務行政に携わる皆様の日々の奮闘に感謝いたします。

先日、延岡市において実施された、のべおか合同公売会に伺いました。滞納により差し押さえられた財産の売却ですが、会場には、延岡市以外に門川町、高鍋町や大分市からも出品がされていきました。このような連携は大変有効な取組であると考えますし、県や市町村間で連携・共有されていくことが重要であると感じたところです。

再度、総務部長に、県税収入を確保するための市町村と連携した取組と啓発について伺います。

○総務部長（吉村達也君） 自主財源である県税収入の確保は、財政運営上重要であることから、県税収入未済額の約7割を占める個人県民税の徴収対策に特に力を入れております。

主な取組としまして、併任人事交流のほか、

徴収職員の技術向上を図る研修や、差し押さえた財産の公売会などを、賦課徴収を行う市町村と連携して行っております。これらの取組により、県税収入未済額は、ピーク時の約27億円から、令和5年度決算では約10億円に圧縮されています。

また、県民の納税意識を高める啓発活動として、国や市町村等と連携した児童生徒へ税の重要性を伝えるための租税教育や、市町村と一体となった自動車税と軽自動車税の納期内納付の広報等を行っております。

今後とも、市町村との連携を一層深め、県税収入の確保につなげてまいります。

○松本哲也議員 地方税全体の収納率アップというのは、職員のモチベーションの向上にもつながると考えます。引き続きよろしく願いいたします。

次に、防災・減災対策についてお尋ねいたします。

昨年10月21日から23日にかけて県内を襲った線状降水帯の発生は、2名の方がお亡くなりになりました。改めて、亡くなられた方にお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

能登半島地震から1年、能登地方では復興の最中に豪雨に襲われ、地震、津波そして豪雨災害という複合災害の被災地となりました。

また、今年は阪神・淡路大震災から30年、この間、災害は大規模化・複合化し、防災やその教訓は生かされているのか、また、風化していないかなど、能登半島地震の実態には、阪神・淡路大震災の教訓や検証が問われていると考えています。

南海トラフ巨大地震の発生確率が80%程度に引上げとなり、いつ起きてもおかしくない状況

にある中、線状降水帯の発生も見受けられますので、複合災害に備える必要性が高まっていると考えます。

そこで、危機管理統括監にお尋ねいたします。大規模な自然災害が発生した際、迅速かつ的確な対応を行うためには、いち早く被害状況を把握することが重要であると考えます。県はどのような取組を行っているのかお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 災害発生時には、県や市町村、関係機関などが、迅速に最新の情報を共有し、共通認識を持って災害対応に当たることが極めて重要であると考えております。

このため県では、防災情報共有システムにより、被害情報のほか、避難所情報や道路情報など、災害対応に必要な情報を地図上に分かりやすく集約するとともに、本年度からは、被災直後の情報等をSNSからいち早く自動収集するツールの運用を開始いたしました。

来年度は、当初予算案で計上している事業において、携帯端末を使って災害現場からでも情報入力できるようにするなどの改修を行う予定としており、複合災害にも備え、迅速かつ的確な災害対応につながる取組をさらに進めてまいります。

○松本哲也議員 ぜひよろしく願いいたします。

先ほどの線状降水帯の発生という点では、延岡市において土砂災害が発生し、急傾斜地崩壊防止対策をされていたにもかかわらず、被害が発生しました。専門家による現地調査が行われたようです。

先日、延岡市北方町では、五ヶ瀬川流域水害対策期成同盟会が設立され、第1回総会が開催

されました。これまでの浸水被害対策を進めるために、地元が協力していくという目的だったと思っております。大変ありがたい期成同盟会の設立です。

しかし、対策を進めるためには、事業の要件や基準などの見直しも必要ではないかと感じたところです。復旧工事はもとより、今後の事業予定箇所や要望のある箇所においては、これからは想定外ではなく想定内の事象として捉え、様々な制度の見直しが必要ではないかと考えます。

県土整備部長にお尋ねいたします。豪雨による崖崩れのリスクが高まる中、施設の強度を高めるような技術基準を見直すべきではないかと考えますが、お伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 近年の気候変動に伴い、自然災害が激甚化、頻発化しており、想定を上回る豪雨により、毎年のように県内各地で崖崩れが発生しております。

施設の整備に当たっては、これまでの災害の検証や研究結果を踏まえて定められた、国の技術基準を基に設計しており、県において見直すことは難しい状況にありますが、地形や地質を十分に調査し、現地に適した工法で整備を行うことにより、被害の防止に努めているところであります。

今後とも、危険箇所における施設整備を推進するとともに、定期点検や大雨後の緊急点検等により、適切に維持管理を行い、県民の生命と暮らしを守る崖崩れ対策に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 県内各地でこういった防止対策の事業要望等も多いかと思いますが、ぜひとも、いろんな検討をしていただきながら、進めていただくことをお願いしたいと思います。

次に、埼玉県八潮市交差点の道路陥没事故の関係でございますが、下水道管の破損が原因と言われ、いまだに運転手の救助が難航している状況であります。軟弱な地盤に加えて、瓦礫や土砂の除去、水の流入など、救助活動を困難にする多くの課題があるようです。

この事故の発生から、全国各地において下水道管の点検などが行われており、県内でも点検作業が完了したと伺っております。管の老朽化も進んでいると思われますので、今後一層の安全対策が進み、県民が安心して生活できる環境を整えていただきたいと思います。

一方で、上水道は大丈夫なのかと不安の声もお聞きしますし、実際にそのような相談を受けました。

先日は、宮崎市内において水道管の破裂が発生しております。一たび陥没が生じると、規模の大小を問わず、歩行者や自転車利用者なども事故に巻き込まれる可能性があります。

福祉保健部長にお尋ねいたします。水道管の破損により、大規模な道路陥没は発生するのでしょうか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 下水道管と異なりまして、水道管は内部が水で満たされており、常に水圧がかかっております。破損した場合でも、周囲の土砂が水道管内に流れ込むことは考えにくい構造です。

また、水道管は、下水道管と比較いたしまして、浅い位置に埋設されており、漏水が発生した場合でも、水は地表面に現れやすく、早期に発見され、修繕等の対応につながるケースが多いと伺っております。

これらのことから、水道管の漏水により、埼玉県八潮市のような大規模な陥没が発生する可能性は低いものと考えております。

○松本哲也議員 破損箇所が地中側、下のほうを向いている場合は、地盤が緩む可能性というのが高くなると考えられます。県民が事故に巻き込まれることがないように、効果的な防止策など把握に努めていただきながら、市町村と情報共有などをお願いしたいと思います。

水道管は、各市町村によって維持管理されています。近年、水道管の耐震化が進んでいないという課題がありますが、老朽化による水道管の漏水も発生していると考えます。

耐震化が進まない現状では、漏水調査を強化し、早急に補修することは、陥没事故を防ぐことにつながるだけでなく、経営的にも有収率の向上につながる有効な手段だと考えます。

大分県では、水道管の漏水検知システムを導入して、調査データを市町村に提供し発見された漏水箇所の補修を市町村が実施するというところでございます。

過去に同様の質問がなされておりますけれども、陥没事故が問題となっている今、地震対策も急がれておりますので、改めてお尋ねしたいと思います。

衛星画像を利用した漏水調査について、県が県内の水道事業者を取りまとめて実施することは効果的だと思いますが、県の考えについて、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 衛星画像を利用した漏水調査について、大分県全域で実施した事例では、事前に漏水が疑われるエリアが限定されることによりまして、漏水調査が大幅に効率化されたと評価する一方で、漏水発見率が低く、また、発見された漏水箇所に利用者の宅内漏水も含まれており、水道事業者の経営改善につながらないとの報告もございます。

県内でも、同様の調査を4事業者が行ってお

りますが、同様に評価が分かれております。

このため、県としましては、全国的な知見が集積された後に検討を行いたいと考えております。

○松本哲也議員 ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次の介護保険についてお尋ねいたします。

令和6年の全国の介護事業者の休廃業や解散などの件数は612件となり、前年より100件ほど増加しています。昨年4月に介護報酬見直しとなされたことによって、「先が見えない」と事業所からは切実な声が上がっています。

全国では、訪問介護事業所がない自治体、町村が100以上あり、この先も増えるのではないかと推察するところです。

さらに、ヘルパーが足りず、ニーズはあるが、ケアプランどおりにサービスが提供できないため、撤退した事例もあると伺っています。ガソリン価格の高騰から、独自の支援を始めた自治体もあり、さらに、遠方への訪問の場合は加算を行っているとも伺っています。

福祉保健部長にお伺いいたします。令和6年度報酬改定の影響によって、訪問介護事業所の経営状況は厳しいと考えます。県内の訪問介護事業所の廃止の状況と県の取組についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県内の訪問介護事業所の廃止件数は、令和5年度19件、令和6年度は現時点で20件ですが、同数程度の新規開業もありまして、全体の事業所数としては大きな変化はございません。

訪問介護事業所に対しては、これまで社会保険労務士派遣などによる処遇改善加算の取得促進や、介護職員の資質向上に向けた研修などに

よりまして、支援を行ってきたところであります。

さらに、来年度からは、当初予算案で計上しております訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に、人材確保や経営改善に要する費用を計上するとともに、訪問介護事業所が安定して経営が継続できるよう、国に対しまして、適切な介護報酬の設定を引き続き要望してまいります。

○松本哲也議員 お話を伺った事業所では、人材不足から責任者の方が複数業務に従事しているといった状況で休憩も取れないと、また電気料金が1.5倍となるなど、物価高騰から本当に厳しいという窮状をお話しされていました。

ガソリン代を助成している自治体もありますし、ぜひ、県においても県内の事業所に足を運んでいただいて、そのようなことを現場で見て感じていただいて、国への要望につなげていただきたいと思います。

それでは次に、再生林についてお尋ねいたします。

今議会の代表質問やこれまでの議会においても、多くの議員が再生林率日本一に向けた取組について質問されています。それだけ注目される取組であると考えるわけで、再生林に関するユーチューブの配信は、若い皆さんだけでなく、多くの方に林業への関心を高めていただける取組であると感じています。林業の担い手確保や育成が求められていますので、今後も積極的な取組が展開されますことを期待しています。

そのような取組が積極的になされている中、林業の労働災害発生が気になります。林業経験の浅い未熟練労働者への効果的な安全教育の実施や、高年齢労働者への作業配慮、車両系木材

伐採機械の使用時や手作業による伐倒作業時の労働災害防止にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

近年の死傷災害統計によりますと、経験年数5年未満の労働者が半分を占めていると伺っております。

環境森林部長にお尋ねいたします。林業労働災害防止に向けた県の取組についてお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 林業労働災害を防止するためには、事業体、従事者それぞれが高い安全意識を持つことにより、危険を伴う作業における安全の確保を徹底することが重要であります。

このため、林業関係者が一堂に会する林業労働災害防止大会での啓発や、労働安全衛生指導員による巡回指導、防災救急ヘリによる救助訓練などを実施しているところです。

また、来年度当初予算案では、林業労働災害の半数を占める就業5年未満の従事者や、今年度新設された国家資格である「林業技能士」を目指す従事者を対象として、安全な作業手順の習得や伐木技能の向上を図る研修会を実施するための経費を計上しております。

今後とも、宮崎労働局などの関係機関と連携した取組を推進し、労働災害の防止に努めてまいります。

○松本哲也議員 ぜひ、事故が起こらないように、またさらに力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

このところ県内各地においては、伐採されている山林がよく目に入ります。その面積はかなりの広さのようで、車窓から遠くに見る場合もありますので、既にその山林が植栽されているかどうかは不明です。いずれにいたしまして

も、再造林率日本一を目指すためには、安定した苗木の供給があることは不可欠だと考えます。

新年度の予算案には、改善事業「コンテナ苗生産拡大支援事業」が予定されています。先ほどの質問でもあったように、育苗等においても技術が必要であると思いますし、その生産性を向上させていくことは重要であると考えます。

また、隣の大分県でも、ここ数年、かなりの伐採が進んでいるようです。植栽未済地もあるのではないかと感じていますが、改めて環境森林部長に、県内における苗木生産の現状と生産拡大に向けた県の取組についてお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 令和5年度の苗木生産量は638万本であり、このうちの9割を占める杉苗木の生産量は日本一となっております。

一方、近年、旺盛な主伐が行われている本県において、再造林率を日本一にするためには、低密度植栽等の省力化を進めた上で、さらに100万本程度の苗木の増産が必要と見込んでおります。

このため県では、自家採穂園の造成や生産施設整備の支援に加え、優良生産者の下での実践研修や苗木経営生産相談員による個別指導等を行っております。

また、来年度当初予算案では、生産性が高く労働負荷の軽減等が期待できるコンテナ苗の生産拡大に向けて、生産経費の支援を拡充する経費を計上しており、これらの取組により、苗木の安定供給を図ってまいります。

○松本哲也議員 流域ごとに生産設備が整備されていく、こういったことも大切ではないかと考えますし、生産性の向上が図られますと、九

州各県にも本県の苗木を提供できるのではないかと考えが膨らみます。ぜひとも、しっかり取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、県立延岡病院についてお尋ねします。

県病院の経営につきましては、様々な取組がなされていますことは、これまでの御説明や代表質問等により認識はいたしております。そのような中、新年度の予算において、延岡病院への手術支援ロボットの導入予算が計上されておりますので、今後、議論がなされると思いますが、県北における様々な医療の高度化に配慮いただいておりますことに感謝申し上げます。

しかし、延岡病院の駐車場については、ちょっと残念な声をいただいております。「予約の時間に合わせて自家用車で診察に訪れたけれども、駐車ができない。何度もそのようなことがあった。何とかならないのか」「家族を玄関付近で降ろした後に、近くの駐車場に車を止めて、病院まで歩いていった」「駐車場が少ないから、朝早くから行くようにしている」、いろいろありました。

病院としても、職員の皆さん方の駐車場を外来患者に開放されていると伺っています。延岡病院の周辺では、駐車スペースの確保がなかなか厳しいとは思いますが、延岡病院だけに任せることも大変かと思えます。

改めて質問させていただきますが、病院局長に、県立延岡病院の駐車場の状況と今後の対策についてお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 県立延岡病院では、約640台分の駐車場を確保しております。しかしながら、天候が悪いときや診療予約が集中する時間帯などには満車状態となり、来院される方に御不便をおかけしていると認識しております。

このため、病院玄関前までの路線バスの乗り入れなどの取組や、近隣の民有地の借り上げなどに加え、今年度は、病院まで少し離れた場所に職員駐車場を新たに確保し、敷地内の外来駐車スペースの確保に努めております。

病院局としましては、県民の皆様が安全・安心に県立病院を利用できるよう、引き続き駐車場の確保に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 周辺の状況から容易でないことは承知いたしておりますが、しっかりと取り組んでいただきますことをお願い申し上げます。

先ほど申しました職員駐車場ですけれども、勤務のことを考えますと、病院近郊に確保されるべきと考えます。緊急時、そういった対応は絶対に必要だと思うわけです。

駐車場に限らず、延岡病院は建設後約30年を迎えようとしていますが、現在では医療機器など設備も随分と変わりまして、スタッフの働きやすい勤務環境は整っているのだろうかと思うところです。

従業員の満足度の向上は、顧客満足度の向上に様々なメリットがあると言われています。医療スタッフの満足度を向上させることは、さらなる地域医療における延岡病院の県民満足度強化につながると考えます。

再度お尋ねいたします。県立延岡病院の医療スタッフの勤務環境の改善についてお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 県立病院が質の高い医療を安定的に提供するためには、医療スタッフの確保・充実が重要であり、職員の勤務意欲を維持する上でも働きやすい環境づくりは重要であります。

現在の県立延岡病院は、平成9年の供用開始

以来27年が経過しており、随時、増改築や設備の更新などを行っていますが、老朽化や狭隘化は進行しております。

病院局としましては、経営改善を進める中にもあっても、病院の現状を踏まえながら、既存施設や医療政策面での助成制度などを最大限活用し、医療の質の向上と医療スタッフの働きやすい環境づくりに計画的に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 延岡病院を例にしましたが、県病院に勤務する全ての職員の皆さんの勤務環境の改善についても同様に、しっかりと取り組んでいただきますことをお願いいたします。

それでは、これより教育に関する質問に移らせていただきます。

まず、小規模特認校についてお尋ねします。

先日発表された厚生労働省の人口動態統計によりますと、昨年生まれた子供は72万988人と9年連続で減少し、過去最少となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の予想では、2039年に73万人を下回ると推計していたので、15年も速いスピードで少子化が進んでいます。

県は、日本一挑戦プロジェクトにおいて、「子ども・若者～日本一生み育てやすい県へ～」を掲げて、様々な事業に取り組まれています。この少子化のスピードを上回る対策が、また知事が先頭となりまして、県民が真価を実感できるよう、一丸となった展開が加速されることを期待しているところです。

事例を紹介します。

延岡市立浦城小学校、全校児童3名、このうち2名がこの春、卒業を迎えます。児童の減少対策に地域を挙げて取り組んでいます。

小規模特認校であるこの学校は、本来の通学

区域以外から子供が通うことができますが、学校を知ってもらうため、昨年12月と先月8日にオープンスクールが開催されました。学校内の見学や、入学や転入の相談などが実施され、学習発表会では、3名の児童が「これが私たちの学校、浦城小学校」と発表してくれました。

大谷翔平選手から届いた野球のグローブを1人1つずつ使えるというのは、ちょっと羨ましかったところではありますが、オープンスクールに参加した子供は非常に興味を示していました。「大規模校はちょっと苦手だな」と思っている児童には、大きなメリットがあると考えます。来年度、多くの児童が浦城小学校に来てくれることを願います。

そんなうれしい反応があれば、悩ましい問題もありました。

市街地から車で15分かかり、頼りの公共交通・バスも、なかなか学校の授業の都合のいい時間には運行されておられません。そこで地域の有志が一般社団法人うらしろスマイルプロジェクトを立ち上げて、保護者の送迎支援や放課後の見守りなど、学校を支援する取組に地域を挙げて取り組み、学校存続を目指した取組を行うということでございました。

このような状況は、県内のどこでも起こり得ることだと考えます。県として、市町村と課題を共有して今後の支援を検討していただきたいと思います。県内の小規模特認校の現状について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 小中学校等においては、市町村教育委員会が通学区域を設定し、それに基づき、児童生徒の就学すべき学校が指定されております。

一方、小規模特認校は、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学が可能な

学校でございます。

本県では、8市2町においてこの制度が導入されており、現在29校設置されております。これらの学校では、豊かな自然環境の中で、地域の方々と触れ合いながら、小規模校のよさを生かした、きめ細かな教育が行われております。

○松本哲也議員 それでは、小規模特認校における通学支援について、県教育委員会の考えを教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 小規模特認校の通学は、市町村教育委員会の規定により、保護者の負担と責任において行うよう定められております。したがって、通学支援につきましては、設置目的や地域の実情を踏まえた市町村教育委員会の判断でありますので、県教育委員会としては、財政上の支援は困難であります。

しかしながら、小規模特認校は、学校の周りにある豊かな自然や伝統を生かした学びの場であるとともに、学校を残すことが、ひいては地域の活性化につながるという地域の思いを反映した場所でもあります。

県教育委員会といたしましては、小規模校に関する研究会での助言や、ホームページ等を活用した好事例の発信を行うなど、教育活動の活性化を支援してまいります。

○松本哲也議員 なかなか厳しいようでありますけれども、ぜひとも子供たちがどこでもしっかりと学べるような環境を整えるために、今後、日本一のモデルとなるようなこういう取組をまた考えていただけるとありがたいと思います。

次に、障がい者の方々の学びの支援についてお尋ねいたします。

本県では、文部科学省の「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」を活用して、

障がいの有無にかかわらず、誰もが、共に学び、生きる共生社会の実現に向けて取り組まれています。

延岡市では、今年度3回の講座が行われて、2回目の講座に伺いましたが、76名の参加がありました。県立延岡しろやま支援学校の体育館では様々な発表などが行われ、参加者の笑顔があふれる、素晴らしい学びの場であったと思っています。いつでも、どこでも、誰もが学べる環境をさらに広げていくことが求められていると考えます。

教育長に、本県における共生社会実現に向けた生涯学習の取組と、今後、県内にどのように広げていくのかお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 障がいのある方もない方も共に学び続けることができる生涯学習の推進は、教育振興基本計画にも位置づけておりまして、大変重要であると認識しております。

県教育委員会では、延岡市や県立看護大学等と協働し、例えば、障がいのある方も参加できるダンスや料理教室、大学生と一緒に企画した講座等を開催しております。

また、各市町村の担当者に対する研修会を実施し、障がいのある方も参加できる講座の開設を促しております。

今後とも、啓発番組やイベント等を通じて、障がいのある方が生き生きと学ぶ姿を発信するとともに、市町村や障がい者団体等との連携を推進することで、共に学び、生きる共生社会の実現を目指してまいります。

○松本哲也議員 ぜひ県内において、さらなる事業の拡大がなされることを期待しております。

最後に、教育長にもう一点お尋ねしておきま

す。

令和7年度の新規事業「科学で切り拓く未来みやざき人財創出事業」が目に残りました。

それは、昨年8月に文部科学省が公表した日本の研究力を示す「科学技術指標2024」によると、注目度の高い論文数の国別順位が2年連続して世界13位であった。過去には世界3位であったことからしますと、その凋落は深刻であると考えます。今後の産業や経済の発展にも大きな影響を及ぼす可能性があると言えるのではないのでしょうか。

様々な問題があると考えますが、理数系科目の学習機会を増やすことや、STEM教育の強化などが重要ではないかと考えました。もちろん文系分野においても、その強化は重要であります。

2022年度の全国学力テストの結果を分析された九州大学の河野銀子教授によると、中学3年の数学、理科において、学力差はほとんど見られなかったが、教科への関心や興味は女子のほうが低かったようです。その上で、河野教授は「女子が関心を持てる授業の工夫が必要」と指摘されています。

男女を問わず、多くの児童生徒に興味・関心を持ってもらう必要があります。このことから、10年後、20年後、そして未来にわたり、宮崎だけでなく、国を担う人材が輩出されると信じて、今回の新規事業に期待しているところで

す。

教育長にお尋ねいたします。理数好きの児童生徒を増やすことは大事であると考えます。科学技術教育のこれまでの取組や今後の展開につきましてお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会ではこれまで、科学への興味・関心を高める科学実

験・野外観察教室や、科学的な感性と思考力を育むサイエンスコンクール、また、最先端科学技術に触れるサイエンスキャンプなど、小学校から大学までが連携し、児童生徒に科学技術の創造への夢と意欲を持たせる機会の充実に取り組んでまいりました。

さらに、当初予算案で計上しております新規事業では、小中学生を対象としたイベント等の実施により、誰もが科学に触れられる機会を創出するとともに、国内外の最先端科学の体験研修にも派遣するなど、科学好きの裾野を広げ、豊かな才能を引き出すプログラムを計画しております。

今後も科学技術教育の充実を進め、宮崎の将来を担う科学者や世界に羽ばたく技術者等を育んでまいります。

○松本哲也議員 ありがとうございます。科学技術教育はもちろんのことですけれども、あらゆる分野において、児童生徒の豊かな才能を引き出していただいて、教育長がおっしゃいました、世界に羽ばたく人材をぜひ育てていただきたいと思います。

今回、代表質問から今日の午前中にかけて、我が会派3人連続で登壇させていただきました。しっかりとまた力を合わせて、今後も様々な課題の解決に向けて頑張っていきたいと思っております。

以上で一般質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分再開

○野崎幸士副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） それでは、通告に従い順次お伺いしてまいります。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

令和7年、2025年がスタートしてはや2か月ほど過ぎましたが、今年は昭和が始まってちょうど100年、戦後80年の節目の年になります。その間、我が国を取り巻く安全保障環境は大きくさま変わりしました。

中国による台湾海峡、尖閣諸島などでの活発な軍事活動、北朝鮮によるミサイル発射実験、ロシアのウクライナ侵攻など、国も戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しているということの基本認識としております。

このような状況を背景に、国は令和5年度から5年以内に防衛力を抜本的に強化するという方針を掲げ、現在、国会で審議中の令和7年度当初予算案の防衛費は過去最大の約8兆5,000億円と、対前年度で約7,500億円、9.7%の大きな伸びとなっております。

この中には、新田原基地へ配備予定のステルス戦闘機F35B3機の取得費665億円が計上されており、可決されれば、既に決定されたものも併せ、2個飛行隊約40機のうち30機分が予算化されることになります。

また、報道では、新田原基地の拡張計画に伴う施設整備費として、用地を含め約3,100億円、えびの駐屯地についても、火薬庫増設の設計費用等に1億3,000万円が計上され、厳しい安全保障環境の影響が本県にも確実に及んできております。

我が国の防衛体制は、中国の海洋進出や北朝鮮の弾道ミサイルの発射などを念頭に、日本の

南西地域で自衛隊を増強する、いわゆる南西シフトが進み、本県だけでなく、九州・沖縄全体でその影響が次第に大きくなってきております。

このような中、九州・沖縄防衛議員連盟連絡協議会が1月14日に宮崎市内のホテルで開催されました。大会には、九州各県の防衛議員連盟などから約400名の県・市町村議員や、自衛隊の荒井西部方面総監をはじめ、九州各県の陸海空・地方協力本部の自衛隊幹部、さらには九州防衛局長にも出席いただくとともに、河野知事、濱砂議長には来賓の御挨拶も賜りました。お二人には、この場をお借りして、深く感謝を申し上げます。

第1部の総会では、会員の議決により、開催県である宮崎県議会の防衛議連の役員が九州・沖縄防衛議員連盟の役員に選任されるとともに、僭越ながら私がその会長職に選任され、向こう1年間は本県が九州各県をまとめる立場となりました。私は会長職としての重責に身の引き締まる思いであります。ここにいらっしゃる議員の皆様のお力添えもいただきながら精進してまいりたいと思っております。

まず、今年度の活動方針として、防衛議員連盟の役割を4点にまとめ、大会決議として力強く採択されました。

この決議文は2ページにわたり、その全文をこの場で紹介することはできませんが、当日、佐藤雅洋議員が元気な声で気持ちを込めて読み上げられたことを思い出しながら、改めて読み返してみますと、我が国を取り巻く環境や世界情勢の大きな変化を背景に、我が国の平和のために、九州各県の防衛議員連盟のメンバーをはじめ、多くの力を合わせて取り組んでいかなければならないという気持ちを抱かせてくれる内

容となっております。

総会の後半では、前統合幕僚長である山崎防衛省顧問から講話をいただき、ロシアや中国の軍事活動の活発化など、周辺国の動向を踏まえ、日本がその最前線に位置していること、安全保障や防衛政策の在り方が地域と国際社会の平和に直結することなど、示唆に富んだ貴重なお話をいただきました。

第2部では、新富町の新田原基地でのスクランブル発進の状況等を視察していただき、第3部の交流会では、冒頭、野崎副議長から和太鼓の力強いパフォーマンスを御披露いただき、その後は、出席者の皆様に、宮崎牛や焼酎をはじめ、県産品を素材とした料理をおいしく召し上がっていただきながら、今後の自衛隊や各県防衛議連の活動について直に会話を交わしていただく、かけがえのない時間となりました。

九州・沖縄防衛議員連盟の大会を終え、厳しい安全保障環境に直面し、既存秩序の不確実性が増す中で、どうしたら戦争を避け、我が国の平和や安全を守ることができるのか、また、命がけで日々の厳しい訓練に耐えている自衛官の成り手不足の問題、国の当初予算では、自衛官の処遇・勤務環境の改善策として約4,100億円が計上されているようではありますが、これ以外にも自衛官や自衛隊を支援できることはないのか、大会を終えても様々な考えを巡らせる昨今であります。

そこで、大会にも参加していただきました知事にお尋ねします。知事は、九州・沖縄防衛議員連盟大会に出席され、どのようなことを感じられたのか、知事の所見をお伺いいたします。

この後の質問は、質問者席にて行ってまいります。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えしま

す。

今回の九州・沖縄防衛議員連盟大会を前に、防衛議員連盟が県内全市町村に広がりを見せたところであります。山下会長をはじめ関係の皆様のご熱心な働きかけにより、そのような体制を築かれた、これは全国的にもまれな状況ではないかと考えております。

そのような本県の取組というものを九州・沖縄各県の皆様にお伝えすることができましたし、大会開催に当たり、約400名の出席者を受け入れるための準備やおもてなしへの御尽力、改めて、これらもろもろの活動に対して、深く敬意を表するものであります。

近年、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増すとともに、国内では自然災害が激甚化・頻発化しております。本県でも昨年は、最大震度6弱の地震や竜巻被害、土砂・浸水被害など、各地で大きな被害が発生し、このうち10月の豪雨の際には、自衛隊にも災害派遣要請に応じていただくなど、様々なこういう自衛隊の活動に対する県民の信頼や期待というものは高まっているものと考えております。

私も、口蹄疫や鳥インフルエンザをはじめ、様々な自衛隊の皆様の活動、御尽力に対し、感謝の思いを込めて、宮崎県防衛協会会長の職を引き受け、自衛隊の各種行事に参加しておりますほか、現在、自衛隊においては、人材確保が大きな課題となっております。先日は、自衛官の人材確保のための入隊激励メッセージビデオも収録したところでありまして、様々な協力に取り組んでおり、この思いは防衛議員連盟の皆様とも共有しているものと考えております。

先日は、自衛隊宮崎地方協力本部の70周年記念式典があり、その場でも確認されましたが、自衛隊創設と同時に、地方協力本部の前身であ

る組織が立ち上がったのは、九州でも3県だけと、本県はその当時から様々な形での連携を深めてきたということで、それが防衛議員連盟、さらには自衛隊協力諸団体の現在の活動につながっていると、改めて先人の御努力にも敬意を表するものであります。

今後、県内はもとより、九州・沖縄各県を含めた防衛議員連盟、さらには自衛隊協力諸団体の皆様とも情報共有や連携を図りながら、引き続き自衛隊の活動を支援してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員　ありがとうございました。

それでは次に、県民への情報提供についてお尋ねいたします。

安全保障環境の変化が本県にも具体的な影響をもたらしており、その内容を県民の皆さんも具体的に知りたいと思います。

先ほども触れましたが、新田原基地には、最新鋭ステルス戦闘機F35Bが順次導入されることとなっております。また、宮崎空港は、平素から自衛隊や海上保安庁の飛行機が円滑に利用できる特定利用空港として指定され、昨年10月には、日米共同統合演習の一環で、海上自衛隊の哨戒機が着陸する訓練も行われました。

また、県では、今年度に入って、有事の際に、沖縄県先島諸島の住民11万人のうち、宮古島市からの1万人を受け入れる計画づくりを国からの依頼で進めており、鹿児島空港からバスで本県へ移送し、ホテル等で受け入れる想定計画案を策定し、2月下旬に計画を国へ提出したと聞いております。

国、自衛隊の動きや先島諸島からの避難の受け入れ計画策定などの取組について、できるだけ県民へ情報を提供すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 厳しい安全保障環境の中で、国は国家安全保障戦略など、いわゆる安保3文書を改定するなど、防衛施策を推進しているところではありますが、防衛は国の専管事項と言いながらも、本県に関係があるものにつきましても、その内容を適切に県民へ情報提供されることが重要であると考えております。

このため、自衛隊等の訓練や新田原基地の整備計画などについて国から説明を受けた際には、国に早期の情報提供や関係市町村等への丁寧な説明を行うよう申入れを行っております。

現在、避難住民の受入れ計画の策定に当たっているところでもあります。九州地方知事会として、国に対し、取組の趣旨等を丁寧に国民に説明するよう要請するとともに、県として策定の経緯や検討項目等を記載したホームページを作成し、県民への情報提供を行っております。

この受入れ計画については、現在、国と調整を行っているところでありまして、調整が整い次第、ホームページでその内容についても公表する予定であります。

今後とも、国への様々な働きかけを行うとともに、県の取組につきましても、県民の理解や協力が得られますよう、適切な情報提供に努めてまいります。

○山下博三議員 それでは次に、九州知事会での議論についてお尋ねいたします。

知事は、昨年4月に九州知事会長に選任され、全国知事会での地方税財政常任委員長に加え、九州内でもリーダーシップを発揮すべき立場であります。

先般、南海トラフ地震の発生確率が今後30年以内に80%とされるなど、災害はいつ発生してもおかしくありませんし、大規模災害時には、九州各県での広域の対応が求められます。先島

諸島の住民避難など国民保護についても、九州・沖縄地域での連携が必要だと考えます。

そこで、九州知事会では、災害や国民保護に関してどのような議論がなされているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 被災した県単独では大規模災害時、応急対応が十分にできないため、九州地方知事会においては、九州・山口における災害時応援協定の締結など、広域連携の体制整備等を図っております。

例えば、沖縄において大規模な自然災害が発生した場合、九州本島とは距離が離れておりますので、その際の応援体制というものはしっかり議論すべきではないかと、そのような議論も行って体制整備も図ったところでもあります。

このような中、昨年10月の九州地方知事会議において、「南海トラフ地震を想定した訓練等の取組を進める必要がある」という意見があり、これまで熊本、宮崎、鹿児島等で行ったことはありますが、翌11月には、九州・山口全ての県の担当者による、避難者や物資の広域応援調整等を行う図上訓練を実施したところであります。

このたび、南海トラフ地震が発生した際の即時応援県として、本県に対しては長崎県が割り当てられるなど、国の具体的なアクションプランが示されましたので、九州地方知事会において、広域応援体制の構築に向けて、さらなる議論を深めてまいります。

また、国民保護に関しては、沖縄県先島諸島の住民の受入れ計画の策定について、国、九州・山口各県が緊密に連携を進めていく必要があるとの合意がなされ、昨年11月には、国に積極的な関与と支援を要請したところでもあります。

今後とも、九州地方知事会を通じた広域的な

連携をしっかりと進めてまいります。

○山下博三議員 よろしく願いしておきたいと思えます。

それでは次に、金利上昇や円安に伴う物価高騰などが県内企業に与える影響について伺います。

先日、日銀は、物価や景気のコントロールに使う政策金利の追加引上げを0.25%から0.5%に決定しました。今年後半には0.75%へと引上げを見据えている中で、利上げは消費を冷え込ませ、景気後退に拍車をかける可能性があります。

若い現役世代の30歳から40歳代は、住宅ローンの残高を多く抱え、金利上昇の打撃を他の世代よりも強く受けます。

一方、企業への影響では、大企業より中小企業の負担が増えると言われております。

金利上昇や長引く円安などが県内企業に与える影響をどのように認識しておられるのか、またその対策について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 長引く円安によります物価高騰や深刻な人手不足の影響、また、国内の金利情勢が大きな転換期にある中で、県内企業を取り巻く状況は厳しさを増しており、私も、県内各地に参りまして、切実な声を直接お聞きしているところであります。

特に、金利上昇による県内企業への影響につきましては、一般的に、企業規模が小さくなるほど借入金への依存の度合いが高くなる傾向にありますことから、中小企業が大半を占める本県におきましては、企業の支払い利息の負担増など、様々な影響が生じることを懸念しております。

こうした中、県内経済の活性化を図るために

は、国が示しております「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行が重要でありますことから、今定例会では、国の交付金等も活用し、企業の生産性向上のための設備改修や新事業展開、経営力強化に向けた資金繰り支援など、企業の持続的発展に向けた取組に必要な経費について、当初予算及び補正予算案に計上しております。

今後とも、経済情勢の変化を的確に捉えながら、県内企業に対する支援にしっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員 中小企業の皆さんは、ゼロゼロ融資の償還も始まっております。今後、金利上昇に伴う厳しい経営環境になってまいります。認識をしっかりと持っていただき、御支援をよろしくお願いしておきたいと思えます。

続きまして、医療機関等に対する物価高騰対策について伺いいたします。

先日、都城市内の医療機関が自己破産を申請したという報道がありました。今年度の医療機関の報道は2件目であります。また、介護福祉事業所等も、人材不足や労働時間の総量規制の厳格化等により、厳しい経営状況を日々耳にしております。

いずれも診療報酬や介護報酬といった公定価格で運営される施設であります。診療報酬や介護報酬の改定は数年置きであります。この間も物価や賃金は上がり続けており、改定価格から必要な費用も賄えない状況が続いております。公定価格ですから、人件費、物価高騰分を利用者に転嫁はできません。さらに加えて物価が高騰すれば、仕入れに係る消費税負担も重くなりますが、これも利用者には転嫁はできません。

昨年末、知事は、県の医師会、歯科医師会、

薬剤師会、いわゆる三師会の皆さんから、緊急助成支援の要望を受けたと伺っております。医療機関や介護事業所も経営努力を重ねておられますが、国から重点支援地方交付金も措置されたと伺っております。

物価高騰が続く中、公定価格で運営される医療機関等に対する支援について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 公定価格で運営されております医療機関や福祉施設等においては、近年の物価高騰分のコストが診療報酬等に反映されるのに時間がかかりますことから、当面の運営に厳しさがあることは認識しております。

こうした中で、昨年12月には、医療・福祉の関係団体から、国の重点交付金を活用した物価高騰対策に係る緊急要望を受けたところであります。

県といたしましては、現下の経済情勢や各団体からの御要望等を踏まえまして、高騰する光熱費等に対する負担軽減を図るために、補正予算案で16億円余の「医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業」を計上したところであります。

今後、必要な手続について医療機関等に周知し、速やかに支援を行いたいと考えております。

○山下博三議員 先日、先ほどの三師会から、私も要望を伺う機会がありました。

厳しい経営状況に関する支援の要望は先ほどのとおりであります。風邪薬やせき止めといった、身近な治療に必要な医薬品も不足する場合もあると伺いました。これまで当たり前に行うことができた医療ができない、そのような話であります。

調べてみますと、一つには、特定の国に原材料の生産が集中していることや、他国との争奪戦も始まっていることなど、国際情勢もあるようであります。

また、国内では、薬価の度重なる引下げにより、採算割れの薬もあること、そしてその傾向は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の分野により強く現れていることなどが分かってきました。

国も補助金等により、ジェネリック医薬品を中心に、国内生産力の増強にかじを切っておりますが、人手不足などの課題もあり、解消までには時間がかかると言われております。

医薬品の供給不安が続く中、県としてはどのような対応を行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 医薬品の供給不安につきましては、令和2年度に発生いたしました医薬品の品質不適正問題が発端となっておりますが、その後も、医薬品の需要増や生産体制、国際情勢など、複合的な要因により影響が長引いており、現在、国内の約2割の医療用医薬品で通常出荷ができない状況となっております。

このため国は、令和6年度補正予算等により、医薬品の安定供給等に向けた産業構造改革の支援など、様々な施策を講じております。

県では、医薬品を必要とする患者に適切に供給できますよう、県医師会や県薬剤師会、県卸業協会等を通じ、医療用医薬品の適正な使用と発注について協力要請を行っております。

○山下博三議員 続きまして、県立病院における医薬品の供給不足の状況とその対応について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 県立病院におきま

しても、全国的な供給不足の影響を受けて、使用する医薬品のうち、本年2月末時点で、後発医薬品等を中心に、60品目程度の調達が不安定な状況にあります。

このうち、主に急性期病院で使用する、がんや手術後の疼痛管理用の薬をはじめ、麻酔薬や炎症を抑える注射薬など、必要量の確保が非常に困難なケースも生じております。

このため県立病院では、卸業者・製薬メーカーへの協力依頼のほか、患者の症状に合わせた優先使用のルールや使用量の調整、さらには代替薬使用の検討などを行い、患者の治療に支障が出ないよう運用面での工夫を行っております。

○山下博三議員 県病院においても、一部の医薬品の必要量の確保が厳しい状況にあることは、非常にゆゆしきことではないかと思っております。命にまつわることでありますので、対応のほどよろしく願いしておきたいと思います。

次に、本県農業高校におけるスマート農業教育の取組について、教育長に2問お伺いいたします。

本県の農業は、家族経営体が減少の一途をたどり、耕地面積も減少しております。家族経営体に代わって、より規模の大きい農業法人が増加しておりますが、耕地面積の減少を補うには至っておりません。これは、人手不足や燃料、肥料・飼料等の資材が高騰するなど、農業を取り巻く情勢が厳しい状況にあることに加え、農地の集約化や生産性の向上が必ずしも十分でないことに起因するものであります。

こうしたことへの危機感から、2030年には米や果物が希少品になるとの指摘もあります。いかにして農業の生産性と持続性を高め、発展さ

せていくかが問われている状況であります。これを解決していくには、次代の農業をつくり上げる人材の育成がとても重要であり、農業高校の果たす役割は非常に大きいと考えます。

本県は、高校生全体に占める農業高校生の割合が、全国でもトップレベルだと聞いております。農業は人と自然をつなげるもの、そんな農業のすばらしさを教える農業高校にこそ、私は本県の農業の未来を感じております。

そこで、農業高校においては、どのような方針で農業人材の育成を図っておられるのかお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本格的な人口減少を迎える中、農業が基幹産業である本県において、農業の発展に貢献できる資質や能力を高めた人材を一人でも多く創出することは、農業高校の喫緊の課題だと認識しております。

県教育委員会といたしましては、令和5年度策定の宮崎県教育振興基本計画にて、時代の変化に対応できる職業教育の推進を掲げており、ファームステイやスマート農業の実習などにより、グローバル化や技術革新への対応を図っております。

また、宮崎農業高校では、産業界等と連携した学習プログラムの開発を進めており、今後、この取組を他の農業高校へも普及させることで、新たな時代に対応した、実践的な農業人材の育成に取り組んでまいります。

○山下博三議員 年々、少子高齢化が進む中、こうした農業の諸課題を解決していくには、農地面積や労働時間当たりの収量拡大といった生産性の向上が急務であります。昨今、開発が進んでいるスマート農業は、非常に有効な技術であります。

I C Tにより、人が把握し切れない環境状況

等もデータとして収集・集積し、AIがそれらの情報を基に適切に判断し、高精度な管理作業へとつなげる技術、さらには、ロボットの活用による人が行ってきた作業そのものの自動化等は、まさに厳しい農業情勢を打破し、新しい農業への転換へと導くものと期待いたしております。

このようなスマート農業を今後普及させるには、農業高校において、これを駆使できる人材育成を図ることが大変重要であると考えております。

そこで、農業高校におけるスマート農業教育の今後の展開についてお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県農業の持続的発展を果たすために、スマート農業教育の充実是不可欠であります。

このことについて、まずは農業の学科を最も多く有する都城農業高校をモデル校とし、地元の農業法人や研究機関、民間企業等と連携して、AIやロボット技術等を活用した実践的な学びを行い、併せて、教員の技術研修の強化も目指すこととしております。この取組の成果は、他の農業高校へも普及させてまいります。

昨年度開催されたG7宮崎農業大臣会合において、本県の20名の高校生たちは、「農業がかっこいいと思われる社会をつくりたい」と、力強く発信いたしました。

このように、農業の新しい姿を実現していく気概を持った人材の育成に今後も取り組んでまいります。

○山下博三議員 私は、これまで約2年間、農業高校の人材育成について、教育委員会の皆さんと勉強会を重ねてまいりました。

農業はこれまで、危険、汚い、きついといったネガティブな3Kのイメージを持たれ続けて

きましたが、私は、新しい農業への転換を図ることで、農業は、感動、かっこいい、稼げるの新3Kを生み出せるものと信じております。まさに、G7農業大臣会合で高校生が発した提言に、その可能性を強く感じたところであります。

「農業は最高である」と農業に高い志を持ち、意欲あふれる若者が多く集まる農業高校を築いていただき、本県の基幹産業であります農業のますますの振興に寄与していただきたいと思います。

黒木教育長は今年で退職されるとお伺いしております。今日まで御指導いただいたことに深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

これより農政問題に入らせていただきます。

農業分野においては、コロナ禍とその後の円安により、飼料や燃油、農業用資材の価格が高止まりする中、農業従事者の減少がすさまじいペースで進んでおります。

私の周りでも、これまで極めて良好な経営を続けてきた酪農、肉用牛、土地利用型農業の農業者から、「もう農業を辞めたい」と真剣に相談を受けるようになりました。大変厳しい現実には直面され、夫婦間の会話でも、ポジティブに考えたいけれども、なかなか明るい見通しが持てないということでもあります。

県によると、農業制度資金のうち、昨年8月に拡充した運転資金の融資実績は、拡充から僅か半年で43件に達しているとのことであり、農業者が資金繰りにも本当に苦慮していることが見てとれます。

そこで、県は、農業者の経営改善に向けて、どのように取り組まれていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 県の農業セーフティネット相談窓口では、運転資金等に関する相談が増加しており、農業経営は一層厳しさを増していると認識しております。

このため県では、昨年3月と8月に運転資金に対する融資の拡充を行うとともに、JAと共同で設置した農業経営体支援センターにおいて、経営診断によるきめ細かな指導を行うなど、経営改善の取組を強化しております。

また、農家経営が深刻化する前に、資金繰りや生産技術などについて効果的かつ総合的な指導を行うために、JAの融資部門を中心とした支援チームと、農業改良普及センターが連携した仕組みづくりを検討しております。

今後とも、農業者の経営改善に向けて、関係機関と一体となって、しっかり取り組んでまいります。

○山下博三議員 私は、農業者数の急速な減少により、農業生産の基盤である農地が十分活用されなくなるのではないかと非常に心配いたしております。

実際、令和5年の国のデータによると、県全体で耕地面積は6万3,700ヘクタールとなっておりますが、一方で、荒廃農地は3,120ヘクタールとなっており、生産基盤を維持していく上では、農地の有効活用が重要な課題であります。

そのような中、都城地域では、大規模な集落営農法人や露地野菜生産法人など、土地利用型の経営体が多数存在しております。

このような経営体が規模を拡大しながら、スマート農業の導入による生産性向上につなげるには、農地の集約や区画の拡大を図ることが必要と考えています。

県は、農地の集約、区画拡大のために、どのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長

にお伺いいたします

○農政水産部長（殿所大明君） スマート農業の導入による生産性向上を実現するため、農地の集約や区画の拡大を図ることは大変重要であります。

このため県では、農地バンクや市町村、土地改良区等の関係機関と連携し、農地の集積・集約をはじめ、圃場整備や畦畔除去等による区画の拡大を推進しているところです。

このような中、複数の担い手で意見交換会を開催し、担い手同士で農地を交換するとともに、今後集約したいエリアを地図に描き、段階的に集約を目指す優良事例も出てきております。

県としましても、こういった事例を県全体に波及させるため、地域計画の見直しの場合などに積極的に参画し、生産性向上に向けた農地の集約、区画拡大の動きを加速させてまいります。

○山下博三議員 都城地域では、206もの農業法人等の土地利用型経営体が、担い手の減少や農地の活用など地域農業に貢献しております。

また、実需者、いわゆる食品加工業者も北諸・西諸地域に集積されており、露地野菜の大規模法人が、青果向けはもとより、加工・業務向けの野菜の生産を支えております。

しかしながら、様々な食品加工業者との懇談の中で、生産計画の7割しか原料が確保できなかった声などを伺っております。詳しく話を聞いてみると、食品加工業者は国産に対する期待が強く、そういった商品が店舗で評価され、増産計画等を立てたものの、原料の生産が間に合っていないということであります。

このまま担い手が減少していき、様々な品目の栽培面積も減少していくと、原料の奪い合いになると思います。私は、既にそういった状況

になってきていると実感いたしております。売り先があるのに原料が足りない、製造が間に合わないというジレンマを抱えており、まさにビジネスチャンスを逃している状況であります。

一方で、土地利用型農業の経営が成り立っていくためには、先ほどの答弁にもありましたように、集積・集約した農地を効果的に活用していく、その農地でスマート農業機械を導入し、生産性を上げていくことが必要となってまいります。これに食品加工業者が求める量、いわゆるニーズが合わさることで、農業者の生産意欲が高まっていくと思っています。

そこで、土地利用型農業の振興に向けた取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 土地利用型農業の振興につきましては、大規模経営体や小規模農家と加工事業者が参画した「耕種版インテグレーション」の取組が有効であります。

このため県では、核となる大規模経営体の作業の機械化やスマート化を進めるとともに、取組に参画する小規模農家への作業委託経費の支援を行っており、加工・業務用ハウレンソウでは、生産が拡大しております。

一方、品目によっては、生産が縮小し、実需者が必要とする量を確保できていないものもあることから、今後は、加工業者とのマッチングを積極的に行った上で、それぞれの実情に応じた「耕種版インテグレーション」の取組を広げ、需要にしっかりと対応できる土地利用型農業の振興に取り組んでまいります。

○山下博三議員 今後、農業の担い手や労働力は大幅に減少することが懸念されており、担い手や労働力の確保は喫緊の課題であります。

そのような中、本県農業現場で働く外国人材は、厚生労働省によりますと、令和6年10月末

時点で1,172名と年々増加しており、本県の農業生産維持には欠かせない存在となっております。

一方で、農業経営体においては、即戦力となる人材を求める声が多くあります。高度な技術や知識を持ち、農村社会への適応能力の高い外国人材の確保・育成が重要であるため、私は、農業大学校など県の教育機関でも外国人材の育成を検討できないかと考えております。

そこで、農業現場における外国人材の確保・育成について、県の取組を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 技能実習生をはじめとする外国人材は、本県農業を支える貴重な存在であることから、県では、その確保・育成に向けた取組を強化しております。

具体的には、海外の教育機関や送り出し機関と連携し、外国人材が入国前に、宮崎の農業や文化、方言などを集中的に学習する「宮崎授業」を行っており、受け入れた法人からは、農作業や生活への適応力が高いとの声を受けております。

また、ベトナム国立農業大学との連携合意に基づき、新たに覚書を締結し、農業分野に精通した特定技能人材の確保・育成に向けた取組を始めたところです。

今後は、これらに加え、県立農業大学校において、現場からのニーズが高い先進技術を学ぶ機会を設けるなど、即戦力となる外国人材の確保・育成に取り組んでまいります。

○山下博三議員 ありがとうございます。私は地域農業の担い手の皆さんと意見交換するとき、農業をビジネスチャンスとして取り組んでいる農家は必ずもうかると持論を展開していましたが、長引く円安による物価高騰等の影響

により、農業経営は非常に厳しい状況にあります。

第八次農業・農村振興長期計画は令和3年3月に策定されておりますが、当時、現在の物価高騰や地球温暖化の進行に伴う災害の激甚化など、誰も想定することはできず、当然農業者には全く責任はありません。

令和7年度は農業長期計画の中間年に当たり、今後、令和8年度スタートの後期計画を策定することになると思いますが、国も昨年6月、25年ぶりに食料・農業・農村基本法を改正するとともに、本年度中に改正基本法に基づく食料・農業・農村基本計画を策定し、食料安全保障の強化等に向けて、農業の構造転換を図るための施策を集中的に実施することとしております。

このような中、後期計画の策定に当たっては、国の次期基本計画や本県農業を取り巻く情勢等を踏まえながら、農業者が夢の持てる農業の目指すべき姿を示すことが必要と思っております。

そこで、我が国の農業が大きな転換点を迎える中、本県農業の目指すべき姿についてどのように考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県農業は、担い手や労働力の減少に加え、長引く物価高騰や激甚化する自然災害が農業経営に大きな影響を与えるなど、厳しい状況に直面しております。

このような中、今後とも本県農業が持続的に成長していくためには、第八次農業・農村振興長期計画の長期ビジョンで掲げております「新防災」と「スマート化」を継承・発展させながら、時代の変化に的確に対応していくことが必要と考えております。

このため、後期計画の策定を進める中で、農業者の経営体質の強化をはじめ、農地の集約・区画拡大など効率的で強靱な生産基盤の確立や、AIやロボット等を駆使したスマート農業の実装、外国人を含め多様な人材を確保・育成する仕組みづくりなどについて十分議論し、農業者が力強く稼げる農業への道筋を示してまいります。

先日、JAの青年組織協議会の役員の皆さんと意見交換をする機会がありましたが、農業に希望を持ち、やる気を持ってしっかりと取り組んでいる若手の姿というものは大変心強く、しっかりとこういう農家の皆さんを支えていなくてはならないと、改めて強い思いを抱きました。

引き続き、本県の基幹産業である農業を守り、次世代へつなげていくことができるよう、強い使命感と責任感を持って「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現に取り組んでまいります。

○山下博三議員 次に、JA一本化の取組と支援についてお伺いいたします。

農地や地域経済の衰退、JA経営環境の悪化が懸念される中、持続可能な農業と地域活性化などをどのように図るか、それを支えるJAの経営基盤をどのように維持するかということが重要な課題であります。

平成29年3月に県域JA一本化の検討を開始して、いよいよ今年3月から、中央会、経済連、信連、畜連の一本化がスタートします。

これまで各JAにおいて説明会等も開かれ、組合員へのサービス低下、身近な農家のよりどころがなくなるなど、農村社会においても一段と過疎に拍車がかかっております。

一本化に向けては、メリット、デメリットあ

と思いますが、農業者のための県域ＪＡであるＪＡみやざきと今後どのように連携されているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） ＪＡみやざきは、合併等によりまして、組合員数や販売取扱高などが全国トップレベルの規模となり、農業者である組合員一人一人が、そのメリットを享受できる施策が展開されるものと期待しているところであります。

私は、本県農業が抱える様々な課題を克服し、今後も食料供給基地としての役割を果たしていくためには、県と、合併により地域単位を超えた取組が可能となったＪＡとが、より連携を深め、農業・農村、そして農業者を支えていくことが重要であると考えております。

このため、県とＪＡみやざきでは、本県農業の現状や課題、互いの役割を共有した上で、指導員等の人材育成や、広域的な物流対策など、将来を見据えた具体的な連携方策について精力的に意見交換を実施しておりますほか、各地域においても、その特性を踏まえた持続可能な産地づくり等について、市町村を含めて議論を進めているところであります。

今後とも、ＪＡみやざきとしっかり力を合わせ、農業者の生産性の向上や経営体質の強化につながる施策を展開することにより、本県農業の発展に向けて取り組んでまいります。

○山下博三議員 続きまして、牛肉における消費者ニーズの多様化への対応についてお伺いいたします。

私が県議会議員に初当選した18年前は、宮崎県産の和牛肉の上物率は40％台でありました。松阪牛や神戸牛、近江牛などの他の和牛産地に比べ、全国的な認知度も低く、販売力も高くありませんでした。

このため宮崎県では、生産者や農業団体、関係機関が一体となって、種畜の改良を始め、宮崎ブランドの確立に尽力してきた結果、今では、全国和牛能力共進会において、4大会連続の内閣総理大臣賞を受賞し、「おいしさ日本一宮崎牛」として、上物率も90％まで高まるなど、名実ともに日本を代表するブランド牛となりました。

しかしながら近年では、節約志向を背景に、幅広い世代の消費者ニーズは、霜降り肉から赤身肉まで多様化してまいりました。

そこで、牛肉における消費者ニーズの多様化に対して、県としての認識と取組状況、今後の方向性について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 消費者からは、和牛の特徴である脂肪交雑の多い牛肉に一定の需要がある一方、近年では、適度な脂肪交雑で値頃感のある牛肉を求める声もあるなど、ニーズは多様化していると認識しております。

このため県では、牛肉の味・香り・食感など、おいしさの要因にも着目した改良を進めるとともに、低コストで適度な脂肪交雑の牛肉生産も期待できる肥育牛の早期出荷技術について、畜産試験場での試験研究やＪＡ等と連携した実証試験にも取り組んでおります。

現在、国において、肉用牛の改良や生産に係る基本方針の改定作業が進められており、それらの動向も注視しながら、生産や流通、販売に携わる関係者と連携し、消費者に求められる牛肉生産の在り方について議論してまいります。

○山下博三議員 それでは次に、ランピースキン病についてお伺いいたします。

昨年11月、牛の届出伝染病であるランピースキン病が、福岡県糸島市の乳用牛農場で国内に

において初めて確認されました。

このランピースキン病は、中国などで発生が確認されておりましたが、2023年10月以降、韓国へ拡大したことから、国内への侵入が危惧されておりました。

このため、県内の関係者で警戒を強めておりましたが、これまで発生したことがない伝染病でもあり、国内や県内へ侵入した場合の影響について不明な部分が多いと聞いております。

そこでまず、ランピースキン病の国内における発生状況や、ウイルスが国内へ侵入した要因について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） ランピースキン病は、牛や水牛が感染する伝染病で、主に吸血昆虫がウイルスを媒介し、主な症状は、皮膚のしこり、発熱、乳量の低下であり、有効な治療法はないものの、多くの場合、症状は回復し、死亡率は5%以下とされております。

昨年11月に国内では初めて福岡県で発生が確認されて以降、12月までに熊本県も含め計22農場で発生しましたが、1月以降は発生していません。

なお、国によりますと、発生農場で検出されたウイルスは、東アジアで流行しているものと同じ系統に分類されることから、周辺国から、風や乗り物など何らかの方法により、ウイルスが付着した吸血昆虫が国内へ運ばれた可能性があるとしております。

○山下博三議員 本県は全国でも有数の畜産県で、牛の農場数も非常に多いことから、県内でランピースキン病が発生した場合、甚大な被害が発生することが懸念されます。

そこで、県内農場へのウイルスの侵入防止対策と、万が一、発生が確認された場合の蔓延防止対策について、農政水産部長にお伺いいたし

ます。

○農政水産部長（殿所大明君） ランピースキン病については、国の要領に基づき対策を講じているところであり、県内への侵入を防止するため、農場に対し、吸血昆虫の駆除や牛舎の消毒に加え、牛に異状が見られた場合は早期に通報するとともに、県外から導入した牛は、2週間程度隔離して飼育するよう呼びかけております。

また、万が一、県内で発生した場合は、感染牛や感染が疑われる牛を速やかに隔離した上で、自主的な淘汰を促すとともに、農場からの牛の移動や生乳出荷の自粛を求めることとしております。

併せて、感染拡大を防止するため、発生農場から半径20キロメートル以内の農場に対し、殺虫剤の散布や防虫ネットの設置などの吸血昆虫対策を強化するよう指導することとしております。

○山下博三議員 発生した場合の影響について、不安に思う農家も大変多いと思います。

そこで、ランピースキン病が発生した農場に対する支援策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） ランピースキン病が発生した場合、発生農場における生乳の廃棄処理費用や発生地域の農場における吸血昆虫対策費用の一部を国が支援することとなっております。

また、感染牛等を自主的に淘汰し、代替りの牛を導入した場合、国の指定する団体から、1頭当たり上限60万円の奨励金が交付されます。

県としましては、県内で発生した場合、これらの事業を活用し、農場に対して、自主淘汰や飼育形態に応じた衛生対策について、丁寧に助

言・指導を行うなど、農家に寄り添いながら、ランピースキン病の清浄化を進めてまいります。

○山下博三議員 それでは次に、自然災害等で家畜が死亡した際の家畜の処分について伺います。

本県は、台風等の自然災害による停電や火災で、牛や豚や鶏が死亡した不幸な事例が幾つかあります。私も現場に出向き、調査もさせていただきました。

数年前に高崎町で台風による停電が起こり、採卵鶏の農場で約7万羽が被害に遭いました。その死亡した鶏の処理について、私は農家から相談を受け、速やかに処理ができるよう対応いたしましたが、しかしながら、処理方法が決定するまでに時間がかかり、鶏も腐敗がひどく、農場や周辺環境への影響が心配される状況となりました。

そこで、災害等により死亡した家畜の処分方法について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 災害等で家畜が死亡した場合には、経営再開を早期に図るため、家畜の所有者が環境衛生に配慮しつつ、死亡家畜を速やかに処理することが重要であることから、県では、関係部局が連携して「災害等により死亡した家畜の処理方法」について取りまとめ、関係機関に周知しております。

具体的には、死亡した家畜は、原則として、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物として焼却等を行うこととなりますが、牛、馬、豚、綿羊、ヤギについては、やむを得ないと認められる場合には、化製場法に基づき、知事の許可を得た上で埋却することも可能となっております。

今後とも、関係機関と連携し、家畜の所有者に対し処理方法を周知するとともに、現場に寄り添った迅速かつ円滑な対応に努めてまいります。

○山下博三議員 災害等により死亡した牛、馬、豚、綿羊、ヤギなどは、化製場法に基づき埋却できると言われていましたが、鶏はできません。これは養鶏農家にとって大きな問題であります。

化製場法が制定された戦後は、鶏といえば個人の庭先に数羽飼っていて、卵を産まなくなったら食用として処理するなど非常に小規模でしたが、現在は1鶏舎に数万羽の鶏が飼育されております。

法制定時と現在では状況が大きく変わってきているんです。状況が変わったのであれば、その状況に合わせて、法律の趣旨に沿うよう変えていくべきではないでしょうか。

このような事態を避け、畜産県である宮崎県にとって大切な養鶏農家を守るためにも、化製場等に関する法律に基づき、死亡した鶏を牛や豚と同様に埋却できるようすべきではないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 化製場等に関する法律は、死亡した牛や豚などの獣畜の処理等に起因する衛生上の危害発生を防止し、公衆衛生の向上・増進等を図ることを目的としております。

死亡した鶏の解体、埋却、焼却に関する規定がこの法律には設けられておらず、基本的には産業廃棄物としての処理が求められますが、災害により大量に死亡した場合に、迅速な処理が経営者にとって負担となっていることは認識いたしております。

こうした課題への対処については、畜産振

興、産業廃棄物の処理、衛生上の危害発生防止など様々な観点がありますことから、どのような制度づくりが可能なのか、また、どのように国に働きかけていくことが効果的なのか、今後、関係部局でスピード感を持って協議・検討を進めたいと考えております。

○山下博三議員 最後の質問になります。

最後に、火災発生時の畑かん用水の利用についてお伺いいたします。

都城地域は、本県農業を支える重要な畜産地帯であり、経営者は日々努力しております。

近年、畜舎等において施設の劣化などにおける火災などが発生しており、今年になって都城市内の畜舎でも火災が発生いたしております。

また、昨年12月には鹿児島県で発生しておりますが、その際、消防団員が近くの畑かん用水を防火用水として使用できることを知らなかったことから、初期消火が遅れたと聞いております。

県内では、7地区で畑地かんがい施設の整備が進められております。

そこで、農業用施設等において火災が発生した場合の消火活動における畑地かんがい用水の活用について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 畑地かんがい用水につきましては、原則として、農地へのかんがいに使用することとされていますが、消防法の規定により、緊急の必要がある場合は、消火用水としての使用が可能です。

これを踏まえ、県内では、施設管理者である土地改良区と消防機関が協定を締結し、消火活動や消防訓練に使用している例もあります。

県としましては、実際の消火活動において、用水を円滑に使用できるよう、関係部局と連携

して、消防機関や土地改良区等に対し、様々な機会を捉えて、畑地かんがい用水が緊急時に使用できることについて、しっかり周知を図ってまいります。

○山下博三議員 ありがとうございます。

以上をもって、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

○野崎幸士副議長 次は、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。延岡の城山には、今週が見頃と言われています、108種、3,300本を超えるヤブツバキが自生し、千葉県いすみ市の伊能滝、島根県松江市の松江城址とともに、日本三大ヤブツバキ群と言われています。その延岡市選挙区自民党の後藤哲朗でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。一般質問に入ります。

まず初めに、知事にお尋ねいたします。

石破政権は、地方創生の再起動を表明し、関連交付金の倍増を掲げています。

2014年から開始された前回の地方創生政策では、地方消滅論により地方の危機感をあおり、地方版総合戦略の策定、人口減少対応の考え方として、自治体の「選択と集中」と広域連携等を要求いたしました。

さて、現在の地方自治は「競争的地方自治」と呼ばれ、例えば、リゾート開発や大型公共事業といった国策受入れによる利益配分を求めるあまり、国の指定を我先に競い合うなど、地方自治体同士が分断・競争させられているという指摘があります。

ところで、地方創生2.0の基本構想5本柱の1番目に、「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」を掲げています。その中に、「年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービス

を維持」とあります。

この内容に接し、本県の大きな施策のテーマの一つであります中山間地域の振興が頭をよぎりました。住み慣れた地域に将来にわたって安心して住み続けるためのセーフティーネットの確保を図る「宮崎ひなた生活圏づくり」であります。

そこで知事に、人口減少が進む中山間地域の暮らしを守るため、今後、県は、地方創生2.0の基本的な考え方を踏まえ、どのように取り組んでいかれるのかをお伺いいたします。

次に、中小企業・小規模事業者の振興についてお尋ねいたします。

社会保険料の滞納による社保倒産が社会問題になっています。背景には、社会保険料が応能負担になっておらず、赤字でも納付を迫られる、コロナ禍で猶予されていた社会保険料が新規発生分に上乗せ徴収されている、長引く物価高騰や賃上げへの対応などで、資金繰りの行き詰まりがあります。

小規模企業の事業の持続的な発展を図るという観点に立ち、従業員の生活の安定も勘案しつつ、小規模企業の負担の軽減のために、より効果的な支援策の実現が国に求められるところであります。

ところで、政府は昨年の11月22日、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を閣議決定いたしました。その対策には、物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者・事業者の支援を行えるよう、経営実態を踏まえた制度設計、直接支援の重要性が高まっている状況下にあります。

そのような中、重点支援地方交付金のさらなる追加として、本県には51億6,821万円余の交付金がありました。

そこで知事に、厳しい状況にある県内中小企業・小規模事業者の振興にどのように取り組んでいかれるのかをお伺いいたします。

次に、住民自治活動の促進についてお尋ねいたします。

人口減少が進み、あらゆる分野で人材確保が困難となっている一方で、地域福祉や防災など、複雑化する地域課題への対応の必要性はますます高まっております。

これまで市町村とともに地域課題に対応し、住民の暮らしを支える中心的な役割を果たしてきたのは、自治会などの自治組織であり、地域住民による自治活動であります。

延岡市では区会と呼ばれる自治組織が、地域によっては自治公民館が主体となるなど、組織形態や呼称は異なりますが、住民同士の助け合い、相互扶助の理念による住民自治活動は、県内各地域で取り組まれています。

また、その活動は多岐にわたっており、県や市町村の広報紙の配布だけでなく、民生委員活動や自主防災活動などの受皿にもなるなど、行政の施策にも密接に関わり、住みやすい地域社会づくりに大きく貢献されています。

しかしながら、コロナ感染症による社会的な影響により、祭りなどの行事をはじめとする地域の特色ある活動に様々な制約が生じたことなどから、現在では加入者が減ってきており、市町村や自治組織の関係者からは、住民自治活動の促進による地域コミュニティの維持が難しくなりつつあるとの心配の声を伺っております。

そこで、本県の自治組織の現状と県の認識について、総務部長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問といたしまして、後は質問席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、中山間地域の暮らしを守る取組についてであります。

中山間地域では、急速に進む人口減少により、買物、交通など暮らしに必要な機能やサービスの確保が年々厳しさを増してきております。

このような中、国は地方創生2.0の基本的な考え方を示し、安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生などに取り組むこととしたところであります。

県では、これまで「宮崎ひなた生活圏づくり」を推進し、地域運営組織の形成や互助輸送の取組が広がるなど、一定の成果が現れてきているものと考えております。今般の地方創生2.0の考え方を踏まえ、さらに充実を図ってまいります。

具体的には、新たな市町村支援として、地域づくりを支援する専門人材の派遣や、地域と大学が連携した課題解決の取組への支援のほか、特定地域づくり事業協同組合の設立を加速化する取組を進めることとしており、本議会に必要な経費を予算案に計上しております。

県としましては、引き続き、市町村と連携を図りながら、自主的・主体的に行動する地域を支援することで、安心して暮らすことができる中山間地域づくりを進めてまいります。

次に、県内中小企業・小規模事業者の振興についてであります。

国内の経済情勢が刻々と変化する中、県内におきましても、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、原材料価格の高騰や深刻な人手不足などにより、依然として大変厳しい状況にあり、関係団体からも様々な要望をいただい

ております。

このような中、県では、県内事業者の持続的な発展に向け、県中小企業振興条例及びみやざき産業振興戦略に基づき、産業の高付加価値化や成長産業の育成による競争力の強化、多様な産業人材の育成・確保など、様々な施策を展開しているところであります。

今回の補正予算案では、取組の充実を図るため、国の交付金を活用し、市町村と連携したプレミアム付商品券等の発行による消費需要の喚起や、生産性向上等に向けた企業の稼ぐ力の強化のための経費を計上しております。

本県経済のさらなる活性化に向けて、引き続き、市町村や商工団体等と連携しながら、地域経済の活力の源である中小企業・小規模事業者の振興に、これからもしっかり取り組んでまいります。以上でございます。〔降壇〕

○総務部長（吉村達也君）〔登壇〕 お答えします。自治組織の現状等についてであります。

自治会などの自治組織は、共助の役割を担う行政の重要なパートナーとして、安全・安心で魅力ある地域コミュニティの形成のため、子供や高齢者の見守り、防犯、災害時の対応など、様々な活動に主体的に取り組まれています。

しかしながら、近年、人口減少や価値観の多様化により、世帯加入率は約6割と年々減少するとともに、高齢化や役員の成り手不足により活動する方が固定化するなど、組織の活力低下が課題となっております。

このため、支援の主体となる市町村と連携して、各地域の実情を自治組織の方々にしっかりと伺い、課題解決に取り組むことが重要であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○後藤哲朗議員 地方創生の再起動を機に、中

山間地域の振興、中小企業・小規模事業者の振興等をよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き自治組織についてお尋ねいたします。

特に若い世代を中心に、個人の生活を重視する価値観の変化が見られ、地域社会とのつながりの希薄化が深刻になりつつあると感じております。先ほど、自治組織の世帯加入率は6割ほどで、年々減少しているとのことでしたが、このまま自治組織離れが進んでしまいますと、住民自治活動はままならなくなり、地域住民の暮らしに様々な影響が生じないかと懸念しております。

ある自治組織の会長さんに話を伺いますと、地域とのつながり、絆が失われつつある中、加入促進や役員の育成・確保などの課題を抱え、大変苦慮されており、行政にも対応の相談や支援を求められておりますが、なかなか解決の糸口が見つからないと悩まれておりました。

また、このままでは住民自治活動の維持が困難となるだけでなく、県や市町村の様々な行政施策を進める上でも支障が生じてしまい、地域全体の活力低下にもつながりかねないのではと危惧しております。

そこで、様々な課題を抱え、住民自治活動の促進に苦慮されている自治組織に対する県の支援・取組について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 県では、自治組織の活力低下に対応するため、特に若い世代の加入促進や、活動を支える人材の確保・育成のための支援を行っております。

具体的には、市町村に対し、不動産事業者との連携による転入者への加入案内や、子育て世帯との地域交流イベントの開催など、効果的な

取組の助言のほか、現在、市町村課が実施している県市町村連携推進ステップアップ事業において、若者による加入呼びかけの動画作成を検討するなど、自治組織活動への理解促進や参加意識の醸成を図る取組を進めております。

また、活動を支える人材の確保・育成を後押しするため、宮崎県自治会連合会に対し、地域リーダーの養成や研修に要する経費の支援を行っております。

また、多くの自治組織が防災対策を喫緊の課題と認識していることから、防災士の方々の御協力を得て、防災訓練の指導助言も行っております。

○後藤哲朗議員 県の危機管理局が把握しています県内の自主防災組織は、自治組織数2,725団体のうち、2,213の団体で結成されています。

県土整備部では、自治組織地域内の県の工事内容について、事前の説明を開催していますし、河川パートナーシップ事業、「みやざきの道」愛護ボランティア支援事業も、数々の自治組織が頑張っておられます。地域福祉の推進、高齢者の生きがい・健康づくりの活動の展開等にも御尽力いただいているところであります。県市町村連携推進ステップアップ事業に大いに期待いたします。どうかよろしくお願いいたします。

それでは次に、統計データについてお尋ねいたします。

統計とは、一定の条件で定められた集団について調べた結果を集計・加工して得られた数値であり、そこで得られた数値は、行政機関で各種行政活動の基礎データとして利用されている、大変重要な業務と言えます。

前回の総務政策常任委員会で、県民経済計算から見た宮崎県経済の特徴についての説明があ

り、大変重要な資料であると感じたところで
す。

そこで、統計データの重要性についてどの
うに考えておられるのか、総合政策部長にお伺
いたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県政の課題
が多様化・複雑化する中、様々な統計データを
活用しながら、明確なエビデンスに基づいて課
題を把握し、効果的な施策を講じていくこと
は、極めて重要であります。

このため県では、アクションプランをはじめ
とする計画の策定や個別事業の構築に当たりま
して、各種データを活用し、目標の設定を行う
とともに、計画の評価や予算の見直しの際に、
進捗状況の確認や事業効果の検証を実施するな
ど、統計データの利活用による施策の充実・強
化に取り組んでおります。

引き続き、施策の構築・実施に当たっては、
必要な統計データの収集・分析に努め、積極的
な活用を図ってまいります。

○後藤哲朗議員 よろしく申し上げます。あり
がとうございました。

次に、みやぎきの魅力についてお尋ねいたし
ます。

先日、高千穂神社、後藤宮司の御紹介で、古
事記、日本書紀の神代記の冒頭に、国土創生の
夫婦神として現れるイザナギノミコトとイザナ
ミノミコトの二神をお祭りする最古の神社、淡
路島の伊弉諾神宮に正式参拝してまいりました。

訪問の調査内容は、神々のふるさと、淡路・
高千穂・出雲の第17回三大神話神楽祭の開催内
容、国生み神話のまちづくりについて等、伊弉
諾神宮の本名宮司に御教示いただくことでし
た。

まず、三大神話についてです。

古事記や日本書紀などの古記録にある「神
代」の伝承を「神話」と呼ぶようになったの
は、明治時代以後のことだそうです。

全国各地には、神代からの先祖たちの様々な
伝承や逸話が伝えられていますが、その中で
も、淡路島を舞台とする国生み神話、高千穂へ
の天孫降臨を伝える日向神話、スサノオノミコ
トのヤマタノオロチ退治などの出雲神話は、そ
の中核に当たる日本の三大神話と言えると明言
されていました。

大変ありがたいことに、三大神話、三大神楽
として、日向の国、高千穂神社の高千穂夜神
楽、出雲の国、出雲大社の出雲神楽を招聘し
て、国生み創生神楽との共演奉納行事を17年間
も開催されています。

また、三大神話として、観光ガイドブック、
お土産袋等で国内外に情報発信をしておられま
した。

来年度当初予算案では、「みやぎきの“真価
” 実感予算案」とあり、「みやぎきの真価を県
民の実感に！真価の発揮に向けた“進化”…本
県の魅力や長所を伸ばす」とうたっております。

そこで、宮崎の強みでもあり、魅力でもある
「5つのS」の1つであります、神話に関する
これまでの県の取組について、総合政策部長に
お伺いたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 本県は、古
事記や日本書紀の中で、日本発祥にまつわる日
向神話の舞台として描かれており、県内各地に
神話ゆかりの伝承地、神楽、祭りなどが数多く
残されています。

このため県では、平成24年から9年間にわた
り実施した記紀編さん1300年記念事業におきま

して、改めて神話の魅力や価値を掘り起こし、磨き上げ、幅広く発信してまいりました。

この成果を踏まえ、神話ゆかりの地を巡る「キキタビ」などの観光振興や、県外での神楽公演等を展開しており、神話を深く学ぶ講座「神話のふるさと県民大学」や小中高校での出前講座「記紀みらい塾」は、高い人気を博しております。

さらに、新たな取組として、神話や神楽のVR映像の制作も進めており、今後さらなる魅力発信に活用してまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。

引き続き、神話についてお尋ねいたします。

文化遺産は、地域が歩んだ歴史の中で形づくられ、その地域の個性を象徴する地域の財産であります。

日本遺産は、地域に点在する様々な文化遺産を、地域の歴史的魅力や特色を生かしたストーリーで結び、地域が主体となって活用することによって、我が国の文化・伝統を国内外に戦略的に発信し、地域の活性化、観光振興に結びつけることを目的とした事業です。

淡路島から発信する日本遺産ストーリーは、古事記の中で重要な位置を占める国生み神話と淡路島の関係、その背景にある海人（あま）と呼ばれた海の民の活躍と島の歴史の魅力、それが今の島にどう受け継がれているかを描いていました。

そこで、神話を生かした地域づくりに今後どのように取り組んでいかれるのか、知事の思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県におきましては、日向神話に代表される神話ゆかりの神楽や祭礼、伝承地などが数多く残され、本県固有の文化として長年にわたり受け継がれてまいりまし

た。これは貴重な地域資源として、宝として、県民にとって誇りや郷土への愛着の源となっているものと考えております。

このため県では、みやざき文化振興計画を策定し、文化を活用した地域づくりを施策の柱に掲げ、神話や神楽などの文化資源を生かした様々な取組を進めております。

具体的には、神話を生かした地域の魅力向上や誘客促進、多様な主体が神楽を支える仕組みづくりなどに取り組んできたところであり、多くの観光客が本県を訪れるなど、「神話の源流」のイメージも定着してきております。

今後は、新たに、子供たちが神楽などの伝統文化に触れる機会の創出や担い手育成にも取り組むとともに、大阪・関西万博や国スポ・障スポなど、あらゆる機会を通して、「神話のふるさとみやざき」を県内外に力強く発信し、県内市町村はもちろんのこと、神話にゆかりのある関係各県とも連携を深めながら、神話を生かした地域づくりに取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。ぜひ関係各県、島根、淡路島との連携をよろしくお願いいたします。

次に、神楽についてお尋ねいたします。

先々月の1月15日に、島根県教育庁文化財課に会派の総務政策部会の6名で視察調査に行つてまいりました。調査テーマは、島根県に伝わる文化芸術としての神楽の魅力や保存・継承についてでありました。

説明及び質問項目は、島根県の国・県指定文化財の神楽について、ユネスコ無形文化遺産に登録されています神楽「佐陀神能」や大元神楽などの代表的な神楽について、神楽に関する調査研究として、記録映像の作成、テーマ研究、神楽に関する研究成果の情報発信、神楽に対す

る補助事業等であり、神話と神楽を魅力とする本県にとって、大変意義ある調査となりました。

情報発信として、平成22年に「島根の神楽 芸能と祭儀」、25年に「石見神楽 舞を伝える 舞と生きる」、30年に「隠岐の祭礼と芸能」、令和5年に「出雲神楽」という立派な本を作成されていました。

民間からの助成が活発で、令和3年から5年の3か年を見ても、衣装の整備が45件、公演の補助が2件、その他が2件と、島根県の主立った企業が神楽の継承に補助していました。

そこで、神楽の保存・継承に向けた本県の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県内には200を超える神楽が継承されておりますが、人口減少や少子高齢化により、保存・継承が厳しい状況であります。

神楽を守るには、披露の機会確保や魅力発信、後継者育成が不可欠であります。

県教育委員会では、保存団体に寄り添い、その思いに耳を傾け、子ども神楽大会や神楽公演の開催、記録映像や資料の作成、用具整備等の支援などを行ってまいりました。

今後は、悲願である神楽のユネスコ登録を実現し、地域の喜びや誇りを高め、保存・継承、ひいては地域活性化につなげたいと考えております。

地元で大切に受け継がれてきた神楽が次世代に確実に継承されるよう、保存団体や自治体とより一層連携しながら取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、「短歌県みやざき」についてお尋ねい

たします。

先日、若山牧水青春短歌大賞の表彰式、祝賀会が延岡市にて開催されました。この賞は、若山牧水が旧制延岡中学校に入学してから100年を記念して、平成12年度に創設されたもので、今回で25回目を迎えました。

全国的にも伝統ある短歌大賞として親しまれており、今回も全国から、6歳の小学1年生から最高齢は99歳まで、幅広い世代から応募がありました。

今回は、応募総数2万8,760首と、前回に比べ4,093首増加し、過去最高を記録しました。国民的歌人、若山牧水の名を冠した事業にふさわしい、国内有数の短歌賞となっています。

ところで、日向市では毎年、牧水・短歌甲子園という、高校生を対象とした短歌の全国大会が開催されています。若山牧水の出身地である日向市が主催し、短歌を通じた関係人口づくりを目的としています。

そこで、県と牧水ゆかりの地である延岡市や日向市との連携による短歌の取組について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 延岡市及び日向市におかれましては、主催者として、県とともに若山牧水賞の運営に携わっていただいております。両市において、受賞者が高校生と交流しながら、短歌の魅力を伝える学校訪問や記念講演会を開催されております。

また、延岡市では若山牧水青春短歌大賞、日向市では牧水・短歌甲子園等の全国大会を毎年実施し、短歌に親しむ若い世代の育成や、牧水と本県との深いつながりを発信されております。

このような中、今年は牧水生誕140周年を記念し、県とのさらなる連携を深めながら、これま

での取組を拡大し、より多くの方々が短歌や牧水に親しむ企画を検討されていると伺っております。

県としましては、引き続き、両市とともに、第30回若山牧水賞の盛り上げを図りながら、県民が短歌に触れる機会の創出にしっかりと取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 よろしく願いいたします。

引き続き、「短歌県みやざき」についてお尋ねいたします。

新春恒例の宮中行事「歌会始の儀」で、自作の歌が読み上げられる一般の入選者10人に、延岡学園尚学館高等部1年の森山文結さん（16歳）が選ばれました。短歌歴約2年というキャリアながら、今回、最年少での選出です。

このことにつきましては、私が話そうと思っていましたが、議会開会日と外山議員の代表質問の答弁にも、知事のほうから詳しく御説明、御案内がありましたので、省略いたしますが、「短歌県みやざき」づくりを目指す本県にとって、まさしく花を添えていただいたビッグなニュースでありました。

そこで、「短歌県みやざき」づくりに向けた、これからの県の取組について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 短歌は、日々の出来事や気持ちを31文字という短い言葉で自由に表現でき、子供から高齢者まで誰でも気軽に楽しめる文学であります。若山牧水の顕彰を契機としながら、その普及を図ることで、文化に親しむ県民の裾野が広がり、県全体の文化振興にもつながるものと考えております。

このため県では、若山牧水賞をはじめ、短歌に親しむ子供たちの育成を図るとともに、高齢者を対象とした短歌大会など、様々な取組を展

開してまいりました。

こうした短歌への取組が厚みを増しているということは、まさに「短歌県みやざき」ということが言えるのではないかと、しっかりこれからも取り組んでまいります。

特に今年は、若山牧水賞が30回の節目を迎えますので、より多くの県民が気軽に短歌に親しむことができるよう、日常のささいな出来事を短歌で書き留める日記帳の作成や、学生等と連携した短歌づくりイベントなどを県内各地で行うこととしておりまして、必要な経費を当初予算案に計上しているところであります。

今や短歌ブームということが言われるように、若い世代も短歌に取り組む人が増えている。また、ネットを活用した短歌への取組も広まっているところでありまして、こういった流れというのは、本県にとっても追い風ではないかと受け止めているところであります。

今後とも、市町村や関係団体と連携しながら、牧水の顕彰や短歌文化のより一層の普及を図り、県民誰もが短歌に触れ親しむ「短歌県みやざき」づくりに取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。よろしく願います。

引き続き、「短歌県みやざき」づくりについて、教育長にお尋ねいたします。

先ほどの若山牧水青春短歌大賞の部門別の応募状況を述べます。

小学生1,097首のうち、本県は823首、割合75%、中学生1万3,749首のうち、本県は1,411首、10.3%、高校生6,681首のうち、本県は2,718首、40.7%、大学・一般は7,233首のうち、本県は553首、7.6%という内容でした。関係者の方のお話では、本県の中学生からもう少し応募があればよかったなということでした。

表彰式に出席し、大賞、優秀賞、審査員特別賞の作品に触れましたが、ふだんの生活の中で起きた出来事へのふとした思いや、自身の内面を率直に表現したもの、特に若い方々の作品は素直な心情が上手に表現されており、感性が豊かで、作品を通してその情景が目の前に浮かんだところであり、短歌の奥深さや言葉の力、日本語の美しさ等を再認識、再確認させていただきました。

そこでまず、小中学校等の授業における短歌の指導の現状について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 小中学校等における短歌につきましては、国語の授業において、発達の段階に応じて指導しております。

小学校3、4年生では、短歌の音読や暗唱を通して、言葉の響きやリズムに親しみ、小学校5、6年生では、自分の感じたことや想像したことを短歌のリズムに乗せて表現する学習を行っております。

中学校においては、若山牧水などの代表的な歌人の短歌を取り上げ、作品のよさについて意見を交わしたり、自分が創作した短歌について、友達と助言し合ったりしながら、表現の工夫や効果について考える学習を行っております。

このような短歌の学習を通じて、自分の感じたことや想像したことを豊かに表現する力を育成しております。

○後藤哲朗議員 もう一点、引き続き、短歌についてお尋ねいたします。

「短歌県みやざき」として、小中学生の短歌への興味関心を高めるために、教育委員会としてどのような取組をしていかれるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 児童生徒の短歌への興味関心を高めるためには、国語の授業に限らず、短歌で表現する楽しさを味わわせることが大切であると考えております。

例えば、短歌のコンクールや新聞等に短歌を応募し、掲載や入賞などの評価を受けたり、修学旅行先で短歌をつくり、校内に旅の思い出として掲示したりすることなどで、表現することへの喜びを実感させている学校もございます。

県教育委員会といたしましては、若山牧水賞が30周年を迎えることを契機に、このような取組を一層広めるとともに、関係各課と連携し、新たに、短歌づくりイベント等への参加を促すことや、歌人等による学校訪問を実施することにより、短歌に親しむ裾野を広げてまいります。

○後藤哲朗議員 知事部局、そして教育委員会、よろしくお願いいたします。

続きまして、健康長寿日本一を目指されていることについてお尋ねいたします。

内閣府で官庁エコノミストとして経済財政白書の執筆などを担当され、現在はアナリストの坂本貴志氏の著書、「ほんとうの日本経済データが示す「これから起こること」」の中で、人口減少経済「8つの未来予測」というのがあります。

その中で、予測1「人手不足はますます深刻に」によりますと、「女性の就業率上昇の動きに天井が見え始めてきた現代において、期待がかかるのは高齢者の労働参加であるが、年を重ねる中で、健康面から就労が難しくなっていくことは避けられない現実として立ちはだかる」、予測3「労働参加は限界まで拡大する」では、「人口減少経済では労働者の希少性が高まる中で、市場メカニズムが限界まで労働参加

を拡大させるように促していくのである」とあります。

これから考えますと、元気な高齢者づくり、健康格差の縮小、健康寿命の延伸という大きなテーマが見えてきます。

そこで、健康長寿を目指すには、個人の生活習慣の改善が必要であり、特に栄養・食生活の改善は大事だと思いますが、県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 適切な栄養・食生活習慣は、適正体重の維持、がんや高血圧などの生活習慣病の発症リスク低下と関連しておりまして、生活機能の維持・向上の観点から重要です。

そのため県では、野菜を積極的に食べる活動「ベジ活」を推進する「ベジ活応援店」を増やすことや、食塩摂取量の適正化を図る「適塩」について民間企業などとともに情報発信することなど、食環境づくりに取り組んでおります。

また、県民に向けて、簡単に栄養バランスが取れる食事のレシピや、手軽に野菜を食べる工夫など、日常生活の中で取り入れやすい改善方法の啓発にも取り組んでおります。

○後藤哲朗議員 次に、宮崎県健康長寿サポートサイトから、健康経営についてお尋ねいたします。

このサイトでは、「社員の健康づくりで元気な企業に」「従業員の健康管理を経営視点から考え、戦略的に実施することで、組織の活性化、企業の業績向上につながることを期待できます」とうたっております。

そこで、高齢期の前段階の健康づくりとして、健康経営が重要と考えますが、福祉保健部長に県の取組についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県民がいつ

までも健康で、お住まいの地域で生きがいを持って暮らすためには、事業所で働いている壮年・中年期から、御自分の健康に関心を持っていただくことが大切でありまして、事業所が経営の視点に立って、従業員や事業所全体の健康状態を良好にしていきます健康経営の取組が重要です。

このような観点から、県では、健康経営に関する啓発や、事業所をサポートするアドバイザーの派遣、模範的な取組を行っている事業所の表彰などに取り組んでおります。

今年度の表彰では、がん検診や歯科健診の費用補助、健康アプリを活用したウォーキングイベントへの参加などに取り組む事業所を表彰いたしました。

○後藤哲朗議員 厚労省が昨年の暮れに公表しました健康寿命に関する最新の推計値（2022年時点）で、本県の平均寿命から健康寿命を引いた「日常生活に制限がある期間の平均」は、男性が8.09年、女性は10.55年でした。平均寿命の伸びを上回る健康寿命の伸びが重要と思いますので、自助・共助・公助で頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

次に、「体験の風をおこそう」運動推進事業についてお尋ねいたします。

この事業は、国立青少年教育振興機構が全国的に展開する事業であります。近年、社会が豊かで便利になる中、子供たちの自然体験、社会体験、生活体験などの体験が減少傾向にあると言われております。子供の健やかな成長にとって体験がいかに大切かを広く発信し、社会全体で体験活動を推進する機運を高める運動であります。

本県では、3つの青少年教育施設を拠点に、県や教育委員会、関係機関等と協働して普及・

啓発活動を展開し、事業を企画・実施されています。

そこで、青少年自然の家における令和6年度日本のひなた宮崎県「体験の風をおこそう」運動推進事業の実施状況を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 本事業は、児童の自立心や連帯感の醸成、知的好奇心の向上を図りますために、国立青少年教育振興機構の採択を受けて実施いたしております。

今年度は、子供たちが集団生活を行いながら、協力して自炊するなど、生きる力を伸ばすためのサマーキャンプや、企業の協力の下、様々な職業体験ができるこどもフェスティバルなど、県内の3つの青少年自然の家ごとに、施設や周辺の自然環境を生かした体験活動を開催し、延べ約4,000人の子供たちと保護者に御参加いただきました。

参加者からは、「日常生活では得られない有意義な体験ができた」とか、「ふだん何げなく見ている自然にも、たくさんの変化があることを知ることができた」など、評価の声を多くいただいております。

○後藤哲朗議員 今、御答弁にありましたように、評価の声をたくさんいただいているということで、ぜひとも継続していただきたいと思っております。

それでは、令和7年度の採択に向けた取組状況と今後の取組の方向性について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 令和7年度に向けましては、今年度の実施状況を踏まえた検討を行い、例えば、むかばきでは、須美江の海での地引き網体験やシュノーケリング体験など、地域の自然を生かした魅力的な体験活動を

盛り込んだ事業計画を立てまして、先月、国立青少年教育振興機構に申請いたしました。

近年、子供たちの体験の機会の格差が課題となっておりまことから、今後とも、地域が一体となって機運を高め、子供たちに対する自然・生活体験などを通じた学びの機会を積極的に提供してまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ぜひ採択に向けてよろしくお願いいたします。

続きまして、地域経済の活性化について、お尋ねいたします。

県内の中小企業には、昨今の原材料高、エネルギー高をはじめ、人口減少・少子高齢化の進行や脱炭素社会に向けての対策など、環境変化への対応が求められています。

こうした中、地域経済の中核を担う良質で安定した雇用を創出する企業を育成し、それを支援していくことは、大変重要なことだと考えます。県ではこれまで、平成28年度から成長期待企業、令和4年度から次世代リーディング企業を育成してこられました。

そこで、来年度から取り組む予定の「みやざき地域経済けん引企業」の育成について、どのように取り組まれていくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 当初予算案で計上しております「みやざき地域経済けん引企業等育成事業」では、人材を核とした経営により、経営環境の変化に柔軟に対応しながら、労働生産性を向上させ、賃上げによる人材の定着や良質な雇用の創出を促進する、みやざき地域経済けん引企業を育成することとしています。

その育成に当たっては、中小企業診断士や産業人材育成コーディネーターなどの専門家によ

る支援チームが、成長意欲のある県内の中小企業の経営・人材戦略の策定から展開までを、産業支援機関との連携を図りながらトータルで伴走支援することとしており、これらを通じ、本県経済の中核を担う企業へと成長できるよう取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 人材を資本として捉え、その価値を最大限に引き出すことが、これからの企業の経営にとって重要になると思われます。労働生産性を向上させ、中核企業へと成長できるよう、その育成に力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

引き続きお尋ねいたします。

賃金を上げるためには、売上げ、利益を伸ばす必要があります、革新的な技術や発想が求められています。

そこで、企業等によるイノベーション共創への取組が大切だと考えますが、県としてどのように支援を行っていかれるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 議員御指摘のとおり、企業が大学等と連携してイノベーション共創に取り組むことは、大変重要であります。

このため、当初予算案で計上しておりますイノベーション共創促進事業では、県内の大学・高専や産業支援機関等によるワンストップ支援体制を構築することとしており、その拠点として、宮崎大学が開設する錦本町ひなたキャンパス内に設置されるイノベーションハブを活用することとしています。

また、宮崎大学等が配置するコーディネーターにより、企業のビジネスプランに対する助言や、大学等の研究シーズとのマッチング等の支援を行うこととしており、これらの事業を通

じて、企業と大学等の連携による新技術等の事業化を促進してまいります。

○後藤哲朗議員 引き続きお尋ねいたします。

ワンストップ化に伴い、企業にとって県内の各大学や高専等のシーズが身近になり、マッチングが促進されるよう期待しております。

先ほど部長の答弁にありました「イノベーション共創促進事業」では、産学官連携促進以外に研究開発も支援されるようですが、その概要について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） イノベーション共創促進事業におきましては、産学官グループ等における新製品の研究開発などを支援するため、県産業振興機構を通じて、2種類の補助事業を実施することとしています。

まず、地域産業技術研究開発支援事業では、大学・高専などの研究シーズを活用した新製品の研究開発などに要する経費について、500万円を限度に支援します。

また、環境イノベーション支援事業では、県内の産業廃棄物の削減に向けた新製品や新技術の研究開発などに要する経費について、700万円を限度に支援することとしており、これらの支援により、本県における付加価値の高い新事業の創出を後押ししてまいります。

○後藤哲朗議員 地域経済の活性化につながるよう、産学官が連携して取り組んでいただきたいと思います。よろしく願います。

次に、ツール・ド・九州についてお尋ねいたします。

国際サイクルロードレースでありますツール・ド・九州2025宮崎・大分ステージの大分県佐伯市との共同開催地として、延岡市が宮崎県内初の開催地に決定しました。

ツール・ド・九州は、毎年10月に開催されます、九州各県を舞台に繰り広げられる日本屈指の国際サイクルロードレースであります。

大会は、本年の10月10日から13日の4日間にわたり開催され、延岡市が開催地となる宮崎・大分ステージは、大会初となる県境をまたぐコースとして、最終日の10月13日のスポーツの日に行われます。

そこで、九州地域戦略会議において取り組まれますツール・ド・九州を本県で初めて開催することについて、戦略会議の共同議長でもあられます知事の意気込みをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 九州地域戦略会議において取り組みますツール・ド・九州は、九州ならではの自転車文化の醸成、サイクルツーリズムの推進等を目的に、令和5年度から開催されております国際自転車ロードレースであります。

もともと九州とほぼ同じ大きさの台湾で、台湾一周のサイクルツーリズムというのがとても人気を集めており、それを参考にしながら、九州としても一周のサイクルツーリズムのコースを設定していこう、そして、その魅力を発信するために、トップレーサーのレースを仕組んではどうかと、そのような議論を積み重ねる中で実現したものであります。

私としましても、スポーツランドみやぎのポテンシャルを生かし、九州全体の発展に寄与したいという思いから、この大会への参画を検討してきたところでありますが、今年度、延岡市と佐伯市の両市との協議が調い、ツール・ド・九州2025大会の本県開催が実現することを大変うれしく思っております。

しかも大会初となる隣県との共同開催ということでありまして、もともと延岡市と佐伯市の

間でファンライドのサイクリイベントが行われてきた。そのことをベースにしながら、今回初の取組を実現する。何としても成功させたいという思いを抱いております。

先日、ヨーロッパ連合（EU）の駐日大使と話をしておりまして、EUの大使もトライアスロンをされ、ロードレーサーに乗っておられるということで、この大会のことを紹介したら、とても興味を示され、もともとヨーロッパは自転車のロードレースが盛んなところでありますので、改めて、ツール・ド・九州が歴史を刻んでいくことによって、九州全体の知名度の向上にもつながっていくのではないかと、そのような手応えも感じたところであります。

私としましては、九州地方知事会の会長及び九州地域戦略会議の共同議長という立場で、九州の官民が一体となったツール・ド・九州というプロジェクトを強力に推進しながら、国内外に九州の魅力を発信するとともに、その効果が本県のサイクルツーリズムを含めた発展につながるよう、積極的に取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。よろしく願います。

この10月13日の週の日曜日、19日は、延岡市では、国スポのオープンウォータースイミングの大成功に向けて、また今後の地域活性化・観光振興等につなげようと、国スポのプレ大会を前に「すみえカップ2025」を開催予定です。

日豊海岸国定公園内にあるこの須美江の近くがツール・ド・九州2025のコースとなれば、すみえカップ2025の注目度が上がることにもつながるのではと期待しています。

そこで、ツール・ド・九州2025大会のコースや関連イベント等の検討状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 大会のコースにつきましては、延岡市をスタート、大分県佐伯市をゴールとし、須美江海水浴場や道の駅北浦など、日豊海岸沿いを通るコースを中心に検討しており、現在、大会事務局や警察、道路管理者などと協議を進めております。

また、関連イベント等につきましては、カウンタダウンセレモニーなど機運醸成を図る事前イベントのほか、当日はスタート地点において、パブリックビューイングや飲食ブースの出店など、にぎわいの創出を図るイベントも検討しております。

県といたしましては、開催自治体や関係機関と連携し、安全対策を万全に行うとともに、延岡市をはじめとした本県の魅力発信や誘客への取組をしっかりと進めてまいります。

○後藤哲朗議員 どうかよろしく願いいたします。

次に、教育行政について、まずは、エリアサポート体制による宮崎の特別支援教育の推進についてお尋ねいたします。

この体制は、本県独自に構築された、大変すばらしい、ありがたいサポート体制だと思います。発達障がいを含む全ての障がいのある子供の多様な学びに対応するため、幼稚園・保育所等、小・中・高等学校等、それぞれの校内支援体制の充実及びそれらをつなぐ一貫した地域支援体制を図ることとしています。いろいろな障がいを抱える園児、児童生徒等と保護者、先生方に寄り添うサポート体制だと思います。

そこで、発達障がいのある子供への支援について、エリアサポート体制において、幼稚園・保育園等に対して、どのような支援を行っていただけるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） エリアサポート体

制は、県内を7つのエリアに分け、障がいのある子供が、県内どこに居住していようとも、就学前から高等学校卒業まで切れ目なく支援を受けられることを目的に、平成25年度に開始した本県独自の取組であります。

エリア内にある特別支援学校に配置しているチーフコーディネーターが、園を訪問し、担当の先生方のスキルを高める取組を行っておりまして、中でも、最近要請の増えております発達障がいのある幼児に対しては、幼児の行動観察を基に助言をしております。

また、エリアにはモデル園を指定しており、他の園への好事例の紹介や、園と小学校との情報交換の拠点として機能しております。

○後藤哲朗議員 幼児期に、親や保育士、幼稚園教諭をはじめ、周りの大人がほんの少し感じた「何か違うな」「少しおかしいぞ」という感覚が全て発達障がいにつながるとは限りませんが、もしもそのときに適切なサポートを受けていたらと後悔しても始まらないと思います。

ほんの少しの違和感を見逃さず、子供が伸び伸びと成長できるようにサポートしていくことで、子供の未来は明るいものへと変化していくと思いますので、引き続き、どうかよろしくお願いいたします。

続いて、先ほど山下先輩が、農政の数々の問題、また本県農業高校の取組について質問されました。農政の〇〇という印象が深い後だけに質問しづらいですが、最後に一点だけ、理解を深めるために、高校生有機農業実践事業についてお尋ねいたします。

持続可能な社会の実現に向け、国際社会では、食と農の在り方として、アグロエコロジーへの転換が推奨されています。端的には、生態系を活用した持続可能な農業を意味します。

国連食糧農業機関は、アグロエコロジーは、技術面で有機農業や自然農法と重なりつつも、農村の暮らし、公平性、福祉、食文化、経済の在り方を考え、そして自治体が重要な役割を果たすと言われていています。国においても、みどりの食料システム戦略を推進しています。県におきましても、本年度、そして来年度も高校生有機農業実践事業に取り組もうとしております。

そこで、高校生有機農業実践事業では具体的にどのようなことに取り組まれるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 農林水産省のみどりの食料システム戦略に基づき、環境負荷低減を目指した有機農業等が県内各地で展開されております。この状況を踏まえ、県教育委員会といたしましては、高鍋農業高校において、高校生が有機農業について実践的に学べるよう、研究を進めてまいりました。

具体的には、学校実習農場を有機JAS認証水準となるように整備したり、県内外の先進事例を視察したり、教員には、指導力向上を目指した専門的な研修を実施したところであります。本事業により、昨年11月に、県内高校としては初の有機JAS認証を取得したところであります。この成果を生かし、来年度は、宮崎農業高校でも有機農業の実践教育を展開してまいります。

○後藤哲朗議員 それぞれに御答弁ありがとうございました。（拍手）

○野崎幸士副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時51分散会

3 月 4 日（火）

令和 7 年 3 月 4 日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（38名）

2 番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3 番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4 番	工藤隆久	（同）
5 番	福田新一	（宮崎県議会自由民主党）
6 番	本田利弘	（同）
7 番	山内いっとく	（同）
8 番	山口俊樹	（同）
9 番	下沖篤史	（同）
10 番	齊藤了介	（同）
11 番	黒岩保雄	（同）
12 番	渡辺正剛	（同）
13 番	濱砂守	（同）
14 番	脇谷のりこ	（親和会）
15 番	松本哲也	（県民連合立憲）
16 番	山内佳菜子	（同）
17 番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
18 番	二見康之	（宮崎県議会自由民主党）
19 番	日高博之	（同）
20 番	後藤哲朗	（同）
21 番	佐藤雅洋	（同）
22 番	安田厚生	（同）
23 番	日高陽一	（同）
24 番	内田理佐	（同）
25 番	川添博	（同）
26 番	荒神稔	（同）
27 番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28 番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29 番	井本英雄	（自民党同志会）
30 番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31 番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
32 番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33 番	山下寿	（同）
34 番	外山衛	（同）
35 番	武田浩一	（同）
36 番	丸山裕次郎	（同）
37 番	中野一則	（同）
38 番	山下博三	（同）
39 番	野崎幸士	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
監査事務局長	坂元修一
人事委員会事務局長	田村伸夫

事務局職員出席者

事務局局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	青野奈月

◎ 一般質問

○野崎幸士副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。公明党宮崎県議団の坂本康郎でございます。通告に従いまして質問いたします。

この1月で、知事は4期目の任期を折り返されました。宮崎県が抱える様々な課題の解決のために、2年前の選挙で有権者は、知事の政治手腕に期待して一票を投じました。

「河野知事に託してよかった」と県民が実感できるか、まさに真価が問われるこれからの2年間ではないかと思えます。

県の「3つの日本一挑戦プロジェクト」におきましては、その到達点である2年後の2026年、令和8年までの明確な達成目標が示されており、それが実現できるか否か、結果が求められるこの2年間にあって、知事の政治判断、政治決断がどのように下されていくのか、衆目を集めるところであります。

そこで知事は、知事御自身の真価をどう考え、この2年間でどう取り組んでいかれるおつもりかお伺いします。

続けて知事にお伺いします。

昨年11月に、宮崎大学と県議会の共同授業が行われ、私も議会側の一人として参加し、学生の皆さんと「被選挙権年齢の引下げ」をテーマに意見交換をする機会がありました。

2015年の公職選挙法の改正により、選挙権

は18歳以上に引き下げられたものの、選挙への立候補が可能な被選挙権については、25歳以上ないし30歳以上と据え置かれたままになっています。

海外に目を向けますと、OECD加盟国の半数以上が選挙権と被選挙権の年齢を一律18歳以上としており、「社会的経験に基づく思慮と分別を踏まえて設定されている」としている我が国の年齢設定が、言わば国際標準に照らして適切なのか、このままでいいのか、国において前向きな議論が待たれるところであります。

一方で、それは単に選挙制度だけの問題にとどまらず、社会活動全般に通じる重要なテーマだと思えてなりません。

私たち上の世代が、若い人たちの人格や意見、考え、能力を尊重し、社会を構成する同じ大人として、同列・同格に認めているのかどうか、若い世代をどう見ているか、若者政策に向き合う上で、政治家としての本質的な姿勢や理念が問われていると考えますが、知事はどうお考えかお伺いします。

壇上からの質問は以上とし、以降は質問者席にて行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、今後2年間の取組についてであります。

私は、4期目の就任直後から、コロナ禍や物価高騰等で影響を受けた県民の暮らしや地域経済の早期回復を図り、再び成長軌道に乗せることを最優先課題として、全力を尽くしてまいりました。宮崎再生に一定の手応えを感じる一方、少子化・人口減少は加速度的に進行しており、改めて強い危機感を持っております。

私はこれまで、新型コロナ対策や地震・台風

などの相次ぐ自然災害への対応といった困難な課題に対して、リーダーとして、それぞれの段階で決断してまいりました。また、何事に対しても、誠実に真正面から向き合ってきたところでもあります。

今後の2年間におきましても、私の持てる力とこれまで培ってきた経験をフルに発揮し、本県の強みを生かした日本一挑戦プロジェクトなどの取組を着実に進めるとともに、本県経済の力強い再生や国スポ・障スポに向けた万全の準備、南海トラフ地震をはじめとする自然災害への備えなど、各種施策を確実に展開してまいります。

先行きの見えない時代にあっても、県民の皆様が宮崎の真価を実感していただくことができるよう、困難な課題にもひるむことなく、強い気概と覚悟を持って、しっかりと結果に結びつけるべく取り組んでまいります。

次に、若者世代と向き合う姿勢についてであります。

若者の県外流出や出生率の低下が急速に進行する中、次の世代に持続可能で夢や希望を描くことができる未来を引き継いでいくためには、当事者である若者の意見や価値観、想像力を尊重し、政策に生かしていくことが重要であると考えております。

このため私は、若者をはじめ県民の皆様と直接対話をする「知事との本音トーク」を実施したり、毎年、小中学校、高校ないし特別支援学校を訪問して、自ら生徒たちに授業を行う「知事の白熱教室」という取組を行っておりますほか、各地で開催されます祭りやイベントなど、プライベートも含め機会あるごとに直接現場に足を運び、若者の皆さんと意見を交わすようにしております。

直近では、日向市におきまして、商工会議所の青年部が日向市役所の前のスペースを生かしたイベントを先日行っておりました。初めての取組ということで、これは若い世代が地域のにぎわいをつくっていかうという、すばらしい取組ではないかなと考えたところでありますし、建設業、また農業をはじめとする若手との意見交換というのも別途行っていたりします。

歴史を振り返りましても、明治維新をはじめ社会変革の原動力となったのは、常に新しい時代を切り開こうとする若い力でありました。

今後とも、若者世代との対話を重ね、様々な声に真摯に耳を傾けながら、その意見を政策に生かし、本県に住んでよかったと心から思っただけのような宮崎づくりに全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂本康郎議員 今議会に提案されました新年度当初予算案には、「若者・女性を重視した人口減少対策の強化」がうたわれております。

そこで、若者を対象にした県の新規事業、重点事業におきまして、事業の目的や、その効果の根拠となる若者のニーズや、若い世代を取り巻いている様々な状況などについて、どのように把握しているのかお伺いします。

あわせまして、今年度設置されました地域活性化対策特別委員会におきましては、調査を行った県の若者・女性支援の取組に対して、委員の間で「若い職員、女性職員の実体験が県の政策に反映されていないのではないか」との意見が聞かれましたが、県の事業が立案される過程において、若い世代の職員はどう関わっているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 若者や女性の流出に歯止めをかけ、地元への定着を促進するためには、当事者ならではの視点が不可欠で

あります。

このため、施策の検討に当たりましては、主に20代、30代の若手や女性、子育て中の職員との定期的な意見交換を重ねたほか、県内産業界の第一線で活躍されている当事者世代の方々と意見交換も行うなど、幅広く実態やニーズの把握に努めたところであります。

また、経営者の意識改革や、柔軟で多様な働き方ができる職場づくりなど、具体的な課題の解決には、あらゆる方面からのアプローチが必要となりますことから、庁内に若手・中堅職員を中心とする部局横断的なワーキンググループを設置するとともに、メンバー内の女性職員等の意見も積極的に取り入れながら、事業構築を図ったところであります。

○坂本康郎議員 昨年4月から、北九州市に「Z世代課」という名前の新しい課が設置されております。その柏木佳奈子課長にお目にかかりまして、Z世代課の取組を伺うことができました。

課の職員16人のうち14人が1990年代の後半以降に生まれたZ世代の職員で構成されておりまして、柏木課長も含めて平均年齢は29歳、市にZ世代課が新設された目的は、まずはともかく若い世代のニーズや価値観を学ぶこと、そこから時代の変化にスピーディーに対応することによって、持続可能な北九州市になることを目指しています。

各担当の部署で、それぞれの所管分野の若者支援策に取り組んでいくところは他の自治体と同様であります。北九州市のZ世代課は、スタッフが学んだ若い世代の価値観や行動傾向を各部署へ共有・浸透させ、それぞれの施策がより効果的に実施されるように助言・サポートする役割を担っています。

若者の市外への流出が続き、若い世代にとっての魅力的なまちづくりをどう進めるかという命題に対して誕生したZ世代課であります。市の取組が功を奏してか、北九州市は昨年、2024年に転入者が転出者を上回り、60年ぶりに人口が社会増に転じたことが先日報道されております。

私ども公明党の「青年政策2020」の中では、国に「若者政策担当大臣」の設置提案をしております。それを踏まえて、令和4年9月議会の代表質問におきまして、県にも若者政策の専門部局を設置することを提案いたしました。

「若者・女性を重視した人口減少対策の強化」という重点施策を推進し、着実な成果を上げていく上で、実効性を持った若者政策のために、若い世代に特化した専門的な調査・研究と、政策立案の過程に若い職員をより積極的に登用することを改めて提案したいと思いますが、知事に御見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 若者の県外流出や結婚・出生数の低下等によりまして、少子化・人口減少が急加速する中、その当事者である若者の意見や柔軟で大胆なアイデアを政策に生かし、宮崎で暮らし、働き、子供を生み育てたいと思えるような魅力ある県づくりを進めることは大変重要であると考えております。

このため、私は日頃から、県政運営の基本方針であります「現場主義」や「対話と協働」の徹底を図るとともに、職員にも、当事者のニーズや地域の実情を十分に把握した上で施策構築に当たるよう指示しております。

若者の様々な声を取り上げるに当たって、今御指摘がありました、北九州市のように特定の組織を設けるというやり方もありましょうし、本県においてワーキンググループを設置する、

そのようなアプローチもあろうかと思います。

若者に関する政策につきましても、こうしたワーキンググループでの意見交換、また様々なアイデア出しのほか、予算案の編成過程におきまして、新規事業を若手職員自ら企画・プレゼンする機会を設けたり、県外流出の要因分析に向けた大学生への調査を実施したりするなど、様々な形で若者世代の声を施策や事業に生かす取組を進めているところであります。

このたび、若者・女性施策の一つのキャッチフレーズとして、「ひなたで見つけた、わたしらしさ。」というものを今掲げて、県民の皆様にもしっかりお伝えしていこうとしておりますが、これもこのワーキンググループの中から若手の案として出されたものでありまして、若者らしい、しなやかな中に、未来を見詰めたまなざし、その決意というものも感じられる、そのようなキャッチフレーズになっているのではないかと考えております。

今後とも、施策のターゲットに応じた調査・分析に努めるとともに、企画段階から若手職員を積極的に参画させ、意見を取り入れるなど、庁内の総力を結集して政策形成を図ってまいります。

○坂本康郎議員 今年、日本は終戦から80年の節目を迎えます。平和の理念を次世代へ継承していくために、県内各地に残された戦争遺跡の保護・管理や、県内の戦争体験者の証言や遺品等の収集・整理などを総合的に計画して、県の事業として取り組んでいく必要性を、これまで一般質問、代表質問で度々取り上げてまいりました。

県の戦後80年平和祈念事業におきましては、どのような取組がなされるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 戦後80年平和祈念事業は、戦争の記憶の風化が危惧される中で、平和を祈念して事業を行うものであります。

具体的には、ホームページ「宮崎の戦争記録継承館」が開設から15年以上が経過しておりまして、見やすいものにすべきではないかというお声もありましたことから、全面的なリニューアルを考えております。

また、8月には、県立図書館において、千人針等の遺品や戦争に関する資料等を展示いたしますとともに、戦争体験の講話や朗読劇の上演等を行う予定です。

さらに、展示室の資料の一部をセットにして、市町村や学校に貸し出しまして展示してもらうなど、より多くの県民の皆様に平和について考える機会を提供してまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 遺族会館の1階に設置されております県の平和祈念資料展示室は、常設の展示室として、戦争に関する資料や遺品など約300点が展示されておりまして、児童生徒の平和学習の場として利用されています。

ただ、展示スペースや資料の保管スペースが圧倒的に不足しているという課題がありまして、周辺の道路事情や収容人数の関係から、大型バスの乗り入れや多くの来場者を一度に受け入れることが困難な状況にあり、場所の移転も含めて、訪問しやすいような、訪問したくなるような平和学習の拠点としての施設の再整備を提案してまいりました。

戦後80年の節目は、戦争体験者が全員80代になるということを意味しております。当時、小学1年生で終戦を迎えられた方は86歳、6年生は今年92歳になられます。

戦争の記憶を次の世代へ、また次の世代へと伝え残していくためには、平和祈念資料展示室を施設として充実させていくと同時に、御存命の戦争体験者の証言や資料の収集・整理をし、史実を正確に記録し、継承していく作業が必要です。戦後80年は、それができる最後の時期にあるという認識に立って、知事には具体的な方針を示していただきたいと考えますが、知事の御見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 今年、昭和100年、また戦後80年という大きな節目を迎える、世界情勢が極めて不透明・不安定な状況にある中で、その意義というものは極めて大きいものと考えております。

過去を振り返りながら、将来にわたって平和の尊さをいかにつないでいくか、極めて重要だと考えておりまして、今年の仕事始め式においても、平和の尊さについて改めて認識し、私たちに何ができるかを考えてほしいと職員に呼びかけたところであります。

昨年、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞したということもございまして、広島平和記念資料館の入館者数が初めて200万人を超えて最多を記録している、そのような状況があるということも、広島県出身の私としても特別な思いで受け止めているところであります。

議員御指摘のとおり、戦争に関する遺品、記録といった、かけがえのない財産を風化させることなく、確実に次世代に継承し、平和の尊さを伝えていくことは、とても重要な取組であると考えております。

現在の展示室が狭く、多くの見学者の受入れが難しい状況にあるということは承知しておるところでございます。

将来にわたってどのように継続していくのか、こうした遺品や記録の保存・継承という意味合い、また、戦争の惨禍や平和の尊さをどのように将来世代につないでいくのか、そのような思いを共有しながら、引き続き関係者と意見交換を行い、検討を進めてまいります。

○坂本康郎議員 知事へ最後の質問です。東九州新幹線整備についてお伺いします。

新年度当初予算案には機運醸成事業が組まれるなど、県の取組が加速している感があります。

年頭に地元紙が行った県内全市町村長へのアンケート結果を見ますと、ルートについては意見が分かれるものの、新幹線の整備自体は8割が賛成と、おおむね前向きな受け止め方をされている一方で、より具体性を持った県からの説明を求める意見も見受けられましたが、今後、県はどのような方向性を持って動いていこうとしているのかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 新幹線は、インバウンドを含めた観光振興等によります経済の活性化や、県民の暮らしの向上に大きく寄与するものでありまして、本県が将来にわたって発展していく上での土台になるものと認識しております。

新幹線整備は、国が主導するプロジェクトでありまして、東九州新幹線等の基本計画路線の整備計画路線への格上げにつきまして、毎年要望を積み重ねる中で、国からは、現在の整備計画路線の整備後の取組になるという説明を受けております。整備計画路線において未着工区間もある中、格上げに向けた見通しは、現時点で示されていない状況にあります。

一方、一昨年、国が「地域の実情に応じた今後の方向性について調査・検討する」という方

針を示したことなどを受け、今年度調査を行ったものでありまして、国の動向を注視しながら、整備実現に向けた声を上げ続け、その可能性を将来につなげていくことが必要であると考えております。

そのためには、県民の理解と熱意が大変重要になってまいります。議員から御紹介いただきましたアンケート調査、市町村長の反応などを見ましても、新幹線に向けた議論を深めていく、その機運が高まっているという手応えも一方で感じているところであります。

当初予算案で計上しております新幹線整備機運醸成事業により、整備に向けた議論の活性化を進めるなど、継続的な機運醸成を図るほか、引き続き、国に対する要望にも、関連の県と連携しながらしっかりと取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 次に、警察に関連する情報の取扱い、情報提供の在り方について、幾つか警察本部長にお伺いします。

まず、車や歩行者が道路を通行する際の危険箇所について、地域にお住まいの皆さんから、「信号機をつけてほしい」「横断歩道がないと危ない」「危険なので速度制限をかけてほしい」など、様々な相談を受けます。

直接警察に言ってこられるケースや、自治会を通じて要望として出されるケースを合わせると、相当数あるものと思われますが、このような住民からの意見・要望は、警察ではどのように取り扱われているのかお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 交通安全対策上の危険箇所に関する住民の方からの要望・意見などにつきましては、文書や電話、ホームページなど様々な方法で受付を行っております。

受け付けた要望・意見などにつきましては、全てシステムで管理し、管轄する警察署あるいは

は警察本部の担当課において、適切に対応を行っております。

信号機や横断歩道の設置に関する要望を例に挙げますと、要望を受け付けた後は、警察署の担当者が現場の調査を行うほか、要望を寄せていただいた方あるいは地元の住民の方からの意見を聞き、さらに関係機関などと協議を行い、最適な交通安全対策の実施を検討しております。

警察といたしましては、住民からの貴重な意見や要望に対しましては、できるだけ早く対応していきたいと考えております。

○坂本康郎議員 地域の皆さんから話を伺いますと、住民からの意見や要望に対する警察からの回答、特に要望どおりに実施できない場合、なぜできないのか、住民へちゃんと伝わっていないように感じています。

中には、「人が死なないにつけてくれない」と確信を持っておっしゃる方もいらっしゃいますが、実施できない場合は、その理由について、法令など根拠があればちゃんと文書で説明するなどして、理解、納得が得られるよう対応を取っていただくことを警察本部長へ要望いたします。

次に、警察への意見・要望の受付窓口の一つとして、警察本部のホームページには「宮崎県警察へのご意見・ご要望等の入力フォーム」が設けられております。

ただ、その意見・要望に対する警察からの回答方法が電話のみとなっており、「Eメールでの回答はできませんので御了承ください」とのお断りがホームページには掲載されております。

そこで、警察からの回答がメールでできない理由をお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 警察本部のホームページに寄せられます御意見・御要望は、貴重な御意見として警察活動に反映させていただいておりますが、寄せられる御意見・御要望の中には、断片的な内容のものもございますので、具体的な内容を確認するために、送信者に対して電話での聞き取りを行っております。

また、回答につきましても、分かりやすい丁寧な回答を心がけておりますので、原則として電話で回答を行っております。そのため、Eメールでの回答はできない旨、表記しておるところであります。

なお、実際の運用といたしましては、御意見等の内容によっては、必要に応じメールでの回答も検討し、対応しております。

○坂本康郎議員 御答弁を伺って事情は理解いたしました。メールによる意見・要望にはメールで回答を返すほうが一般的には当たり前になっていて、それを「できません」とただし書をつけられるところに違和感を覚える人のほうが多いのではないかと思います。

また、聴覚に障がいのある方などへの配慮に欠けており、バリアフリーの観点からも、このような対応には問題があるのではないかと思います。メール回答を希望する人にはメールで回答がもらえると理解できるように、フォームに「希望する・しない」の欄を設けるなどしてはいかがでしょうか、改善をお願いいたします。

次に、災害発生時の警察からの緊急情報の発信方法について伺います。

豪雨災害や強い地震に伴う津波警報・注意報の発表により、交通規制がしかれるような場面で、警察からはどのような方法で情報発信がなされているのか伺います。

○警察本部長（平居秀一君） 災害発生時の交

通規制などの情報につきましては、災害の種類や規模、時間帯によって、適切な方法で県民に対して情報発信をすることとなります。

具体的な方法としては、警察官のパトカーなどを活用した現場での広報や、県内の主要道路に設置されている交通情報板を活用した情報提供を行います。

また、マスコミに対して情報提供を行い、広報するという方法もあります。

警察といたしましては、災害発生時は正確な情報を収集し、できるだけ早期に情報を発信していきたいと考えております。

○坂本康郎議員 災害発生時や災害が差し迫っているような緊迫した状況下で、警察関連の緊急情報を得ようと、警察のホームページにアクセスする県民は少なくないと思われます。

現状の発信方法に加えて、ぜひ警察本部のホームページ上では、災害時の緊急情報が確認できるような対応を取っていただくよう要望いたします。

また、防災・減災対策の観点から、例えば、昨年8月の最大震度6弱の地震の際に、県内各地で発生した交通渋滞の事例などは、災害を自分事として捉え、意識づけにつながる有効な情報提供だと思われますので、ぜひ警察本部のホームページ上でも積極的に情報発信をしていただくようお願いいたします。

引き続き、県の防災・減災対策について質問いたします。

まず、県の津波災害警戒区域の指定状況について伺います。これは一度、一般質問で伺っておりますが、改めて質問いたします。

東日本大震災の際に発生した甚大な津波災害をきっかけに、2011年に制定された津波防災地域づくりに関する法律に、都道府県が実施する

津波災害警戒区域の指定が規定されております。

「都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる」とありまして、このことについて、本県におきましては、令和5年度までに沿岸10の市町から区域を指定することについて理解を得ており、昨年度、県において詳細な指定範囲の設定を行っているとの御答弁がありました。

津波災害警戒区域の指定手続について、現在の状況を県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 津波災害警戒区域については、国の検討会において見直しが進められている地震モデルの検討状況を踏まえながら、指定範囲の設定を行っているところであります。

また、区域の指定後は、地域防災計画の見直しなど、市町において警戒避難体制を強化する必要があるため、現在、沿岸10市町を対象とした説明会を開催し、運用に当たっての課題整理を行うなど、津波災害警戒区域の早期指定に向けた取組を進めております。

○坂本康郎議員 先日、宮崎市が市街化調整区域内の土地利用の規制緩和を発表しました。

このうち、一ツ葉地区及び木花地区におきましては、市の都市計画マスタープランの改定により、観光・リゾート拠点エリアを拡大し、飲食店や宿泊施設などの観光・リゾート系の開発については、開発許可の手續期間を短縮すると

しております。

開発しやすい環境が整うことで、今後、新たな出店が増え、施設計画に伴い、不動産取引が活発化することが予想されます。

一方で、県が今取り組んでいます津波災害警戒区域に指定された場合、不動産取引におきましては、その土地が津波災害警戒区域であることの説明が義務づけられることになります。それによって土地の評価が下がることも考えられます。

前回の質問の際の御答弁では、警戒区域の指定について、何らかの制限を伴うことになるので、関係市町の意見を聞きながら、慎重に進める必要があるとの見解が述べられていますが、今回、警戒区域の指定の前に、市の規制緩和の発表がなされたことで、今後の県の区域指定に影響がないのでしょうか。

言い換えますと、県が津波災害警戒区域に指定することを大方予定していた地域が、今回、市が発表した観光・リゾート拠点エリアに重なっている場合に、宮崎市の意向を酌んで指定区域から外したりするようなことにはならないのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 津波災害警戒区域は、南海トラフ地震などにより発生する津波から、県民の生命と財産を守るため、警戒避難体制を特に整備すべき区域を指定するものであります。

今回の宮崎市の規制緩和により、開発が活発になることも考えられますが、避難体制の強化を目的とした津波災害警戒区域の指定に影響するものではありません。

○坂本康郎議員 次に、避難所の環境整備についてお伺いします。

昨年1月に発生しました能登半島地震におき

ましては、この地震による災害関連死でお亡くなりになった方が、先週の発表で300人を超え、307人となりました。災害による直接死228人を大きく上回る結果になっております。

この能登半島地震を教訓にして、災害対応の在り方を検証する政府の作業部会は、昨年11月に報告書をまとめ、そこには災害発生後の環境変化などによる災害関連死を防ぐための提言が盛り込まれております。

避難所として利用されることが多い学校施設については、体育館への空調設備の設置や、施設のバリアフリー化が十分でないといった課題が指摘されておりますが、県内の公立学校体育館の空調設備の設置状況がどうなっているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県内の公立小中学校の体育館等は、文部科学省の調査によりますと、令和6年9月現在、全部で363室あり、そのうち空調設備を設置している室は、スポットクーラーを含めまして、小学校7室、中学校4室であり、設置率にしますと約3%であります。

また、県立高等学校の体育館等は、全部で95室あり、そのうち30室に、スポットクーラーを中心に空調設備を設置しており、設置率にしますと約32%であります。

○坂本康郎議員 これまで緊急防災・減災事業債、いわゆる緊防債など、避難所の環境改善のための自治体の取組を国が支援する制度は用意されていたわけですが、それがあまり活用されずに学校体育館の空調整備が進まなかった理由をどのように考えていらっしゃるか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 体育館における空調設備につきましては、市町村によって、特別

教室への設置を優先していることや、体育館が大空間であるため、断熱化や電源の増設等の工事に多大な費用を要するなどの課題があり、設置が進んでいない現状にあります。

しかしながら、公立学校の体育館は、従来、児童生徒が利用する場であるとともに、議員の御指摘にもありましたように、その多くが避難所として使用することを想定されているため、環境を整備することは大変重要であると認識しております。

そうした中、一部の市町村におきましては、来年度以降、スポットクーラーの導入を含め、空調設備の設置を予定していると伺っております。

○坂本康郎議員 学校体育館の空調整備は全国的にも低調で、設置率は、2018年の1%から、昨年9月時点で18.9%まで上昇したものの、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に関する中長期目標で示された令和17年度の達成目標95.0%とは大きな開きがある状況であります。

そこで文部科学省は、令和6年度補正予算で、避難所となる全国の学校体育館等への空調整備の加速化に向けた、新たな臨時特例交付金を創設しました。

この新しい制度を活用して、県内の学校体育館の整備が進んでいくことを期待したいと思っておりますが、今後、県はどのように進めていくのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員の御指摘にもありましたとおり、国の補正予算におきまして、避難所となる体育館等への空調設備の整備に係る特例交付金が創設されたことを受けまして、県教育委員会から市町村に対し、制度内容等についての周知を図ったところであります。

また、先日、私に、文部科学大臣政務官より直接、特例交付金を活用した体育館の空調整備の加速化に向けたお電話をいただきましたので、改めて市町村に対し文書を発出し、再度の検討をお願いしたところであります。

県教育委員会といたしましては、市町村に対して、研修会や会議など様々な機会を通じて、引き続き情報を提供してまいります。

○坂本康郎議員 最後の質問項目になります。

県のPPP／PFI事業の取組について、幾つかお伺いします。

初めに、PFIの概要に少し触れておきます。

平成11年（1999年）にPFI法——民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律が施行され、本県では平成18年（2006年）に宮崎県PFI活用指針を定め、公共の施設整備事業にPFIの手法を活用する取組が始まりました。

その後、国は平成27年に、都道府県と各自治体に対して、多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針を示し、本県でも平成30年に宮崎県PPP／PFI手法導入優先的検討規程を策定しています。

この規程により、事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業などを対象に、県はPFIの導入を優先的に検討するということになりました。

みやざき行財政改革プランにおきましても、多様な主体との連携・協働を進め、県が実施するよりも、民間等で行うほうがより効果的・効率的であると判断される業務については、積極的にアウトソーシングを推進するとして、PFIを活用した業務の推進が盛り込まれております。

そこでまず、確認ですが、本県が公共事業においてPFI手法を導入・活用する目的についてお伺いします。また、県の施設整備事業のうちPFIが実施された本県の導入実績について、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村達也君） 県では、効果的・効率的な施設整備や質の高い公共サービスの提供、また、民間の事業機会創出や民間投資の喚起を図るため、議員御指摘のとおり、PFI活用指針やPPP／PFI手法導入優先的検討規程に基づき、民間事業者の資金や技術力等の活用効果が期待できる事業内容や事業規模であるか等の視点から、一定規模以上の事業について、PPP／PFI手法の活用を優先的に検討しております。

優先的検討規程を策定した平成30年以降の検討状況ではありますが、新東京ビルや環境配慮型県庁立体駐車場、県プールなど計9事業について検討を行い、県プール整備事業においてPFI手法を導入しております。

○坂本康郎議員 御答弁では、9事業について検討を行って、1事業で導入されたということでした。

内閣府が公表しています令和5年3月末現在の都道府県別のPFI事業の実施状況は、都道府県及び市町村が実施したPFI事業のこれまでの累計になりますが、これを見ましても、本県は県・市町村を合わせて実施件数が5件、九州・沖縄エリア内で唯一の1桁台と、他県に比べて、あまり導入が進んでいない状況が見受けられます。

そこで、本県においてPFIの導入が進まない理由をどう考えていらっしゃるか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村達也君） PFI手法について

では、導入可能性調査や公募手続等により、一般的な公共工事と比べ、契約までに時間と費用を要することや、手続の煩雑さなどの課題もあります。

また、民間ノウハウの活用という観点では、施設の管理等を担う指定管理者制度や、不動産の利活用を行う定期借地権方式などもあることから、施設の特性や整備スケジュール等を踏まえ、これまでに1件の活用にとどまっております。

○坂本康郎議員 PFI手法の導入を県は積極的に検討し、推進する立場にありますので、導入が進んでいない現状について、何らかの対策を取る必要があるのではないかと思います。

そこでまず、現在進行中の具体的に名前が挙がっている施設整備事業について幾つかお伺いし、その上で改めて今後の取組をお伺いすることにいたします。

11月の商工建設常任委員会で、県営住宅の再整備（PFI手法の導入）について、報告がなされております。

団地の建て替えに当たっては、PFI手法の導入を検討するとした基本的な考え方と、大規模な団地で、おおむね10年以内に再整備が必要となる一ヶ岡団地、大塚台団地、青葉団地について検討した結果、いずれもVFM（バリュー・フォー・マネー）にてコスト削減が見込めることを確認したとしています。

県営住宅の再整備事業におきまして、PFIを導入することで、具体的にどのような効果が見込まれているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 本県におきましては、高度経済成長期の住宅不足を背景に建設された大規模な県営住宅団地が一斉に建て替

えの時期を迎えるため、今後、再整備に当たっては、県の規程に基づきPFI手法の導入を検討していくこととしております。

導入の効果としましては、設計・施工一括発注等による工期短縮やコスト縮減など、財政負担の軽減が見込まれるほか、民間のノウハウを活用したきめ細かな入居者移転など、県民サービスの向上も期待できるところです。

○坂本康郎議員 公営住宅に限って言いますと、国土交通省によれば、PFIの導入効果として、今御答弁いただきました効果のほかに、民間事業者を活用することで庁内業務の負担軽減につながる、採用する方式によっては長期事業化し、財政負担の平準化を図ることができる、余剰地の活用を一体化することで地域のまちづくりに貢献できるなど、複数が示されておりまして、それと比較しますと、今回の県営住宅再整備事業におけるPFIの導入効果は、ある程度、部分的・限定的なものを県が見込んでいるものと理解しております。

宮崎県PFI活用指針では、PFIの効果として、「民間事業者の創意工夫による収入の増加」や「民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること」とありますが、県営一ヶ岡団地の再整備におきまして、PFI導入検討を行った際に、民間事業者からはどのような意見・提案があったのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県営一ヶ岡団地の再整備に当たり、令和4年度に実施したPFI導入可能性調査では、本事業への参画に向けた要望等について、民間事業者へのヒアリングを実施したところです。

その結果、事業者からは、事業リスク軽減のため事業範囲に余剰地を含まないことや、事業

期間は短い期間を望む意見があったほか、事業方式については、公営住宅の管理業務は、所得等に応じた家賃の算定や福祉行政との緊密な連携などの特殊性があるため、管理業務を含まない方式が参加しやすいとの意見があったところでは。

○坂本康郎議員 御答弁では、非常に消極的な民間からの御意見というふうな受け止め方をしております。

本県におきましては、P F I の実施事例が少ないため、特に県内の事業者には、P F I 事業の実績、ノウハウの蓄積がほとんどない状態だと思われます。事業者から有効な提案を引き出せるよう行政側で仕向けていく必要がありますが、例えば県の地域 P P P プラットフォームがその役に立っているのか、一度検証してみる必要があるのではないかと思います。

次に、入居者の高齢化に伴う共用部分の管理の問題など、団地自治会の皆さんの御意見・御要望を受けて、これまで度々質問で取り上げてまいりました。

「今後の整備計画において、少子・高齢化社会を踏まえた、入居者の負担軽減や維持管理コストの縮減なども建て替え計画に盛り込む必要がある」との御答弁を以前いただいておりますが、計画にどのように反映させているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県営一ヶ岡団地の再整備においては、入居者による共用部分の管理負担を軽減するため、樹木や緑地の規模を最小限とするほか、照明の L E D 化や太陽光発電の採用により、電球交換の手間や電気代を縮減する計画としております。

さらに、P F I 事業を進める過程で、民間のノウハウを生かした新たな入居者負担の軽減策

についても提案を求めていると考えております。

○坂本康郎議員 一ヶ岡団地の再整備につきまして、基本方針に示された建て替えの予定工程を見ますと、1 棟だけ設計・施工を県が発注する従来の方式で建て替えをし、残りの棟について P F I 手法を導入することとしています。

説明では、1 棟目を先に造り、そこを 2 棟目以降の工事中的入居者移転の受皿にするとしていますが、V F M など P F I の導入効果を考えますと、仮入居先の手配も含めて、全棟まとめて P F I 方式でやったほうが、どう考えてもメリットが大きいのではないかと思います。

県営住宅の再整備は、この一ヶ岡団地を皮切りに、今後も同様の事業が続くことが予定されておりますので、一ヶ岡団地のやり方が先行事例として定着する可能性があります。

今回の一ヶ岡団地の手法が今後の県営住宅の再整備事業にも採用されていくのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県営一ヶ岡団地においては、特に老朽化が著しい建物が見られたことから、早期に安全を確保するため、従来の方式で 1 棟を先行して整備する計画としたところです。

また、この 1 棟を入居者移転の受皿とすることで、全棟建て替えに伴う住み替えが円滑に進められると考えております。

なお、今後の団地の再整備においては、規模や老朽化の状況、整備スケジュールなどを総合的に勘案し、最も望ましい手法を検討してまいります。

○坂本康郎議員 県営一ヶ岡団地の周辺には、徒歩圏内に延岡市が管理する市営住宅一ヶ岡団地があります。

また、今後整備が予定される県営大塚台団地につきましても同様に、徒歩10分圏内に宮崎市が管理する市営住宅があり、いずれも入居需要や地域インフラとしての将来性など、県と市の間で情報共有し、調整を図る必要があるものと思われまます。

県営一ヶ岡団地の再整備に当たり、延岡市とどのような調整が行われているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 一ヶ岡地区では、市営住宅の再整備も行われており、計画段階において、延岡市と協議会を設立し、県営一ヶ岡団地と併せ、将来需要を見込んだ計画戸数の調整を行っております。

県営住宅の再整備に当たっては、今後とも、市町村と十分な連携を図り、県民の居住ニーズを検討するなど、良質な公営住宅の供給に努めてまいります。

○坂本康郎議員 ここまで県営住宅の再整備事業について委細質問してまいりましたが、取り上げました県営一ヶ岡団地の再整備事業は、県の施設整備事業にPFIを導入する2例目の事業になります。

設計・施工・工事監理及び入居者の移転支援までを事業範囲にしたBT方式が採用されており、県の説明では、従来手法との比較でVFM8.5%、金額にして3.3億円以上の財政支出の削減が見込まれるとしています。

従来手法との比較検討になりますと、総じてコスト面の効果だけが強調され、重視される嫌いがありますが、PFIの有用性をより高めるために、例えば、余剰地を活用して、周辺地域のまちづくりに貢献するような事業計画や、現在は指定管理者制度の範囲に含まれている団地の運営・維持管理まで取り込んだ大きな事業範

囲の中で、民間事業者の創造的な提案を採用し、地域経済の活性化につながるような取組にしていきたいと思いますところであります。

今後、続いて進められる予定の再整備事業、大塚台団地、青葉団地などにおきましては、ぜひコスト面以外のPFIの導入効果にも目を向けた事業の構築を期待したいと思っております。

最後に、本県のPFI事業の取組における課題について所見を申し上げますと、何よりも先行事例が少ないことが一番の課題だと考えます。

今必要なことは、とにかく事例を積み重ねられるような環境を整え、県と事業者が宮崎独自のPFI事業のノウハウを構築すること、そのために、事業費の総額が10億円以上としている優先的検討規程や、目に見えるコスト以外の導入効果——業務負担の軽減や民間の事業機会の創出、経済の活性化などの効果に、より重きを置いた具体的な導入検討基準を新たに設けるなど、取組の見直しが必要ではないかと考えますが、総務部長に御見解をお伺いします。

○総務部長（吉村達也君） 今後、多額の財源が必要となる公共施設の老朽化対策等に、効果的・効率的に取り組む必要があることから、宮崎県公共施設等総合管理計画やみやざき行財政改革プランにおいて、PFIをはじめとする様々な民間活力の導入を積極的に検討することを明記しております。

このため、PFI手法につきましても、優先的検討規程に基づき、県が自ら公共施設の整備等を行う従来手法とPFIによる場合との費用総額を比較する「定量的評価」はもちろんのこと、民間ノウハウの活用や住民サービスの向上の可能性などを評価する「定性的評価」にお

いて、他県の先進事例や地域の実情も勘案し、これまで以上に検討を深めていく必要があると考えております。

○坂本康郎議員 以上で質問を終わります。御答弁いただきまして、ありがとうございます。（拍手）

○野崎幸士副議長 次は、内田理佐議員。

○内田理佐議員〔登壇〕（拍手） 皆様、こんにちは。延岡市選出の内田理佐です。

まず、知事の役職についてです。

延岡花物語も10年目を迎えました。今年も知事に御来賓としてお越しいただき、我慢大会のような寒波の中、御挨拶いただきました。

「自衛隊の架けた橋がつながり、西臼杵と日向市、佐伯市と延岡市がつながり、神様と時空を超えてつながり、先人の思いがつながり…」と、寒かったけれども心が温くなる、そのような御挨拶をいただき、そして地域のことをよく知っていらっしゃると思いました。

人間学を学ぶ月刊誌「致知」の1月号の巻頭の言葉は、高千穂神社の後藤俊彦宮司のお言葉でした。そこには、「奈良時代、天皇は「アメノシタシロシメススメラミコト」と表現されました。「シロシメス」とは「知事」という言葉があるように知り尽くす意味で、支配ではなく理解と統治を指します。初代天皇神武天皇は、日本を家族国家として理想を掲げ建国しました」と書かれております。

「知事」という言葉は、「物事を知り、理解し、治める者」という意味で、単に権力を行使するのではなく、地域の状況を把握し、適切に治める役割を担うことが求められます。

河野知事は、全国、九州で重責を担われています。地方財政やインフラ整備、防災など幅広い分野で活躍される知事には、まさに「知ろし

めすこと」、つまり「地域の実情を理解し、適切に政策を進める力」が求められます。

そこで、知事が就任している地方を代表した役職と成果、またその役職を生かして今後どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、神楽についてです。

今、ユネスコ無形文化遺産に神楽の早期登録を目指して、全国神楽継承・振興協議会会長の後藤宮司を先頭に、宮崎県が事務局となり、全国的な活動を展開しています。

全国に4,000以上ある神楽は、宮崎県内には200以上あり、それぞれの地域特有の風土や文化に育まれ、守り継がれていますが、過疎化や高齢化による後継者不足により、神楽の保存・継承が厳しくなっています。登録されることによる文化継承の促進や地域コミュニティの結束を期待しています。

神楽以外にもユネスコ登録を目指す動きがある中、神楽の登録実現に向けてどう取り組んでいくのか、日隈副知事にお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）
〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。私が就任している役職とその取組についてであります。

地方を代表した役職の主なものとしまして、全国知事会の地方税財政常任委員長、九州地方知事会の会長、全国高速道路建設協議会の会長、そして国の国土強靱化推進会議の委員がありまして、それぞれの役職の分野におきまして、地方の実情や課題を取りまとめ、財源確保など国の取るべき対応について、地方の声を国に訴えていく役割を果たしているところであります。

その成果として、例えば、令和6年度補正予

算での地方の物価高対策を行うための重点支援
地方交付金の確保や、国土強靱化のさらなる加速化のための予算措置、そして令和7年度地方財政対策として、年収の壁の見直し等において地方財政に配慮をいただきつつ、前年度を上回る地方一般財源総額が確保されていることに貢献しているものと考えております。

また、九州地方知事会長としては、経済界と連携した九州地域戦略会議において、少子化対策や半導体関連産業の振興など、九州の強みを生かして九州全体の地方創生を図っていく新たなアクションプランを策定しているところであります。今年6月にはスタートさせ、この効果を九州全域に及ぼしていきたい、そのように考えております。

今後とも、私自身が国の行政、地方行政の両方を経験した立場として、国と地方の間を上手につなぎ、その関係構築を図っていく役割を果たしていきたいと考えておりますし、私が地方を代表した要職を担わせていただいていることで、国政や国の役所の幹部とのコミュニケーションも図りやすくなり、より本県の実情を伝えやすく、また、本県の存在感を発揮しやすくなっているものと考えております。その活動により、本県や九州の持続的な発展を牽引できるよう力を尽くしてまいります。以上であります。〔降壇〕

○副知事（日隈俊郎君）〔登壇〕 お答えいたします。神楽のユネスコ登録についてであります。

神楽は、地域の宝であり、本県が世界に誇る文化遺産であります。学術的にはもちろん、消失の危機にあるという点からも、神楽はユネスコ無形文化遺産の目的にまさに合致するものであり、登録の優先度は最も高いと考えております。

す。

私自身、10年近く神楽のユネスコ登録推進に携わってまいりました。そして、体制を着実に整えてきたところでありますが、議員御指摘のとおり、神楽以外にも登録に向けた活発な動きがありますことから、改めて庁内の連携を確認するとともに、先日、急ぎ上京しまして、国に対し要望及び協議を行うとともに、関係者を回りまして、御理解と御協力をお願いしてきたところであります。

今後は、全国の知事や関係団体等に後押しをいただきながら、登録実現に向けて、知事を先頭に県を挙げて、より一層邁進してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○内田理佐議員 今、神楽についての御答弁をいただきました。神楽以外にも登録に向けた動きがあるということで、ネット情報ですが、私なりに調べました。

例えば温泉で、群馬県をはじめ44の道府県の知事が結束し、今、機運づくりに頑張られているということで、熱を帯びているなということを感じ取ることができました。

宮崎県も早くから神楽のユネスコ登録に向けての取組を頑張っており、大阪万博のほうでも、何か神楽で事業をとということで企画されているということも聞いております。また、去年は清武のほうで古事記物語というイベントが開催され、今年は3月15日に延岡のほうで古事記物語を予定しておりまして、ユネスコ無形文化遺産の登録を目指すために、私たちも応援するというような気持ちで、皆さんで頑張っているところであります。

ですから、ぜひ県民運動として、これから1年間、勝負をかけて、どこよりも神楽が素晴らしいところをしっかりと文化庁のほうにも

示していければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、持続可能な農水産業についてです。

稲作の起源は神話の時代に遡ります。後藤宮司のお話では、稲作が国の文化をつくり、国家・社会の平和と繁栄の基になったと言われています。

日本書紀によると、アマテラスオオミカミの使者がウケモチノカミから米や麦の種子を得て、それが全国に広まりました。孫のニニギノミコトが稲作を広め、神武天皇が建国を成し遂げました。宮崎県のお米がおいしい理由がよく分かります。

そのお米ですが、8月、「令和の米騒動」が起きました。米の供給不足が懸念され、国民生活に不安の影を落とし、米価が高くなる一方、農家の手取りは決して高くない状況と認識しています。宮崎県の稲作は、天孫降臨とも深く結びつき、地域の文化や誇りの一部です。こうした歴史的背景も踏まえながら、農家が安定した収益を得られる仕組みを強化していくことが重要です。

そこで、県は稲作農家の所得向上にどう取り組むのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） J Aによると、農家との取引価格は前年より上昇しておりますが、燃油や肥料等の価格高騰が続いていることから、稲作農家の所得向上を図るためには、さらなるコスト削減による生産性向上に取り組むことが重要であります。

このため県では、水田の集約等に向けた話しを進めるとともに、水管理を効率的に行う自動給水栓や、肥料が削減できる田植機等のスマート機械の導入を支援することとしておりま

す。

なお、国は、米などの生産コストの実態調査や有識者の議論等を基に、合理的な費用を考慮した価格形成について、令和7年中の国会提出を視野に法制化を検討しており、県としましては、これらの動きを踏まえながら、関係機関と連携し、消費者の理解醸成を図ってまいります。

○内田理佐議員 ぜひ適正価格となるように御支援をお願いしたいと思います。

そこで次に、就農支援についてです。

圃場整備、農地の大区画化も、その支援の一つだと思います。

2月1日の日本農業新聞に明るいニュースが掲載されました。「県外で働いていた長女が夫と共に宮崎へ戻り、実家の農家を継承。圃場整備の進む沖田地区で耕作面積を18ヘクタールに拡大し、ロボット田植機を導入。次に、ロボットトラクターも検討中」ということです。

こうした若者の姿が県内各地で増えるためにも、農地の大区画化が必要だと思います。

新規就農に向け、スマート農業等が活用できる圃場整備にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 新規就農を推進する上では、優良な農地を確保するとともに、スマート農業機械の能力を最大限に発揮できるよう、農地の集積・集約や区画拡大を進めることが重要であります。

このため県では、地域計画の話合いにおいて、圃場整備の要望があった地域に対し、整備後のイメージ図を提供するなど、事業化に向けた検討を後押しするとともに、当初予算案において、新規就農者を誘致するため、就農地の事前確保を支援する事業を計上したところであり

ます。

今後とも、市町村や関係団体と連携しながら、これらの取組に加え、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約、圃場整備や畦畔除去などによる区画拡大により、就農しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

○内田理佐議員 ありがとうございます。新規就農支援としてもう一つ、熱波により、遮光ネットの需要が今伸びております。これも補助制度となっていないため、柔軟な対応をお願いしたいというような要望も来るようになりましたので、お願いします。

次に、畜産についての支援です。

牛、豚、鶏の畜産において、おが粉は必要不可欠なものです。私は昨年、知事への提言の際に、環境農林水産の部会長として発言させていただきましたが、今もなお、おが粉が不足しているところがあると伺っております。また、ここ数年で50%近く値上がりしていると、ある農家から伺っております。

原因として、木造住宅の新規建設の着工が減っていること、木質バイオマス発電や原木輸出の増加により、B、C材が値上がりし、原料不足となっているのではと聞きます。

例えば、1万羽のブロイラーで3万円の負担増、県平均の6万羽では18万円の負担増、年間で5.5回転するので、1農家が99万円の負担増となります。

畜産を取り巻く情勢が厳しい中で、おが粉価格も上昇していると聞きますが、県としての対応について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） おが粉は、畜産農家で敷料として広く利用されておりますが、県内では、製造コストの増加等により、価格の上昇が見受けられており、畜産経営に影響

が出ていると認識しております。

このため県では、本庁と各農林振興局等にプロジェクトチームを設置し、本庁では、畜産や木材産業の関係団体と意見交換を行い、おが粉の需給動向の情報を共有するとともに、各地域では、畜産農家に対し、入手先に関する情報提供などを行っております。

また、敷料の安定確保とコスト削減を図るため、現在、民間企業や畜産農家の協力を得て、おが粉に粉碎したもみ殻を混ぜた敷料の実証試験を行っております。

今後、試験結果を含め、必要な情報を適切に提供するなど、畜産農家への支援にしっかり取り組んでまいります。

○内田理佐議員 情報共有などを行っていくことですが、情報がまだまだ不足しているなということも感じますので、相談があったら対応するじゃなくて、ぜひ積極的な情報提供を農家さんに寄り添って行っていただきたいなと思います。

第1次産業に対する支援として大事な取組であるインフラ整備についてです。

県議会では、熊本、大分、宮崎県の合同3県議連、また建設促進大会など、道路建設の要望活動が行われております。県や市町村、団体の要望活動も多く、大分県、熊本県の活動は、経済的効果が伝わりやすく、インパクトのある発表が行われております。

高速道路建設の予算を確保するためには、国交省、財務省に対して強い印象を与え、必要性を納得させる戦略的なアピールが重要だと、要望を重ねるたびに感じております。

例えば、データ・エビデンスで説得力を高める、視覚的に分かりやすく伝える、河野知事がいらっしゃるからこそ九州全体の発展という広

域的視点で訴える、メディアを活用し世論を動かす、国会議員や有識者の力を借りる、財務省にはコストパフォーマンスを重視して提案する。県がリーダーシップをとって、一大会一要望ごとに趣向を凝らし、市町村や各種団体を引っ張って行ってほしいと感じます。

そこで、本県の経済発展に重要となる高速道路の早期整備のため、より効果的な要望活動が必要だと思いますが、佐藤副知事の所見をお伺いします。

○副知事（佐藤弘之君） 東九州自動車道や九州中央自動車道の早期整備は、私にとっても重大な責務と考えているため、7月にはミッシングリンクを解消する10県知事要望に参加し、また8月には、日南市長、串間市長とともに国等に対し、一日も早い全線開通を強く訴えてまいりました。

議員御指摘のとおり、要望活動においては、理屈が大事だと私も思っています。そのための最新の統計データや経済社会の情勢を積極的に活用することが効果的であり、九州全体で集積が進む半導体関連企業との取引が県北地域で増加することが期待されるなど、高速道路の整備がもたらす経済の好循環を示すことが重要だと考えています。

また、新しい視点として、本県の掲げる日本一挑戦プロジェクトの施策を切り口として、宮崎ならではの強みを訴えていくことも有効であり、例えば、県内外からのアクセス性向上によるスポーツキャンプ・合宿や観光客の増加など、経済効果の創出をアピールすることも考えてまいります。

引き続き、県議会の皆様や沿線自治体、地域の皆様と一体となって、本県の経済発展につながるよう、より効果的な要望活動に取り組んで

まいります。

○内田理佐議員 ありがとうございます。インフラ整備の促進により期待できるのが地域経済成長です。国土形成に携わってこられた佐藤副知事の御答弁ということで、すごく重みを感じました。

第4回東九州ものづくり交流展に行きました。宮崎県北と大分県南の中小企業45社が出展し、多様な分野の企業が集結。特別セミナーでは、宮崎大学、杉山智行先生の講演を拝聴しました。宮崎の発展には、産業の経済波及効果を踏まえ、構造と課題を考えることが重要だと感じました。

宮崎県の製造業は、食品加工や電子部品・デバイス製造が中心で、産業間の連携が不足しています。というのは、全産業の金額にはなりませんが、移輸出額である出荷から移輸入額である仕入れを差し引いた収支が、令和3年度は973億円のマイナスとなっています。県外への出荷が少なく、仕入れのほうが多いということが分かります。特に、原材料や中間材の多くを県外から調達しており、県外への資金流出が大きい点が課題です。県外、国外からお金を稼いでいないということが分かります。

また、県内での付加価値の創出が限定的なため、利益率が低く、経済波及効果が十分に発揮されていないようでした。

県内の産業を活性化し、地域供給源との取引を増やして県外への出荷を促進し、収入を増加させることが重要です。また、県外からの仕入れを見直し、支出削減のための政策が必要です。地域が豊かになるために、本県製造業の特徴や課題等について、どう捉えているのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、農林水産業を

基幹産業とする中で、第1次産業への注目が高まり、また話題になることも多いわけですが、製造業を見ますと、県内総生産の約2割を占めているということで、その振興を図ることは、地域経済全体の発展を考える上で極めて重要な課題だと考えております。

過去10年間の各産業の出荷額の状況を見ますと、豊富な農林水産資源等を活用した食料品製造業をはじめ、半導体関連の電子部品・デバイスの製造業や医療機器、自動車関連産業など、今後の成長が期待される先端技術産業分野等において、おおむね順調な推移を示しております。

一方で、製造業を含む本県産業は、労働生産性が低く、県民経済計算における県際収支は、御指摘のとおりマイナスの状況でありまして、その改善に向けて、地域資源を生かした付加価値の高い産業の振興により、国内外から外貨を稼ぐとともに、生産性向上につながるデジタル化の推進やグリーン成長への対応などが必要と考えております。

本県におきましては、人口集積の状況などを背景として、高速道路の整備の遅れがあり、そのことが製造業の集積、その厚みの差、他県との違いになっていたわけではありますが、今、高速道路の整備が徐々に進み、言わばその伸び代が埋められていることによりまして、工場の立地等も進んでいく、製造業もさらなる可能性というものが感じられるところでございます。

私自身、県内の様々な製造業の方々と意見交換をする中で、さらなる発展の可能性を強く感じておりまして、今後とも、フードビジネスや先端技術産業の振興をはじめ、本県の地域特性や企業の強みを生かした製造業の高付加価値化・成長産業化にしっかり取り組んでまいりま

す。

○内田理佐議員 高付加価値化・成長産業化にしっかりと取り組むと御答弁いただきました。

そこで、宮崎県の高付加価値産業として、宮崎牛や焼酎など農畜製品のブランド化と輸出拡大、食品加工、A Iと農業、木質バイオマス、半導体、再生可能エネルギー関連産業育成が考えられます。また、高千穂峡などの観光資源と特産品を活用したインバウンド施策も重要です。産業間連携が進めば、さらなる成長が期待できると考えられます。

こういうことがありました。延岡市のプラスチック加工業者と都城市の建設業者が連携し、県内で部品がつくれるということが分かったとおっしゃっていました。県内ビール工場も、県外発注していたタンクを地元鉄工所で作成できたというようなお話、逆に、延岡市でとれたお魚が、残念ながら熊本県で加工され、宮崎のスーパーで販売される。そのほか、宮崎県産のお米や麦が熊本で加工され、県内で販売されています。

宮崎県では、高付加価値製品の製造と県外・海外市場の開拓、地産外商が重要です。企業間の連携を強化し、県内経済の循環を促進しながら、外貨を稼ぐ産業構造を強化することが必要です。

そこで、製造業の振興に向けてどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 製造業の振興は、本県経済の活性化を図る上で大変重要であり、現在、みやざき産業振興戦略に基づき、「付加価値の高い産業の振興」を目標に各種施策を展開しております。

具体的には、フードビジネス等の成長産業の

振興や戦略的な企業立地による県内企業との取引拡大のほか、今回の予算案では、将来の地域経済を牽引する中核企業を育成するための経費を計上しております。

また、県内の大学や産業支援機関等と連携し、イノベーションの創出やスタートアップの取組を促進するほか、半導体や医療機器等の先端技術産業分野において、県内企業の参入促進にも取り組んでまいります。

今後とも、産学官の連携を強化しながら、県内製造業の振興に努めてまいります。

○内田理佐議員 御答弁に、戦略的な企業立地による県内企業との取引拡大とありました。私も期待しております。

そこで、企業立地についてです。

宮崎県が今後、地域経済の活性化と産業競争力の強化を図るためには、特に製造業の強化を軸に、企業立地を進めることが重要だと思います。

そこで、企業立地の現状と今後の展開について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 県では、本県の強みであるフードビジネス関連産業や九州内で集積が進む半導体関連産業など7分野を重点産業分野として定め、企業立地に取り組んでおり、それらを含めた今年度の立地企業の認定状況は、2月末時点で16件となっております。

企業立地の推進に当たって、特に製造業については、受皿となる工業団地の確保が急務であることから、市町村が行う工業団地整備に対する補助制度を拡充し、早期の着手を支援しているところです。

今後とも、企業ニーズに的確に応えられるよう、国内外での展示会やセミナー等において、

本県の工業団地の情報や魅力ある立地環境を発信し、市町村としっかり連携しながら、企業立地を強力に推進してまいります。

○内田理佐議員 県内調達率を高める地産地商、また、地元企業の育成・誘致の地消地産、県外・海外市場開拓の地産外商を取り入れた企業立地戦略が必要だと思います。

最も重要なのはインフラ整備で、物流・交通基盤を強化し、企業立地を支援することだと思います。これらを進めることで、宮崎県の製造業競争力を高め、地域経済の持続的成長を実現できると思います。

中小企業の皆様の切実な悩みとして、次に、事業承継について質問させていただきます。

事業承継は、経営者の高齢化と後継者不足が深刻な問題です。親族内承継から従業員や第三者承継へ移行しておりますが、後継者が見つからず廃業する企業も増えております。

宮崎県では、2024年の帝国データバンク動向調査によると、後継者不在率が49.2%に達し、事業承継が進まなければ1万1,000人の雇用が失われると予測されております。

事業承継には5年から10年かかりますが、経営者が忙しく準備が後回しになると、選択肢を失う企業もあります。

先月、延岡地区建設業協会では事業承継講座が開催され、「相談先や事業内容等が分かり、よかった」との声があったそうです。早期の意識づけと情報発信、プッシュ型の支援とともに、県のリーダーシップが必要だと感じました。

そこで、事業承継・引継ぎ支援センターの成約実績と県の支援について、商工観光労働部長をお願いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 事業承継・引継ぎ支援センターでは、事業承継ニーズの

掘り起こしから、企業の実情に応じたマッチング支援まで、総合的に取り組んでおります。

成約件数は、令和4年度が66件、5年度が85件と着実に増加しており、6年度は2月末時点で82件となっております。

県では、市町村と連携して、事業承継に必要な調査等への補助を行うほか、支援センターとともに市町村や業界団体等を積極的に訪問し、県内の現状や支援策について説明するなど、事業承継への早期着手を推進しております。

事業承継は、地域経済の活力維持や雇用の確保を図る上で非常に重要な課題であるため、引き続き、関係機関と一体となって取り組んでまいります。

○内田理佐議員 今、御答弁で、事業承継は雇用の確保を図る上で非常に重要な課題と述べられました。

医療・福祉、建設業などの業界で人手不足が増加しております。日本商工会議所の調査によると、中小企業の約70%が人手不足と回答し、そのうち60%は事業に影響を感じております。

埼玉県は、企業人材サポートデスクを設置し、出張相談や無料の人材確保サービスを提供しております。宮崎県も、県南、県央、県北に拠点を整備し、関係団体と連携して、企業に寄り添った対応が求められます。

そこで、県内企業の人材確保のためには、企業に対する、よりきめ細やかな支援が必要だと考えますが、県の取組と考えるについて、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 人材確保に向けては、企業の抱える課題の把握と、企業と人材のマッチング支援が重要であります。

このため県では、県内各地区に配置した6名の就職支援員が直接企業を訪問し、人材確保に

係る様々な相談に対応しており、今年度は、令和7年1月末時点で延べ1,107社を訪問しております。

また、宮崎労働局及び関係市町と共催で、県内3会場において就職説明会を開催しており、今年度の実績は、合計で参加企業数239社、参加者数333名となっております。

さらに、延岡市をはじめ、地元主催の就職説明会においても連携して取り組んでおります。

県としましては、各地域ごとの実情を踏まえ、関係団体等とも連携しながら、引き続き、人材確保に向けた、きめ細かな支援を行ってまいります。

○内田理佐議員 今、地元主催の就職説明会と連携してと言われましたが、地元の地域のいろいろな団体の方々に対しては、積極的にプッシュ型でお願いしたいと思っております。

人材確保のためには、そもそもなんですが、宮崎県の人口が減っていつては、働き手も減っていなくなるということになりますので、次に、人口減少対策について質問させていただきます。

宮崎県の2024年2月1日時点の推計人口は102万6,874人で、前年同月比で1万1,275人減少しました。転出が転入を1,064人上回り、特に女性の流出が男性の3倍もあり、課題です。

昨年4月、串間市、えびの市など9市町村が消滅可能性があると言われました。5月15日には、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」が宮崎市内でサミットを開き、実効ある対策を速やかに講じることや、関連政策を統括する司令塔の設置を国に要請しました。

全国知事会会長の宮城県知事は、「子供を産める世代の若者がどんどん東京に集まっている」と指摘されております。

昨年、本県で開催された将来世代応援知事同盟サミット後に、全国知事会では人口減少対策についてどのようなことを要望しているのか、知事へお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 日本創生のための将来世代応援知事同盟は、これまで少子化対策も含めた地方創生への取組を進めていき、国へ強力に提言を行っていかうという活動を行っているところであります。

昨年のサミットというものは、その位置づけとして、昨年の1月に、人口戦略会議が今後のさらなる人口減少の加速に警鐘を鳴らすレポートの中間報告を出された、その後に、初めて20人弱の知事が集まって、人口減少問題について真正面から議論し、今、御紹介がありました、国へ人口減少対策の強力な推進を求めた緊急アピールを取りまとめた、そのような位置づけにあるものであります。

その中では、国に対し人口減少対策の司令塔の設置を求めているところでありますが、国に先立って、今回の緊急アピールを契機として、昨年夏の全国知事会議においての議論を経て、全都道府県が参加して、専任の組織として人口戦略対策本部を設置したところであります。

この知事会の本部が今年1月に国へ緊急提言を行っておりまして、具体的な内容としては、賃上げや男女間の賃金格差の是正などの雇用環境改善に向けた支援策の強化、子ども医療費助成や幼児教育・保育の完全無償化、学校給食費の無償化など全国一律での子育て支援策の早期の実施、アンコンシャス・バイアスと言われる無意識の偏見の解消などについて、国において政策を統括推進する司令塔を設置し、強力に推進することを求めたところであります。

人口減少問題は、国の経済力や成長力、さら

には国際社会におけるプレゼンスに直結するものでありまして、我が国の将来に対する強い危機感を共有する中で、国の強力なリーダーシップの下、国と地方が適切に役割分担した上で、経済界・労働界とも連携し、国民運動として推進する必要があると考えております。

私ども知事は、地方の現場を預かる立場として、人口減少への強い危機感を抱いております。その思いというものを結集しながら、我々地方から国を動かしていくという思いを強く持ち、引き続き、人口減少対策に関する提言、そして実践に積極的に取り組んでまいります。

○内田理佐議員 前回は質問しましたが、子供を産める環境がなければ、宮崎で結婚し、生み育てたいということから遠ざかってしまいます。県内で産める施設がない地域があります。

県内の産婦人科が閉院する原因として、少子化、医師の負担、訴訟リスク、診療報酬の問題、医師確保の困難、感染リスクなどが挙げられます。行政には産婦人科のセンター化を求めるといようなドクターの声もあります。今後は、助産師の活用や助産所の増設、産科医の負担軽減、オンライン診療の導入、また、医師・助産師の待遇改善などが必要じゃないかと思えます。

先日、九州医療科学大学で、池ノ上学長と県内の周産期医療体制について意見交換させていただきました。産婦人科の減少に伴い、約7割の正常分娩は分娩取扱い施設や助産所で、約3割の異常分娩は医療機関で対応し、周産期医療の格差は解消されとのことです。

令和6年4月現在、県内の分娩可能な医療機関は6市町25施設、助産所が43施設で、分娩を取り扱うのは、日南市、都城市、三股町の3施設のみでした。

そこで、正常分娩における産科医療機関と助産所の役割分担及び分娩を取り扱う助産所の開設に向けた課題について、県の考えを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 主に正常分娩を担っております施設は、一次産科医療機関と助産所の2種類があります。

このうち助産所については、分娩時の異常等に対応するため、嘱託医師及び嘱託医療機関を確保していただくことが必要ですが、近年、地域における産科医療機関が減少していることなどから、その確保が非常に難しくなってきました。このため、現在3施設ある正常分娩を取り扱う助産所を増やしていくことは、開設後の安定した経営の観点からも課題が多いと考えております。

助産師は、分娩の取扱いは難しくとも、産前産後の母体の健康管理や授乳指導など、地域において大切な役割を担っていただいております。

○内田理佐議員 答弁にありましたが、助産所の開設には、嘱託医師と嘱託医療機関の確保が必要ですが、地域に限定する規定はなく、二次、三次医療圏の医師でも問題はないということです。有床助産所は、嘱託医師及び嘱託医療機関の契約が必要で、無床の訪問型の場合は、嘱託医のみで対応可能です。県内の協力があれば、例えば県立病院や宮大医学部との協力で対応が可能です。

神奈川県真鶴町では、2022年に産科・小児医療施設等誘致事業として5,200万円の助成金と土地を提供し、また、広島県神石高原町では、まちおこし会社が、産科のない町内に産科と助産院の医療福祉施設を、町所有の交流施設を借りて改修し、開くそうです。また、静岡県には、

分娩取扱い施設への支援事業などがあります。

施設を開設することは今後の課題であります。開業助産師の育成も必要だと思います。

そこで、助産師の育成について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 助産師は、お産の介助をはじめ、産前産後の妊産婦や新生児のケア等の役割を担っておりまして、産科医療になくてはならない大切な人材であり、病院や診療所のほか、助産所等で活躍していただいております。

助産師の研修・指導については、就業先の医療機関で行われておりますほか、職能団体であります県看護協会や助産師会が、妊娠・出産・子育て分野における保健指導の進め方や、実践力向上のための研修会などを開催しております。

県としましては、産科医師が減少する中、医療機関の中で活躍する助産師をどのように育成していくかについては、産婦人科医会や助産師会等の意見を伺いながら検討してまいります。

○内田理佐議員 産前産後というのは、政策、事業などによく多くありますが、分娩について、産める環境についてのビジョンが少ないなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、県立延岡病院についてです。

県立延岡病院の金丸勝弘医師は、救急医療の発展に多大な貢献をされております。ドクターヘリの導入をはじめ、地域医療の向上、若手医師の育成など、その功績は計り知れません。これからも宮崎県の救急医療の発展のために、さらなる活躍が期待されております。

私は昨年2回、金丸医師とDMA Tの方の講演を聴きました。宮崎県は、日頃から災害に備えをと県民に「常在危機」を呼びかけられてお

りますが、金丸先生は、県北地区は「既存危機」であるとおっしゃっております。

今、県北地区で何が起きているのか。県北地区において25年前、交通事故患者は外科系医師が診療しておりましたが、医師や看護師、病院ライフライン、医療資機材、救急医療システムが不足し、僻地も多く、道路が寸断される災害発生リスクも高いことから、助けられたはずの命が約40%救えなかったとおっしゃっていました。今でも亡くなった方々の顔が浮かぶと言います。

25年たった今はどうかといいますと、一定数の危機が未解消だと言います。県北の医療に「連携」を日常化しない限り、災害時にヘリ搬送を利用することができないと、その「連携」を日常化するのが拠点病院の役割だと検証されております。

そのためにも、地理的リスクの高い県北の拠点である県立延岡病院に「危機管理科」を新設してほしいとの要望です。

政府の地震調査委員会では、南海トラフ巨大地震が今後30年以内に起こる確率について、80%程度に引き上げました。県立延岡病院に危機管理科の設置を要望します。病院局長に所見をお伺いします。

○病院局長（吉村久人君） 県立3病院は、災害時に傷病者の受入れ等を行う災害拠点病院であり、24時間緊急対応できる体制を整えています。

延岡病院においても、災害時に業務に対応する要員等をあらかじめ定めており、県の体制に応じて、院内に災害対策本部など組織を迅速に立ち上げ、DMATを中心に対応しています。

また、毎年、県の総合防災訓練への参加はもとより、独自の訓練を実施し、県や市町村、医

師会、他の災害拠点病院や医療機関、消防機関など、関係機関との連携を強化しています。

今後とも、関係機関との訓練等を通じて、体制や手順等を十分チェックするとともに、顔の見える関係を構築し、災害医療体制のさらなる充実につなげてまいります。

○内田理佐議員 私は危機管理科の設置をお願いしたいと言っているんですけども、ちょっと答弁がずれているなと思います。

人件費とかがかかるというような、いろいろな担当の方のお話もありますが、昨日の松本哲也県議の質問に対して病院局長は、県立病院が質の高い医療を安定的に提供するためには、医療スタッフの確保・充実が重要であり、職員の勤務意欲を維持する上でも、働きやすい環境づくりは重要と言っております。

先生は自分のためじゃなくて、地域のために、県民の命を守るために、災害が起こったときに危機管理科が必要なんだということをおっしゃっています。担当の方は1回は聞いているかもしれないけれども、ぜひ、今の時点で先生のお話を直接聞いて、何を求めているかというのをしっかり聞いていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、新型コロナウイルスが5類に移行し、濃厚接触者への対応は法律上の義務ではなくなりました。医療施設や介護事業者は、依然としてガイドラインに基づき対応しております。それでもクラスターが発生し、以前と変わらぬ対応が続いております。

令和6年の倒産件数は過去最多の172件、宮崎県は8件です。背景には、コロナの影響、人手不足、物価高、介護報酬の未改定、借入金返済の負担があり、特に小規模事業者の経営が厳しくなっております。介護事業者への支援強化が

急務です。

そこで、介護事業者が行う新型コロナウイルス感染対策への支援について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 介護保険施設・事業所等に対しましては、令和5年度末まで新型コロナに係るかかり増し経費などへの補助を行っていましたが、4月以降、補助は終了し、平時から、感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保などの取組を進めていただいております。

令和6年度介護報酬改定では、新興感染症等の発生に伴い、適切な対応を行った場合に算定する施設療養費のほか、恒常的な感染対策に係る加算が新設されております。

○内田理佐議員 感染対策への支援は分かりました。昨年4月以降、補助が終了していることで、ますます経営難に陥っているということが考えられます。感染対策に限らず、経営状況の厳しい介護事業者への経済的支援について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 介護事業者の主たる収入であります介護報酬は、令和6年度、プラス改定になりましたけれども、昨今の物価高に追いついていないとの声も伺っております。

このため、補正予算案で計上しております福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業によりまして、約3,000の介護事業所に対し、4億5,800万円の支援金の給付を予定いたしております。

このほか、同じく補正予算案で計上しております福祉介護人材確保・職場環境改善等事業においては、介護職員の人件費の改善等を目的として、約8億2,600万円の補助金の交付を予定い

たしております。

○内田理佐議員 次に、災害対応についてです。

まず、昨年10月22日に起きた豪雨災害では、県土整備部、延岡土木事務所、東臼杵農林振興局の皆様、土日、夜間帯も休まず緊急対応に当たっていただきました。12月、延岡土木事務所の山下所長より、協力された建設業者に感謝状が贈られました。感動しました、ありがとうございました。

この豪雨災害により、特に被害が大きかった延岡市では、多くの場所で山から住宅地や道路へ土砂が流出、平成19年度から22年度に急傾斜地崩壊対策事業により整備された施設が崩壊し、人家が土砂に埋まり、女性が1人お亡くなりになりました。

県内には、急傾斜の土砂災害警戒区域が1万1,566か所あります。現在も警戒区域の指定を進めている状況です。警戒区域が増える中、災害も頻発化している状況です。

そこで、緊急を要する崖崩れに対する事業の内容と採択基準について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 崖崩れにより被害が生じた場合は、原則として、土地の所有者が対応することになりますが、放置すれば人家等に著しい被害を及ぼすおそれがあり、一定の基準を満たす場合には、国の補助事業により、緊急的に県や市町村がのり面の保護や擁壁の設置などを行っております。

具体的には、県は、原則として、崖地の高さが10メートル以上、人家5戸以上、事業費1,500万円以上のものを、市町村は、激甚災害において発生した崖崩れで、原則として、崖地の高さが5メートル以上、人家2戸以上、事業費600万円以

上のものを事業対象としております。

今後とも、これらの事業を活用して、緊急を要する崖崩れの再度の災害防止に取り組んでまいります。

○内田理佐議員 崖崩れの現場で所有者が不明なケース、また個人所有の集合住宅や中山間地域で崩れる事例が増えております。

個人所有の場合、採択基準に該当せず、工事費を負担できないことが多く、放置されがちです。地震や線状降水帯などの災害が頻発し、近隣住民は不安な日々を過ごしております。

そこで、今後、県内で事業の採択基準を緩和することを国に要望していただく必要があると思いますが、県の考えを県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 近年の気候変動に伴い、自然災害が激甚化・頻発化しており、毎年のように県内各地で崖崩れが発生しております。

台風などの豪雨の後には、市町村と現地調査を行い、崖崩れの被害を把握しているところですが、人家が点在する山間部では、人家の戸数など、事業の採択基準に合致しない現場が多くあります。

県では今後、補助事業の拡充を求めるため、地域の実情や被害の状況を国に届けるなど、採択基準の緩和に向けた取組を進めてまいります。

○内田理佐議員 ぜひ知事にも国への要望をお願いしたいと思います。国の国土強靱化推進会議の委員もされておりますのでお願いします。

2月17日、延岡選出5名の県議と、そして延岡土木事務所所長が来賓で出席する中、延岡市北方町で北方五ヶ瀬川流域水害対策期成同盟会総会が行われました。

北方町は、昭和57年から5回の大災害に見舞われております。五ヶ瀬川の氾濫で生活や産業に大きな影響があり、復旧には多くの時間と費用がかかりました。

自然災害が激甚化する中、災害リスクを軽減するため、期成同盟会は災害対策工事に全面的に協力しようということも決まりました。そして、9つの要望事項が上がっております。

そこで、延岡市北方町の五ヶ瀬川流域における浸水対策の取組状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 令和4年の台風第14号では、延岡市北方町の五ヶ瀬川水系において、河川整備の計画を上回る規模の洪水が発生し、これまでの整備による一定の効果が確認されたものの、複数の地区で家屋が浸水したところです。

このため、国土強靱化予算等を活用し、蔵田地区や曾木地区などにおいて、土砂掘削や樹木伐採を進めております。

また、新たに、宅地のかさ上げ等による浸水対策事業に取り組むため、今後の気候変動による水害リスクの増大も踏まえた河川整備計画の変更に向けて、調査・検討を進めております。

県としましては、地元の皆様の御意見を十分に伺い、下流域を管理する国とも調整を図りながら、早期事業化に向けた手続を進めてまいります。

○内田理佐議員 次に、令和7年度当初予算案の災害ボランティア支援体制整備事業についてです。

市町村や圏域の災害中間支援組織が行う災害ボランティア体制整備を支援し、行政、社協、NPO等の連携を促進する取組が進められています。

令和6年9月現在、全国に23都道府県の災害中間支援組織があり、県内では宮崎市に設置されております。県は3年後までに7市町村で体制整備を目指しているということで、市町村や社会福祉協議会など様々な団体と協定を結ぶなど、体制の構築を行っているところではありますが、3年あれば全市町村にできるんじゃないかなと思っております。

そこで、全ての市町村において災害ボランティアを支援する体制を構築すべきと考えますが、県の見解を総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 災害時に被災者支援活動が効果的に行われるためには、行政や社会福祉協議会、NPOなどが連携し、必要な情報を共有しながら災害ボランティアを適切に受け入れ、その活動を調整する体制づくりが重要であります。

現状では、市町村によりまして、意識の程度や協働できるNPO等の有無など状況が異なりますことから、まずは災害ボランティアを担う人材の育成、次に支援体制の構築、さらにはその強化といった、段階に応じた市町村支援を行うこととしており、今議会に必要な経費を計上しております。

県といたしましては、災害が激甚化・頻発化する中、多様な主体が被災者支援の担い手として、その能力を効果的に発揮できるよう、関係団体とも連携し、全ての市町村で災害ボランティアを支援できる体制構築に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○内田理佐議員 最後に、西南戦争終結150年についてです。

時間がないので簡潔に質問させていただきますが、前々回の議会で教育長より、和田越を含む西南戦争関連遺跡の保存活用が図られ

るよう、国指定を目指すという御答弁いただいております。ぜひ、西南戦争終結150年を切り口として、鹿児島、熊本、宮崎県で何か機運醸成を図るようなイベントができないかということで、観光誘客の取組について、県の考えを商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 本県には、西南戦争の史実や史跡等が数多く存在しており、西南戦争終結150年という節目に向けて、観光需要の高まりが期待できます。

特に延岡市には、最後の激戦地である和田越決戦場や西郷隆盛宿陣跡資料館など、歴史愛好家や西郷隆盛のファンが訪れる観光資源が多く、県ではこれまで、県公式観光サイトに延岡の歴史等を楽しむモデルコースを掲載するなど、情報発信等を行ってきました。

今後、県としましては、西南戦争終結150年に向けて、延岡市をはじめとする関係市町村や、南九州3県で構成する広域観光ルート連絡協議会と連携しながら、さらなる誘客に向けた取組を検討してまいります。

○内田理佐議員 ありがとうございます。終わります。（拍手）

○野崎幸士副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、本田利弘議員。

○本田利弘議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。国指定天然記念物、月知梅がほぼ満開、見頃です。宮崎市選出、自民党の本田利弘

です。

本日も、支援者の皆様、インターンの学生の皆様、傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。また、インターネットで御覧いただいている皆様、感謝いたします。

そして、昨年11月13日に宮崎大学で実施されました、宮崎大学と県議会との共同授業に参加の学生の皆さんも傍聴に見えていると聞いておりましたが、残念でございますけれども、今日はいらしてないようでございます。県議会に毎年このような機会をいただいていることに、大変感謝を申し上げるところでございます。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、発言通告書に従いまして一般質問を進めてまいります。

先月2月11日の建国記念日に、宮崎神宮拝殿で開催された紀元祭に参列いたしました。今年令和7年は、昭和で換算すると昭和100年、終戦から80年を迎え、そして神武天皇即位皇紀2685年を迎える年になります。

我が国の建国の日に、初代天皇をお祭りする宮崎神宮で、我が国の歴史や文化を振り返るよい機会になりました。

式典の最後に、齊藤了介県議が「和プロジェクトT A I S H I」の宮本辰彦代表の挨拶を代読されました。その文章に共感するところがありましたので、一部を抜粋して紹介させていただきます。

「自分を愛するように他者を愛しなさい」とは、歴史の賢者たちが異口同音に発してきた言葉です。つまり、他者を愛するためには、まず自分を正しく愛することが基本となります。それと同じように世界を愛そうとするなら、まず自国を愛さなければ、それは成り立ちません。自国を愛さない国民がグローバル化に走る

と、足元のおぼつかない国同士が連携するようなもので、いつバランスを崩してひっくり返るかもしれません。自分を愛し、家族を愛し、仲間を愛し、祖国を愛する土台があってこそ国際協調です。そうでなければグローバリズムの理想は、愛のない形ばかりの冷たい世界を生み出しかねません。国民が自国を愛すること、それにはまず、自国の建国の精神を知って、建国を祝うことが第一歩です」という挨拶でした。

紀元祭に参加し、日本書紀における初代天皇神武天皇の建国の理念を振り返ってみました。

神武天皇は「八紘一宇」の精神を重視されました。この言葉は、「天下を一つの家のように和合させる」という意味を持ち、国家の理想とされ、現代政治においても重要な示唆を考慮させてくれます。

県は、「安心と希望の未来への展望」を基本理念として、令和22年（2040年）を展望した長期ビジョンを掲げ、本理念実現に向け、4年間のアクションプランを推進しています。この基本姿勢の一つとして、県民本位の現場主義の徹底、対話と協働の推進を掲げています。

知事は、現場主義をどう捉え、どのように実践されているのか伺います。

私は、メーカー販売会社で仕事をしてきましたが、問題解決を図る上で、三現主義を機会あるごとに徹底され、徹底してまいりました。三現主義とは、実際に「現場」で「現物」を観察し、「現実」を確認した上で問題解決を図るという考え方のことです。3つの「現」を重視し、問題の解決を図らなければならないという考えのことです。

総合計画アクションプランでいうと、現物が具体的な成果、定性的な評価であり、それぞれ重要施策についての達成すべき指標（K P I）

があり、現実を見極めることにつながります。

総合計画アクションプランのK P Iを含めた進捗状況を総合政策部長に伺います。

河野知事は、令和7年度予算編成に当たる所信表明で、「本県をより暮らしやすく、より選ばれる地域へと高めること、何より県民に「住んでよかった」と思ってもらえるよう、「みやぎの“真価”実感予算」として編成した」と述べられました。

令和7年度当初予算案、「みやぎの“真価”実感予算案」に込めた知事の思いについて、一步踏み込んで伺います。

令和7年度の当初予算は、財政健全化指針に基づき、健全な財政運営を維持し、諸課題や社会情勢の変化に的確に対応し、将来の基盤づくりと新たな成長活力の創出施策を積極的に展開するとしています。

歳入に関しては、財源を積極的に活用し、不用遊休財産は積極的に売却を進めるとともに、民間資金の活用により、有効活用が可能な資産については、貸付け等により恒常的な収入が得られるよう、有効活用を検討するとしています。

県の歳入確保のため、未利用財産の売却を積極的に進める必要があると考えますが、財産処分の現状と今後の展望について、総務部長に伺います。

また、歳入確保において、ふるさと納税等の寄附による税法上の優遇措置の積極的な活用による収入確保に努めるとあります。地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、内閣府の報告によれば、47都道府県の令和5年度の寄附実績は、金額が470億円、件数が1万4,022件となり、前年度に引き続き、金額・件数ともに大きく増加しているとの報告があります。

企業版ふるさと納税の寄附拡大に向けた知事の意気込みと今後の取組を伺います。

以上を壇上からの質問とし、以後の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 答えします。

まず、現場主義についてであります。

私は知事就任以来、徹底した「現場主義」と「対話と協働」という基本姿勢の下、県政の発展のために今何ができるのかということをしつかり考え、全力を尽くしてまいりました。

また、主役は県民である、課題解決のヒントは現場にあるという強い信念に基づき、公私を問わず、対話の機会を捉えて、積極的に県内各地に足を運び、県民の皆様と膝を突き合わせて意見を交わしながら、現場の実態、現実、そして息吹といったものを直接肌で感じ、施策の必要性や進捗状況を把握してまいりました。

直近では、門川高校を訪れて、命を守る防災教育の授業を実施しましたときに、若い世代が防災教育への取組を進めていることは、とても素晴らしいことでありますし、若い世代から防災教育の充実をさらに図っていくことが県全体の防災力の向上につながるということを肌で実感したところでありますし、例えば、この春のイベント、延岡花物語でありますとか、日向の平岩地蔵尊、さらには宇納間地蔵大祭などを訪れて、コロナのときになかなか自由が利かなかった状況の中で、このようなイベントを待ち焦がれている県民の皆さんの思いというものも肌で感じましたし、日向市役所の前で、商工会議所の青年部が企画したような事業、若い世代のそういう取組をさらに進めていくことも重要だと感じたところであります。

そのような現場の実態把握に基づきまして、

日本一挑戦プロジェクトなど、本県を新たな成長軌道に乗せるための政策立案にも反映させてまいりました。

また、今年の台風や地震災害におきましても、発生直後から県内各地の被災地に赴き、現場の状況をこの目で確かめ、被災された多くの方々の生の声を聞き、激甚災害の早期指定に向けた国への働きかけや、復旧・復興を図るための迅速な対応に取り組んでまいりました。

特に、宮崎市内等を中心とした竜巻被害に際しましては、現場の皆様の声を伺い、竜巻被害というものを適切に補足するための基準の見直し等について、国への提言も行ったところであります。

今後とも、現場主義、対話と協働を大切にしながら、県民の皆様とともに、未来に向けて挑戦し続けてまいります。

次に、令和7年度当初予算案の名称に込めた思いについてであります。

今回、改めて県政運営の原点に立ち返り、豊かな自然や食、温かい県民性など、本県が誇る真の価値である「真価」を県内外に発信し、県民の皆様に「宮崎に住んでよかった」、また、県外の方には「宮崎を訪れてよかった、選んでよかった」と率直に感じていただきたいと強く願っているところであります。

さらに、日本一挑戦プロジェクトの目的であります、本県の魅力や長所をさらに伸ばしていく進める「進化」、また、新たに重点化した若者・女性重視の人口減少対策など、課題を深掘りし、改善する深める「深化」について、それぞれ令和7年度当初予算案に盛り込んだ施策を通じて広く実感していただけるよう、その名称を「みやざきの“真価”実感予算案」としたところであります。

予算につきまして議決をいただきましたら、各事業の狙いや効果を分かりやすく伝える情報発信や、市町村及び関係機関等との連携による効果的・効率的な事業展開に努め、物価高対策等を計上しております2月補正予算と一体となって早期に執行することで、宮崎の真価、真の価値を県民の皆様の実感にしっかりとつなげてまいります。

次に、企業版ふるさと納税についてであります。

企業版ふるさと納税は、地方自治体が独自の財源を確保するための効果的な手段であり、人材確保や子育て支援、スポーツランドの推進など、本県の重点施策を進める上で有効に活用しております。寄附企業とのパートナーシップの構築や官民連携による課題解決にもつながる、大変有用な制度と考えております。

このため、令和6年度の当初予算編成方針から本制度の積極的な活用を掲げ、私自ら企業へ直接出向くなど、全庁的に企業への働きかけを強化したところであります。令和6年度の寄附見込額は、2月末時点で昨年度の倍以上となる約2億2,000万円となっております。

今後も、地方創生のさらなる推進に向けて、私自身も、これまで知事として築いてきた人脈を最大限に活用するとともに、企業訪問や県人会等のあらゆる機会を通じて、企業版ふるさと納税をアピールするなど、引き続き、全庁を挙げて寄附拡大に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（重黒木 清君）〔登壇〕 答えします。アクションプランの進捗状況についてであります。

このプランには、プログラムごとにKPIを設定しており、その進捗状況については、毎年

度、政策評価を実施し、外部有識者による総合計画審議会で御審議いただいております。

直近の評価となる令和5年度の取組につきましては、宮崎再生や地域経済の活性化等に関する3つのプログラムで、観光消費額や農業産出額、フェリー貨物輸送量などが順調に推移し、一定の成果が出ている一方、少子化・人口減少対策に関する残り2つのプログラムで、合計特殊出生率や社会動態等の指標の進捗が不十分であるとの御指摘をいただきました。

これらを踏まえ、来年度当初予算案では、自然減対策のさらなる充実に加え、新たに若者・女性を重視した社会減対策の強化を図ったところであり、今後とも全庁を挙げてプランを推進してまいります。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（吉村達也君）〔登壇〕 答えします。財産処分についてであります。

県では、議員御指摘の当初予算編成方針のほか、みやざき行財政改革プランにおいても、柱の一つに健全な財政基盤の構築と資産の有効活用を掲げ、県有財産の売却・貸付け等に継続的に取り組んでおります。

土地や建物の売却に当たりましては、公有財産調整委員会において、庁内で利活用の見込みがない未利用財産であることを確認の上、財産所在市町村においても取得意向がないものについて、一般競争入札等により売却を行っております。

なお、過去10年間の売却実績は112件で、売却額の合計は約21億7,300万円となっております。

引き続き、自主財源の確保の観点から、未利用財産の売却を積極的に進めるとともに、財産によっては、定期借地権方式の活用など、貸付けによる有効活用も併せて検討してまいります。以上であります。〔降壇〕

○本田利弘議員 ありがとうございます。4年間のアクションプラン折り返しの年に当たりまして、現場の把握、協働等を進めていくということで、現場主義の実践に込めた知事の思いを伺いました。県民の皆様に伝わるには、成果としての現実と現物が重要になります。その実現には、原理原則がぶれないことだと思います。真価を実感できる令和7年になるべく、県政のかじ取りをよろしく願いいたします。

また、自主財源の確保の観点から、未利用財産の売却等は、今後も、警察署、警察・教員宿舍等の県の物件の跡地の活用、売却には県民の皆様の声を反映させ、タイムリーな対応をお願いいたします。

そして、企業版ふるさと納税は、企業訪問や県人会等により、これまでつくってこられた関係をさらに強化するものだと思えます。知事の強力なリーダーシップで、目標額を他県に負けず2桁億円を目指されてはいかがでしょうか。

続きまして、学校事務職員の確保について伺います。

まず、教育行政職員についてであります。

教育行政職とは、宮崎県職員採用試験の一般行政区分職員試験において、本人の意向を踏まえて県教育委員会が直接採用したものと定義されています。

現在、学校事務職員については、県教育委員会採用の職員が約2割、知事部局からの出向が約5割、臨時的任用職員が約3割で構成されています。

現在在籍される教育行政職の皆さんにアンケートを取った結果、採用時に学校事務職を目指したかという問いに対して、どちらとも言えないを含む否定的な回答比率が54%、採用時に教育行政職を希望したかについては、どちらと

も言えないを含む否定的な回答比率が40%の結果になりました。

教育行政職として採用された後で、5名の若い職員の方が退職されていると聞いています。入庁されて若い人材が退職されていることを踏まえ、採用時のミスマッチ等が発生していないか心配になります。

教育行政職員の採用方法について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 教育行政職員につきましては、知事部局職員と同様に、県職員採用試験・一般行政区分の合格者の中から採用しております。

このため、人事委員会が行う募集に当たりましては、専ら学校及び教育委員会事務局に勤務する教育行政職員としての採用があることや、その業務内容、仕事の魅力等について、試験案内や県庁ホームページでの広報など、様々な機会を通じて発信しております。

また、採用に当たりましては、教育委員会職員としての採用を希望するか、書面により意向確認を行っているところであります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。

それでは次に、教育行政職採用について伺います。

平成24年11月、県教育委員会では、「学校事務のあり方に関する庁内検討委員会」を設置し、任用を含む改善が必要であるとの結論を出し、平成29年度から教育行政職員の採用が始まりました。

しかしながら、採用者も毎年数名程度であり、教育委員会での事務採用が平成10年から18年もの間、実施されていなかったことから、この空白を埋めることができるのでしょうか。

教育行政職員の採用開始から8年が経過しま

すが、これまでの評価について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 教育行政職員につきましては、教育行政及び学校事務の中核となる職員の確保を目的として、令和6年度までの8年間で計55名を採用しております。

採用した職員につきましては、教育庁本庁や図書館などの教育機関、県立学校及び市町村立学校の事務室などに配置しており、それぞれの職場で教育行政の若手中堅職員として着実に成長しております。

中には、国へ派遣する人材が育つなど、一定の評価をしているところであります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。

それでは、教育行政職員の育成について伺います。

教育行政職のキャリア形成については、学校事務採用職員、知事部局出向職員、教育行政採用職員が混在する宮崎県特有の環境により、「事務職員一人一人が将来に向けてのビジョンを描きにくい」といった声も伺っております。

教育行政職員の皆さんについては、宮崎県教育行政職員人材育成基本方針が策定されています。教育行政職の皆さんへのアンケートによると、26%の方がこの方針について知らないという結果になりました。教育行政職の人材育成について、大変重要な方針でありながら、周知が図られていないと言えます。

教育行政職員人材育成基本方針の内容と取組状況について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 教育行政職員につきましては、採用開始以降、知事部局の育成システムにより研修等を実施しておりましたが、教育をめぐる環境の変化に伴い、改めて令和4年3月に、目指すべき職員像や期待される役割

などを本方針において示したものであります。

県教育委員会では、これを踏まえ、自治学院等が行う研修のほか、地区単位での実務研修等を通して、資質向上を図るなどの取組を行うとともに、職員が様々な経験を積み、自らのキャリアデザインを描けるよう、多様な職場への人事配置を進めているところであります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、本方針を職員へ周知するとともに、教育に深い理解を持ち、高い専門性を有する人材の確保・育成に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。昨年から学校事務職について質問を行ってまいりました。本質問では、教育行政職員の皆様へのアンケートを実施させていただきました。学校事務職員には、専門性と一定の責任を持って事務処理をすることに加え、より主体的・積極的に校務運営に参画することが求められております。

学校が地域との関わりも深くなる中で、様々な市町村の教育行政に精通した「たたき上げ人材」も、ますます必要になっていくと考えます。他県の状況も調査し、さらに議論・検討させていただきたいと思っております。

続きまして、農畜産業行政について伺います。

まず、畜産振興についてであります。

県と、より良き宮崎牛づくり対策協議会は、今年も1月26日、大相撲で優勝した豊昇龍に、県知事賞として宮崎牛の特選肉1頭分と本県産の旬の野菜・果実1トン分を贈呈すると、宮崎牛をかたどったトロフィーを手渡されました。

宮崎牛の贈呈が始まったのは、昭和61年の九州場所からと聞いております。大相撲の定例行事になっております。宮崎牛のPRにはなって

いると思われていますが、一方で、その費用対効果について生産者から声をいただきました。

宮崎牛のPR活動について、これまでの成果と今後について、知事の御見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県におきましては、これまでの全国和牛能力共進会の成果も踏まえて、「おいしさ日本一宮崎牛」というコンセプトをアピールしながら、国内外で様々なプロモーションを展開しております。

海外におきましては、本県初となるイスラム圏への輸出開始を契機として、カタールでのレセプションを日本時間の今朝、開催したところであります。また、今年も、アメリカの映画の祭典であるアカデミー賞のアフターパーティーで宮崎牛が使われております。

私自身も、「おいしさ日本一宮崎牛」というロゴマークを名刺に入れて、その名刺でアピールをしているところでありまして、直近では、ベトナム大使と意見交換をしたとき、それでもってアピールもいたしました。

御指摘のありました大相撲表彰式をはじめ、様々なスポーツイベントでのPRや東京食肉市場への参加、食肉市場まつりへの参加、さらには、アメリカ、台湾など国内外でのトップセールスを行っており、その中で、宮崎牛に対する高い評価を直接伺っております。国内にブランド和牛が様々な中で、確実に宮崎牛の認知度は高まっているものと考えております。

この結果、宮崎牛を一定量取り扱う飲食店やスーパーなどの指定店の数は、この5年間で約60店舗増加し604店舗となるとともに、県産牛肉の輸出量は約2.5倍に拡大しております。

昨今、物価高の中で、枝肉価格の低迷など、和牛生産は厳しい状況に直面しておりますが、長年にわたり築かれてきたこうしたブランド力

というものは、今後にも生きるものと考えております。

今後、さらなる需要拡大を図るため、2月補正及び当初予算案で計上しております事業において、大阪・関西万博などを活用したPRや、新規市場として輸出拡大が期待できますイスラム圏でのトップセールス、JA等が行う県内消費を促進する取組への支援などを行うこととしております。

引き続き、関係団体等と連携して、宮崎牛の国内外での消費や販路拡大につながるPR活動に積極的に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。県産牛肉の輸出量2.5倍に拡大という伸びについて、一定の効果を確認できました。ありがとうございます。金額的な指標もしっかりと管理していく必要を感じます。よろしくお願いいたします。

続きまして、子牛の競りについてお話をしていきます。

宮崎中央子牛競り市において、昨年12月、そして今年の初競り2月と、県外からの購買者が多い状況を体感できました。特に2月は、寒波による雪の影響もあり、参加いただく県外からの購買者の皆さんが少ないのではないかと、JA中央の主催者側は大変心配されていたようですが、結果的に県外からの購買者も多く、競り市もにぎわっておりました。

昨年から実施されている市場活性化事業において、子牛競り市への購買者誘致対策の取組状況と成果について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 家畜市場での子牛価格の回復には、多くの購買者に競り市に参加していただくことが大変重要であります。

このため県では、9月補正予算により、市場開設者が行う購買者誘致の取組を支援しており、全国各地の農家やJA等を訪問し、購買者の確保に取り組んでおります。

県もこれに同行し、新たに造成された種雄牛や購買者ニーズの高い子牛の情報を提供するなど、より戦略的な誘致活動を進めております。

これらの取組により、競り市に新たに参加したり購買頭数を増やした購買者が見られるなど、具体的な成果も出ていることから、今後とも、訪問先の購買者からいただいた様々な御意見を踏まえながら、より効果的な購買者誘致の取組を進めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。令和6年2月現在のデータでは、繁殖農家の皆様の戸数は、鹿児島に次いで2位の4,120戸を超えます。現在の物価高の影響を受け、厳しい経営環境になっております。繁殖農家の皆さんの安定的な価値の向上に向け、購買者誘致強化を引き続きお願いいたします。

次に、県央地区の畑地かんがい施設の整備状況と改修について伺います。

私の地元高岡町には、国営土地改良事業大淀川左岸地区により、畑地かんがい施設が整備されており、多少の取水制限はあったものの、昨年は完全な水不足にはなりませんでした。

「畑かん営農」については、ラジオの商業でよく耳にし、その効果について理解を深めるきっかけになります。畑地かんがい施設の有無は、計画的な農業経営を行う上で大変重要なものであります。

大淀川左岸地区における畑地かんがい施設の現在の整備状況について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 大淀川左岸地

区におきましては、宮崎市、小林市、綾町にまたがる1,632ヘクタールの農地を対象として、農業用水を安定供給し、天候に左右されない営農を可能とするため、畑地かんがい施設の整備を進めております。

当地区の整備状況としましては、国営事業により、広沢ダムなどの基幹的な水利施設の整備が終了しており、末端のパイプラインや給水栓については、県営事業により整備を進めているところであり、令和5年度までに対象農地の85.5%の整備が完了しています。

県としましては、未整備の区域につきましても、市町や土地改良区等の関係機関と一体となって、着実に施設整備を進めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。先日、地元営農者から漏水が増えてきているとの相談を受け、確認いたしました。大淀川左岸地区の全体の漏水状況は、令和元年以降のデータでは下がってきているものの、倉永地区は毎年増える傾向にあります。土地改良区が維持管理している施設については、整備後30年以上が経過するものもあり、老朽化も進んでおります。

事業により造成された施設は、維持管理と併せて適切に更新していく必要があり、水が必要な時期に漏水等により十分な水の確保ができなかった場合の農作物への被害は莫大なものになります。

畑地かんがい施設に漏水等が発生した場合の補修対応や施設更新についての県の考え方を農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 畑地かんがい施設においては、老朽化等に伴い、パイプラインの突発的な漏水が見受けられます。

このような場合には、営農に支障がないよう、市町や土地改良区が行う緊急的な補修工事

に対し、県単補助事業による支援や技術的な助言を行っております。

また、一定の期間を経過した施設につきましては、土地改良区等の施設管理者に対して、点検とその結果のデータベース化を指導するほか、国庫補助事業を活用して、機能診断や工法等を盛り込んだ計画を策定し、これに基づいて施設の更新を行うこととしております。

今後とも、軽微な補修や緊急工事等を支援するとともに、関係機関と連携して計画的な施設更新に取り組み、農業用水の安定供給に努めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。当地区においては、漏水に対応できる事業者も少なくなっているということを聞いております。物価高の影響もあり、備品の在庫を維持するのも難しいという状況であります。漏水時のスピーディーな対応ができる体制強化も重ねてお願いいたします。

続きまして、環境森林行政についてお伺いします。

森林経営管理制度について伺います。

本制度の導入から5年が経過します。宮崎市役所の調査によると、宮崎市で山林を所有する計1,000人以上に意向調査を行い、「手放したい」「市に管理を委ねたい」との回答が半数を超えたようです。

市は、公的管理希望者が右肩上がりに増えても、市が施業を委託する先が少なく、無制限には請け負えないとして、担い手の育成を課題に挙げています。

森林経営管理制度に関する市町村への支援状況について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 森林経営管理制度は、林業経営の効率化と森林管理の適正

化を図るための仕組みとして、令和元年度に創設された制度ですが、その主体となる市町村では、森林・林業の専門的知識を持った職員が十分に配置されていない現状にあります。

このため県では、令和3年度に「みやざき森林経営管理支援センター」を設置し、市町村への技術的助言等を行うとともに、今年度からは、市町村が雇用または委託し、林業行政をサポートする「地域林政アドバイザー」を対象としたスキルアップ研修を行うなど、市町村の取組を支援しております。

また、国においては、市町村の負担軽減等に向けた制度の見直しが検討されており、その動向も踏まえながら支援を継続してまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。

続きまして、県有林について伺いたいと思います。

県はグリーン成長プロジェクトにおいて、再造林率90%以上を掲げておりますが、県有林においても木材が成熟している状況で、再造林を進めないと防災面にも支障が出てくるのではないかと地元から声が上がっております。県有林においても適切な伐採と更新が必要だと感じます。

県有林の人工林資源の状況や主伐の考え方について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県では、奥地森林や海岸林を中心に6,840ヘクタールの県有林を管理しており、その多くが、水源の涵養をはじめ、地域特有の景観の形成や多様な生態系の保全など、公益的機能の発揮に大きく寄与しております。

これらの県有林の7割は、杉、ヒノキの人工林であり、その9割以上が標準伐期齢を超えておりますが、公益的機能維持の観点から、伐期

を標準の2倍程度とする長伐期施業を進めており、近年は、将来の主伐に備え、利用間伐や路網整備等を実施しているところです。

主伐については、令和20年頃から計画的に実施していく予定であり、確実な再造林により、貴重な資源を将来につなぎながら、公益的機能の発揮と地域経済の発展に貢献してまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。先代から受け継いだ貴重な資源である森林資源を持続可能な資源とするべく、よろしくお願いいたします。

続きまして、土木行政について何点か伺います。

土砂災害警報情報の暫定運用についてでございます。

防災士の資格取得の研修や実習で、災害の脅威と危機管理を体験し、情報の正確な認識と判断、ソフト・ハード両面の備えや対処方法を実感したところです。

日向灘を震源とする地震でも、昨年8月には、日南市で6弱、宮崎市、串間市、都城市で5強、また、今年1月13日に、宮崎市、高鍋町、新富町で震度5弱を記録するなど、危機意識も高まっております。

これら震度が大きい地域では、地盤の緩みを考慮して、土砂災害警戒情報発表基準を引き下げる暫定的な運用が開始されておりますが、7割運用とか8割運用との情報が出され、どのような基準かが分かりにくく、警戒すべき意識が高まっていないのではないかと危惧するところでもあります。

そこで、地震発生の際における土砂災害警戒情報基準の暫定運用について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、警戒を呼びかけるため、県と気象台が共同で発表するものです。

特に大きな地震が発生した後は、地盤が緩んで、少ない降雨でも土砂災害の発生確率が高まるため、通常より早い段階で警戒情報を発表する暫定運用を行っております。

現在も、昨年8月の日向灘における地震で震度5強以上を観測した日南市など4市において、暫定運用を継続しており、県のホームページ等で周知しているところです。

引き続き、気象台とも連携して、ホームページや土砂災害防止講座などで情報発信を行い、住民の早期避難につなげてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。暫定運用の周知、早期避難の重要性を御答弁いただき、安全・安心のために大変重要であると認識できますが、暫定運用という言葉では、避難準備の意識が高まるかはちょっと疑問でございます。例えば、「大きな地震が起こった後なので、地盤の緩みが考えられます。これまでより何割程度少ない雨でも土砂災害警戒情報が出る可能性があります」など、県民にとって危機意識を持ちやすい、分かりやすい表現についても御検討いただきたいと存じます。

次に、宮崎港について伺います。

国際条約である海上人命安全条約——通称SOLAS条約であります。2001年のアメリカ同時多発テロを契機に改正されております。それを受け、国内法である国際船舶・港湾保安法が2004年に制定されました。この中で、国際貨物船舶が年12回以上利用するなどの基準を満たした重要港湾に、フェンスや照明設置の保安対

策を義務づけられているようです。

宮崎港については、港湾計画に基づき岸壁や港湾施設の整備が進められておりますが、原木輸出量の増加等で国際船舶が何度も寄港している状況を踏まえ、宮崎港におけるSOLAS条約に基づく制限区域の設定に向けた取組状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 宮崎港では、近年、原木の輸出量が増加しており、令和7年末には外国貨物線の利用回数が基準を超え、テロ等の防止を目的としたSOLAS条約に基づく制限区域の設定が必要となる見込みです。

このため、国との協議を行いながら、設備の構造や監視の方法等を定めた保安規程の作成と、フェンスや照明等の工事を進めており、年内に国の承認を受け、制限区域を設定する予定であります。

県としましては、この取組により、多くの外国貨物船の受入れが可能となることから、今後も関係者と連携してポートセールスを行うなど、より一層の利用促進に努めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。対応が進んでいるということで、港湾利用にブレーキがかかるような状況は起こらないと確認できました。さらに宮崎港の活用推進に向けた取組をお願いいたします。

続きまして、宮崎港内の安全確保についてであります。

1月29日に、宮崎海上保安部と宮崎カーフェリー株式会社などは、同社の「フェリーたかちほ」で、宮崎港沖の浅瀬に乗り上げた船が航行不能となり、船内に負傷者が出たとの想定で訓練を行われたようです。

船舶事業者の皆さんからは、「中国船籍等船長間でのコミュニケーションが取りづらい」な

どの声も上がっています。

今後さらに国際的な貨物船やクルーズ船の寄港も進むと考えられることから、宮崎港における船舶の航行安全確保に関する取組状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 宮崎港における船舶の航行安全確保については、宮崎海上保安部が海上交通法令に基づき、船舶交通に関する規制や安全指導を行っており、港湾管理者である県では、航行に必要な港湾施設の整備や維持管理を行っております。

具体的には、海上保安部が、巡視艇によるパトロール、航行に必要な気象情報の提供、安全講習会や海難防止訓練などを、県では、防砂堤の整備や航路のしゅんせつなどを行っております。

県としましては、海上保安部はもとより、カーフェリーや遊漁船の事業者、タグボートの運航事業者などと協力して、引き続き、宮崎港における船舶の航行安全確保に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。安全で安心して利用できる宮崎港の取組を引き続きお願いいたします。

続きまして、特定外来生物ボタンウキクサの駆除、繁茂対策について伺います。

岩瀬ダムで特定外来生物ボタンウキクサが湖面の広範囲に異常繁殖し、昨年夏に国道268号の野尻大橋を通ったときに湖面を見て、非常に驚愕いたしました。このような繁殖は過去にもあったようです。現在、最大で80ヘクタールの湖面を覆ったようです。特定外来生物は、その影響から駆除が必要です。

岩瀬ダムにおけるウキクサ除去の取組状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 岩瀬ダムでは、昨年5月頃から特定外来生物であるボタンウキクサなどが爆発的に繁茂し、貯水池を覆い尽くしたことにより、船を使った点検など、ダムの日常管理の支障となっております。

このため、補正予算を活用してウキクサの除去に着手し、ウキクサ回収の専用船2隻により作業を進め、先月末までに全体の半分程度を除去しております。

さらに、今月からは新たに専用船を4隻追加しており、繁殖期を迎える前の4月下旬までに完了させることを目標に、ウキクサの除去に取り組んでいるところであります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。

岩瀬ダムの下流には、九州電力株式会社管理の高岡ダムもあります。過去には、ダム湖でない綾南川で、約100メートルにわたり群落を形成したという例もあるようです。大淀川には流れのない流域もあり、繁茂するのではないかと危惧します。

岩瀬ダムのウキクサの状況について、現在は葉が枯れた状況に見えますが、また春先から繁茂するのではないかと危惧いたします。

岩瀬ダムにおけるウキクサの再繁茂防止に向けた今後の取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） ウキクサを除去した後の再繁茂対策につきましては、県や市の関係部局等による連絡会議において、ウキクサの取扱いを表示した看板を設置したほか、早期に異常を発見し回収するために、パトロール体制の強化や連絡網の整備を行っております。

また、学識者の助言やこれまでの事例を踏まえ、ウキクサの根絶は難しいことから、爆発的な繁茂を防止し、ダム管理に支障のない

レベルに抑制する低密度での管理を行っていく方針としたところです。

このため、今月中にも学識者・専門家を交えた検討会を立ち上げ、具体的なウキクサの管理方法について検討することとしております。

今後とも、関係機関と連携したダム貯水池の管理に努め、再繁茂防止に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。まず、繁殖期を迎える前の4月下旬までに、くれぐれも完了のほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、道路陥没事故について、今村議員が代表質問でも質問されましたけれども、一歩踏み込んで伺いたいと思います。

宮崎でも2月18日に、瀬頭西交差点で子供が落ちるぐらいの陥没の通報があり、宮崎土木事務所が対処したようです。

埼玉県の大規模な道路陥没事故を受けて、下水道の老朽化の取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 本県には、複数の市町村にまたがる大規模な下水道施設はありませんが、今回の事故を受け、宮崎市をはじめ10市町村が実施した自主的な点検では、異常は確認されなかったところです。

一方で、下水道の老朽化は確実に進んでいることから、損傷を未然に防ぐための予防保全に取り組んでいるところであり、市町村では、下水道ストックマネジメント計画を策定し、定期的な点検を行い、損傷箇所の緊急度に応じた補修を実施しております。

県としましては、引き続き、必要な予算の確保に努めるとともに、技術研修会を開催するなど、市町村と連携して、計画的な老朽化対策に

取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。大規模な下水道施設はないが、下水道の老朽化は確実に進んでいる、損傷を未然に防ぐための予防保全に取り組んでいくということで理解いたしました。ありがとうございます。

続きまして、災害対策について1問伺います。個別避難計画についてでございます。

要支援者の命を救うには、一人一人の避難手順などを定めた個別避難計画が欠かせません。

全国的に策定の動きが鈍い中、高知県は2023年度から県南海トラフ地震対策課に事前復興室を新設し、伴走型で市町村の計画づくりを支え、財政支援も行い、本年度内に完成見込みの自治体もあるようでございます。

危機管理だけでなく、福祉やまちづくりや産業など、関係機関が多いことも策定の壁と聞いていますが、個別避難計画策定の現在の取組と今後の進め方について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 市町村における個別避難計画の策定を進めるためには、県による支援も重要であると認識しております。

そこで今年度は、未策定自治体のうち2つの町において、計画策定の第一歩となる福祉専門職や民生委員などの関係者との連携体制を構築するため、県が企画・運営を主導し、先進自治体である高知県四万十町などの職員から、計画策定の具体的事例によりアドバイスをもらう場を、それぞれ4回開催しました。

また、市町村職員を対象に、県外の実務経験者を招き、グループワークにより課題解決の方法等を学ぶ研修会を開催し、19市町村から45名の参加があったところです。

今後とも、市町村と連携を図りながら、個別

避難計画の策定を支援してまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。市町村ごとの課題が様々で、多くの関係者を巻き込まなければならないことは分かりましたが、県民の命に関わることでありますので、スピードを上げた取組をよろしく願いいたします。

続きまして、スポーツ振興について伺います。

宮崎縣市町村対抗駅伝競争大会についてであります。

昨年11月議会において、佐藤雅洋県議から質問がありました。

今年は、ひなた県総合運動公園内の周回コースに変更されて、1月13日に開催されました。

参加者、関係者の声を拾ってみました。

周回コースを支持される声として、「公園内の応援が熱く、熱量を感じた。そして、ほとんどの選手の応援ができた」「選手同士の応援もできて、チームとしての一体感が強まった」

「トイレ、待機場所、選手荷物の移動等、負担軽減ができています」という声もありますが、

「これから駅伝や長距離競技を目指す子供たちにとって、一般県民の応援の中、公道での本格的なレースを体験できる貴重な機会である」

「将来の選手育成からもロードレースは重要であり、伝統をつくっていく必要がある」「楠並木前のスタートゴールを望む」とする、強い従来の県庁発着の御意見もあります。

私の調査では、60%以上の方に県庁発着コースを望む声が上がりました。

11月の県警本部長の答弁はありましたが、一歩踏み込み、県市町村対抗駅伝競争大会を宮崎市中心部で開催する場合の課題と、警察との協議や事前対策に必要な期間について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君） 議員御指摘の大会の来年度以降の開催について、現時点、主催者からの相談はございませんけれども、駅伝のようなイベント目的で道路を使用するには、警察が求める対策や地域住民等の意見・要望に応じることができるよう、主催者側の体制を大幅に見直していただくことが不可欠であります。

仮に、宮崎市中心部コースとするのであれば、まずは警察や関係機関と信頼を築いていただいた上で、渋滞や迂回路を考慮したコースの設定、沿道の住民や商業施設、路線バス等の交通事業者への説明、道路管理者や消防との調整、警備員等の配置計画の作成、沿道などの応援対策等が必要となります。

場所にもよりますが、新たな駅伝コースを設定する場合、通常は2年ほどかけて協議しながら、万全な事前対策を実施していきます。

警察といたしましては、主催者側の体制が規模に見合っているか、交通の妨害の程度と公益性との比較、あるいは交通の安全と円滑を確保できるか否かという点を十分に検討して、道路使用許可の可否を判断することになります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。

では、開催後の選手・関係者の声や結果を踏まえ、この大会の意義をどう捉えるのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 「口蹄疫からの復興と再生」を合い言葉に、平成23年から現在の形にリニューアルした市町村対抗駅伝競走大会は、小学生から50歳以上の幅広い世代の男女が、代表としての誇りやふるさとを愛する気持ちを胸に県都を疾走する、宮崎ならではの大会であると認識しております。

今年の第15回大会におきましては、私も現地

で応援させていただきましたが、中継所で倒れ込みながら、たすきをつなぐ姿や、ふるさとの先輩が後輩たちの頑張りをねぎらう姿に、参加する皆さんの本大会にかける熱い思いを感じたところでもあります。

世代を超えたりレーが、ふるさとへの愛着と誇りを育み、地域社会や産業を支え、貢献しようとする心の教育にもつながる、子供たちへの教育効果も大きい大会だと捉えております。

○本田利弘議員 ありがとうございます。世代を超えたりレーが昭和34年から開催され、さらに平成23年からは、「口蹄疫からの復興と再生」を合い言葉に、26市町村の県民を元気づけてきた大会であります。そして、スポーツ振興、子供たちへの教育効果に重要であることから、主催いただいている関係者との連携、市町村を巻き込んだ大会開催、運営への主体的な力強い御支援と御協力をぜひともよろしくお願いいたします。

最後の項目になります。国際交流、県人会について伺いたいと思います。

国際交流事業について伺います。

昨年から再開した宮崎一台北線も3月30日から月金の週2便になり、デイリーの韓国線と着実に充実してきております。

宮崎県内のパスポートの所有率の低さに、個人の認識として驚きました。コロナ禍の影響もあり、令和5年末時点の宮崎県の所有率が8.2%、全国平均の17.3%と大きく開きがあります。交流人口を増やしていくためには、アウトバウンドも推進していく必要があると感じます。

まず、パスポートの所有率を高めるためには、国際交流を促進していくことが重要だと感じます。国際交流の促進について、県の取組を

商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君） 県では、令和5年に「みやざきグローバルプラン」を改定し、その柱の一つとして国際交流の促進を掲げ、様々な事業に取り組んでおります。

具体的な取組としては、若者の海外への関心を高めるため、国際交流員による学校等での国際理解講座の実施のほか、県内の高校生を対象にした海外留学への支援等も行っております。

また、民間レベルでの幅広い交流を促進するため、県民と在住外国人との交流イベントの開催や、文化・スポーツ団体等が行う国際交流事業への支援、国際機関であるJICAと連携した海外協力隊の派遣等にも取り組んでおります。

県としましては、これらの取組の充実を図ることで、なお一層、国際交流の促進に努めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。県において、国際交流を充実させていくことと併せてパスポート所有率を高め、なお一層、国際交流の促進に努めていただきたいと存じます。

最後の質問でございます。県人会について伺います。

令和5年10月に県人会世界大会が初めて開催され、今年度は、宮崎再生基金から1,300万円の新規事業として、国内外の県人会の次世代を担う人材による交流会や意見交換等を実施されています。

また、事業費2,625万円を予算計上し、創立75周年を迎えるブラジル県人会の現地での記念式典に、副知事をはじめとする本県からの訪問団が参加するなど、在外県人会との交流をしています。

さらに、現地でのイベントで海外県人会が本

県のPRをするなど、活動が進んできました。

国内県人会の活性化に向けた課題認識と取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 来年、創立120周年を迎える在京宮崎県人会をはじめ、国内県人会は、観光・物産のPRやスポーツの応援など、ふるさと宮崎の応援団として大変心強い存在であります。

昨年度開催した県人会世界大会では、本県を縁とする国内外の方々がつながることの意義を改めて確認した一方で、認知度の向上や会員の確保が共通の課題であることを認識したところであります。

このため県では、新たにホームページを開設し、各県人会の活動状況やイベント等の情報発信を強化するとともに、次世代を担う人材による意見交換会を開催するなど、幅広く県人会の魅力を伝える取組を進めております。

今後とも、各県人会をはじめ、市町村や民間企業等と連携しながら、さらなる活性化に向けた取組を進めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。創立120周年を迎える在京宮崎県人会ということでお話をいただきましたけれども、在京県人会は、1906年、ポーツマス条約締結の立て役者であります、日南市出身、小村寿太郎侯の歓迎慰労会を上野精養軒にて開催したのが始まりでございます。私が知るところですと、他県の県人会創設と比較しても、120年の歴史を刻む会は多くはないと思います。

来年は120周年の節目に向けた計画が準備されると聞いております。宮崎ゆかりの皆様、宮崎ファンと歴史をつなぐ本会への御支援もよろしくお願いしたいと存じます。

以上、宮崎県総合計画アクションプランか

ら、教育行政職の現状、農林業、土木行政等について質問いたしました。

事業を展開していくに当たり、県民の皆様の声を受け止め、向かう方向としては、「安心と希望の宮崎を創る」であります。根底にある基本理念をよりどころに目的を明確にし、ぶれない政策を実現していくことが重要であるかと存じます。この理念実現を目指し、日々取組を続けてまいりたいと思います。

以上で一般質問を終わります。（拍手）

○濱砂 守議長 次は、渡辺正剛議員。

○渡辺正剛議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。東諸県郡選出、自由民主党、渡辺正剛でございます。

昨年の9月より、現在国富町長をやっております日高利夫前県議の後を受けまして、議会のほうでお世話になっております。本日が初めての一般質問となります。いろいろと至らぬ点が多々あるかと存じますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

また本日は、雨の中、議場にたくさんの方においでいただいております。ありがとうございます。また、インターネットによる配信でも、国内では東京をはじめ各地から、また海外からも、マニラ、バンコクと多数傍聴いただいております。これを機会に、ぜひ宮崎のことを広く宣伝していただければと存じます。よろしくお願いいたします。

質問に入ります前に、宮崎に対する私の思いを少し述べさせていただきたいと思います。

私は宮崎市で生まれ、高校卒業後、東京の大学を経て会社に入り、40年余りのサラリーマン生活の後、4年前ですが、2人合わせて190歳を超える老親の面倒を見るために宮崎にUターンして戻ってまいりました。

私と同じように、地方から都会に出てきてサラリーマン生活を全うした者の多くは、故郷には戻らず、親や墓を東京に呼び寄せる選択をしがちです。それは、東京や横浜、大阪、福岡といった大都市のほうがあらゆる面において便利で、特に年を取ってからは、病院通いや日常の買物、さらには美術館や映画館といった余暇を楽しむにも圧倒的に、いわゆるタイムパフォーマンスに優れているからであります。大都市への人口集中に歯止めがかからないゆえんでもあります。

でも私は、親の面倒を見ることとは関係なく、定年後は故郷である宮崎に帰ることを決めておりました。その理由は、家内も宮崎出身で、お盆、正月、5月の連休には家族そろっていつも帰省しており、故郷を近く感じていたことに加え、紛れもなく宮崎というこの地が好きだったからであります。

私は仕事柄、日本全国を訪れる機会が多く、ほとんどの県に参りましたが、宮崎ほどすばらしい地はないと自信を持って言うことができます。

皆さんも思い起こしていただきたいのですが、一年を通してさんさんと降り注ぐ、暖かく、そしてうららかな太陽の光、長く延びる海岸線と優しく打ち寄せる白波、亀も安心して卵を産む砂浜の背後には目にも鮮やかな緑の松林、目線を上げれば、思わず吸い込まれそうな青い空、そして一たび内陸に足を伸ばせば、ゆったりとくつろげる森や温泉を有する山々、こんな豊かな自然の癒やしを与えてくれる地がほかにあるでしょうか。

私は幼い頃からこの魅力に取りつかれておりました。私が本格的に帰郷して以降、多くの友人たちが宮崎に来てくれています、例外なく

身も心も癒やされ、さらには胃袋まですっかり満たされて宮崎を好きになり、必ずまた来ると言って空港を後にします。私は、これこそがまさに宮崎の「ひなたのチカラ」であり、何物にも代え難い郷土の財産、至宝だと思います。

昨年9月2日に当選証書を頂いた後の議員としての初めての仕事は、シーガイアで開催された2027宮崎国スポ・障スポ第1回実行委員会への参加でした。そして、その場で披露されたテーマ曲である「ひなたのチカラ」を初めて聞いたときに大変感動し、郷土宮崎への愛着と誇りを強く感じました。このことは初登壇した際にも申し上げたのですが、その感動は今でも変わらず胸の中で脈打っております。皆さんはこの歌を御存じでしょうか。

「君のチカラと あなたのチカラ みんなのチカラ ひなたのチカラ ここ宮崎で もう一度ありがとう ひなたのチカラ」、実にすばらしい歌です。これからは、2年後の開催に向け大会を盛り上げていくべく、どこぞで下手なカラオケを歌う際には、必ずこの「ひなたのチカラ」を歌うようにしたいと思います。

漏れ聞くとところによりますと、河野知事もたまには歌われるということですので、知事はじめ執行部の皆様、また、本日議場にお越しの皆様、それからふだんからマイクの取扱いには慣れていらっしゃる議員団の皆様、ぜひこの歌を歌っていただき、2年後の郷土のイベントをみんなで盛り上げてまいりましょう。よろしくお願いいたします。(拍手)

さて、これより本題の質問に入らせていただきます。

議会と知事をはじめとする執行部の関係は、車の両輪という側面がある一方、牽制、監視し合う関係とも言われています。人口が減少し、

財源の拡大も望めない環境の下、様々な課題が山積している県政をスピード感を持って発展させていくためには、牽制や監視という後ろ向きな関係よりも、切磋琢磨と創意工夫という前向きな気持ちで、時代の要請に即した政策の立案を目指すべきだと考えます。

それではまず、知事の県政マネジメントに関する件、その後、執行部への質問を行わせていただきます。

知事は、県庁という組織の長であると同時に103万県民のトップでもあられます。県庁組織は営利組織ではございませんので、採算性のみで、いわゆる経営を行うことは適切ではないかもしれません。

しかしながら、自治体の存続と地域価値の向上を実現させていくためには、採算の観点を踏まえた会社経営と同様の視点で組織運用を行うことも、自治体トップとしての重要な使命の一つであると思います。

知事職は公職であり、民間会社の長と同様のマネジメントを行うわけにはいかないとは思いますが、県内総生産や1人当たり県民所得といった指標は、県民の収入に直結していますので、この点においては、民間と同じ視点で評価されてもよいと思います。

これらの指標は人口や産業構成により県ごとで異なりますので、伸び率という視点で過去10年間の推移を見てみますと、残念ながら芳しい結果が出ておりません。

そこで、知事御就任後の県内総生産の伸び率をどのように評価され、今後どのように本県経済の活性化を図っていかれるのかを伺います。

次に、知事が重点施策として進められている、日本一挑戦プロジェクトについてであります。

子ども・若者プロジェクトとして、「安心して子どもを生み育てられる環境づくり」がうたわれています。若者の非婚率が高止まりしている中で、厚生労働省は「イクメンプロジェクト」と銘打って、2010年から主に企業で働く男性社員が育児休暇を取得しやすくなる制度をスタートさせ、女性の育児・家事負担の軽減を図っています。この制度が施行されて以降、一定の成果は上がっているようですが、宮崎県の主要産業である農業分野では、その取組がまだまだ浸透していないように思います。

農業法人においては、女性による育児休業取得事例は見られますが、男性や家族経営のいわゆる個人経営体では、育児休業の取得がなかなか進んでいないようです。

雇用保険におきましても、育児休業給付を活用するためには保険への加入が必要となりますが、農業については暫定任意適用事業であるため、その加入メリットを今後啓発していく必要があると考えます。

国も昨年10月より「農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会」を発足させていますが、農業分野における職場環境の整備に向けて、県の考えを農政水産部長に伺います。

また、出生率向上施策の一環として、来年度の本県の予算では、第2子の保育費について、利用者負担を現在の2分の1から4分の1にするための予算が組まれています。はっきり言って、その程度の取組では、効果はあまり期待できないのではないのでしょうか。

少子化対策は国の財源を用いて進めるべきという考え方もありますが、国の姿勢を待つのではなく、日本一生み育てやすい県を目指す立場として、文字どおり異次元の予算措置を講ずる

べき段階に来ていると考えます。

子供の数を増やすためには、出産祝い金など、子供を持つことへの直接的なインセンティブも必要と思いますが、県の考えを福祉保健部長に伺います。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問席より質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。本県経済の活性化についてであります。

私は2011年、口蹄疫からの再生・復興を掲げて就任し、以来、フードビジネスなど農林水産業の成長産業化をはじめ、地域経済を牽引する中核的企業の育成や積極的な企業誘致、中小・小規模事業者の支援、観光振興に取り組むとともに、交通・物流網の整備など、本県の飛躍を支える基盤づくりを進めてまいりました。

この結果、本県の県内総生産の伸び率を九州内で比較した場合、2011年から2016年までの伸び率が九州内で2番目となるなど着実に回復しておりましたが、御指摘のとおり、この10年間で見ますと、第1次産業は好調に推移する一方、第2次産業、第3次産業の伸びについては、コロナ禍での経済活動の低迷もあり、弱さが見られたところであります。

このような中、本県では一昨年、大型案件としてラピスセミコンダクタ第二工場の進出が決定したほか、九州全体で見ますと、熊本のT S M Cなど半導体関連産業の集積が進んでおります。こうした流れをしっかりと捉え、収益力の高い企業の戦略的誘致に取り組むとともに、先端技術を活用した生産性向上やD X、輸出促進等により、新産業の創出と成長産業の育成を図りながら、本県経済を再び本格的な成長軌道へと導いてまいります。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長(渡久山武志君)〔登壇〕 お

答えいたします。子供の数を増やすための施策についてであります。

少子化の進行に歯止めをかけ、社会の大きな流れを転換させるためには、多くの若者に結婚し子供を持つというライフデザインを描いていただくとともに、子供が生まれ、成長するまでの長い期間を通して、生み育てやすさを実感できる環境づくりを進めることが重要であると認識いたしております。

このため、子ども・若者プロジェクトでは、これまで結婚・子育ての機運醸成や共働き・共育てしやすい環境整備を中心に取り組んできたところですが、令和7年度の当初予算案においては、第2子保育料の支援や放課後における居場所の確保など、子育てに関する不安感や負担感をさらに軽減し、第2子以降の希望を後押しするための事業を計上したところであります。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長(殿所大明君)〔登壇〕 答えいたします。農業の働きやすい職場環境の整備についてであります。

農業人材が安心して働き続けるためには、育児休業などのライフステージに応じた労働環境を整えることが重要であります。

このため県では、労働環境の改善を行う経営者に対して、社会保険労務士を派遣し、就業規則の整備等を支援しています。

また、雇用保険に加入することで、育児休業給付の対象となりますが、農業分野では、雇用する労働者が5人未満の個人経営体では、雇用保険の加入は任意とされておりますので、加入促進を図るため、広く周知・啓発してまいります。

現在、国の検討会において、農業への雇用保険の適用の在り方について議論が行われてお

り、その動きも注視しながら、引き続き働きやすい職場環境の整備に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○渡辺正剛議員 答弁ありがとうございます。経済の活性化に関しましては、先ほど内田議員からも指摘がございましたが、今後、半導体産業という先端産業による活性化が大いに期待できるところであります。しっかりとしたかじ取りをよろしくお願いいたします。

育児に関する職場環境整備の件ですが、農業に限らず、1次産業に従事されている方々の育児に係る負担への行政によるサポートは、一般の企業に対するものと比べると後れていると思います。ぜひ県としての検討も進めていただきたいと思います。

少子化への対策につきましては、「日本一子どもを生み育てやすい」という言葉に負けないくらいインパクトのある施策を打ち出していたくようお願いしておきます。

次に、各執行部への質問を行います。

初めに、農政水産部への質問を行います。

昨今、農業に必要な肥料、飼料、資材、燃料費等のコストが著しく増加している一方、販売価格への転嫁はなかなか進んでおらず、生産者の方は事業の継続に大変な苦勞を強いられています。

国は、現在行われている国会で、合理的な費用を考慮した価格形成を法制化し、導入しようと検討しています。生産者の中には、もはや間に合わないかもしれないと話される方がいるほど切迫した状態にあると思いますが、合理的な費用を考慮した価格形成に関して、県としてどのように対応していくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 議員御指摘の

とおり、国は、生産者などの売手が生産に必要なコストの根拠を示し、買手がそれを踏まえて価格交渉に応じるなど、合理的な費用を考慮した価格形成に向け、法制化を進めております。

この価格形成の仕組みが新たな商習慣となるためには、生産から消費までの全ての関係者の理解と協調が必要不可欠であります。

このため県としましては、ホームページやSNS等を活用しながら、消費者に対して、農産物の魅力と併せて、生産に必要なコストへの理解醸成を図るとともに、生産者に対しても、コストの見える化等について周知してまいります。

今後とも、新たな仕組みが実効性のあるものとなり、生産者が希望を持って営農できるよう、しっかり取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。生産者の方が待ち望む制度であると思いますが、この制度を先駆的に取り入れた農業先進国のフランスは、これまでに何度も改正を繰り返して、20年をかけて実用性のある内容に進化させております。ぜひスピード感のある対応をよろしくお願いいたします。

2 番目です。

農業の後継者・担い手不足が深刻化の一途をたどっており、耕作放棄地は増える一方です。

このような状況の中、2023年に発表された改正農業経営基盤強化促進法では、市町村が地域計画を策定し、農地の集約・集積を進めていくことが盛り込まれています。

これまでも農地集約が進んだ成功事例を有する県内の自治体があるようですが、地域計画に関する県の支援について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 地域計画につ

きましては、市町村が今年度中に策定することとされており、県内800近くの地区で策定を終える予定であります。

これまで県では、研修会の開催やメディアを活用した幅広い機運醸成等に加え、西臼杵支庁と各農林振興局に支援チームを設置し、市町村が設ける話合いの場に参加するとともに、円滑に策定されるよう助言を行っております。

また、策定後の計画実現については、モデル地区を設定し、地域のニーズに応じた重点的な支援を行い、その成果を他の地域に波及させることとしています。

県としましては、担い手が減少し、農地の有効利用が懸念される中、地域計画の実現に向けて、今後とも、関係機関と連携しながら市町村を支援してまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。小規模農家は農機具の買換えや維持費にも大変苦労されており、委託生産や集約化による生産性の向上は、今後目指すべき方向性だと思います。引き続き市町村への支援をよろしくお願いいたします。

3点目です。

昨年の猛暑は米や野菜の生育にも大きな影響を与え、品不足や価格高騰といった事態が生じ、その影響は現在も続いております。

今後も昨年のような気象が頻発する可能性は否定できず、その対策として、県の試験場で研究されている品種改良は有望な手段として期待されます。

温暖化に対応した水稻品種の導入状況や今後の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 県では、高温下でも品質の良い水稻の品種として「おてんとそだち」を育成し、平成23年度から奨励品種と

して普及していますが、肥料を多く施すと食味が低下するなどの課題があり、令和5年度の栽培面積は207ヘクタールにとどまっています。

このため県では、高温下でも品質が優れ、かつ食味が安定しやすい新たな品種を育成し、令和6年度は県内9か所で現地実証を行い、収量性や品質などについて、生産者や営農指導員等から高い評価をいただいております。

今後は、消費者や販売業者等の食味に関する評価を確認した上で、奨励品種の選定に向けた手続や種子の確保を進めるなど、早期に現場に普及できるように取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。昨年のような猛暑は今後も続く覚悟が必要です。温暖化への対応は不可欠ですので、新品種の早期導入が図れるように、よろしくお願いいたします。

4点目です。

昭和30年代に開始されたかんがい事業に伴い事業を開始され、農地の面積に応じて賦課金を納めてこられた農家のうち、後継者がおられない方の中には、高齢のため農業もできず、土地の転売・転用もできない中で、賦課金だけを払い続けなければならないという非常に気の毒な方がおられます。いわゆる青地と呼ばれる農用地区域内の農地は、転売や転用の際の制限が大変厳しく、現状の制度では、ほかの用途での活用はなかなか望めません。

青地の中でも、県道や国道に面し、飲食店やコンテナ置場としての利用に適した土地だけでも有効利用を図っていくべきだと考えます。

転売や転用が可能になった暁には、農家の方に加え、土地を利用したい人、できた施設を利用する人、賦課金を徴収する改良区、さらには地目が変わることにより市町村も税収が増える

こととなり、三方よしどころか四方も五方もよくなる、計り知れないメリットがあります。

この件につきましては、昨年も荒神議員から同様の質問がなされていますが、残念ながら前向きな回答が得られておりません。前述のとおり、全ての土地を対象にするわけではなく、条件を満たす土地について、除外をスムーズに認めることをお願いしております。

農用地区域からの除外に対する県の対応につきまして、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この農用地区域は、食料の安定供給の確保及びそのために必要な農地の確保を目的とした農振法に基づき、市町村が定めております。その除外につきましては、地域計画の達成や農地の集団化、農作業の効率化に支障を及ぼさないことなどの法律に定める要件を全て満たす場合に、除外が可能となっております。

除外に当たりましては、農地の状況など個別具体的な事情を考慮する必要がありますことから、県では、除外の判断を行う市町村に対して、相談に十分応じるよう助言しております。

また、市町村職員に対する研修会等を毎年度開催しているほか、市町村からの相談に積極的に応じており、現地確認に同行するなど、丁寧に事案に対応しているところであります。

県としましては、引き続き制度の適切な運用に取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。実態として、青地の除外は極めて困難であるという認識のみが存在していますので、今後、市町村に対し除外要件の周知の徹底を図り、対象となる農地をお持ちの方からの要望に対して、前向きに対応していただくことを強くお願いしておきます。

次に、商工観光労働部に伺います。

1点目です。

ラピスセミコンダクタ社は、2030年までに対2021年比で生産規模を35倍まで増産するための設備投資を国富町の第二工場で予定しており、本県への経済波及効果は10年間で3兆3,000億円と試算されております。

このラピスセミコンダクタ宮崎第二工場の稼働に伴う経済波及効果の具体化に向けた取組について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君） 県では、熊本県へのTSMC進出に伴う経済波及効果の算出を行った地方経済総合研究所に委託し、ラピスセミコンダクタ宮崎第二工場の立地及び生産に伴う宮崎県内への経済波及効果を算出したところ、2023年から2032年までの10年間で3兆3,559億円という結果となりました。

県としましては、経済波及効果の具体化に向け、ラピスセミコンダクタ宮崎第二工場の円滑な稼働が図られるよう、引き続き、半導体人材の育成・確保をはじめ、取引拡大、サプライチェーンの強化など、国富町や関係機関と連携しながら、最大限のサポートをしっかりと行ってまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。10年間で3兆円、1年平均で3,000億円、本県の2次産業1年当たりの総生産額の3割にも達しようかという大変な規模の効果です。ぜひこの効果を具体化できるよう、今後も県としてのサポートをよろしくお願いいたします。

次に、半導体関連産業における人材につきましては、九州の産学金官で構成する「九州半導体人材育成等コンソーシアム」が、将来的に年間1,000人程度不足するとの見込みを公表しています。

国富町のラピスセミコンダクタ宮崎第二工場の本格稼働が始まると、必要な人材の育成・確保が大きな課題となると考えますが、本県の半導体関連産業における人材育成・確保対策の状況について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君） 県内には、半導体の設計・製造や素材、製造装置生産を行う多くの関連企業があり、今後の人材の育成・確保が重要な課題となっております。

このため県では、産学官で構成する「みやざき半導体関連産業人材育成等コンソーシアム」と連携し、宮崎市、国富町など、半導体企業が立地する市町の高校等における半導体産業への理解促進や就職に向けた授業の実施、また、高校生、大学生向けの半導体工場の見学会や、宮崎大学での半導体企業による講義などを行っております。

さらに、企業に対して半導体に関するリスクリング支援も実施しており、産学官の連携を強化しながら、これらの取組を通じて、半導体関連人材の育成・確保につなげてまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。半導体関連の人材獲得は、現在予想されている需給バランスを考えますと、地域間での獲得競争が起きる可能性が高いと思われます。世界規模の工場を有する地の利を生かして、今後、遺漏なき取組をよろしくお願いいたします。

また、本件に関連しまして、半導体関連企業の誘致についてトップセールスを行うと河野知事が言われておりましたが、その現況につきまして、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 熊本へのTSMCの立地などをきっかけとして、九州全体として半導体関連産業の集積が進みつつあるところでありますが、本県としまして、先日、台湾の大企

業で構成する団体「中華民国三三企業交流會」と宮崎県商工会議所連合会との業務協力覚書の締結がなされたこと、また、国際定期便「宮崎ー台北線」の増便などを追い風としまして、台湾の半導体関連企業の誘致にも力を入れて取り組むこととしております。

先月、台湾を訪問した際、TSMCのサプライヤー企業に対しましてトップセールスを行い、安定的な電力や水の供給、交通アクセスのよさなど、本県の立地環境の魅力と各種の支援制度等をアピールしてまいりました。

今後、国際的な半導体関連展示会でありますセミコン台湾やセミコンジャパンへの出展なども予定しておりまして、このような場を通じ、国内外に向けて積極的にトップセールスを行い、九州全体に今生じております大きな流れをしっかりと本県にも呼び込むことができるよう、市町村や関係機関とも連携しながら、引き続き誘致活動を強力に推進してまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。昨今の国際的なビジネスの世界では、某鉄鋼会社の例を見ましても、トップセールスが一般的に行われておるようでございます。知事、大変御多忙とは思いますが、ぜひ引き続き宮崎県の営業トップとして、よろしくお願いいたします。

次に、本県が有する観光資源は他県にも負けない質と量があると思いますが、周遊観光に対する施策が不足しているのではないかとこのように感じます。来年度は、主に二次交通、すなわち本県に観光客が到着して以降の移動に係る新たな取組が予算化されています。

インバウンドの誘客促進のため、広域での周遊観光の取組を推進すべきと考えますが、どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君） インバウンドの誘客促進や消費額拡大を図るためには、県内各地に存在する多様な観光資源を相互につなぎ、広域周遊を促進する取組が非常に重要であります。

県ではこれまでも、外国人観光客のニーズを踏まえ、各地の観光資源について、季節やテーマでつないだモデルコースを設定し、ホームページ等での情報発信や、旅行会社への商品造成の働きかけなどに取り組んでおります。

さらに来年度は、当初予算案で計上しておりますインバウンド向け二次交通対策強化事業により、路線バスで県内の主要観光地の1日周遊が可能となるデジタルチケットを造成し、航空会社等と連携した販売促進プロモーションなどに新たにに取り組むこととしております。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。私としましては、この次のステップとして、いま一歩踏み込んだ具体的な周遊観光プランを含む自治体間の周遊について県が企画し、それに伴う交通機関への財務的なサポートや、周遊を可能にする県道整備といったインフラの充実を図ることが、インバウンド増加にもつながると思います。ぜひ今後、具体的な検討をお願いいたします。

次に、県土整備部への質問を行います。

ラピスセミコンダクタ社による投資で、従業員の通通勤や原料・製品等の運搬により、周辺道路の交通量は今後格段に増えることが予想されます。

中でも、県道高鍋高岡線の高岡から国富に入る峠の下り坂のカーブは、スピードが出やすく見通しが悪いため、危険であることから、早期に改良を行う必要があると考えます。

そこで、県道高鍋高岡線の嵐田工区の整備状

況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県道高鍋高岡線につきましては、高鍋町から国富町を経由し、宮崎市高岡町に至る幹線道路であり、沿線に位置するラピスセミコンダクタ宮崎第二工場では、本格稼働に向けた準備が進められていると伺っております。

議員お尋ねの嵐田工区につきましては、大型車の通行が多く、カーブ区間の走行時の安全性を確保するため、令和2年度から延長360メートルの事業に着手しており、地元の皆様の御協力の下、今年度、全ての事業用地の取得を完了し、来年度から工事に着手することとしております。

県としましては、車両通行の安全性向上を図るため、引き続き、必要な予算を確保し、早期完成に努めてまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。ラピスセミコンダクタ国富工場の周辺では歩道の整備も計画され、交差点での渋滞緩和に役立つバイパス道路の整備も行われているようです。第二工場の本格稼働後は間違いなく交通量が増えますので、確実な施工をよろしくお願いいたします。

次に、綾北川、本庄川の濁水問題について伺います。

この問題は、以前から日高前県議も質問していましたが、昨年2月にも、綾町長、綾町議会議長の連名で、綾北川、本庄川の濁水問題に対する要望書が提出されています。

綾北川、本庄川における濁水軽減対策の取組状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 綾北川、本庄川における濁水の長期化は、地元の皆様にとっても大きな問題であります。

濁水軽減対策については、流域一体の取組が重要であるため、これまで、ダムにおける選択取水設備の運用に加え、熊本県を含む関係機関による検討会で情報共有しながら、航空写真による崩壊地の調査や緑化などにも取り組んできたところであります。

また、今年度、庁内の関係3部局で濁水対策ワーキング・グループ会議を立ち上げ、より効果的な取組に向けた協議を進めております。

来年度は、濁水モニタリングの調査範囲をダム上流域に拡大し、濁水の発生状況をより詳細に把握する予定であります。

今後とも、地元の皆様の御意見も伺いながら、関係機関と連携を図り、濁水の軽減に取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。残念ながら、この問題の解決には、いまだ有効な対策が立案されておられません。

一方で、ダムを利用した発電事業は、安定的な財源として、新たな投資まで行われております。その財源の一部を継続的にでも利用しながら様々な対策を実証し、改善状況を確認していくといったことも、ぜひ考えていただきたいと思います。

ユネスコエコパークを有する自治体を流れる川がいつまでも濁ったままでは、行政が役目を果たしているとは言えません。ぜひ効果的な濁水の軽減が図れるような対策を今後立案していただくように切にお願いいたします。

次に、教育委員会への質問です。

今後、少子化のさらなる進展が予見される中、特に郡部に立地する県立高校の定員数確保は、地域における高校存続のためにも重要な課題と言えます。

他県にある離島の高校などは、この数年、

様々な制度、例えば島内留学と称し、島内へ移住する生徒への補助を手厚く用意するといった制度や、地元への愛着教育の充実を通じ、生徒数の維持を実現させております。

本県では、2008年の学区制撤廃後、地元の高校以外への入学が進み、結果として、地方にある高校の入学者数が相対的に減少しているといった地域の声を聞きます。

学区制撤廃の当初の目的は、受験生に多様な選択肢を与えるということだったと思いますが、学区制撤廃後の進学実績の変化と、郡部にある県立高校普通科の学力向上にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 通学区域撤廃後の県立高校の進学実績につきましては、各学校での教育課程の工夫や進路指導の充実により、撤廃前と比較しても大きな変化はないものと認識しております。

また、県立高校普通科の学力向上につきましては、教員の指導力向上研修に加え、当初予算案で計上しております新たな時代を切り拓く学力向上事業により、学校の垣根を越え、生徒同士が切磋琢磨しながら学び合う「みやざきレベルアップセミナー」を開き、学力向上に取り組んでまいります。

さらに、地理的状況にかかわらず、多様な学習ニーズに応える質の高い学びを実現するために、遠隔授業などICTを活用した教育活動にも取り組んでおり、今後とも、高校生の可能性を最大限に引き出すことを目指してまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。地方高校の存続は、地域住民にとりましても、社会の存続につながる極めて重要なテーマであります。引き続き、地方高校へのサポートを何とぞ

よろしくお願いいたします。

次に、南海トラフ地震への対応について伺います。

30年以内の発生確率が80%を超えた南海トラフ地震への対応は、いよいよ一刻の猶予も許されない状況だと言えます。

災害発生時の備えとして、食料や避難場所の確保が進んでいることは明らかにされていますが、現在の想定では、発災1週間後の避難者が全県下で約23万人、1か月後でも約11万人の方が避難所生活を送ることになっており、避難住宅の手当ても重要な課題となっております。

昨年の能登半島地震の例を見ましても、仮設住宅が整備されるまでには相当な時間がかかり、健康に問題がある方の不安には大変なものがあります。発災後、建設と撤去に費用も時間もかかる仮設住宅の整備を前提にするのではなく、例えば、可能な限り空いている公営住宅の一時利用を検討すべきと考えます。

自治体として独自に避難者向けの住宅整備や維持費を負担するのは困難であることから、県と避難元自治体、公共機関による準備が妥当であると考えますが、災害時における被災者の避難先の一つとして、公営住宅を活用できるかどうか、主管部である県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 災害時には、避難先として公営住宅を一時的に活用することが可能であり、昨年8月の宮崎市の竜巻被害では、県営住宅に14世帯32名の被災者を受け入れたところです。

なお、入居期間中の家賃、敷金は免除し、入居期間は原則1年間として、被災者の事情等を考慮して延長も可能としております。

県では、災害時における公営住宅の活用について、提供可能な公営住宅の情報を市町村と共

有するとともに、被災者受入れの手续等を県民に広く認識していただくため、ホームページや市町村の広報紙などで情報発信に努めてまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。遊休公営住宅の利用は、時間・コストの面でも非常に効果が高いと思われます。公営住宅に加え、警察官舎や教職員住宅等の公務員住宅も結構な空室があるようですので、危機管理の一環として、関係部局において今後の利用可能性について調整いただくようお願いしておきたいと思っています。

次に、総合政策部長へ伺います。

現在、本県も直面している働き手不足の問題です。つい先般、志布志港から豚の飼料を運搬するトラックのドライバーさんが高齢のため退職され、後任がなかなかいないために餌が届かず、大変苦労しているという話を養豚を営んでおられる方から伺いました。

運送業については、これまで技能実習での受入れは対象とされていませんでしたが、人手不足の現状に鑑み、国は昨年、自動車運送業を特定技能の対象分野に追加したところです。

今後予想される外国人材の獲得競争に向け、他県に先んじるためには、医療・介護、建設、運輸交通などの各産業分野におきまして、あらかじめ事業者と行政で受入れに必要な要件をすり合わせ、派遣元となる国との調整に際しそごが生じないよう、現地とのつながりを構築しておくことが肝要です。

現在、本県では、様々な現場で働いている外国人の働き手さんがいらっしゃいます。彼らの多くは技能実習生で、監理団体が窓口となり来県し、建設や農業の分野で受入れが進んでいます。

そこで、特定技能制度に関する外国人材の確保に向け、現地に県の窓口を設けるなど、他県に先駆けた取組を行う考えはあるか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 人口減少が進み、国内外におきまして、外国人材獲得競争が激化する中、安定的かつ効果的に外国人材を確保するためには、送り出しを行う各国の特性や各産業分野の実態等を踏まえ、海外とのつながりを構築することが大変重要であります。

このため県では、農業分野においてベトナム国立農業大学等と連携した特定技能人材の確保・育成に取り組むほか、介護分野では、ベトナムの送り出し機関等を訪問し、本県で働く魅力をPRするなど、外国人材の確保に係る海外と連携した取組を進めております。

今後は、これまで築いてきた関係を他産業にも広げていくほか、新たな国との関係構築を図ることとしており、引き続き、外国人材をより確実に確保していくための効果的な取組を進めてまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。運輸交通部門における外国人材の活用は、現在の働き手の逼迫状況から考えますと、優先度を上げて取り組むべき課題だと考えます。引き続き外国人材の確保に御努力いただくよう、よろしくお願いいたします。

最後の質問です。九州新幹線の早期着工に向けての機運醸成の件です。

本件は、先週の代表質問にて外山議員からも質問されていますが、機運の醸成という側面で改めて質問させていただきます。

かつて宮崎は、地方空港の中で初めてジェット機が就航、「日本のハワイ」と呼ばれました。私が小学生のときに、こどものくにや青島

に行くと、そこには多くの新婚カップルがいて、子供心にどうしてこんなに新婚さんが来るのだろうと不思議に思ったことを覚えております。

あれからはや60年、あのときの新婚さんたちも今は後期高齢者、2度目のハワイ旅行として、また宮崎に来てもらいたいところですが、残念ながら、今では九州内でも下から2番目の来県者数となっています。交通インフラの充実が観光客を増やすことは、新幹線が開通した熊本や鹿児島 の例からも明らかであります。

そこで考えるべきは、本県へも早く新幹線を整備すべく、県民の機運を何とかして盛り上げることです。新幹線の完成後に最もその恩恵を受けるであろう子供たちを対象に、中高年世代が彼らの夢をサポートするような試み、例えば「将来子どもたちが乗る切符、宮崎新幹線未来切符！」といったようなキャンペーンを企画すれば、買ってあげるおじいちゃん、おばあちゃんたちはたくさんいると思います。

整備計画に格上げされないと実現の見通しも立たないというのが現状だと思いますが、このような世間の注目を集めるような話題づくりをしないと、機運などなかなか盛り上がらないのではないのでしょうか。

30年後に実現するかもしれない県民の夢とも言える宮崎新幹線の整備に向け、あらゆる世代の県民の機運をどのように高めていくのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 現在進められております新幹線整備は、30年、40年という時間をかけて開通に至っているところでありまして、新幹線整備は長い時間軸の中で継続して取り組むものであります。御指摘のとおり、あらゆる世代の県民が新幹線実現に向けた思いを自らのこと

として共有することは大変重要であると考えております。

そのためには、中高年世代においても、新幹線のある未来を具体的にイメージしていただき、将来世代に対する責務として、真剣に議論していただけるような環境整備を進める必要があると考えております。

1月に初めて開催しましたシンポジウムでも、九州経済調査協会の講師から、この九州新幹線というものが、現在整備が進められている新幹線と比べても、その必要性や整備効果は決して引けを取るものではないというような御指摘なり説明があった上で、最初から宮崎は新幹線は無理だと言って諦めるのではなく、新幹線が宮崎にできるんだと、今存在しないものができた世界を想像し、議論することが大切だという指摘がありました。

当初予算で計上しております新幹線整備機運醸成事業におきまして、観光客など交流人口の増加や県内における経済波及効果を調査することとしておりまして、どのようにこの宮崎が変わり得るのか、より具体的にお示しできるものと考えております。

県としましては、子供や若者はもちろん、中高年世代も含めた県民一人一人が当事者意識を持って、新幹線のある未来について考えていただけるよう、さらなる機運醸成に努め、新幹線整備の実現に向けて取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。かつてはSFの世界にしか登場しなかった空飛ぶクルマも、今では実用化のほんの一步手前まで来ております。大阪万博でも実現するような話を聞いております。

子供は、自らの夢の実現に向けて、若いときから頑張れます。中高年でも、子孫が享受でき

る夢であれば、一緒になって頑張れると思います。ぜひ将来の夢を実現させたいような企画を今後立案していただくよう、何とぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時50分散会

3月5日（水）

令和 7 年 3 月 5 日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（38名）

2 番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3 番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4 番	工藤隆久	（同）
5 番	福田新一	（宮崎県議会自由民主党）
6 番	本田利弘	（同）
7 番	山内いっとく	（同）
8 番	山口俊樹	（同）
9 番	下沖篤史	（同）
10番	齊藤了介	（同）
11番	黒岩保雄	（同）
12番	渡辺正剛	（同）
13番	濱砂守	（同）
14番	脇谷のりこ	（親和会）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	山内佳菜子	（同）
17番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
18番	二見康之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	日高博之	（同）
20番	後藤哲朗	（同）
21番	佐藤雅洋	（同）
22番	安田厚生	（同）
23番	日高陽一	（同）
24番	内田理佐	（同）
25番	川添博	（同）
26番	荒神稔	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	山下寿	（同）
34番	外山衛	（同）
35番	武田浩一	（同）
36番	丸山裕次郎	（同）
37番	中野一則	（同）
38番	山下博三	（同）
39番	野崎幸士	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
代表監査委員	川野美奈子
人事委員会事務局長	田村伸夫

事務局職員出席者

事務局局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也

◎ 一般質問

○野崎幸士副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、図師博規議員。

○図師博規議員〔登壇〕（拍手） 先日、児湯郡の同世代の町会議員の方々と一緒に、地方創生のトップランナーとして実績を上げている自治体の調査に行ってきました。調査先の取組はもちろんすばらしい内容でありましたが、調査先までの長距離の移動の道中、レンタカーを代わる代わる運転しながら、町議の方々と地方創生や地方活性化策を語り合えたことも大変有意義な時間となりました。

調査先の1か所目は、徳島県上勝町に行ってきました。上勝町の葉っぱビジネスは既にマスコミに多数取り上げられており、2012年には葉っぱビジネス事業が映画化されるなど、地方創生のトップランナー中のトップと言っても過言ではない町です。

季節の葉っぱや花、山菜など、山や道端に自生する原価ゼロの地方資源を出荷・販売する農業モデルで、料亭などの顧客が望む葉っぱやつま物を、顧客が望むタイミングで、顧客が必要な量を提供する組織体制が構築されており、全国シェアが8割以上で、320種類以上の葉っぱや枝を商品化し、長期安定出荷することにより、年間約2億6,000万円を売り上げております。

商品が軽量で取り扱いやすいので、高齢者や女性でも運営ができ、生産者は70歳以上の高齢者や女性が中心で、現在145軒が就農されています。月収100万円を稼ぐ人もいるほか、年

収1,000万円を超える高齢者が複数いらっしゃいます。

また、県と連携し、ICTを導入。高齢者がパソコンやタブレット端末を活用して、専用ホームページで受注情報や市場情報をリアルタイムで確認できるようにしております。

さらに、POSシステムで上勝町の実産者の売上げをランキング形式で見られるようにしたことで、生産者のモチベーションを上げることに成功しました。成功したといえ、高齢者の方々が山などを歩きながら作業されることにより、健康増進にもつながって、国保や後期高齢者医療保険の保険料の減少にもつながっており、一石何鳥もの効果を上げられています。

さらにさらに、この葉っぱビジネスを運営している株式会社いんどりと上勝町が連携し、後継者育成と生産力向上を目的とした「いんどりヘルパー制度」を設け、長期研修生を雇用し、農家の下で働きながら知識や経験を蓄え、2年後の就農、つまり移住政策にも実績を上げられています。まさにあっぱれとしか言いようのない自治体の取組でありました。

そして、次の調査先は高知県馬路村に行きました。馬路村の主力産業は林業でしたが、1960年代からユズの栽培に力を入れ始め、10軒ほどの農家でスタートしました。年々規模は拡大し、現在は約200軒の農家が年間800トンを超えるユズを生産し、食品70種類や化粧品15品目に加工し販売しており、年間30億円の売上高を安定計上するまでに成長されています。

馬路村のユズ商品の取組の特徴は、流通業者を介して市場に出すのではなく、一般消費者に直接販売する手法に力を入れており、通信販売をベースにし、電話・ダイレクトメールを活用し、全国約35万人の顧客情報をしっかり管理し

た販売戦略を構築されていました。実際、加工施設を視察させてもらった際に、数十人の事務職員がコールルームでひっきりなしに電話対応している光景は圧巻でありました。

さらに、単にユズ商品を売るのではなく、商品パッケージデザインやコマーシャル、チラシ、梱包に至るまで、徹底してどれを一目見ても馬路村と分かるようになっており、ユズ商品の売上げだけではなく、馬路村ファンの増加と一度馬路村に行ってみたいという観光客の誘致にもつながっています。そして、馬路村農協は、合併という選択肢は選ばず、単独農協として存続する道を選ばれました。

以上、2つの自治体の取組の紹介でした。そもそもこの地方創生は、第2次安倍内閣が2015年を地方創生元年と位置づけたことに端を発していますが、あれから10年経過し、ここに来て石破政権が「地方こそ成長の主演」をスローガンに地方創生2.0を打ち出し、2,000億円規模の交付金が計上されています。

そこでまず、本県におけるここ10年の地方創生の取組で、特に市町村と連携した取組の内容、その取組でどのような成果を上げられてきたのか、知事にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君) 〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

私は県内各地に足を運び、市町村長や地域住民の皆様との対話を重ねる中で、地元への愛着や地域おこしへの熱い思いをひしひしと感じております。多くの皆様がいろんな場所で、地域への思い、様々な熱心な取組を展開しておられます。県としてもこの思いを後押しすべく、県内市町村と連携し、これまで様々な取組を進め

てまいりました。

具体的には、県内各地の特産品を生かしたフードビジネスの振興をはじめ、世界農業遺産やユネスコエコパークなどの地域ブランドづくりの推進、移住・U I J ターンの促進等に取り組んできておりまして、この結果、食品関連産業の付加価値額は全国平均を上回る大きな伸びを示し、さらには移住世帯数の増加など、一定の成果も出てきているところであります。

一方で、東京一極集中の是正が進まず、少子化・人口減少が一層加速する中、国では「地方こそ成長の主演」として地方創生2.0を起動させ、地方と日本の活力を取り戻すとしております。

本県としましても、国や市町村はもとより、企業や大学等との連携を一層深めながら、地域の個性や魅力を生かした地方創生を推進してまいります。以上であります。〔降壇〕

○国師博規議員 食品関連産業の付加価値額は全国平均を上回っているというような実績を上げられてきております。さらなる地方の逸品の磨き上げを期待しているところであります。

上勝町と馬路村の事業において、幾つかの共通点があります。一つ抽出いたしますと、やはり今、知事も述べられました「付加価値」がキーワードになっております。原材料のままでは商品価値が高くないものを、ユーザーのニーズに応え、高品質でバリエーションに富んだ商品開発をし、流通させることにより、小さい自治体でも、人口が少ない自治体でも、突出した存在感を示すことができています。

そこで、今回の地方創生2.0において5本の柱がありますが、その一つに「付加価値創出型の新しい地方経済の創生」というテーマがあります。本県は、日本のみならず世界に誇れる農畜

水産物、また自然、文化、伝統などの地域資源の宝庫の県であります。このポテンシャルをどう付加価値化させることでさらに存在感を増していくのか、その具体的な取組こそが交付金を獲得することにつながります。

知事、もう一度、新しい地方経済の創生について、知事のビジョンをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 今般の地方創生2.0を進める上では、地域固有の資源や強みを最大限に生かした付加価値の高い産業と、魅力的な雇用の場の創出が大変重要であります。

御指摘のとおり、本県は様々な地域資源の宝庫、宝はたくさんあるということでございまして、これをしっかりと生かしていくことが重要であります。

来年度予算におきましては、国において拡充された地方創生に係る新たな交付金等も活用しながら、食品関連産業のさらなる成長に向けた販路拡大や輸出の促進、また豊かな自然や食、伝統文化、大規模な国際スポーツイベント等による地域づくりや観光周遊、さらには資源循環型の農林水産業の展開に加え、先端技術による生産性向上、D Xや半導体関連産業に係る人材育成などにも力を入れることとしております。

これらの取組を官民一体となって力強く推し進め、外貨の獲得や地域経済循環による経済成長はもとより、関係人口や交流人口の拡大、地元への愛着や誇りの醸成にもつなげることで、人口減少下にあっても豊かで活力にあふれ、将来に希望を持てる宮崎を築いてまいります。

○図師博規議員 高付加価値化や6次化でさらに商品の磨き上げをすることは、今語られていくことではありません。宮崎にもまだまだ掘り出してブラッシュアップできる農畜水産物があります。もう一度ギアチェンジして、この地方

創生の波にさらに乗っていくことを期待しております。

次の質問に移ります。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律、いわゆる水産流通適正化法が施行され、その法律が本県の養鰻業者に与える影響について伺ってまいります。

この水産流通適正化法は、既に令和2年12月に公布されており、特定第一種水産物としてアワビやナマコの採捕者及び取扱業者の届出は始まっていますが、今年の12月からはウナギの稚魚も適用開始となるため、関係者からその取扱いがどうなるのか不安な声が届いています。

ではまず、この水産流通適正化法において、ウナギ稚魚採捕者及び取扱業者も県への届出が改めて義務づけられることになりますが、その目的と県内養鰻業者にはどのような影響が出ることになるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） ウナギ稚魚の流通は、例えば昨年漁期では、国内採捕量と輸入量の合計14.1トンに対して養鰻業者の池入れ量が16.2トンと、2.1トンの乖離があるなど不透明な流通が課題となっているところです。

このため、密漁品の流通を防止することを目的に制定された水産流通適正化法が、令和7年12月からウナギ稚魚にも適用されることになっております。これにより、採捕者や流通事業者としての届出に加え、漁獲番号の伝達等が義務化される一方で、販売先の制限はないため、これまで条例に基づき県内のみに流通していた県内産のウナギ稚魚が、制度上、県外に流通する可能性があると考えております。

○図師博規議員 県内で採捕されたウナギ稚魚が県外に流出する可能性があるという、ちょっ

と耳を疑うような答弁で、養鰻業者ならずとも不安を抱いてしまいますが、そのウナギ稚魚の流通を監視・適正化するために、県は来年度の当初予算の中に、うなぎ稚魚流通適正化事業という名目で予算化されています。その事業内容について、再度農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 県では、水産流通適正化法の適用に対応するため、当初予算案において、ウナギ稚魚の流通監視等に取り組む事業を計上しております。

具体的には、密漁品の混入を防止するための県独自の取組として、採捕量を正確かつ迅速に把握するために検量場を設置し、採捕者に対するウナギ稚魚漁業の許可の条件に、販売前の検量場への持込みを加えることを検討しております。

県としては、これらの新たな取組に加え、これまで同様、採捕者、流通事業者の取引記録の確認や密猟監視を行うなど、宮崎県内水面振興センターと連携し、しっかり取り組んでまいります。

○図師博規議員 今の御答弁内容では、販売前にウナギ稚魚を検量場に持ち込ませると。それだけで果たして県外流出を防げるのでしょうか。そこでしっかりとした検量をするだけで県内流通の安定につながるのか、私はまだ理解できません。

今まで本県は、全国に先駆けウナギ稚魚の取扱いに関する条例を適用し、罰則規定まで設けてウナギ稚魚の県内安定流通に取り組んでこられました。しかし、この水産流通適正化法は、その県の条例を上書きするような内容になっており、検量後のウナギ稚魚が投機目的で転売されてしまい、県内の流通体制が崩壊してしまうのではないかと関係者は懸念されています。

再度伺いますが、県内採捕、県内でとれたウナギ稚魚の安定供給体制は堅持されと考えていいんですよね。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 県内のウナギ稚魚の採捕は、現在、内水面振興センターや内水面漁協組合員等に許可しており、全量が県内養鰻業者に供給されております。

このうちセンターは、県内養鰻業の振興を目的とする法人でありますので、法適用後も従来どおり全量を県内養鰻業者に供給する方針であると聞いております。

また、漁協組合員が採捕するウナギ稚魚については、流通の透明化等に取り組む事業者を認証する県独自の制度を構築する中で、漁協やシラスウナギ協議会の意見を聞きながら、県内養鰻業者への供給の在り方を検討いたします。

県としては、これらの取組を通じて、県内養鰻業者にウナギ稚魚が安定供給されるよう、適切に対応してまいります。

○図師博規議員 ぜひ漁協やシラスウナギ協議会関係者との連携、もしくは今後の協議を密にされて、宮崎県へのウナギ稚魚の安定供給につながる体制整備をお願いしたいと思います。

それでは次に、児童福祉に関する質問をさせていただきます。

本県は、宮崎県社会的養育推進計画を整備しており、またそれに伴い、里親への委託を進めている現状がありますが、現在、保護者のいない児童や虐待されている児童等を保護・養護するために、県内では、21か所の児童養護施設と、1歳から2歳までの乳児を保護する乳児院が2か所運営されています。

先ほど申しました社会的養育推進計画の中では、この施設型の児童養護の在り方から里親な

どの委託に大幅移管することが目的とされ、令和2年から11年の10か年計画で既に5年が経過し、今、計画後期の5年間の内容の見直しが行われているようです。その見直しの内容と、計画の指標の一つである里親等への委託の状況がどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 社会的養育推進計画は、家庭養育優先の原則に基づき、当事者である子供や施設等から意見を聴取しながら、全面的な見直しによる最終案をまとめたところです。

この中では、子供の最善の利益を実現するため、里親等委託の推進をはじめ、子供が自らの意見を表明できるよう支援するなどの子供の権利擁護に係る環境整備のほか、地域小規模児童養護施設や一時保護専用施設の設置等による施設の小規模かつ地域分散化や多機能化などに取り組むこととしております。

また、令和5年度末の里親やファミリーホームで暮らす児童は48人であり、里親等への委託率は11.5%であります。前年からは1.3ポイント増加しておりますが、全国的には低い状況にございます。

○図師博規議員 全国的には低いというよりは全国最下位の数値となっておるんですが、私はその現状が特に悪いとは思わない部分もあります。先ほど言いましたが、宮崎県は他県に比べて児童養護施設等の施設整備が充実している、数も多いんです。ですから、そこで養育されている子供たちがいかに育つかのほうが、私は大事だと思っております。

それでは、現在、里親を指導・育成する役割を担う里親普及促進センターがありますが、このセンターは、どのような体制で、どのような

活動をしているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 里親普及促進センターみやざきの設置・運営は、NPO法人に委託しております。

その業務内容と人員体制は、里親希望者に対する制度説明や県民向けに普及啓発等を行います里親リクルーターが1名、里親登録に必要な研修等を行う里親トレーナーが1名、里親と施設等の関係機関との調整などを行います里親等委託調整員が2名、里親の相談援助等を行う里親等相談支援員が2名の合計6名となっております。

○図師博規議員 6名体制で里親普及促進センターの運営がなされているということですが、来年度からは、里親普及促進センターから里親支援センターとして役割が拡充されるようです。その役割がどう変わるのか、福祉保健部長に再度お伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 里親支援センターは、児童福祉法に基づく児童福祉施設になりますことから、委託の推進や支援について、これまでの児童相談所を補佐する立場から、より主体的に取り組む立場となり、制度上、人員体制についても、ニーズに応じ基準の範囲内での増員など、柔軟な対応が可能となります。

また、従来の委託業務に加えまして、里親と児童のマッチング、委託児童の自立に向けた進学・就労支援や関係機関との連携など、これまで以上に一貫した体制で包括的な支援を行うこととなります。

○図師博規議員 里親支援センターになって職員の増員も可能になる、もしくは様々な主体的な活動ができるようになるということが、委託

率の向上につながるということを期待しております。

ちなみに熊本県は、既に今年度から里親支援センターを県内 3 か所に設置しており、24 時間 365 日、里親をサポートする体制を整備しています。

さらに、そのセンターから毎年延べ約 300 回の家庭訪問を行い、さらに毎年 80 回程度、複数の里親を集め、里親ミーティングを実施し、里親のためのネットワーク構築に取り組まれています。ゆえに熊本県は、毎年 20 世帯程度の新規里親が登録され、着実に委託率が向上しています。

本県の里親支援センターは、1 か所で里親のサポート体制は十分にできるのか。県土面積が広い本県も熊本県同様、複数箇所の支援センター整備や現存の児童養護施設と連携したサテライト的な支援の拠点づくりが必要と考えますが、福祉保健部長のお考えはいかがでしょうか。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 里親支援センターは、児童福祉法に基づく県の認可が必要となるために、現在、里親普及促進センターみやざきを運営する NPO 法人が移行に向けた手続を進めており、人員体制を含め、審査を行っているところであります。

新しいセンターが県内全域で活動することとなりますので、複数の設置については計画しておりません。1 つのセンターが主たる事務所以外にサテライトの窓口を設置することは、制度上不可能ではございませんけれども、まずは 1 か所を拠点として、その機能を充実させることに力を注いでまいりたいと考えております。

○図師博規議員 いきなり熊本のような体制というのも無理があるのかもしれませんが、広い

県土に 24 時間 365 日のサポート体制を構築するのであれば、やはり県北、県央、県南ぐらいのサテライト的な支援の拠点づくりは必要かと考えます。

では次に、児童養護施設でもなく里親委託でもない、子供たちの第三の居場所づくり事業である児童育成支援拠点事業について伺います。

この事業主体は市町村であります。国が 3 分の 1、県が 3 分の 1 の事業費を補助し、市町村と連携して事業を拡大することが求められています。この事業は、家庭や学校に居場所のない児童に対し、生活習慣の形成や学習サポート、食事の提供などを行い、虐待を防止し、子供たちの健全な育成を図ることが目的とされています。

では、この事業の県内における運用状況と今後の事業展開について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童などに対しまして、生活習慣を身につけさせるほか、学習の支援や食事の提供などを行う居場所を提供する市町村の事業です。

県内では、高鍋町が社会福祉法人に委託して実施しておりまして、小学生から高校生までを対象に、民家を活用した居場所の提供のほか、農業体験活動や世代間の交流活動、支援の充実に向けた関係機関との連携会議等を定期的開催しております。

県としましては、実施主体であります市町村に対し、会議の場などを通じまして、事業内容の周知や先進地事例の紹介など、本事業が効果的に実施されますよう推進してまいります。

○図師博規議員 この児童育成支援拠点事業

は、風呂に入っていない子供や歯磨きの習慣ができていない子供などの生活支援をしたり、保護者が宿題を見ることができない子供の学習指導支援をすることに加え、学校まで迎えに行き、食事と入浴まで拠点施設で済ませ、その子の自宅まで送り届けるといった支援ができる事業であります。

家に帰ったら寝るだけです。果たして、家に帰って寝るだけで、家庭で養育しています、育てています、愛情を注いでいますと言えるのでしょうか。なぜ国はそこまでして家庭的環境のほうを重視するのか、私は疑問を抱いております。

大分県で児童育成支援拠点事業を実践している社会福祉法人があります。宮崎県内の児童養護施設に2歳から預けられ、その養護施設から大学に進学し、大分のその社会福祉法人に就職している青年がいます。その青年が、児童育成支援拠点事業に関わりながら感じていることを率直に教えてくれました。

青年の言葉です。「私は児童養護施設で育ち、施設職員の方からいつも変わらぬ愛情を受けながら育つことができました。今、私が支援している子供たちは、親元で暮らしているものの、変わらぬ愛情を受けられていないと思います。安定的な環境こそが子供たちの成長には大切だと思います」。

彼は、児童養護施設を卒園した後、立派な社会人になっている一人です。その彼が、施設よりも一概に里親や家庭復帰させることがよいということではなく、施設職員や里親を問わず、養育者が安定的に継続的に子供に関わることができる仕組みや環境を構築する、いわゆるパーマネンシー保障の大切さを説いてくれたんです。

里親委託や児童育成支援拠点事業の推進も必要なこととは理解しますが、それ以前に、パーマネンシー保障の視点・観点が欠落しない取組こそが優先されるべきと考えますが、福祉保健部長のお考えはいかがでしょうか。

○福祉保健部長（渡久山武志君） パーマネンシー保障とは、社会的な養育が必要な子供に対しまして、永続的・安定的な養育を保障するという考え方であり、子供が養育者に安心感や信頼感を持つために、大変重要な理念であると認識いたしております。

子供は家庭で生活することが望ましいですけれども、様々な事情により家庭での生活が困難な子供につきましては、子供の意向や状況等を十分に踏まえた上で、里親、ファミリーホーム、児童養護施設などから、子供にとって最もよい養育先が選ばれるべきであると考えております。

○図師博規議員 一概に里親がいい、家庭復帰がいいという選択肢だけではなく、その子供が健全に育っているか、そこを客観的に俯瞰して見守る、時に指導するという環境づくりのほうに優先されるべきだと私も思っております。

では、次の質問に参ります。

先日、高鍋町に住む中学2年生の女の子の御両親と祖父母の方から御相談がありました。その女の子は、重度の筋萎縮症で車椅子生活をしており、何とか立つことはできますが、手すりにつかまっても10メートルの歩行すら困難な状況であります。この子は、地元高鍋町内の小学校、中学校へと進学し、その子の進学に対応する形で高鍋町は、学校内にスロープと多目的トイレ、そして階段の昇降機——昇り降りをする機械を整備されました。そして、その子は地元

の高校への進学を希望しています。

しかし、その高校にはエレベーターや昇降機は整備されておらず、多目的トイレはあるものの、そこにたどり着くためには複数の段差があり、とても一人でトイレに行ける環境ではありません。もちろん、地元高校への進学には入学試験のハードルを越えなければなりません、そのハードルを越えることができたとしても、高校のバリアフリー化のハードルは、彼女一人の力では越えることはできません。

エレベーターなどのバリアフリー化が整っている高校へ進学するとなると、宮崎市内のほうに行くことになり、往復で約2時間かかるため、農業をされている両親としては、農作業を2時間できなくなることは収入減に直結すると心配されています。

そこでまず、県立高等学校のエレベーター、スロープ及び多目的トイレの整備状況はどうなっているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校のエレベーター、スロープ及び多目的トイレにつきましては、バリアフリー化や合理的配慮の提供の観点から、それぞれの学校の実態に応じて設置を進めているところであります。

そのうちエレベーターにつきましては、37校のうち11校に設置しておりまして、内訳としましては、宮崎市が4校、日南市が1校、西都市が1校、都城市が2校、小林市が1校、延岡市が2校となっております。

また、スロープにつきましては、玄関受付までを全学校に設置しておりまして、多目的トイレにつきましても、各校1か所以上に設置しております。

○図師博規議員 37校中11校には整備されているということでした。また、スロープは学校入

り口から玄関までは全校に整備ということですが、スロープが玄関先まで行ったとて、教室にたどり着かなければ授業は受けられないですね。

では次に、県立高校において既にエレベーターが整備されている学校は11校あるということでしたが、その整備されるまでの経緯と対応、それらの対象者が入学してきたときにはどのような対応をされてきたのかを教育長に再度伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校におけるエレベーターにつきましては、これまで階段の移動が困難な生徒の入学が見込まれる場合に設置についての検討を行い、整備してまいりました。

なお、設置に際しましては、おおむね1年半の設計及び施工の期間が必要となるため、生徒の入学からエレベーターが設置されるまでの期間は、授業教室を1階に配置したり、介助を行う生活支援員がサポートするなどの対応を行っております。

また、構造上の理由等により、やむを得ずエレベーターを設置できない場合には、さらに階段昇降機を導入するなど、可能な限り生徒が不自由なく学校生活を送れるように配慮しております。

○図師博規議員 実際、障がいがあって車椅子が必要な方が入学してきた後に整備計画が動き出し、設置に至るまで1年半ほどかかるということでした。その間は生活支援員などがサポートするということですが、やはり早期の着工、早期にバリアフリー化を進めることが大切だと思います。そして、障がいがあってもなくても同じ環境で学ぶことを保障する、つまりインクルーシブ教育の実現は、ハード面・ソフト面が

整って初めて有効となります。さらなる積極的な整備を期待します。

次に、私はPTA役員をさせてもらうようになって、学校運営の内容が今まで以上に具体的に理解できるようになりました。その一つとして、PTA雇用職員の実態があります。これは、PTAがPTA会費の中から事務職員を雇用し、学校事務室で勤務している職員のこと、業務内容としては、PTA活動の事務作業やPTA会費の管理が主なものと思われすが、実態はそうでないところがあるようです。

そこでまず、県立高校におけるPTA雇用職員の配置状況はどうなっているのか、また、PTAが事務職員を雇用している影響で、PTA会費にも格差があると聞きますが、その実態はどうなっているのでしょうか、教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校におけるPTA雇用職員の配置につきましては、県立高校全37校のうち、現在35校でPTAが職員を雇用しております。その職員数は、令和7年2月現在、県全体で84名となっており、最も多い学校では、5名の職員が雇用されている状況であります。

各校が保護者から徴収している金額につきましては、その内容や徴収対象者は多岐にわたって、生徒の部活動を支援する費用などを含めたPTA関連費は、おおむね安いところで月額2,500円、高いところで6,500円となっております。

○図師博規議員 多いところは1校でPTAが5名の事務職員を雇用しており、PTA会費の格差も大きく、年間にすると5万円ほども格差があるという御答弁でありました。

先日、都城の中学校のPTA雇用職員が、保

護者117人の預金口座から徴収する必要のない費用の不正処理を行い、学校口座に入金させた容疑で逮捕されたり、鳥取県では、PTA雇用職員が保護者から集めた補助教材費などの学校徴収金335万円を着服したことが事件として表面化しております。

これらの事件は、学校事務において、学校事務職員とPTA雇用職員の業務分担が曖昧となり、公金及び準公金の取扱いや生徒及び保護者の個人情報管理がずさんであったことが発端となっています。もちろんこのようなケースはまれであると思いますが、実際の学校事務において、学校事務職員とPTA雇用職員はどのような業務分担がされているのでしょうか、教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校における学校事務職員の主な業務内容は、給与・諸手当や旅費に関する事務、施設等の整備やその維持管理に関する事務などとなっております。

一方で、PTA雇用職員につきましては、PTAの会計・行事に関する事務が多岐にわたっておりまして、学校の実態に応じて、朝課外など課外費に係る会計事務や売店事務などに従事している状況も見られます。

学校における教育活動とPTA活動は明確に区別しにくく、また、学校事務職員とPTA雇用職員は共に事務室内で業務をしていることから、その業務分担が曖昧になることが懸念されます。このため、雇用契約の際に、職務の内容を明確にして従事させるよう、今後とも事務長会等を通じて改善を図ってまいります。

○図師博規議員 今御答弁があったとおり、曖昧になりかねない環境にあるので、その指導体制は大変必要であります。

続けて、学校事務において、準公金、そして

P T A会費の取扱い、またその管理体制はどのような分担になっているのか、教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校におけるP T A会費につきましては、学校の職員とP T A雇用職員が連携・協力しながら処理しております。その目的や使途については、P T A総会等において、保護者へ十分な周知や説明を行い、承認を得て執行しております。

また、その取扱いにつきましては、事務長を出納責任者とし、会計担当者への指導・監督をはじめ、預金口座の通帳や届出印を別々に管理するなど、宮崎県教育委員会が定めた準公金等取扱規程に基づき、公金に準じて厳正に取り扱っているところであります。

○図師博規議員 では、P T A雇用職員が、保護者の預金口座や、P T A会費や教材費などの未納状況などの個人情報も知り得る職務に当たることになりますが、生徒及び保護者の個人情報の管理体制はどうなっておりますか、再度教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） P T A雇用職員の個人情報の取扱いにつきましては、各校、雇用契約時に守秘義務を課しているほか、管理職による説明を行っております。

また、日頃から、事務長や事務室の職場研修、いわゆるO J Tにおいて、個人情報管理の指導を行っております。コンプライアンス研修を受講させるなどの対応をしている学校もございます。このように、個人情報管理につきましては徹底しているところであります。

○図師博規議員 同じ事務室内に学校事務職員とP T A職員が勤務されていて、それが常態化しています。事務作業や会計処理作業が連携・協力の名の下に混同されないような指導・管理

を徹底してください。

そもそもP T A雇用職員は配置しなければならないのでしょうか。鹿児島県では以前からP T A雇用職員の配置はありませんし、熊本県でもP T A雇用職員は廃止する方向が出されています。本県も再度、学校事務の業務内容を整理し、P T A雇用職員に頼るのではなく、学校事務職員の増員をして、保護者のP T A会費の増大を止めるべきだと私は考えます。

ある教育関係のジャーナリストは、このP T A会費で雇用している事務職員の現状を隠れ教育費であると指摘しています。

では、その指摘に関連して次の質問に移りますが、スクールカウンセラーの配置に関して、P T A会費が充当されているという実態があるようです。県立学校において、どの程度スクールカウンセラー配置にP T A会費が充てられているのでしょうか、教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校において、よりきめ細やかな相談体制とするために、教育委員会が配置しているスクールカウンセラーに加えまして、P T A会費を活用して独自にスクールカウンセラーを雇用している県立学校数は、県立学校50校のうち、昨年度は8校、今年度は5校であります。

なお、活動時間の合計は、昨年度429時間、今年度は1月末現在で205時間です。

また、県教育委員会では、今年度、日本一挑戦プロジェクトにおける不登校等対策強化事業の取組の一つとして、スクールカウンセラーを大幅に増員し、小学校をはじめ、全ての公立学校へ配置を拡充しております。

○図師博規議員 今年度からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを大幅増員されているということなんですが、じゃなゼ

P T Aが雇用しているスクールカウンセラー等の改善につながらなかったのか、教育長、再度お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 今の御質問に際しましては、恐らく学校におきまして、より細かに対応したいという状況がおりになったのかと存じます。

○図師博規議員 では、その課題を改善するにはどういう取組が必要でしょうか、教育長。

○教育長（黒木淳一郎君） 恐らく学校におけるスクールカウンセラーの役割につきましても、事前の予防的な措置にもう少し関わらせたいとか、その後の対応について、もう少しきめ細やかに専門的な助言をいただきたいとか、そういった細かな事情によるものと思っております。そこを改善するに当たりましては、学校と情報を十分に共有しながら、今後の改善について協議するしかないと考えます。

○図師博規議員 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも重厚な人員配置になりつつありますので、ぜひP T A会費で雇用しているところに加配するなど、調整機能を十分果たしていただければと思います。

では続きまして、ちょうど1年前の定例議会でも取り上げました生理の貧困について伺ってまいります。

そのときは、生理用品の購入の予算化がされおらず、生理用品購入の際には需用費の中から流用するため、ほかの必要物品購入に支障を来している実態があることを指摘させていただきました。その後、どのような対応を教育委員会としてされてきたのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立学校の生理用品につきましては、令和3年度から配備を開始しておりまして、毎年、各学校の配備の有無や

場所、状況等について調査しております。

令和6年度は新たに購入予定数の調査を行いまして、一番多い学校で年間約1万6,000枚であり、合計は約6万枚でありました。

また、社会福祉協議会等関係団体からの生理用品の提供の有無や、各学校における予算確保の状況についても調査しており、より詳細な実態把握に努めてきたところであります。

○図師博規議員 6万枚ほど購入する必要があるという調査をしていただいたそうです。1年前にも取り上げましたが、生理用品の確保をする上で、防災用に備蓄している生理用品には使用推奨期限があるため、廃棄される前に危機管理局と連携してはどうかと提案させていただきましたが、動かれましたでしょうか、教育長。

○教育長（黒木淳一郎君） 災害用に備蓄されている生理用品の活用につきましては、県立学校における活用が可能であるか、昨年7月に危機管理局に相談したところであります。その際、実際に防災庁舎内備蓄倉庫に行き、その生理用品の規格や品質の確認を行うとともに、活用できる数量を把握したところであります。

○図師博規議員 その教育委員会の動きを受け、危機管理局はどのような対応をされるのでしょうか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 使用期限が近づいた備蓄品につきましては、できる限り廃棄する物資を少なくするため、公益性の高い団体へ配布しており、これまでも消費期限が近づいた食料等の備蓄品について、N P O法人や福祉関係団体等の求めに応じて提供を行ってきております。

今回、教育委員会から相談のあった生理用品についても、同様の考え方により、現在備蓄している約5万枚を、メーカーの使用推奨期限や

品質を確認した上で、順次提供することとしております。今後とも、備蓄品の適正管理に努めてまいります。

○図師博規議員 すばらしい連携だと思います。しかし、危機管理局から提供される生理用品だけでは、学校側が必要とする枚数を確保することはできません。来年度の生理用品の配備についてはどのような対応をされるのか、再度教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和7年度の生理用品につきましては、昨年10月に、全県立学校に対して使用見込み枚数についての調査を行いました。その結果、必要総数が約6万2,000枚で、そのうち約1万6,000枚は、使用推奨期限を迎える災害用に備蓄されている生理用品を活用し、残りの約4万6,000枚を購入する予定としております。

また、生理用品に係る予算につきましては、これまで、県立学校配分予算の需用費のうち、医薬品費の中で対応しておりましたが、令和7年度は別途、生理用品の購入費用分を計上し、県立学校配分予算を増額することとしております。

今後とも、危機管理局と連携し、災害備蓄品の有効活用を図りながら、生理用品の配備について適切に対応してまいります。

○図師博規議員 今の御答弁を受け、学校の保健室の先生方は非常に安堵されていると思われます。今まで、必要な物品、ほかに買わなきゃいけない物品の予算を削って、生理の貧困対策に充てられてきたわけです。本来であれば、これは国が予算化すべき内容だと思います。国にもしっかりと上申していただくことを希望いたします。

今回の答弁で、現場の環境がよくなることを

大いに期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

○野崎幸士副議長 次は、齊藤了介議員。

○齊藤了介議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の齊藤了介でございます。質問に入る前に少しお話をさせていただきます。

私は11月定例議会の途中、突然左目に異常を感じまして、診察を受けて直ちに入院、手術ということになりました。その際に、議長をはじめ議会の皆様、当局の皆様、そして何より県民の皆様に、議会に穴を空けたことをおわび申し上げます。

そして、8日間、入院している間、当然オペをしてくださったドクター、そして看護師さん、お世話になった皆さんに感謝をしたんですけれども、何が一番楽しみだったかというと、3回の食事です。そこの病院は、病院の中で御飯を調理されていて、朝、昼、晩、温かいお米、そして温かいおみそ汁、お肉、魚、野菜と、どれも本当においしかったんです。

私は、基本的に御飯を食べるときは必ず手を合わせるようにしているんですけれども、その病院で8日間手を合わせて、本当にいただきますという気持ちで食事をしましたし、あと目の手術をしたということでシャンプーができなかったんです。冬でしたから、まだ夏じゃなくてよかったんですけれども、だんだん頭がかゆくなってきて、看護師さんにその話をしたら、5日目のときに、看護師さんがこそっと呼んで洗ってくださったんです。そのときもありがたいなと思って、実は病室で読んだ手記が非常に私の心に落ちたので、ちょっと紹介させていただきます。

ジャーナリストの井上和彦さんという方が書かれた文章で、

「感謝」——現代日本社会から消えてしまった言葉の一つではないだろうか。

あれがない、これが足りぬ、と現在日本社会には不平不満だけが渦巻くようになってしまったようだ。「足るを知る」という古来日本人が美德としてきた慎ましく謙虚な観念が消え失せ、私欲を満たせぬものには、容赦なく不満をぶつける社会になってしまったように思えてならない。貧しくとも戦前の日本人はかような不満を口にするには「恥」として慎んだ。日本人はいつからかくも幼児化したのだろうか。

かつて大東亜戦争を戦った将兵の口からは、「私が今あるのはあの指揮官のおかげ」「部下の立派な働きがあったからこそ」「あの厳しい軍隊生活のおかげでどんなことにも耐えられる」などと感謝の言葉ばかりが並ぶ。

あの過酷なシベリア抑留を経験した兵士の口からも、ロシア人に対する恨みつらみの言葉よりも、むしろ極寒の地でいかに生き延びたかという苦労話と共に、あの過酷な抑留経験がいかにその後の人生に大きな影響を与えたかということを語る人も多かった。だがこれが戦前の日本人の偽りのない素直な心持ちであり感覚だったのである。先人たちは逆境を見事に克服し、その逆境に感謝する計り知れない度量を持っていた。

特攻隊員もまたそうであった。彼らの遺書には、これまで愛情をもって育ててくれた両親への感謝、自分自身が生まれ育った郷里への感謝などが綴られており、そうした至純の言葉に涙する人も多いことだろう。

日本軍人は強かった。それは将兵らが憤怒で戦ったからではない。彼らは感謝を胸に

戦ったからである。

戦後日本人は多くのものを失った。その最大のものがあらゆることに対する感謝の気持ちではないだろうか。

怒りの涙は我慢すれば耐えられる。だが湧き出る感涙は抑えられない。だからこそ憤怒の言葉よりも感謝の言葉や感動が人を動かすことができるのだ。

それでは、質問に入らせていただきます。

1 番、選択的夫婦別姓についてお伺いいたします。

国会におきまして、選択的夫婦別姓に関する議論が盛んになっておりますが、知事は選択的夫婦別姓についてどのようなお考えをお持ちなのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終え、以下は質問者席で行わせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、現在の夫婦同姓制度は、改姓した側にとって、職業や日常生活での不便・不利益、アイデンティティーの喪失などにつながるという意見がある一方で、選択的夫婦別姓制度については、家族間で姓が異なることによる家族の一体感や子供への影響を懸念する声もあります。

このような中、国では、住民票やマイナンバーカード、運転免許証等の公的証明書について、旧姓併記を可能にするなどの取組が進められております。この問題については、それぞれの置かれた立場や事情などを背景に、様々な論点があるかと考えております。

私の父は養子であります。河野家具店を創業した祖父母に恵まれた子宝が6人姉妹でありましたので、家業を継ぐために末娘である母が養

子を取ったということであります。

父親の旧姓が岡野だけに、似たような名前です。河野家具店に河野さんと岡野さんが混在するのなかなかややこしいこともございますし、妹や弟と姓が異なると、それも違和感も感じるところでありますが、それは、名前を冠したこういう商店を営む私の家族について、現行制度を前提として考えるときに、そのような思いを抱くからでありまして、今の夫婦同姓制度が明治からの制度であるということ、また世界に目を転じると、日本だけがこのような制度を取っているということを考えると、多様な在り方というものについてしっかりと議論を進めるべきではないかと考えておりますけれども、先ほど申し上げましたように、様々な課題や論点が示されているところであります。

民法の改正を伴う選択的夫婦別姓制度の導入につきましては、婚姻制度や家族の在り方に関わる重要な問題でありまして、国が実施する世論調査でも意見が分かれております。一人一人がこの問題に関心を持っていただくとともに、国会において十分に議論を重ねていく必要があるものと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○齊藤了介議員 私もこの件につきまして、いろんな方に御意見をお伺いする中で、選択的という言葉から、自分はそれは選択しないけれども、それを望む人がいたらいいんじゃないかという声が非常に多いことを感じております。

ただ、私は、これは個人の問題ではなくて、日本の社会全体に大きな影響を及ぼす大問題と受け止めておりまして、といいますのが、夫婦別姓の子供は両親のいずれかと強制的に親子別姓になりますし、兄弟ができれば兄弟別姓になる、言わば家族別姓ということです。

第三者からは、結婚している夫婦なのか、実の親子なのか、実の兄弟なのか非常に分かりづらくなりますし、そのために、地域や学校等でそれを証明するための様々な手続が必要になります。夫婦別姓の子供は、姓をどちらかに決めなければならなくなります。夫婦だけでなく双方の実家同士で争いになる可能性もあるんじゃないでしょうか。

婚姻して何年もたっている同姓夫婦も何らかの選択を迫られ、別姓を選択したその子供も、父親、母親のどちらの姓にするか決めなければならない、またここでも余計な争いの種を生むんじゃないかと思っております。

別姓の夫婦が増えていきますと、恐らく離婚率も上がっていくでしょうし、現在の戸籍制度が壊れ、そして、いずれ個人単位の個の戸籍になってしまうんじゃないか。戸籍も夫婦と未婚の子から編さんされており、姓は単なる個人の呼称だけでなく、夫婦と未婚の子供を対象とした家族としての呼称であります。

家族は単なる個人の集合体じゃないと私は思っております。家族とは、夫婦の助け合い、子供を育てることを根本とした生活共同体であり、そこに属するメンバーに共通の姓を設けることは、共同体としてのチーム名であり、まとまりを強くするものであります。個人の自由や権利を重視し過ぎることは、個人の自由が優先される代わりに、家族の支え合いが弱くなり、結果として家族がばらばらになるんじゃないか。そのときに最も不利益を被るのは、家族からの支えが必要な子供たちです。

不便さは、旧姓の通称使用を広げることで解消されると私は思っております。ただでさえ我が国は少子化や人口減少で大変な状況であるのに、家族をばらばらにさせ、少子化をさらに加

速させるようなことはすべきじゃないと思っています。

家族は、社会の平和と安定を築く最初のコミュニティで、その核となるのが夫婦じゃないでしょうか。個人の不便さを理由に、先人たちが築き上げてきました日本の伝統的な制度を壊してはならないことを申し上げまして、次の質問に移ります。

2番、インフラの老朽化対策についてお伺いします。

1月28日、埼玉県八潮市にて、突然目の前の道路が陥没し、トラックを止めることも避けることもできなかった運転手が、トラックもろとも穴に落下し、いまだ見つかっていない衝撃的な事故がありました。

先日、今村光雄議員をはじめ数名の議員さんが下水道管に関する質問をされましたので、私は、トンネルと橋梁について、宮崎県でこういったインフラの老朽化による事故があつてはならないという立場から質問させていただきます。

2012年、中央自動車道笹子トンネルの天井板のコンクリート板が落下して、車3台が下敷きとなり、9名が亡くなる事故がありました。県内には、国、県、市町村、西日本高速道路株式会社が管理するトンネルはそれぞれ幾つあるのか。同じく県内には、国、県、市町村、西日本高速道路株式会社が管理する橋梁はそれぞれ幾つあるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県内のトンネルにつきましては、令和5年度末時点で、道路管理者ごとに、国土交通省の管理が60か所、県が125か所、市町村が59か所、西日本高速道路株式会社が19か所の合計263か所になっておりま

す。

次に、橋梁につきましては、国土交通省の管理が569橋、県が2,075橋、市町村が6,854橋、西日本高速道路株式会社が266橋の合計9,764橋となっております。

○齊藤了介議員 特に橋については、1万近い橋があるということです。

次に、県が管理しますトンネルや橋梁について、事故が発生しないための適切な管理が必要と考えられますが、県管理道路のトンネルと橋梁の老朽化対策に対する取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県管理道路のトンネルと橋梁の老朽化対策につきましては、予算の平準化やライフサイクルコストの縮減を図ることを目的として、予防保全型の維持管理に取り組んでいるところです。

具体的には、施設ごとに長寿命化修繕計画を策定し、5年に一度の目視による定期点検を基に損傷箇所の判定を行い、緊急度に応じた修繕を実施しております。

今後とも、国土強靱化予算も積極的に活用しながら必要な予算の確保に努め、トンネルや橋梁の老朽化対策を着実に推進し、県民の安全・安心な暮らしの確保に取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 最近、地震が多いので、大きな地震の後の点検もぜひお願いいたします。

県内の市町村の中には、こういったインフラ整備を担っていく技術系の職員が不足し、インフラの老朽化対策が追いついていない自治体もあるのではないかと考えられますが、そういった市町村に対し、県はどのような支援を行っているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県では、技術者が不足する市町村を支援するため、各市町村

が個別に行っていた橋梁等の定期点検や長寿命化修繕計画の策定業務を一括して建設技術推進機構が受託する取組を行っております。

このように一元管理することで、市町村職員の負担軽減を図るとともに、技術水準や診断レベルが統一され、効果的な維持管理が行われているところです。

また、市町村職員を対象とした技術講習会や建設技術センターでの専門的な研修のほか、災害発生時には、県職員等を派遣して、現地調査や積算業務など復旧に向けた支援を行っております。

県としましては、市町村におけるインフラの維持管理や災害対応など、今後とも人的・技術的支援を行ってまいります。

○齊藤了介議員 それでは、全国の自治体において、土木の技術系職員が年々減り続け、不足しているようですが、インフラの老朽化対策が年々問題化していく中で、県の土木職を目指す学生等を増やすため、県土整備部では今後どのように取り組んでいかれるお考えか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県では、当初予算案に計上している「ひなたみやざき土木の魅力発信事業」において、本県出身の学生が在籍する県内外の大学等に職員が出向き、インフラ整備の達成感や地域に貢献する充実感など、土木の仕事の魅力や県職員ならではのやりがいを伝えるとともに、インターンシップへの勧誘や就活イベントなどのリクルート活動を強化することとしております。

また先月、宮崎大学工学部と県土整備部で締結した連携協定に基づき、土木の仕事を志す学生に、出前講座や共同研究等の学びの場を提供してまいります。

今後とも、県の土木職が就職先として選ばれるよう、あらゆる機会を通じてその魅力を発信し、必要な人材の確保に努めてまいります。

○齊藤了介議員 国のほうも、技術系職員の不足ですとか財政難を抱える自治体のために、地域インフラ群再生戦略マネジメントといったものを打ち出して、インフラを市町村の枠を超えて広域連携して維持管理していくといった考え方を持っております。

例えば、一つの市区町村がリードして、複数の市区町村が連携を取り合う、または都道府県がリードして、管内の市区町村と垂直で連携していく。なかなかそれぞれの立場を考えますと連携が難しい現実があるようですが、私はお互いが助け合う宮崎県であってほしいので、ぜひこれを形にしていきたいと思います。

次に、県立美術館についてお伺いいたします。

宮崎県立美術館は、開館30周年を迎え、県立芸術劇場及び県立図書館とともに、本県の文化芸術の拠点として、また文化の灯を発信する重要な施設として、県民に大いに親しまれております。しかし、施設も30年を経過し、照明の不具合や高い場所へ作品を展示する際の作業が危険を伴うことから、展示に苦勞されている話も耳にいたします。

県立美術館における展示室内照明の更新計画はあるのか、また、展示の際の安全性確保の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立美術館の展示室内照明につきましては、現在、LED照明への切替えに向けた設計委託を行っておりまして、今後、計画的に更新してまいります。

また、作品を高所に展示する際は、安全性を確保するために、落下防止柵がついた移動式足

場を使用するとともに、ヘルメットと安全帯を着用するなど、最大限の配慮を行っているところであります。

○齊藤了介議員 昨年、陣軍陽先生の書道展に足を運んだのですが、国内最高峰の展覧会であります日展の書道部門におきまして、県内の諸作家がなし得なかった特選を2度受賞されたり、日展審査員、本県在住者初となる日展会員に就任され、本県はもちろんのこと、国内書道界のために御尽力された先生のようにです。

このように、美術、工芸、書道、写真等各分野で顕著な功績を上げられ、宮崎の文化芸術遺産として次世代に伝えていくべき郷土作家の作品収蔵については、基準を策定すべきと考えます。

また、美術館の作品の収蔵について、県立博物館時代からの収蔵品をはじめ、美術館として収蔵した美術品により、既に収蔵率が高くなっていると伺っております。

県立美術館の郷土作家に関する作品収蔵の在り方と、収蔵庫の現状及び拡充する計画はないのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立美術館における作品収蔵につきましては、収集方針の中に「郷土出身作家及び本県にゆかりのある作品」が位置づけられておりまして、瑛九や塩月桃甫などの作品を計画的に収集しているところであります。

また、収蔵庫の現状につきましては、適切な温・湿度管理の下、作品を油絵や水墨画などのジャンルに分け、美術品専用の絵画ラック等に収めることで、今ある収蔵スペースを効率的に活用し保管しております。なお、収蔵庫の収蔵率は現在8割程度でありまして、現時点で拡充する計画はございません。

これからも県民の皆様に親しまれる郷土出身作家の作品収蔵に努めるとともに、県民の財産である美術作品の保管をしっかりと行ってまいります。

○齊藤了介議員 令和5年6月作成のみやざき文化振興計画を見ますと、「本県出身及びゆかりの作家を中心とした作品・資料等を体系的に収集してコレクションを形成し、良好な状態で保存し次代に引き継ぐ」と記載されておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、半導体産業について伺います。

1月30日、九州の県議会議員が宮崎市内のホテルに集まって勉強会を行いました。このときの講師が、公益財団法人九州経済調査協会、略して九経調と言いますけれども、こちらの常務理事をされている岡野秀之さんで、テーマが「半導体産業を取り巻く潮流と九州～シリコンアイランド九州のポテンシャルと未来像～」ということでした。

ちょうど2週間前、新幹線に関するシンポジウムでもこの方が講演されたわけですが、私も半導体という言葉は何十回、何百回と聞いていますが、改めて説明しますと、電気をよく通す金属などの導体と電気をほとんど通さないゴムなどの絶縁体との中間の性質を持つシリコンなどの物質や材料のことで、情報の記憶、数値計算や論理演算などの知的な情報処理機能を持っており、電子機器や装置の頭脳部品として中心的役割を果たしています。

スマートフォンですとか家電製品、自動車、産業機械、医療機器、エネルギー、言わばデジタル社会を支える基盤となっているもので、今、世界で半導体産業のサプライチェーンを確保する競争が激化しております。熊本県のTS

MC、北海道のラピダス、本県でも、先日、渡辺議員が質問されましたローム株式会社の関連会社、ラピスセミコンダクタ宮崎の第二工場が、国富町でSiCパワー半導体の主力生産拠点として稼働を始めます。SiCというのは、シリコンの「Si」と炭素の「C」で構成される化合物半導体材料のことだそうです。

そこでお伺いします。本県における半導体関連産業の特徴や製造品出荷額、従業員数について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 半導体は、スマートフォンや自動車、医療機器など、私たちの生活を支えるあらゆる製品に組み込まれています。その製造工程は、設計、製造、製品テストという一連の流れがあり、本県はそれぞれの工程を担う企業が全て立地しているという特徴があります。

また、本県の半導体に係る製造品出荷額は、令和5年の国の経済構造実態調査によると、半導体を製造する集積回路製造業が約1,180億円、半導体製造装置製造業が約82億円となっております。

最後に、従業員数は、集積回路製造業が5社、約1,600名、半導体製造装置製造業が10社、約500名となっております。

○齊藤了介議員 今回の質問に当たりまして、セミナーのときに頂いた資料を基にいろいろと質問を考えるんですけども、何せ専門的な言葉ですとか初めて聞く用語ばかりで、議会の図書室に行って、2冊半導体関連の本を読んだのですが、ますます分からなくなりました。

製造工程は大きく3つあって、設計工程、半導体の回路部分を作製する前工程、半導体を完成させる後工程、それから自社でつくらずに開発・設計に特化したファブレス企業、そのファ

ブレス企業から半導体製造の前工程を受託し、前工程用の装置と材料を使用して製造するファウンドリー企業ですとか、本当に奥の深い分野なんですけれども、そこで質問します。

半導体関連人材の育成・確保のためには、多くの県民が半導体について理解していることが重要だと考えますが、どのような取組を行っているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 半導体関連産業は、今後大きく飛躍する分野であると認識しており、人材の育成・確保のためには、半導体に対する県民の理解が大変重要であります。このため県では、大学や企業等で構成する「みやざき半導体関連産業人材育成等コンソーシアム」と連携し、半導体の製造工程を説明する県民向けのセミナーや、親子で半導体の特徴を学ぶ体験教室などを開催しております。

また、半導体に興味を持ってもらうため、高校生を対象とした工場見学会や専門家による出前授業の実施に加え、来年度は、都城高専が行う様々な取組への支援を予定しております。

県といたしましては、これらの取組により、半導体に対する県民の理解促進を図り、将来を担う人材の育成・確保につなげてまいります。

○齊藤了介議員 経済産業省の半導体・デジタル産業戦略によりますと、現在約5兆円の国内半導体生産額を2030年には15兆円超に持っていくと、そのように今後市場拡大が見込まれます半導体産業ですが、的確な半導体施策を立案していくには、半導体関連産業に精通した県の職員が必要だと思いますけれども、その考えについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 半導体をはじめとする先端技術産業に携わる職員につい

では、県内外で開催される様々な研修会や展示会への参加、また専門家や関連企業の方々との意見交換などを通じて、専門知識の習得に努めております。

とりわけ半導体産業は、高度で複雑な製造・流通過程に加え、シリコンサイクルと呼ばれる一定周期の景気循環が生じるなど、特殊かつ予測が困難な産業とされており、幅広い情報収集が重要であります。

このため、引き続き研修会等を通じた職員の知識向上に努めるとともに、半導体施策の立案に当たっては、みやざき半導体関連産業人材育成等コンソーシアムを構成する宮崎大学や半導体企業、関係団体、また九州経済産業局等としっかり連携を図りながら取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 今の御答弁のとおり、幾ら優秀な県庁の職員でも、こういった専門分野というのは、いろんな機関と連携を取っていきながら、その中で政策判断をしていくということなんだと思います。

最後に、新生シリコンアイランド九州の実現を目指す中で、宮崎県の果たす役割について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 先月、九州地方知事会と経済界で構成します九州地域戦略会議で、世界の半導体をリードする台湾を訪れ、その一大拠点である新竹サイエンスパークを視察するとともに、現地の関係者と半導体関連産業の振興について意見交換を行いました。

現時点でも九州は、集積回路の国内における半数以上を占める一大拠点であります。今後さらに世界の半導体のサプライチェーンの中でしっかりと存在感を示し、役割を果たしていくためには、単なる工場立地の場所であると

ということのみならず、研究開発機能を高め、人材育成や研究等の課題について、台湾との連携はもとより、九州各県がそれぞれの特性を生かし、相互に連携しながら、九州が一体となって取り組むことが重要であると考えております。そのために、新生シリコンアイランド九州のグランドデザインも策定したところであります。

宮崎大学におかれては、九州大学を中心とする九州の大学・高等教育機関の連携ネットワークの中で役割を果たしていただいているところであります。

本県としましては、電気自動車の分野などで需要の拡大が見込まれるパワー半導体を製造するラピスセミコンダクタ宮崎第二工場の円滑な稼働をサポートし、その効果を県内産業に波及させていくことと併せて、九州の連携、また産学官の連携の下で、人材の育成・確保や企業間の取引拡大、サプライチェーンの強化に努めるとともに、半導体関連企業の誘致を強力に推進し、九州における半導体産業の振興というものが本県の産業振興にもつながっていくよう、しっかり取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 県民の皆さんにぜひ知っていただきたいんですけども、九州は日本の1割経済、面積、総人口、それから実質域内総生産、小売販売額、電力販売量、建築着工額、入国外国人の数がほぼ1割ぐらいになっているということです。

ただ、その中で1割を超える産業が、農業産出額21%、林業素材生産量24%、漁業・養殖産出額26%、そして知事もお話しされました集積回路生産額55%、半数を超えるということで、九州における半導体関連設備投資による経済波及効果は、2021年から2030年で23兆円規模ですので、本当に大きな産業であります。

一方、経済の面だけではなく、大量の水や電力を使いますし、排水等環境に与える影響も注視していかなければならないというふうに考えております。

最後に、教育についてお伺いします。

まず、働き方改革です。

教師の本分は、目の前の児童生徒への教育であります。しかし、学校現場では、次から次に様々な仕事が増え、本来の児童生徒に向き合う時間が削られている実態がございます。昭和の時代の学校の先生と比べて、今の先生方は明らかに多忙過ぎますが、何が先生方の時間を奪っていると見ているのか、その原因についてお伺いいたします。

また、学校現場における教師や管理職が児童生徒と向き合う時間を確保するために、県の教育委員会としてどのような取組をしているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 教師の多忙化の原因は、例えば、いじめ・不登校の増加など、子供を取り巻く環境が複雑化・深刻化・多様化していることから、学校に、より丁寧な対応が求められていることが考えられます。また、社会の変化に伴い、情報教育などをはじめとする新たなスキルの習得や研修の必要性が生じていることも要因と言えます。

現在、県教育委員会では、教師が児童生徒と向き合う時間確保のため、スクールカウンセラーなどの専門スタッフを配置するとともに、学校と地域の連携強化のためのコミュニティ・スクールの導入、会議や事務文書の削減、ICT活用による業務軽減の推進等を行っております。

今後も、教師が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できるよう、働き方改革に取り組

んでまいります。

○齊藤了介議員 今お話がありましたコミュニティ・スクール——学校運営協議会のことなんですけれども、私もその委員として学校を見ている中で、一つ問題点があります。

限られた時間内で授業参観をするのですが、我々専門家じゃないので、後ろから、もしくは廊下からその様子を見るんですけれども、やっぱり表面しか見られないし、学校の真の課題が見つけられないと。学校現場での先生の困り事ですとか真の課題が何なのか、ここを学校側から協議会に出していただいて本音の話をしない限り、私は形だけの協議会で終わってしまうと思います。

ぜひ教育委員会におかれましては、学校の先生の原点に立ち返って、本来のやるべきことに時間を注げるように、余計なことに時間を使わないよう、そこを応援してほしいと思います。

次に、システムのことについてお伺いします。

教職員が使う児童生徒への指導用タブレットや校務用パソコン等は、市町村単位でそれぞれ支給されているが、機種の違いや使用できるソフトが異なることで、教職員の異動や児童生徒の転校の際に不便が生じています。また、市町村の予算の関係で、スペックの低いものを使っている自治体もあるようです。

県全体を統一させることで、現場での不便さが解消され、ひいては本県全体の教育の向上につながると考えますが、市町村が整備する教職員及び児童生徒用端末を県全体で統一できないか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） GIGAスクール構想における市町村立学校の児童生徒や教職員が使用する端末につきましては、市町村の判断

により整備が進んだため、機種は統一されておりません。

令和7年度から本格化する児童生徒用端末の更新に向けては、都道府県が中心となり、各市町村の調達業務を共同で進めるよう国から求められております。

このため、県教育委員会はGIGAスクール構想に関する協議会を設置し、会においては、市町村同士が端末の利活用について情報交換を行うとともに、各機種の機能や特徴についての理解を深めておりまして、一部自治体では、自治体間で同一の機種を選定する準備も進められております。

○齊藤了介議員 県内で転勤・転校しても、先生や児童生徒が余計な時間を使わなくて済むように、引き続きよろしくをお願いいたします。

県内の小中学校においては、県と市町村が共同で調達・運用を行う統合型校務支援システム「C4th」が導入されたことで、教職員の負担軽減や働き方改革につながっています。

ただ、年度末に行われますシステムの年度移行処理の間、使用ができないため、現場の学校の先生が困っているということを耳にしました。現場に支障の少ないよう、年度移行処理について、教職員の作業が集中する時期を避けて実施することはできないか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 小中学校の統合型校務支援システムの年度移行処理は、新年度の児童生徒名簿、指導要録、健康診断票などの情報を年度末までに各学校の教職員が入力するのを受けて、業者がシステムへ反映させる作業であります。

新年度当初から教職員がスムーズにシステム上の登録情報を利用するためにも、この作業は

例年、年度末に2～3日かけて行う必要がございます。

年度移行処理の実施に当たっては、事前に教職員向けのオンライン説明会を開催し、業務への影響が最小限になるよう配慮しております。

○齊藤了介議員 早めの通知のほうをお願いいたします。

それから、県立学校の「ミライム」と小中学校の「C4th」のソフトウェアが異なるため、小中学校のコーディネーターなど県立支援学校とやり取りをしなければならない先生が、ソフトウェアを利用できずに不便さを感じているということを聞きました。

県立学校と小中学校で運用している教職員間での情報共有のためのソフトウェアを統一することはできないか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立学校では、教職員間での情報共有を円滑に行うソフトウェアとして、グループウェア「ミライム」を平成30年度に導入しております。小中学校におきましては、令和3年度に校務支援システムとして「C4th」を導入いたしました。これら2つのシステムは、そもそも導入の目的や用途が異なるため、情報の共有は困難であります。

一方、県教育委員会といたしましては、令和5年度から全ての教職員が校種を超えて情報共有できるウェブ上のクラウド環境を整えたところでありまして、既に一部教職員間ではクラウドを用いた情報共有も図られておりますので、今後とも、これらの活用事例を周知してまいります。

○齊藤了介議員 続きまして、不登校についてお尋ねします。

各学校で不登校の児童生徒が増えており、その対応に迫られ、教職員も困っているようで

す。その中で、自宅訪問を積極的に許可してくれる管理職もいれば、その反対の管理職もいて、不登校の対応が学校単位で異なるようですが、各学校で対応が異なるようでは、本県の不登校児童生徒の問題は一向に解決しないのではないかと考えます。

いじめの問題と同様に、県内で統一された不登校対応マニュアルがあると適切な対応ができ、不登校の解消にもつながると考えますが、県教育委員会の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、「生徒指導資料」を全公立学校に配布し、不登校の早期発見や初期対応における支援例をはじめ、家庭や関係機関との連携方法など、不登校対応の在り方について示しているところがあります。

また、各学校では、校長のリーダーシップの下、いじめ・不登校対策委員会等を機能させながら、多様化する不登校の課題に対し、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家や関係機関とも連携しながら、組織的に対応しております。

今後は、学校におけるさらなる対応の充実に向けて、改めてマニュアルである「生徒指導資料」の活用を周知するとともに、市町村と情報共有を図ることで、県内の教職員と保護者、関係機関が同じ方向性の下、児童生徒、保護者に寄り添った支援をしっかりとまいります。

○齊藤了介議員 勤務地が異なる県内の3市町村の先生それぞれに聞いてみたんですけれども、この存在のことを知らなかったのも、恐らく県教育委員会が作り上げたものが、県内の26市町村教育委員会、そしてそれぞれの市町村教育委員会の下にある学校現場の先生にまだ

届いていないということを感じましたので、徹底のほうをお願いいたします。

次に、学校によっては、生徒指導担当の教員等を配置し、担任に代わって不登校児童生徒の対応を担っている学校もあるようですが、県教育委員会は生徒指導担当の教員をどのように配置しているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、学校の生徒指導体制の充実を図るために、学校の規模や状況等を勘案した上で、国や県の加配を活用した生徒指導担当の教員を公立学校へ配置しているところであります。

配置された教員は、組織的に指導・支援が行えるよう、校内での教育相談体制の充実や関係機関との連携を図り、不登校等の未然防止や早期発見対応などに取り組んでおります。

今後も国に対して加配の拡充を求めていくとともに、配置した教員がより効果的に活動できるよう、学校への指導・支援を行ってまいります。

○齊藤了介議員 次に、特別支援教育についてお尋ねします。

県内の小中学校における特別支援学級への入級について、市町村によって対応が異なるため、転校した際の特別支援学級への入級の手続で困っているケースがあると聞きました。

特別支援学級への入級について、どのような基準で判断されているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 特別支援学級の対象者は、その障がいの種類や程度、入級の決定までの手続を国が定めております。

その基準は、例えば知的障がい特別支援学級では、知的発達に遅れがあり、他人との意思疎通に軽度な困難があること、日常生活を営むの

に一部援助が必要であるために、社会生活への適応が困難である程度とされています。

また、入級の決定は、市町村教育委員会が設置する教育支援委員会において、児童生徒の障がいの状態や保護者の意向を確認するとともに、医師や心理士等の専門的な意見も聴取し、最終的には市町村教育委員会が決定することになっております。

県教育委員会といたしましては、その決定の際、適切な判断が行われるよう、研修会等で助言を行っております。

○齊藤了介議員 次に、高校生海外留学支援事業について伺います。

我が国日本は、島国ということで多くの利点がある一方で、外国と陸続きになっていないことから、世界のことに疎い国民が多いと感じております。

その中で、「世界とつながる高校生海外留学支援事業」は、米国、アジア、オーストラリアへ海外留学の費用を補助し、ファームステイ等の実践体験や県内の留学生との交流を図る、すばらしい事業でございます。

若いうちに世界に出て外国を知ることは、世界規模で物事を考えられる人材を育成することにつながり、高く評価しておりますが、本事業の留学実践体験研修の成果について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 昨年度の留学研修におきましては、定員の約3倍となる応募があった中、アメリカ、シンガポール、台湾、ベトナムの4コースに80名を派遣し、ホームステイや学校訪問、宮崎県人会の皆様との交流等を行ってまいりました。

帰国後の体験発表会では、「実際に見て感じたからこそ分かったことがたくさんある」とい

う声や、「海外の大学へ進学したい」「世界を視野に、住みよい宮崎をつくっていききたい」という力強い決意が報告されました。

これらの成果を踏まえて、今年度は新たにオーストラリアのファームステイ研修を加え、全5コースに90名を派遣しております。

今後とも、本事業の充実を図り、宮崎を支えるグローバル人材を育成してまいります。

○齊藤了介議員 ぜひこの事業は続けていただきたいですし、何年か先に、この事業で海外に行った子供たちが、例えば県庁職員であったり、例えば農業であったり、いろんな分野で世界を見てきて、そして本県内の業界の中でリーダーとなって頑張ってくれることを想像しながら、私もこの事業を応援していきたいと思います。

続きまして、授業力向上について伺います。

県内の学校の先生が集まり、授業力の向上に向け研修会を重ねております全国組織、TOS Sのセミナーを見学してきました。私もTOS Sの団体とは15年ぐらいお付き合いをしております。全国の教師が長年の経験でつくり上げた優れた授業の技術を、全国の教師で共有化していこうとする民間の団体で、本県でも県内各会場に指導力の優れた先生を講師に招き、教師が学び合う姿に感銘を受けました。

本県の教師の授業力を向上させていくために教師はどうあるべきか、教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 子供たちは、自分でも気づいていない可能性を持っており、授業の中でその能力が発揮され、成長していく姿と教師は出会うことがあります。そのような子供の可能性を引き出す授業にこそ、授業力はある

と考えております。

しかしながら、授業力は一朝一夕には身につくものではありません。先輩、同僚と議論を交わしたり、質の高い研修や他校の実践から学んだり、主体的に学び続けることによってのみ身につくものだと私は考えております。

県教育委員会といたしましては、キャリアステージに応じて、全ての教師が主体的に学び続けることのできる環境づくりにしっかり取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 先ほど話にあったT O S Sなんですけれども、これはTeachers' Organization of Skill Sharingの略でして、東京の向山洋一先生が作り上げた、結構歴史がある日本最大の民間教育研究団体です。

ここは先生方の授業技量検定というのを設けていまして、先生同士が切磋琢磨、授業力を発表し合いながらそういう資格を取っていくということで、国内でも最上位の河田孝文先生という下関の先生がいて、私は3回この先生の話聞いたんですが、この方の授業を、県内の小学校、中学校の先生たちが約50～60名集まって、自分たちが生徒のように河田先生から学ぶ姿を私は後ろから見ていて、本来学校の先生というのは、こうしていつまでも学び続ける方なんだろうと感じました。

その河田先生の授業の中で、命の授業ということで、「命のビザ」を発行された杉原千畝さん、唐沢寿明さんがやられた映画じゃなくて、加藤剛さんが主演された映画を使いながら、子供たちに杉原さんがどんな思いでこのときビザを発行していったかなんかを一生懸命、河田先生が目目の前の県内の先生に話をしているんですけども、私はそれを聞きながら涙が出てきて、こうやって人の心をつかめる授業ができる

先生が増えてくると、本当に学校は楽しくなってくるし、不登校もいじめもなくなるんだなと思いました。

その先生が最後に言われたのが、「どんなに子供たちに嫌われても、子供たちに学力をつけさせるのが自分の仕事だ。教師が子供たちにどこまで学力をつけさせるのかイメージを持ち、小学校で土台となる学力をつけてあげることが自分の使命だ」というふうにお話をされていました。

そこで、最後に知事にお伺いします。

令和5年9月の私の一般質問の答弁で、知事は「教育というものは、大きく捉えると、悠久のときを経て培われた人類の英知を、その存亡をかけて次の世代へと託す営みであろうかと考えている。年を取れば取るほど、知事として年数を経れば経るほど、教育の大切さ、人づくりの大切さを痛感している」と答えられました。

また、長岡藩の米百俵の話がされ、「教育の大切さを語るに、これほどそれを的確に表している故事はないと思う。今、我々が我慢してでも、教育という将来、未来への投資に充てることによって未来を切り開いていこうとする、すばらしい姿勢だと考える。希望ある未来の世界や日本、そして宮崎県を築いていくための最大の財産は「人」である。そのような認識の下に、これからも「人づくり」に力を入れていく」と述べられました。

私もこの話を聞いたときに、宮崎県というのは、すばらしい知事の下で、我々もこうやって日々生きているんだなということで、私も同じように、政治が最も力を注ぐべきテーマは教育、人づくりだと考えておりますので、改めて、本県の将来を担う子供たちに対する宮崎県の人づくりに向けた知事の決意をお伺いいたし

ます。

○知事（河野俊嗣君） 人材の育成は、県民一人一人の豊かで幸せな人生を実現するためにも、そして地域の活力を維持していくためにも不可欠でありまして、教育はその礎となる極めて重要な役割を果たしているものであります。

先日、九州で初めてセーフティプロモーションスクールに認定された、防災教育に力を入れている門川高校において、「命を守るための防災」をテーマに授業を行ったところであり

ます。生徒たちに防災力を高めるために何が必要か考えてごらんということで、少人数のグループに分かれてグループディスカッション、ブレーンストーミングをしてもらったんですが、生徒からは「地域と連携して防災意識の向上に努めたい」、また「実際に被災地を見て自分たちに何ができるのか考えたい」という意見が出され、私も感心したんですが、世代や立場を越えて社会とつながり、他者に貢献したいという気概を感じ、大変心強く感じたところであり

ます。こうした子供たちが進学し、就職した先で、防災の意識というものを伝えてもらう、そのことによって、地域全体として、また防災力が高まるんじゃないかと。子供たちは、いつまでも子供ではないわけでありまして、こういう将来を担う子供を育てていくこと、その人づくりというものがまさに地域づくりに直結していくんだということを感じたところであり、こうした防災というテーマのみならず、先ほど御指摘のありました海外留学も重要なテーマであろうかと考えております。

複雑で予測困難な時代の中、こうした教育を通じて郷土に誇りと愛着を持ち、社会の様々な

課題解決に自らの意思で、他者とも協働しながら果敢にチャレンジする人づくりを進めることこそが、本県の将来に対する、現役世代である我々の責務だと改めて認識したところであり

ます。現在、県では、子ども・若者プロジェクトの中で、子供たちを支え、夢や希望を後押しする取組を行っております。今後も安心と希望ある未来をつくるための宮崎県の人づくりに全力で取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 2月22日土曜日に、県教育支援センター「コネクト」で、神奈川県の高塚勇人先生をお招きして、命の授業を行っていただいたのを私も聞きに行きました。

そこには県内の学校の先生たちが学びに来られていたんですけれども、高塚先生という方は、以前、私も文教の委員会の中で御提案したんですが、神奈川県の高塚の先生をされていて、昔、スキーの事故で脊椎をけがして、お医者さんからは一生寝たきりか車椅子と言われながらも、学校の同僚の先生や生徒たちから励まされて、必死にリハビリをして、現在、歩けるようになって、麻痺は残っていますが、限られた残りの自分の人生をかけて命の大切さを伝えていこうということで、全国で講演されている先生です。

一生懸命その話を聞かれている先生たちの姿を見たとき、先ほどのT O S Sの先生と重なりましたし、私、一番最初の一般質問で黒木教育長にもお願いしました。県教育委員会と県内の市町村教育委員会が、もっともっとコネクトという言葉のようにつながってほしいというふうに思っております。

今現在、日本は、人口減少という問題を外国人ですとかデジタルの技術で補おうとしており

ますけれども、私は、その前に日本人同士が助け合って生きていくこと、子供たちに、人は一人では生きていけない、お互い支え合って生きていくことを教えていくのが教育じゃないかと思っています。

個人的な思いですけれども、現在の日本を見ておきますと、公（パブリック）と私（プライベート）、個人と全体と言ってもいいんですが、このバランスが崩れてきていて、行き過ぎた個人主義によって全体の調和が壊れ、現在の日本の衰退につながっているんじゃないかなと思っています。

自分が幸せになるためには、自分の周りの社会を幸せにしてあげること、世のため人のために生きていける、この心を教えていくのが教育ではないかというふうに思います。

以上で質問を終わります。今回の質問にしまして、財政課の職員をはじめ、趣旨確認に何度も足を運んでくださった職員に感謝申し上げて、全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○野崎幸士副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。日向市選挙区1人区の日高博之でございます。通告に従いまして質問を行います。

知事の政治姿勢についてお伺いします。

「なせば成る、なさねば成らぬ何事も、成ら

ぬは人のなさぬなりけり」、御存じのとおり、江戸時代中期の名君として知られる米沢藩藩主、上杉鷹山公の超有名な言葉です。

鷹山は、江戸時代中期に米沢藩の第9代藩主として、困窮した藩財政を再建したことで知られていますが、御存じないかもしれませんけれども、人口減少の危機から救った偉人とも言われております。単なる財政再建というものであれば、当時ほかの藩もやっていたこと。にもかかわらず、鷹山の財政再建や藩政改革が有名なのは、当然それだけの理由があるからであります。

上杉家のルーツは、上杉謙信の時代に始まり、会津に移り120万石を治めていた大大名。その後、関ヶ原の戦いで豊臣方について敗れ、30万石と4分の1に縮小、さらに3代藩主の時代に跡継ぎを決められず、15万石まで減ってしまいます。その最たる原因は、120万石当時の家臣を減らさなかったため出費がかさみ、その影響で借金漬けとなり、藩の信用は薄れ、極度の財政悪化に陥ってしまいます。また、その間、人口も20%以上減少し、年貢収入が減り続け、現在換算で約200億円もの借金を抱えてしまいます。

この状況に危機感を抱いた藩主たちは、若干17歳、日向高鍋藩から養子に迎えられた、当時は上杉治憲という名の鷹山に藩再建の全てを託します。このときの「藩の再興を図り、怠るようなら神罰を受けても構わない」という鷹山の言葉に、改革への並々ならぬ覚悟が分かります。

最初に取り組んだ改革は大儉約です。儉約とは、無駄を省いて出費をできるだけ節約すること、今でいう行財政改革。家臣から反発を受けながらも、自ら率先して規範を示し、

その意義を説明し、納得させた上で実行に移す。「して見せて、言って聞かせて、させてみる」、この言葉からも、鷹山は、ただ上から命令するだけでは人は動かないことを熟知していたと思います。

また鷹山は、節約だけでは藩の再建は成し遂げられないと悟り、風土の特性を生かした事業を次々と起こします。先見的な取組としては、士農工商の壁をぶち壊し、武士の農村派遣、副業化、これにはかなりの家臣たちの反発があったと記されております。

また、赤子養育政策や結婚支援など、福祉の政策に加え、経済政策としては、徹底した地場産品の生産から製造、販売まで手がけて、藩の収入を増やしていきます。ほかにも、防災面、教育面でもたけていたようであります。数年後、鷹山の改革が実り、人口もV字回復を果たしていきます。このように、未来を予測し、適切なアクションを取る先見性は、鷹山が偉人と言われるゆえんであろうと思います。

そして、この改革の根底にあるものは、たとえ藩の再建に向けた行財政改革であっても、その対象となる人々、その改革を担う家臣への愛情といたわりがなくては成功しなかった。民の暮らしを安定させること、そのためには国を富ませなければならない。「富国安民」、これが鷹山の政治理念であります。

現代の日本は人口減少社会の真ただ中にあります。今の日本社会が抱えている課題は、鷹山が生きた時代と重なる部分もあるかと思えます。したがって、鷹山の取組には、その解決に向けたヒントが隠されているのではないかと感じております。

そこで、鷹山公の政治が令和の日本に問いかけるものはどのようなものなのか、知事にその

思いをお伺いいたします。

以降の質問は質問者席から行います。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 答えします。

御紹介のありました上杉鷹山公は、私が最も尊敬する政治家の一人でありまして、その政治理念は、今から14年前、私が宮崎の発展のために政治家を志す決断をした際にも、大きな後押しとなったものであります。

我が国は今、急速に進む少子高齢化・人口減少の影響が顕在化し、長引く物価高により人々の生活基盤が揺らいでいる中、国際情勢も一段と不安定化しており、社会全体を先行きの見えない不安が覆っております。

鷹山公は、当時財政難に陥っていた米沢藩の藩主として、強い信念の下、ただひたすら藩民のために自ら率先して範を示し、幾多の困難にも粘り強く立ち向かい、藩政改革を成し遂げたわけであります。その政治姿勢は、令和の時代にも通じるものがあると考えております。

また、国が豊かにならなければ民の幸せはないという考えの下、産業振興に心血を注ぐとともに、安心して暮らせるための先進的な福祉施策を推し進めました。その根底には、藩民への深い愛情といたわりの心があり、まさに現代の政治家が範とすべきものであると考えております。

私もその政治理念に大いに共感するものであり、鷹山公の姿勢に学びながら、県政を預かるリーダーとして積極的に現場に出向き、県民の幸せを第一に考え、情熱を持って積極果敢に新しいことに挑戦し、安心と希望あふれる未来を切り開いてまいります。以上であります。〔降壇〕

○日高博之議員 どういう答弁が返ってくるの

かなと私も思ったんですけれども、なるほどなという答弁が返ってきたのかなというふうに思います。

今回の令和7年度当初予算は、みやぎの“真価”実感予算ということで、一般会計総額6,680億円が計上されております。私の前回の一般質問における「攻めた施策の構築、踏み込んだ予算措置が重要である」との投げかけに対し、知事から力強い答弁をいただいて、かなり斬新な事業が示されるのではないかと期待していましたが、開けてみるとインパクトが薄いと正直実感しているところでございます。

上杉鷹山を例示して質問しましたが、事業予算は、知事が掲げる政策実現のため、目標を明確にし、宮崎のあるべき将来に向けて実行していかなければならないものだと思います。

予算概要を繰り返し読ませてもらいました。宮崎を前に進めていこうという精神はよく分かります。しかし、何か目の前の1本の木に目を奪われて、その奥の林のこと、森のことが十分に見通せていないような気がします。職員全体が財源に気を取られ過ぎて、斬新なアイデアが出てくる環境にないのではないかと危惧しております。

私は構想力が必要だと思います。構想力とは、自分が経験しないことや、まだ起こっていない未来の出来事について、頭の中で思い描くことです。新しいアイデアを創設する際のヒントが必ず見つかるはずです。また、構想力を高めるには、現状を正しく把握し、分析することも重要です。

県政の繁栄は知事だけではできません。鷹山であっても、彼が目指した改革を支える有能な家臣たちがいたからこそ、米沢藩が繁栄したわけであります。鷹山は民富のための改革に際

し、衆知を集めるという方針の下に、藩民や下級武士からも積極的に意見を求めたことから、身分に分け隔てなく発言の機会を与えられた藩民や下級武士は、意欲的に改革に挑むようになりました。

現代はSNSの時代で、ボタン一つで情報が入るようになりましたが、私は、人と接して人の意見をしっかり聞くことによって、宮崎でしかない斬新なアイデアや事業につながっていくのではないかと感じます。

そこで、県勢発展のため職員の衆知を集める努力は今以上に必要だと思いますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 予算案に対する御指摘、真摯に受け止めているところであります。

私は、県の職員募集に応じて、これから受験をしようとする学生、もしくはその受験生に対して、県職員のやりがいアピールするときに、県職員というものが県内最強のシンクタンクであると、とてもやりがいがあるんだということを申しております。その能力を最大限に発揮すべく環境を整えていくこと、そして県の施策の企画立案・実行に当たりましては、実務を担う職員との対話、意思の疎通を十分図ることが重要であると考えております。

上杉鷹山公が藩政改革を進めるに当たり、従来の身分制度にとらわれず、広く藩民や下級武士の意見を聞き入れて、藩全体の意欲と協力を引き出した衆知を集める方針というものは、今日においても、政策を実現する上で非常に重要な視点であると考えております。組織のトップが常に意識すべきことと考えております。

私も日頃から担当職員との協議において意見交換を行い、予算案の編成過程においては、新規事業を若手職員自ら企画・プレゼンする場を

設けるなど、機会を捉えてコミュニケーションを図り、職員の意見を施策や事業に生かすよう取り組んでおります。

また、庁内の情報共有システムを利用して、折に触れて私の政策に対する思いなどを全職員にメッセージとして伝える、そのような取組も行っているところであります。

私としましては、鷹山公の生き方、その政治姿勢に学びながら、職員からの声を大切にし、政策の実効性を高める努力を重ね、県政のさらなる発展に取り組んでまいります。

○日高博之議員 ぜひお願いします。

先ほど職員が最強のシンクタンクということでしたが、知事、もっと下に下りるかして、例えば出先機関にちょっと顔を出すとか、農政水産とか商工とか多分行ったことはあまりないと思うんですけれども、職員を励ますとかいろんな意見を聞くとか、アポイントを取って行くことではないと思うんですよね。せっかくそういう姿勢はあるわけですから、ぜひお願いしたいと思っています。

私は、宮崎県知事河野俊嗣ではなくて、河野俊嗣という人物そのものが県民から敬愛されて、そして職員からも尊敬される知事になってもらいたい、ならなくちゃいけないんです。そして、先ほど言いましたように、令和の鷹山公と後に呼ばれるような存在になってもらいたいんです。だから質問したんです。

4期目折り返しの大事な時期だというふうに初日にありましたよね。そこで、この節目に当たって、宮崎県を前に進めていくんだという覚悟はいかなるものか、それを知事の言葉でお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 県民の皆様には4期目を託していただき、また、全国知事会をはじめ

様々な役職をいただくことによりまして、これまで以上に仕事がしやすい環境にあります。そのことを最大限に生かし、県政の発展に力を尽くしていくことが、これまで支えてくださった皆さんに対する恩返しであり、私の果たすべき役割であるとの使命感を改めて強く感じているところでございます。

人口が伸び、経済が発展する高度成長の時代とは異なり、人口減少が進む中で、成熟した社会というものの、そして宮崎の将来を持続可能なものとするための取組というものが今求められていると考えております。コロナや物価高で影響を受けた県民の生活を早期に回復しながら、将来にわたって安定的に宮崎が発展していくための基盤づくり、今こそ自分が託されたその使命を果たしていく。

先ほど上杉鷹山公のお話もございました。この預かっている藩政というのは、決して藩主のためのものではない、公のものである、そこに力を尽くさなければならない。伝国の辞と呼ばれる藩主の心構えを示す言葉にも、鷹山公の姿勢が示されております。そういった姿勢というものを私も学びながら、しっかりと実績、また成果に結びつけるべく、さらなる努力をするよう、与えられた任期の後半においても努めてまいります。

○日高博之議員 心構えはよく分かりましたので、ぜひ頑張ってもらいたいと、エールを送りたいと思いますが、今、選挙というのは、自民党とか立憲とかがつけばどうのこうのという話ではなくなってきて、どちらかという、静かな大衆というか、サイレントマジョリティーという言葉をよく使いますが、ふわとした民意、これがどっちに転ぶかで決まるんですよね。そういったことをしっかり頭に置いて

て、政務活動を行ってもらうように要望いたします。

次に、県立病院の収支計画について伺います。

ちょうど1年前、県立病院に対する一般会計からの50億円の貸付金とともに、今後の県立病院の収支計画が示されました。その内容は、収益向上と費用削減の取組や日南病院の病棟再編など、経営改善の取組を徹底し、令和12年度に純損益を黒字化し、借入金の返済を開始するというものでありました。非常に大きな額の貸付金であり、県議会でも、厚生常任委員会に知事、日隈副知事、加えて総務部長にも出席いただき、慎重に審議いたしました。

ただ、収支計画は本当にかつかつで、現金預金残高がほとんど残らない時期があると書かれております。誰もが、人件費や物価が上がり続ける中で、一度の貸付金で十分なのか、またすぐに現金が枯渇するんじゃないかと心配いたしました。

これに対し執行部からは、「患者数や物価、人件費を厳しく見込んだ実現可能な計画である」、「診療報酬でカバーできない部分は、繰入金増額で対応している」といった説明がありました。なのに、たった1年で収支計画の見直し。近年の状況を見ると、上昇率の鈍化はあっても、下落していくことは想像しにくいわけであります。やはり見込みが甘かったとしか言いようがありません。

そこで、策定から僅か1年で収支計画を見直す理由は何か、また今後の物価等の上昇にどのように対応していくか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 現行の計画は、給与費、材料費について、過去5年間に生じた変

動には十分耐えられるよう積算し、経営改善の取組の効果を考慮して策定しました。

しかしながら、現状は、医業収益が計画を上回る一方で、職員給与の大幅な引上げ、物価の急激な高騰の影響が大きく、6月の診療報酬改定後も、費用の伸びを収益で賄うことができない状況となっています。

このため、現在の取組に加えて、宮崎・延岡病院で収益確保の取組を強化するほか、日南病院で新生児集中治療室の規模適正化等を行うなど、さらなる経営改善に取り組むとともに、昨年末に実施した日南病院の病棟再編の効果を検証し、さらなる再編の必要性を検討してまいります。

○日高博之議員 次に、2月補正予算案において、病院事業会計への繰出金が増額して措置されております。診療報酬では賄うことが困難な、想定を超える人件費や診療材料費等の高騰へ対応するためとのことではありますが、合わせて約12億円と非常に大きな額であります。中でも、診療材料費の増額に対応する繰出金については、収支計画での見込みはどうであったか、また、他の公立病院の状況はどうかといった点も含め、その妥当性について慎重な議論が必要であると考えております。

そこでまず、病院事業における人件費や物価高騰の影響額をどのように算定したのか、また、本県の県立病院への影響は全国の公立病院と比較してどの程度なのか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 繰入金につきましては、収支計画の見込みを超える人件費や材料費等の増を計上しています。人件費については、前年度の人事委員会勧告と同程度の約1%増を見込んだ計画と実際の勧告2.81%増との差

に当たる約4.2億円を、また材料費等については、医業収益に対する比率の近年の上昇等を踏まえ、1.6億円増を見込んだ計画と実際の費用増との差、約7.8億円を影響額としています。

この影響の程度を全国の公立病院と比較しますと、医業収益の伸びが平均を大きく上回る一方で、医業費用の伸びは僅かに上回っています。この結果、医業利益は全国が47.8%悪化したのに対し、本県は21.7%の悪化にとどまっています。

○日高博之議員 宮崎県は意外とうまくやっている、努力してやっているということでしょうね。局長、そういうことですね。

次に、財源についての問題です。

繰出金はこれまで一般財源で対応してきていますが、2月補正予算案における診療材料費等の増加分約8億円について、国が物価高騰対策として配分した重点支援地方交付金が活用されています。私たち議員には、地域住民や団体の方から、物価高騰で生活や経営ができない、何とかしてほしいという切実な声が寄せられています。賃上げが物価高に追いつかない現状において、この交付金は、その対策を講じるための貴重な財源であります。繰出金に活用することで、結果として中小企業や農業者への支援を圧迫したのではないかという思いがあります。

そこで、2月補正予算案における繰出金について、重点支援地方交付金を活用した理由を総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 2月補正予算案には、病院事業への繰出金を含め、重点支援地方交付金を活用した61億円余の物価高騰対策を計上し、県民が直面している状況や各種団体等からの要望をしっかりと踏まえ、きめ細かな支援に

取り組むこととしております。

病院事業につきましては、病院局長からの答弁がありましたとおり、経営改善の取組により、収入、費用の両面で改善が図られているものの、令和6年度診療報酬改定では賄えない想定を超える診療材料費等の高騰が経営を圧迫しています。

また、国も、公的価格のため価格転嫁ができない公営企業を含む医療機関に対し、重点支援地方交付金による支援を緊急かつ確実に講じるよう各自治体に文書で要請しており、これらの状況を踏まえ、繰出金のうち、診療材料費等の増加分に同交付金を充当しております。

○日高博之議員 まとめの質問になりますけれども、病院事業への繰出金は、補助金を除いて令和以降50億円を超えております。今年度は、今回の補正予算案を合わせると79億円です。病院経営は国が定める診療報酬で収益が決まります。診療報酬で収支を取ることが本来であります。次の令和8年度の改定で現状とのギャップが埋まることを願いますが、やみくもに国民医療費を増やせば、国民負担も増大するという難しい問題もあります。

県立病院は、主に救急、周産期、小児医療といった不採算医療、そして、がん、精神疾患、心筋梗塞、脳卒中などの政策医療を担います。民間病院のように、もうける分野に絞り込むことができません。また、高度医療のためには、高額な医療機器も必要であります。経営改善には全力で取り組まなければなりません。厳しいチェックも必要であります。しかし、自助努力にも限界がある。

県立病院は、適正な規模の繰出金があれば経営継続はできません。ただ、このまま高い水準で繰出金を出し続ければ、県財政の健全化に

も影響があります。

では、こうした部分を誰がどの程度負担するのか。病院局と知事部局が常に議論していくことが大変重要だと思います。「誰が」の中に、当然国が入ります。必要な規模の繰り出しを安定して行うため、国庫補助金や地方財政措置を国に強く訴えていかなければなりません。

今年度の知事会要望において、50億円の貸付けの経験を基に本県が原案をつくった、公立病院の資金繰り支援のための起債制度が創設されました。本県が直ちに活用するというわけではなく、交付税措置はないが、同じように資金収支が厳しい自治体病院が活用を検討していると聞いております。

「全国のため、宮崎のため」、これは知事会の地方税財政常任委員長としての知事の思いを語ったフレーズであります。小さな一歩であるが、現実には形になった。強い思いを言葉に発して、積極的に行動することで目標は達成されていく。開会日の知事の「万里一空」という言葉にも重なります。

そこで、不採算・政策医療を担う地方の公立病院への地方財政措置の拡充等を国に強く要望していく必要があると思いますが、知事の決意をお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 先ほどの答弁で、人口減少下にあっても持続可能な宮崎の基盤づくりに取り組んでいくと申し上げましたが、県立病院の経営の安定化と健全化というものも、県民の皆さんが安全・安心に暮らしていくための重要な基盤であると考えております。

本県も含め、厳しい経営環境にある地方の公立病院の実情を踏まえ、全国知事会の地方税財政常任委員長という立場で全国の声をとりまとめ、不採算地区など条件不利地域を含む全ての

地域において、必要な医療を安定的に提供できるよう、地方財政措置の充実を国へ要望してまいりました。

その結果、令和7年度の地方財政対策として、公立病院の資金繰りを支援する新たな地方債の創設や、不採算地区病院への特別交付税の加算措置の継続などが講じられたところであり、国からの一定の支援策が実現したものと手応えを感じております。

しかしながら、民間病院も同様に今苦しんでおりますが、先ほど答弁申し上げましたように、材料費や人件費等の増加を診療報酬で賄っていないという厳しい状況があることに加え、今議員から御指摘がありましたように、公立病院として不採算部門を賄う必要があると。特に24時間体制が求められます救急や周産期、小児医療などで赤字が拡大するとともに、がん、脳卒中、心筋梗塞などの高度医療に必要な機器、診療材料の費用が増しているという状況にございます。

採算性は厳しくとも、公が担う医療は、一日も欠かすことができない命のインフラであります。本県として、県立病院のPTにより厳しいチェックを行う、内部的にその経営改善に向けてさらに進めるとともに、今後とも、公立病院が安定的に運営できますよう国に強く訴え、全国のため、また宮崎のために尽力してまいります。

○日高博之議員 先ほど言いました、国のため、宮崎のため、しっかりと先頭に立って頑張ってもらいたいと思っております。

それと、やっぱり適正規模の繰出金は議論しないといけません。コロナのとき全く議論していないからこういう結果になるわけです。コロナのときにそういった厳しい積算とかをやって

おけばよかったんです。繰り返しになるけれども、そういうことです。取りあえず適正な繰出金をお願いしておきます。

次に、新幹線について伺います。

令和4年9月、西九州新幹線が佐賀の武雄温泉と長崎との間で部分開業し、沿線自治体は大きなぎわいを見せています。特に長崎駅周辺の100年に一度と言われる再開発は、目をみはるものがあります。

一方で、この西九州新幹線の開業は、九州の鉄道網における東西格差を鮮明にし、本県の新幹線整備が立ち後れている事実を改めて認識する契機と考えております。

こうした全国の新幹線整備の状況や基本計画路線に対する国の方針などを踏まえ、県が本年度ルート調査に取り組み、全体の整備費用や時間短縮効果などを公表したことで、県内の議論が盛り上がってきたことは評価できます。

ただ、公表内容には、新幹線整備に伴う本県の負担が明らかにされておらず、今後、県民が新幹線整備に向けた議論を深めていくには、地方負担がどの程度になるのか、その点を示すことも重要だと思います。

今回のルート調査で明らかになった建設費における本県負担額について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 整備新幹線の建設に係る費用負担につきましては、全体の費用からJRへの貸付料を差し引き、その残りの額を、国が3分の2、地方自治体が3分の1の割合で負担することとされております。

JRの貸付料は、新幹線整備による受益を基に国で算定するため、現時点では明らかではありません。このため、貸付料を考慮せず、各県分を単純に路線延長の割合で分割した場合、本

県の負担額は、日豊本線ルートが約4,900億円、鹿児島中央先行ルートが約1,500億円、新八代ルートが約3,200億円となります。

なお、自治体負担は、現行制度上、その90%まで地方債の発行が認められており、元利償還金の50%から70%の範囲内で交付税による地方財政措置が講じられるため、実質的な負担額は、最大でこの2分の1程度になると考えております。

○日高博之議員 地方交付税による地方財政措置が講じられるなど地方への配慮もあるようですが、現在整備が進められている西九州新幹線や北陸新幹線においても、沿線の自治体などから地方負担の軽減を求める要望があることを踏まえると、やはり地方にとって大きな負担となるものであります。

ただ、地方負担については、全国新幹線鉄道整備法施行令において3分の1と規定されており、抜本的な地方負担の見直しには、法令の改正というハードルがあります。国に対して早期整備を求めることはもちろんですが、並行して地方の財政負担の在り方を見直しについても声を上げていくべきだと考えております。

知事は、九州地方知事会の会長として、リーダーシップを発揮できる立場にございます。そこで、九州地方知事会として、新幹線整備に伴う地方負担について、国に変更を求めていくべきではないかと思いますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 例えば、東海道新幹線などは、全く地元負担なくして整備がされたものでありますし、その後の今の整備新幹線についての地元負担については、先ほど答弁があったとおりであります。新幹線の建設費用について、現在の整備新幹線の財源スキームでは、地

方自治体において多額の財政負担が必要となっておりまして、整備中の北陸新幹線や西九州新幹線においても、整備を推進する上での大きな課題となっております。

今、福井まで延びた新幹線を京都から大阪まで引っ張ってくるのにどれだけかかるだろうかという思いがするわけですし、こうした自治体とも力を合わせながら、その負担軽減を求めていくのは重要なことと考えておりますし、私が会長を務めます東九州新幹線鉄道建設促進期成会では、毎年、東九州新幹線整備の早期実現とともに、地方公共団体の負担軽減のための財政措置の拡充について、国に対し要望を行っております。今年1月に実施した古川国土交通副大臣などに対する要望でも、強くこの点を申し入れたところであります。

九州地方知事会におきましては、国に対し、これまでも、地方の発展を支える社会資本の整備として、東九州新幹線の整備計画路線への格上げを求めているところであります。議員御指摘の地方の財政負担の在り方の見直しについて、これも大変重要な視点でありますので、九州地方知事会でも議論を深め、国への要望につなげてまいります。

○日高博之議員 ぜひ前に進めるよう、よろしくをお願いいたします。

次に、物流について伺います。

昨年4月からトラックドライバーの時間外労働の上限規制が適用されたことから、物流の効率化と合理化が急務となっております。県では、海上輸送によるモーダルシフトを促進し、陸上輸送からの転換を進めていますが、海上輸送においては、宮崎発の上り荷に対して、宮崎着の下り荷が少ない状況であります。

先月、公益財団法人流通経済研究所が、本県

の農産物と日用雑貨を対象に共同物流の実証実験を行うとのプレスリリースがございました。

これによりますと、日用雑貨の本州から九州への輸送は、福岡県を経由する経路に依存していること、また南九州から福岡への荷物の確保が難しいといった分析もなされているところであり、下り荷を確保する上で参考となる取組ではないかと思っています。

トラック運送事業者の業務効率化のためにも、宮崎を発着する海上航路をしっかりと維持することが重要であり、そのためには、宮崎向けの下り荷をしっかりと確保する必要があると考えます。

そこで、下り荷の確保にどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 本県の海上輸送事業者において、宮崎発の上り荷に比べ、宮崎着の下り荷が少なくなっている要因としては、九州向けの荷物の多くが鳥栖エリアなどの九州北部の物流拠点に集約された後、トラックによる陸上輸送で九州各地に輸送されるという物流プロセスが一般化していることが大きいと伺っております。

海上航路の維持には、上りと下りの双方向での安定的な輸送量を確保することが重要であり、県では、下り荷等確保強化事業により、企業や運送事業者の利用促進に向けた運賃割引等の取組を支援しております。

御質問にありました流通経済研究所の取組は、宮崎カーフェリーの利用を前提に、上り荷として農産物を本州に輸送したトラックを活用して、また、下り荷として九州向けの日用雑貨の共同輸送を行うものであり、この実証実験も参考にしながら、より効果的な下り荷確保の取組について、引き続き検討を実施してまいります。

す。

○日高博之議員 よろしくお願ひいたします。

次に、フードビジネスについてお伺ひします。

県においては、県内で生産される豊かな食料を中心に、県内での加工・製造によって付加価値を高め、外貨を稼ぐフードビジネスの推進をしてこられたところであります。

そこで、フードビジネスのこれまでの取組と成果について、総合政策部長にお伺ひいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県では、平成25年にフードビジネス振興構想を策定し、食関連産業の成長産業化による雇用の創出と地域の活性化に取り組んできたところであります。

具体的には、フードビジネス相談ステーションにおいては、年約1,500件もの相談が寄せられるようになるとともに、キンカン、キャビアなど県産品のブランド向上、また牛肉、焼酎等の海外への販路開拓が進み、さらには、ひなたMBAを通してフードビジネスに取り組む多くの人材を輩出してきました。

これらにより、構想策定時と比較すると、令和4年の食料品・飲料等出荷額は、約2,000億円増加し6,134億円に、また、食料品及び飲料の輸出額は、8億円から124億円に増加するなど、成果が着実に現れております。

○日高博之議員 様々な取組に一定の成果が見られたと確認いたしました。

しかしながら、先般、九州観光議員連盟において、宮崎観光ホテルに日向のへべすの搾り汁が売っていたので、私が「おいしいですよ」と言ったら、長崎の議長が「日高君、ちょっと飲ませてみろ。ああ、これいいな。ちょっと見せてみろ。これだから宮崎は駄目なんだよ」と。

いきなり駄目なんだと言われて何かと思ったら、製造は福岡県糸島市と書いてある。何で日向で取れたのが福岡県糸島なのか。瀧砂議長も一緒にいたので、びっくりしていました。実質言えば、そんな感じなんですよ。ほかにもありますけれども。

このように、宮崎の農産物が県外で加工され、販売されている例もまだまだ見られるようであります。本県の豊富な食料がそのまま県外へ出荷され、県外で加工されているといった素材供給型の産業構造は改善されていないのではないかと思います。

県は、日本一挑戦プロジェクトとして、子育てや農林業、スポーツ分野における関連施策を重点的・集中的に展開していますが、これらの取組と同様に、県内産業の活性化、中でも、宮崎の強みである農林水産業を生かしたフードビジネスの推進こそ重点的に取り組むべきであると思います。

そこで、フードビジネス振興構想から策定10年以上が経過した今、フードビジネス推進にかける知事の考えをお伺ひいたします。

○知事（河野俊嗣君） フードビジネスにつきましては、本県の強みであります豊富な農林水産物を生かし、地域経済を発展させていく上で大変重要な産業であると考えております。

これまでの10年以上の取組の中で、県内産学官金による全県的な推進体制を構築し、県産品の高付加価値化や国内外への販路拡大、食の魅力発信などを通して、フードビジネスの成長産業化に向けた取組を進めておりまして、その結果、フードビジネスという考え方が広く定着し、先ほど答弁申し上げましたように、食料品・飲料品等の出荷額は増加するなど、本県産業の活性化に大きく寄与してまいりました。

さらに近年では、多様な事業者が連携し、新たな商品やサービスを生み出すローカルフードプロジェクトの推進でありますとか、AIやデジタルなど先端技術の導入による生産性の向上、また、本県初となるイスラム圏への牛肉輸出など、新たな取組を行っているところであります。

議員から御指摘のあった事例につきまして、そもそも本県が、様々な農林水産物、優れた素材を供給する県であった。それを加工し、販売し、より付加価値を高めることによって、もっと経済効果を高めていこうという取組を進めてきたところですが、まだまだやるべき課題があるなということを改めて実感しております。

これまで積み上げてきた取組を継続していくとともに、消費者意識や社会環境の変化にも的確に対応しながら、フードビジネスのさらなる飛躍に向けた取組を進めてまいります。

○日高博之議員 知事がまだ足りないなという思いを持っていることに安心しました。今回、みやぎの“真価”実感予算ですので、フードビジネス振興構想も10年経過したから、真価実感予算でどかんとやるのかなと思ったんですけども、今後に期待したいと思います。

次に、福祉行政の放課後児童クラブについてお伺いします。

放課後児童クラブの待機者は、令和6年度389人と過去5年で最多となっており、小学校低学年の子供を持つ保護者には、預け先が見つからなければ仕事を早く切り上げなければならないなど、仕事と子育ての両立で困っている人もいますと聞きます。

また、受け入れる側も、学校施設にはなかなか余裕がなく、場所の確保が難しいとか、子供

たちを見守る人の確保も大変だという話も聞いております。

一方で、民間事業者の中には、自ら場所や職員を確保し、小規模ながらも子供を受け入れたいという意欲を持った方もいるようであり、このような動きを市町村とともに後押しすれば、待機児童の解消にもつながっていくのではないかと考えます。

そのような中、放課後児童クラブ待機児童解消加速化事業の概要と狙いについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 放課後児童クラブにおける待機児童の解消が喫緊の課題となっております中、市町村においては、空きスペースの確保が困難であることや、児童数の減少により継続的な利用が見通せないなど、新たな開設に向けた課題があると伺っております。

このため本事業においては、市町村に対して、送迎に必要な車両のリース代等を補助して児童クラブの広域化を図るほか、国が定める児童クラブの要件を満たさない小規模な居場所等の確保に係る費用の一部を支援することといたしております。これらの取組によりまして、従来の児童クラブの整備と併せて、200人分の受皿確保を目指してまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。

続いて、9月議会の一般質問で私が取り上げた保育士確保の取組についてですが、前回、私は、保育士養成施設で学ぶ学生向け修学資金の貸付けについて、他県では制限の撤廃や上乗せを行っているようでありますが、本県でもこのような側面的な支援が必要ではないかと質問しました。それに対し、執行部から、他県の事例も参考に在り方を検証したいとの答弁をもらいました。

そこで、保育士修学資金の貸付要件緩和の検討状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 経済的事情を有する学生を支援するために、宮崎県社会福祉協議会を通じて行っております修学資金貸付けにつきましては、貸付者のおよそ9割が卒業後、県内の保育施設等へ勤務しております、保育士の確保に大きな効果があると考えております。

そこで、県では、その貸付要件について、他県の状況や緩和した場合の効果を検証いたしました結果、貸付け基準となる世帯収入等につきまして、現在の日本学生支援機構が実施する第一種奨学金の水準を、来年度から第二種奨学金の水準に引き下げることといたしました。この緩和によりまして、今年度申請者ベースで約2割に当たる30人程度が新たに対象になるものと見込んでおります。

○日高博之議員 続いて、保育人材の確保についてお伺いします。

子育て環境の充実を図る上で、保育士の確保が大きな課題となる中、修学資金貸付けの要件緩和に取り組んでもらうのは大変ありがたいわけです。このような取組で新たな保育士の育成を伸ばしつつ、既に保育士の資格を持ちながら現場を離れている潜在保育士の再就職支援にも力を入れることが重要であると考えます。

そこで、保育人材緊急確保事業で強化される保育士確保の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県では現在、保育士支援センターにおきまして、潜在保育士などと保育施設との就職あっせんや相談支援を行っておりますが、これまでの体制で

は、支援のニーズに十分応えられていない状況がございました。

そこで今回、予算の増額をお願いしております、専門的な知見や保育施設等での実践経験を有する就職支援コーディネーターなどを複数名配置し、潜在保育士などの求職者の掘り起こしやハローワークとの連携のほか、県内外の指定養成施設へのアプローチに取り組むことによりまして、就職あっせん機能の強化を図りたいと考えております。

○日高博之議員 福祉保健部長、いい仕事をしてくれました。満額回答ありがとうございます。

次に、港湾行政についてお伺いします。

日向延岡新産業都市の中核地として役割を果たしてきた細島港周辺は、東九州の産業集積地であり、海路では九州内で首都圏に最も近く、重要な物流拠点となっています。

また、細島港は、国内有数の森林資源を有する入郷地域を背後圏に持つこともあり、近年、木材輸送の一大拠点となっていますが、さらなる林産品の取扱量増加や工業の発展のためには、新たな岸壁や臨海部における用地の確保も重要であります。

入郷地域と細島港を結ぶ国道327号永田バイパスの整備も着々と進められているところですが、地域経済のさらなる発展のためには、高速道路や国道327号など主要路線の整備に加え、そこにつながる港湾の施設をさらに充実させていくことにより、ストック効果を発揮させることが重要と考えます。

そこで、細島港におけるこれまでの取組と今後の方針について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 細島港におい

ては、企業の進出や周辺道路の整備効果もあり、木材などの貨物が増加傾向にあることから、県では16号岸壁を整備してきており、今月竣工する予定であります。また、国においても、貨物船の大型化に対応するため、19号岸壁の整備が進められているところです。

このような中、地元からは、新たな工業用地の確保につながる18号岸壁などの整備を求める声も寄せられております。

県としましては、国や日向市、関係事業者と意見交換を行い、ニーズを把握するとともに、企業の誘致や貨物量の増加につながるポートセールス活動を展開するなど、細島港のさらなる整備に向けた取組を進めてまいります。

○日高博之議員 お願いします。3月16日は16号岸壁の完成式があり、知事、港湾局長も来られるということで、しっかりとそこでは盛り上がりを見せるような挨拶をしてもらいたい。よろしく願いいたします。

次に、河川パートナーシップについて伺います。

河川パートナーシップ事業とは、自治会などの団体が県とパートナーシップを結び、地元の川に愛着を持ち、河川環境を守っていくことを目的として、県が管理する河川の草刈り等を実施し、その草刈り面積や回数に応じて報償費を受け取る事業であります。

この事業による効果ですが、河川の環境や景観保全は当然のこと、地域の皆さんで草刈りを行っていただくのですから、地域の活性化に加えて、不法投棄の抑制、治安維持などにもつながっていますので、その効果たるや多岐にわたっており、県がこれからも必要としている住民同士のコミュニティーの強化による住民と県の協働を深めていくためにも、非常に重要な事

業であると思っております。

そこでまず、河川パートナーシップ事業のこれまでの取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 河川パートナーシップ事業は平成17年度に始まっており、草刈りの面積や回数に応じた報償費の見直し、傷害保険への加入などの取組によって、令和5年度には、741団体、草刈り面積486ヘクタールと、いずれも開始当初の10倍以上の規模となっておりますが、ここ数年は、団体数、草刈り面積とも一定数で推移しているところです。

また昨年度、活動団体へアンケート調査を行い、参加していただいている方々の年代構成や作業実態、御要望等を伺ったところであり、この結果を踏まえ、物価上昇等も考慮し、今年度、報償費を約1割増額したところです。

○日高博之議員 ありがとうございます。草刈り面積が486ヘクタールに及ぶとのこと、驚きましたね。東京ドームでいうと104個分、それも斜面、のり面ですよ。これを県が発注する業務委託で行えば、4倍と相当な費用になるでしょうから、河川管理にとっては、なくてはならない事業となっているのではないのでしょうか。

今年度、草刈りによる報償費を増額したとのことですが、人口減少社会を迎えた今、高齢化が進み、今後5年、10年先には、報償費をさらに増額しても担い手の確保が厳しくなるのではないかと心配しております。

そこで、河川パートナーシップ事業を今後も継続していくための取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 議員御指摘のとおり、近年、参加者の高齢化が進んでおり、

また猛暑日の増加などにより、草刈りの作業環境は厳しさを増していることから、今後も事業を継続していくためには、参加者の負担軽減を図っていく必要があります。

このため、作業の省力化を目的に、令和2年度より自走式草刈り機の導入を進め、現在、5つの土木事務所に合わせて16台を配備し、希望する団体に貸出しを行っております。

また、作業の安全性の向上とさらなる負担軽減を図るため、無線により遠隔で操作する草刈り機の導入に向け、検討を進めているところであります。

今後とも、良好な河川環境を確保するため、活動団体からの御意見も伺いながら、河川パートナーシップ事業を推進してまいります。

○日高博之議員 次に、私学振興についてお伺いします。

私立高等学校の授業料無償化についてであります。

私立高等学校の授業料無償化については、先日、自民・公明・維新の3党において、就学支援金に関する所得制限の撤廃等について合意がなされたところであります。これまで私立高等学校に対する国の就学支援金については、世帯収入に応じて段階的に支援額が定められており、その支援額に大きな差が生じていたところであります。

東京都や大阪府など各自治体においては、この差を埋めるため独自に上乗せ支援の制度が設けられており、独自の支援がない自治体との格差が生じるなど、地域により世帯が負担する授業料が異なる状況であります。

本県においても、一部低所得者への上乗せ支援はあるものの、他の自治体と比較すると支援が手薄という印象で、県議会においても何度か

質問が出ており、県としては国への要望を行っていくとのことであります。

そこで、私立高等学校の授業料無償化について、県としてどのように考えているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 私立高校生に対する授業料支援につきましては、国の就学支援金制度によって実施されておりますが、その所得制限の撤廃や支給上限額の引上げについて、御質問にありましたとおり、先日、3党間で合意がなされたところであり、今後、国において合意を踏まえた検討が進められるものと聞いております。

県としましては、これまで、所得制限を撤廃し、授業料の無償化を進めることについて、全国知事会を通じて国に要望を行ってきたところであり、今回の3党合意については、家庭の経済状況にかかわらず、高校教育を受ける選択肢の幅が広がることにつながるものと認識しております。

一方で、全国的には、公立学校離れなどを懸念する声があることも承知しております。

今後、具体的な制度設計がなされるものと認識しておりますが、いずれにしましても、国において必要な財源が確保され、この制度が安定的に運用されることが重要であると考えております。

○日高博之議員 宮崎県の私立高等学校については、この授業費への支援のほか、経常費への助成についても、地方交付税措置や国の補助などがあり、支援がなされております。授業料の無償化に伴い、経常費助成が減額されることがないように、国に対して要望をお願いしたいと思います。

次に、公私立高等学校連絡協議会についてで

あります。

この公私立高等学校連絡協議会は、これまで公私立高等学校の定員調整を中心に協議が行われてきたところですが、人口減少が加速化するなど社会情勢が大きく変化する中、公立も私立も含めて、県内の高等教育を維持することは喫緊の課題であります。

こうした課題の議論を行う場について、例えば、仮称ですが、「宮崎県の高等学校の将来を考える審議会」のような会議を開催し、様々な関係者を交えて議論が行われる場があってもよいのではないかと考えております。

9月の一般質問において、公私立高等学校連絡協議会におけるさらなる議論の活性化について質問したところでありますが、その後の取組や今後の対応について質問いたします。

先ほど総合政策部長に私立高等学校授業料無償化について質問しましたが、この制度改正により、私立高等学校を選択する生徒が増え、公立離れが進むなど影響もあるのではないかと考えます。このような状況を踏まえますと、公私立がその役割や連携について議論していくことは、さらに重要になってくると考えております。

そこで、公立学校と私立学校の議論の活性化について、県としてどのように取り組んでいくのか、日隈副知事にお伺いいたします。

○副知事（日隈俊郎君） 公私立高等学校連絡協議会における議論の活性化につきましては、お話にありましたとおり、9月議会において日高議員から御提言いただいたことも踏まえ、昨年12月に、県教育委員会と私立中学高等学校協会との意見交換会を初めて実施したところであります。

意見交換会におきましては、「児童生徒が減

少する中における今後の本県教育の在り方」や「生徒募集における課題や工夫」を議題に、教育の質や機会の確保、生徒募集の時期や方法などについて、活発な議論が行われました。

このような中、先ほど御質問にありましたように、高等学校の授業料無償化といった、今後の教育の在り方に影響を与える新たな状況変化も生じてきております。

本県教育を考えていく上で、また少子化の中、公立と私立が議論を深めていくことは、今後ますます重要になってまいりますので、今回の意見交換会を踏まえ、引き続き、公立と私立の意見交換の充実に向けて検討してまいります。

○日高博之議員 この役割や連携をさらに深めていかななくてはならないということで、日隈副知事がこの協議会に出席して、そこでまとめ役となってやるのが何よりも重要なことでありますので、ぜひそういう形でお願いしたいと思っております。

続きまして、奨学金の返還支援についてお伺いします。

本県の専修学校及び各種学校卒業生の地元就職率は70%にも及び、地域の専門人材輩出に大きく貢献しています。専門学校は、地元高校生の進学先として定着しており、若者の県外流出の歯止めにも一定の効果を有するなど、本県の人口減少対策にもつながっているものと考えます。

県では、若者の県内定着を促進する事業として、ひなた創生のための奨学金返還支援事業を官民共同で実施しています。

そこで、ひなた創生のための奨学金返還支援事業の概要と活用状況について、専門学校卒業者の活用に係る内訳も含め、総合政策部長にお

伺いたいします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 本事業は、県内企業等と連携し、県内に就職した若者の奨学金返還を支援することにより、本県の将来を担う若者の県内定着を図ることを目的に、平成29年度から実施しております。

大学卒業者の場合は最大100万円、専門学校卒業者の場合は最大50万円を支援額として、就職して1年、3年、5年経過後の3回に分けて交付しており、その財源として、企業版ふるさと納税や、採用した県内企業からの負担金を活用しております。

令和5年度までに300名、うち専門学校卒業者38名を支援対象者に認定し、今年度は96名、うち専門学校卒業者14名に対して支援金を交付しております。

引き続き、県内企業や学生等への周知に努め、積極的な活用を促すことで、若者の県内定着につなげてまいります。

○日高博之議員 やっぱり周知や活用が足りないんですね。その辺はしっかりとやっていかないといけないですよ。これは行政側もですけども、専門学校もやらないといけないですよ。今日来ていると思うんですけどね。

最後になりますけれども、専門学校は、実践的な職業教育、専門的な技術教育を通じて、地域コミュニティを支える重要な人材を育成しています。そうした実践的・専門的な教育を修了した学生の地域コミュニティに対する貢献度は、大卒者と遜色はないと考えます。奨学金返還支援事業は、こういった若者の県内定着を図る上で、非常によい取組だと考えております。

そこで、専門学校卒業生をはじめとする若者の地元定着をより一層図るため、奨学金返還支

援制度の充実が必要と考えるが、県の見解を知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 専門学校等卒業者は、約7割が県内企業に就職するなど、若者の県内定着に大きく貢献しており、本県産業を支える人材として重要な役割を担っていると考えております。

県では、若者の県内定着を促進するため、奨学金返還支援制度を設け、支援を実施しているところでもあります。令和5年度には、支援対象者数の上限を撤廃するとともに、高等学校卒業者を新たに支援対象に追加したほか、来年度からは年度途中の採用者も支援対象とするなど、県内企業の採用活動の実情等を踏まえた制度の充実を図っているところでもあります。

この制度は、専門学校卒業者をはじめとする若者の県内定着に有効な取組であるため、これまで以上に制度の周知に努め、参画する県内企業の増加や企業版ふるさと納税の活用などにより、安定的に制度を運用していくとともに、支援者数の増加を図るなど、引き続き制度の維持・充実に努めてまいります。

○日高博之議員 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案に対する質疑

○濱砂 守議長 次に、今回提案されました議案第1号から第106号までの各号議案を一括議題といたします。

質疑についての発言時間は1人10分以内いたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 日本共産党の前屋敷恵美でございます。一般質問に続いてですが、今議会に提出されました議案について、通告の下に質疑を行います。

まず、議案第 1 号「令和 7 年度宮崎県一般会計予算」についてお伺いいたします。

歳入において県税収入の総額を、また個人県民税、法人県民税、法人事業税及び地方消費税清算金について、令和 7 年度当初予算額と対前年度との比較について、それぞれお聞かせいただきたいと思います。総務部長、お願いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 令和 7 年度当初予算における県税収入総額は 1,123 億 1,000 万円で、前年度と比べ 4.7% の増であります。

このうち、個人県民税は 335 億 8,390 万円余で 10.4% の増、法人県民税は 23 億 5,707 万円余で 1.5% の増、法人事業税は 246 億 6,595 万円余で 5.1% の増であります。

また、地方消費税清算金の予算額は 552 億 7,178 万円余で、前年度と比べ 1.9% の増であります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、当初予算の県債発行額とそのうち臨時財政対策債の発行額及びそれぞれ前年度からの増減額、また令和 7 年度末の県債残高についてお聞かせください。総務部長、お願いします。

○総務部長（吉村達也君） 県債発行額は 620 億 4,620 万円で、前年度と比べ 54 億 1,680 万円の減、臨時財政対策債は制度創設以来、初めて発行がなく、13 億 6,100 万円の減となっております。

また、令和 7 年度末の県債残高の見込みは、8,520 億 2,370 万 2,000 円であります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、歳入に関連してですが、議案第 21 号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について伺います。

今回の使用料・手数料の改正案は、総じて引上げになっています。一挙に多岐にわたって全庁的な見直しが行われた感がするのですが、見直しの理由について伺いたいと思います。総務部長、お願いします。

○総務部長（吉村達也君） 使用料・手数料の全庁的な見直しにつきましては、近年の物価高騰や人件費の伸び等を踏まえ、受益者負担の適正化を図り、引き続き、指定管理者による安定的な施設運営や質の高い行政サービスを提供するために実施するものです。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、当初予算歳出における事業・施策についてお伺いいたします。

先ほど日高議員も質問されましたけども、放課後児童クラブ待機児童解消加速化事業 1,300 万円について、事業の概要を改めて伺います。そして、本事業により確保するとしている放課後児童クラブに準じた小規模な子供の居場所をつくるということですが、何か所でどれほどの待機児童解消を見込んでおられるのか伺います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 本事業では、市町村に対して送迎に必要な車両のリース代等を補助し、放課後児童クラブの広域化を図るほか、国が定める要件に満たない小規模な居場所等の確保に係る費用の一部を支援することとしております。

確保予定の居場所の数は、市町村の予算措置状況にもよりますが、7 か所程度分の予算をお願いしており、2 か年で 100 名程度の待機児童解消を目指します。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、指定難病等業務効率化事業6,900万円について、受給者証更新等に係る一部事務の外部委託とありますが、どこにどのように委託するのか、その事業の概要と、併せてプライバシー保護の対策はどうなるのか伺いたいと思います。福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 当該事業は、業務効率化を図るため、本庁や保健所間のデータ連携が可能となるように、指定難病医療等の医療費助成に使用しているシステムの更新を行うとともに、現在保健所が行っております指定難病受給者証更新事務の一部を外部に委託する内容となっております。

予算成立後に、それぞれの内容について企画提案競技を実施しまして、業者を選定することになります。業者の選定に当たっては、個人情報取り扱いについて、県の指示に確実に従うとともに、情報を適法かつ適正に取り扱う体制をしていることを条件とすることにしております。

○前屋敷恵美議員 ぜひプライバシー保護は重要ですので、お願いしたいと思います。

次に、議案第34号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

この議案も幾つもの施設の利用料の引上げに關してのものなんですけれども、その中で特に宮崎県屋外トレーニングセンターについて伺いたいと思います。

このセンターは、プロの団体の利用が多いと見込まれておりますけれども、公共施設としてアマチュア、いわゆる一般県民も利用できるわけで、利用料金はアマ、プロ問わず同一料金の設定なのか、もしそうであれば、その考え方を伺いたいと思います。商工観光労働部長、お願

いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 屋外型トレーニングセンターにおいて、アマチュアとプロの利用料金は同一としております。

県では現在、スポーツ観光プロジェクトを展開し、キャンプを実施するプロチーム数の増加により、観光振興及び地域経済の活性化を図ることとしておりますことから、本県をキャンプ地として選定していただけるよう、利用料金を一般利用者と同等の水準に設定しております。

○前屋敷恵美議員 次に、議案第37号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について伺います。

今回の刑法改正による県条例の整理は、多岐分野に及んでおります。この刑法改正の理由及び県の関係条例の整備・改正について伺いたいと思います。総務部長、お願いします。

○総務部長（吉村達也君） 刑法の改正により、令和7年6月から現行の懲役と禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されます。

この改正は、拘置後に所定の作業が義務づけられる懲役と作業の義務づけがない禁錮を拘禁刑に改め、受刑者に応じたきめ細かな指導・支援により、立ち直りをさらに後押しすることを目的としております。

議案の内容につきましては、議員御指摘の議案第37号において関係する21条例、また、その他議案で13条例、合計34条例について、懲役及び禁錮の字句（言葉）を拘禁刑に改めるものです。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、議案第70号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）」について伺います。

今回の補正予算の減額補正について伺います。

まず、衛生費14億9,699万8,000円の減額、農林水産業費40億7,766万1,000円の減額、土木費106億7,557万8,000円の減額補正について、それぞれ主な内容とその理由についてお聞かせください。福祉保健部長、農政水産部長、県土整備部長、それぞれお願いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 衛生費の主なものは、医療・介護施設の整備等に関する地域医療介護総合確保基金積立金の減額であります。これは、当該基金の対象となる一部事業について、国の負担がより手厚い国庫補助金へ振り替えたことなどによるものであります。

○農政水産部長（殿所大明君） 農林水産業費の補正額は40億7,000万円余の減額で、その主なものは、畜産競争力強化整備事業を32億9,000万円余減額したものであります。これは、事業の取下げや翌年度以降への事業見送りなど、要望件数が当初計画を下回ったことによるものであります。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 土木費の減額補正106億7,000万円余の主な内訳としましては、道路橋梁費の52億4,000万円余の減額、河川海岸費の33億6,000万円余の減額であり、いずれも国庫補助事業費の決定等によるものであります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、議案第102号「財産の取得について」です。

宮崎県東京ビルに係る財産取得の内容についてお伺いいたします。総務部長、お願いします。

○総務部長（吉村達也君） 東京ビルの再整備においては、資産の有効活用策として、県の所有地に定期借地権を設定し、民間事業者の有償で貸し付け、事業者が建設する新ビルの一部を

県が買い取り、学生寮や職員宿舎などとして所有・管理することとしております。

昨年の11月定例会で、取得額に係る債務負担の追加を議決いただいております、今議会において、財産取得に係る議案を提案したものであります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、議案第104号「損害賠償額の決定について」を伺います。

本案件は、倒木による事故ということのようですが、事故の状況と損害賠償の内容についてお聞かせください。県土整備部長、お願いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 議案第104号の倒木事故につきましては、国富町大字田尻において、のり面の樹木が突然倒れ、走行中のダンプカーを直撃したことにより、車両が損傷し、運転手が負傷したものです。

損害賠償の内容としましては、車両所有者の車両損害及び休車損害と、宮崎労働局から運転手に給付された労働災害保険金となっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では、最後になりますが、議案第106号「一ッ葉有料道路の事業変更に係る同意について」を伺います。

一ッ葉有料道路で今実施中の事業の内容と事業変更に係る増額理由について伺います。県土整備部長、お願いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 一ッ葉有料道路では、橋梁の耐震対策に加え、津波避難施設の整備を行っており、残る一ッ葉大橋の耐震対策が今年7月に完了する予定であります。

今回の増額は、労務費や資材単価の高騰などによるものであります。

○前屋敷恵美議員 それぞれ御答弁いただきましてありがとうございました。あとは委員会その他で深めさせていただきます。終わります。

○濱砂 守議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

◎ 議案第55号から第69号まで採決

○濱砂 守議長 ここで、海区漁業調整委員会委員の任命の同意についての議案第55号から第69号までの各号議案についてお諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第55号から第69号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第54号まで及び第70号

から第106号まで並びに請願委員会付託

○濱砂 守議長 次に、議案第1号から第54号まで及び第70号から第106号までの各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日6日から9日までは、常任委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10日午前10時から、令和6年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時14分散会

3 月 10 日（月）

令和 7 年 3 月 10 日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員（38名）

2 番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3 番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4 番	工藤隆久	（同）
5 番	福田新一	（宮崎県議会自由民主党）
6 番	本田利弘	（同）
7 番	山内いっとく	（同）
8 番	山口俊樹	（同）
9 番	下沖篤史	（同）
10番	齊藤了介	（同）
11番	黒岩保雄	（同）
12番	渡辺正剛	（同）
13番	濱砂守	（同）
14番	脇谷のりこ	（親和会）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	山内佳菜子	（同）
17番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
18番	二見康之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	日高博之	（同）
20番	後藤哲朗	（同）
21番	佐藤雅洋	（同）
22番	安田厚生	（同）
23番	日高陽一	（同）
24番	内田理佐	（同）
25番	川添博	（同）
26番	荒神稔	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	山下寿	（同）
34番	外山衛	（同）
35番	武田浩一	（同）
36番	丸山裕次郎	（同）
37番	中野一則	（同）
38番	山下博三	（同）
39番	野崎幸士	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	平居秀一
代表監査委員	川野美奈子
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局 長	小牧直裕
事務局 次長	海野由憲
議事課 長	菊池博
政策調査課 長	西久保耕史
議事課 長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	青野奈月

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第70号から第106号まで）

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、令和6年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第70号から第106号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、川添博委員長。

○川添 博議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第70号外7件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）についてであります。

今回の補正は、国の補正予算を踏まえた物価高対策や、地方創生2.0に関連するもの及びその他必要とする経費について措置するものであります。

補正額全体としては74億7,600万円余の減額となっておりますが、国の補正予算に伴う経費として165億1,600万円余が増額計上されております。

歳入財源の主なものとしては、地方交付税が95億7,600万円余、県税が45億2,000万円の増額となる一方で、繰入金が168億9,300万円余、国庫支出金が53億8,500万円余の減額となっております。

ります。

この結果、補正後の一般会計の予算規模は7,118億8,500万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で8億3,900万円余の減額、特別会計で1,500万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は205億1,500万円余となります。

総務部の補正予算は、一般会計で177億1,300万円余の増額、特別会計で10億800万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,593億9,700万円余となります。

また、宮崎国スポ・障スポ局の補正予算は、一般会計で12億6,200万円余の減額であり、補正後の予算額は195億9,600万円余となります。

これらの補正予算に対して、当委員会としては、歳入財源として、県税が45億2,000万円の増額補正となっているものの、使用料及び手数料などで減額補正となっていることから、引き続き、安定した自主財源の確保に努めていただくよう要望いたします。

次に、交通・物流事業者燃料高騰等対策事業についてであります。

この事業は、令和6年度6月補正にて単年度事業として予算措置されていましたが、国の激変緩和措置が令和6年12月から段階的に縮小されていることに伴い、燃料価格が急激に上昇しており、経営の大きな負担となっていること、価格転嫁にも一定の期間を要することなどを踏まえ、引き続き支援を行うものであります。

このことについて委員より、「今回は補助金による支援を行うが、交通・物流事業者における価格転嫁についてはどのような状況であるのか」との質疑があり、当局より、「交通事業の

価格転嫁は徐々に進んでいるが、物流事業の価格転嫁は他の業種と比較して進んでいないところである。物流事業における価格転嫁の後押しには国の法的な支援も重要になるため、引き続き研究を進めてまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今回の支援は、本県の農業をはじめとした基幹産業の維持のために重要であることは承知しているが、補助金による支援だけでなく、持続可能な輸送体制の構築に向けて、国や業界団体との踏み込んだ議論や、さらなる連携を図っていただきたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、厚生常任委員会、山内佳菜子委員長。

○山内佳菜子議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第70号外6件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で21億9,400万円余の減額、特別会計で59億1,200万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,397億9,700万円余となります。

このうち、男性育児休業取得奨励金事業についてであります。

これは、第2子以降の希望を支援するため、従業員が4週間以上の育児休業を取得した中小企業等に奨励金を支給し、男性の育児休業取得を促進するものであります。

このことについて当局より、「200社に支給することを想定していたところ、30社程度にとどまった」との説明があり、これに対して複数の委員より、「減額補正となった背景について、地方の中小企業では育児休業を取得しづらい環境や人員体制等があるのではないか」との質疑があり、当局より、「県の意識調査によると、育児休業を取得しづらい雰囲気や環境もあるという声も聞いている。そのため、本事業の認知度向上だけでなく、育児休業制度の活用に対する理解促進にも努めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、男性の育児参加の促進は、「日本一生み育てやすい県への挑戦」のため、重要な要素の一つであると考えていることから、企業経営者の理解促進を図るとともに、企業における取得しやすい環境づくりへの支援を検討していただくよう要望します。

次に、新田原基地の専用水道におけるPFASの暫定目標値超過についてであります。

このことについて委員より、「今回の件について、住民の健康を守る観点から、県はどのように受け止めているのか」との質疑があり、当局より、「地元の不安を捉え、環境部局と協議をしながら、県としての対応をしっかりと行っ

てまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、地下水は周辺一帯に切れ目なく広がるものであり、地元住民の暮らし、健康はもとより、地場産業にも重大な影響をもたらす可能性があることを肝に銘じ、地元住民の思いをしっかりと酌み取りながら、

真剣に対応していただくよう要望します。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正は、給与改定や物価高騰の影響による経営環境の悪化に対応するため、緊急対策として、一般会計繰入金を12億300万円余増額するものであります。この結果、補正後の病院事業収益は438億300万円余となります。

次に、県立病院事業点検プロジェクトチーム報告についてであります。

このうち、国への要望状況について当局より、「経営状況の厳しい公立病院に対する地方財政措置の拡充等を求めてきた結果、特別交付税の再算定に向けた再調査や、公営企業に対する重点支援地方交付金の活用要請など、これまでにない踏み込んだ対応が実現した」との説明がありました。

このことについて委員より、「公立病院に対する地方財政措置が普遍的なものとなるよう、特別交付税ではなく、普通交付税として要望していくべきではないか」との質疑があり、当局より、「病院事業は、診療報酬等により収益を確保することを前提としながらも、不採算医療・政策医療を担う公立病院に対する地方財政措置の在り方を意識しながら、国に対し、しっかりと要望を行ってまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、収支計画の見直しについて、引き続き、適時適切な検討を進めるとともに、地域における公立病院の役割を果たすため、普遍的な地方財政措置について、国に対し、より一層粘り強く要請していただくよう要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、商工建設常任委員会、山下寿委員長。

○山下 寿議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関連議案は、議案第70号外14件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で3億5,200万円余の減額、特別会計で1,800万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は496億3,800万円余となります。

このうち、新規事業「みやぎきの未来を創る企業立地セミナー事業」についてであります。

これは、地方への進出を検討している誘致対象企業を対象としたセミナーを実施し、立地上の課題の解決策の提案や立地環境のPR等を行うことにより、本県への進出を後押しするものであります。

この事業に関連して委員より、「立地したいが、なかなか土地が見つからないという企業に対し、市町村と連携した取組が必要であると思うが、どのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「企業が求める土地の面積や形状などについて情報を収集し、工業団地の整備を行う市町村へつなぐとともに、工業団地造成に向けた調査費や設計費等に対する補助などの支援も行っているところであり、今後とも市町村としっかりと連携して企業誘致に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、企業立地の好機

を逃がすことなく、引き続き県と市町村が連携しながら、工業団地の整備等を行い、さらなる企業誘致を推進していただくよう要望します。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で85億6,000万円余の減額、特別会計で2億4,300万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,033億5,100万円余となります。

このうち、議案第96号「工事請負契約の変更について」であります。

これは、令和4年9月の台風第14号により被災した国道327号野地工区の道路災害復旧工事に関する工事請負契約の変更であり、9,100万円余を増額するものであります。

このことについて委員より、「令和5年8月の台風第6号の影響により斜面が崩壊した箇所を含め、野地工区道路災害復旧工事の完成時期はいつか」との質疑があり、当局より、「今回、請負契約を変更した工事については3月で完成するが、崩壊した箇所については、現在設計中であり、その後、災害査定を受けてから本格的に工事着手となるため、具体的な時期は未定である」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、崩壊した斜面の被害箇所の拡大を防ぐためにも、引き続き専門家や国と協議を行い、一日も早い復旧に努めていただくよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、環境農林水産常任委員会、内田理佐委員長。

○内田理佐議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算

関係議案は、議案第70号外7件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5億3,100万円余の減額、特別会計で5,600万円余の減額であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は270億3,700万円余となります。

このうち、新規事業「木材産業経営コスト削減支援事業」についてであります。

これは、燃料価格の高騰や製材品価格の下落の影響を受けている木材産業事業者に対して、経営コストの削減に必要な設備等の導入や更新を支援し、経営の安定、改善を図るものであります。

このことについて委員より、「厳しい経営状況から製材工場が3社閉鎖したとのことであるが、製材工場数の推移はどうなっているか」との質疑があり、当局より、「県内の製材工場数は年々減少しており、令和2年の132工場から令和5年は120工場となっている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、製材工場がなければ木材の付加価値を上げることができないため、再造林の推進に加え、製材業者の早期支援を実施することで、その出口も見据えた対応を行っていただくよう要望します。

次に、新田原基地の専用水道におけるPFASの暫定目標値超過についてであります。

このことについて委員より、「検査結果の判明後、九州防衛局から県への報告に20日間を要

したとのことであるが、報告が非常に遅かったという認識はあるか」との質疑があり、当局より、「報告が遅かったと認識しており、関係部局と協議の上、九州防衛局に対して速やかな情報提供等を求める要請文書を発出したところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県民の健康に関わる問題であることから、今後このようなことがないよう毅然とした態度で応じていただくよう要望します。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で52億6,200万円余の減額、特別会計で3,900万円余の減額であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は431億9,100万円余となります。

このうち、新規事業「農業支援サービス立ち上げ支援事業」についてであります。

これは、農業の持続的な発展を支える農業支援サービスの立ち上げに向けたニーズ調査や、サービス開始に必要な農業機械の導入などを支援するものであります。

このことについて委員より、事業の目的について質疑があり、当局より、「農家の減少や高齢化が進む中、農作業の一部をサービス支援事業体に委託することで、生産者が農業を継続できるようにすること、また、サービス支援事業体の新たな分野への事業開拓や多角経営を行うことを目的としている」との答弁がありました。

次に、新規事業「みやざき農業経営継承支援事業」についてであります。

これは、親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう、農業用機械・施設などの新規導入のほか、修繕・移設を一

体的に支援するものであります。

このことについて委員より、「離農者から引き継いだ機械や施設についても支援対象となるのか」との質疑があり、当局より、「中古の機械や施設についても支援の対象となる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、離農者の機械や施設を新規就農者が継承することで、互いに有益なものとなるよう、制度の周知徹底を要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第70号外5件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の公営企業会計（地域振興事業）補正予算についてであります。

今回の補正は、記録的な猛暑と台風第10号によるゴルフ場の冠水被害等に伴い、ゴルフ場利用者数が当初の目標を下回ると想定されることから、施設の指定管理者からの納付金を減額し、事業収益で1,500万円余の減額を行うとともに、コース管理機械の修繕費用など、事業費で300万円余の増額を行うものであります。

この結果、地域振興事業会計の補正後の事業収益は800万円余、事業費は3,400万円余となります。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で46億5,500万円余の減額、特別会計で1億1,900万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,179億8,700万円余となります。

このうち、「世界とつながる高校生海外留学支援事業」についてであります。

このことについて委員より、「応募者が見込みを下回ったとのことだが、事業の定員や応募状況はどのようになっているのか」との質疑があり、当局より、「実践体験研修コースは、定員に対して2～3倍の応募があったが、個人で留学を計画するコースについては、定員100名に対し、応募者は昨年度より増加したものの、36名にとどまった」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、海外留学は貴重な経験であり、これからの国際社会で活躍できる人材の育成につながると考えられることから、高校生だけでなく保護者にも興味・関心を持っていただくとともに、初めて留学する高校生の目線で応募しやすい事業内容を検討していただくよう要望いたします。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で13億7,000万円余の減額であり、この結果、補正後の予算額は292億9,400万円余となります。

次に、「損害賠償額を定めたことについて」であります。

このことについて当局より、「損害賠償事業は、県有車両による交通事故5件、その他の物損事故2件の合計7件であり、交通事故の発生した主な要因については、後方安全不確認や運

転操作不適の過失によるものである」との説明がありました。

このことについて委員より、「近年の県有車両による交通事故の発生件数の推移はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「令和2年は88件、以降、85件、91件、108件、123件と、令和6年は過去5年間で最も多くなっている」との答弁がありました。

また、同じ委員より、「車両によっては、警察特有の装備や仕様などにより、周囲が見えづらいといったことはないのか」との質疑があり、当局より、「日常で使用しないタイプの車両を運転することもあることから、平時から運転訓練を行うなど、事前の準備により対策を講じている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県内の交通事故発生件数が減少しているにもかかわらず、県有車両による交通事故は増加していることから、警察官は交通事故防止を指導する立場であることを再確認し、交通事故ゼロを目指して、緊張感を持って運転していただくよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議案第70号から第106号まで採決

○濱砂 守議長 これより採決に入ります。

議案第70号から第106号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第107号及び第108号追加上程

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第107号及び第108号の送付を受けましたので、両案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第107号及び第108号を一括上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○濱砂 守議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、新田原基地におけるF-35Bの訓練計画やPFASの暫定目標値超過に関する対応について御報告を申し上げます。

これらの問題について、国からは、F-35Bの垂直着陸を含む訓練計画について2月26日に、また、新田原基地の井戸から暫定目標値を超えるPFASが検出されたことについて2月27日に、それぞれ県の担当部局に連絡がありました。

F-35Bについて、国は令和3年度に「緊急時等を除き、通常、垂直着陸を行うことは考えていない」としており、県としては、今回の大きな方針転換は、これまでの国から地元への説

明や住民の皆さんの思いを踏まえると、とても認められるものではないことから、2月26日に地元住民等への丁寧な説明や住民の意見を十分に踏まえた適切な対応について要請しております。

また、PFASについては、国が2月7日に暫定目標値を超える検査結果を把握していたにもかかわらず、県への報告に至るまでに20日間を要したことは極めて遺憾であることから、今月3日、国に対し、基地内の追加検査や速やかな情報提供等について要請したところであります。

いずれも地元住民や自治体の理解と協力の上に成り立っている基地の根幹を揺るがしかねない問題であり、国に対しては、13日に来県予定の九州防衛局に対し、私から直接申入れをすることとしております。

それでは、ただいま提案いたしました議案第107号及び議案第108号について御説明申し上げます。

このたび、副知事、日隈俊郎氏が令和7年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任として、同じく日隈俊郎氏を令和7年4月1日付で副知事に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、県議会の同意を求めるものであります。

また、教育長、黒木淳一郎氏が令和7年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任として、吉村達也氏を令和7年4月1日付で教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、県議会の同意を求めるものであります。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○濱砂 守議長 知事の説明は終わりました。

令和7年3月10日(月)

明日からの日程をお知らせいたします。

明日11日から18日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、19日午前10時から、令和7年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時33分散会

3 月 19 日（水）

令和 7 年 3 月 19 日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

2 番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3 番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4 番	工藤隆久	（同）
5 番	福田新一	（宮崎県議会自由民主党）
6 番	本田利弘	（同）
7 番	山内いっとく	（同）
8 番	山口俊樹	（同）
9 番	下沖篤史	（同）
10番	齊藤了介	（同）
11番	黒岩保雄	（同）
12番	渡辺正剛	（同）
13番	濱砂守	（同）
14番	脇谷のりこ	（親和会）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	山内佳菜子	（同）
17番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
18番	二見康之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	日高博之	（同）
20番	後藤哲朗	（同）
21番	佐藤雅洋	（同）
22番	安田厚生	（同）
23番	日高陽一	（同）
24番	内田理佐	（同）
25番	川添博	（同）
26番	荒神稔	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	山下寿	（同）
34番	外山衛	（同）
35番	武田浩一	（同）
37番	中野一則	（同）
38番	山下博三	（同）
39番	野崎幸士	（同）

欠席議員（1名）

36番	丸山裕次郎	（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	平居秀一
代表監査委員	川野美奈子
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	青野奈月

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第 1 号から第54号まで及び請願）

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、令和 7 年度当初予算関係議案等について、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第 1 号から第54号までの各号議案、請願第13号及び第14号、並びに継続審査中の請願第11号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、川添博委員長。

○川添 博議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第 1 号外13件及び新規請願 1 件の計15件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、請願第13号については賛成少数により、議案についてはいずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和 7 年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました令和 7 年度一般会計の予算規模は6,679億5,900万円で、前年度と比較して81億7,700万円、1.2%の増となっております。また、特別会計については2.3%の増、公営企業会計については3.2%の減となっております。

当初予算の特徴としましては、「みやぎの

“真価” 実感予算」として編成されており、「日本一挑戦プロジェクトの着実な推進」に16億円余、「若者・女性を重視した人口減少対策の強化」に 8 億円余を措置しており、継続事業も含めた日本一挑戦プロジェクト関係の総事業費は76億円余となります。また、「持続可能な未来に向けた基盤づくり」では、24億円余の予算が計上されております。

歳入では、まず自主財源については、諸収入が、中小企業融資制度貸付金元利収入の減などにより4.4%の減となる一方で、県税収入が、個人県民税や法人事業税の増などにより、前年度と比較して4.7%の増となるなど、全体では2.4%の増となっており、自主財源比率は前年度と比べ0.5ポイント増の42.6%であり、過去最高を更新しております。

このうち、財政関係 2 基金からの繰入れは328億円余となり、令和 7 年度当初予算編成後の基金残高は239億円程度となる見込みであります。

また、依存財源については、個人県民税の定額減税に係る地方特例交付金の減などはあったものの、地方交付税などの増により、前年度と比べ0.4%の増となっております。

なお、県債残高については、令和 7 年度当初予算編成後、8,520億円余となり、今年度末と比較して22億円程度の減となりますが、臨時財政対策債を除いた県債残高については5,993億円余となり、222億円程度の増となる見込みであります。

一方、歳出では、義務的経費は、扶助費の増などにより0.1%の増、投資的経費は、普通建設事業費の増により1.3%の増、その他一般行政経費は、公立学校情報機器整備事業の増などにより2.2%の増となっております。

次に、総合政策部の予算についてであります

す。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて176億1,800万円余で、前年度と比較して15%の減となっております。

このうち、新規事業「若者U I J ターン促進事業」についてであります。

これは、都市部で早期離職する第2新卒者の本県就業への支援を強化することにより、若者の県内移住を促進するとともに、地域の担い手を確保するものであります。

このことについて委員より、「若年層の女性の流出が地方の大きな課題となっている中で、若者はもとより女性向けの支援をより強化することについての議論はなかったのか」との質疑があり、当局より、「検討の上、支援に男女の差を設けないこととしたが、当該事業は子ども・若者プロジェクトにおける社会減対策強化の一つとして取り組むものであり、その他の若者や女性の活躍・定着を図る関連事業とも十分に連携し、効果を上げられるよう全庁を挙げて効果的に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、総務部の予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,356億1,900万円余で、前年度と比較して3.5%の増となっております。

このうち、新規事業「職員確保・定着強化事業」についてであります。

これは、若年層の減少や民間企業との競合などにより、技術職を中心に県職員の確保が厳しく、若手職員の早期退職も増えてきていることから、県の仕事の魅力発信やキャリア形成支援を行い、職員の確保・定着を図るものであります。

このことについて委員より、「職員のキャリ

ア形成支援として、キャリアアップが図れる資格取得の支援とあるが、資格取得の支援が離職防止につながるのか」との質疑があり、当局より、「特に技術職の離職が多いことから、資格取得の支援を積極的に行うことで、職員のモチベーションや行政の効率化にもつなげていくことを想定している。また、仕事へのやりがいも創出するために、人事異動における庁内公募制や県外への長期派遣研修をはじめ、各所属でキャリア形成に係る面談を行うなど、綿密に対応しているところである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「職員に仕事へのやりがいを感じてもらいながら、職員の定着が一層図られるよう、確実に取組を進めていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎国スポ・障スポ局の予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計で116億2,200万円余で、前年度と比較して44.2%の減となっております。

このことに関連して委員より、「国スポ・障スポ開催に係る経費については、全体枠でどの程度と見込まれているのか」との質疑があり、当局より、「施設整備や運営、競技力向上対策に係る経費として、合計で720億円程度を見込んでいるところであるが、今後の物価高騰などは考慮していない金額であるため、多少の増額も想定されるところである」との答弁がありました。

このことについて委員より、「非常に多額の予算を投入する大会となることから、県民のスポーツ振興に対する意識醸成や、スポーツランドみやざき構想との連動による経済への波及効果など、本大会をレガシーとしてしっかりと残

せるような取組をお願いしたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「可能な限り費用を抑えていくのはもちろんのことであるが、大会後の効果的な施設活用についても、競技団体などとしっかり議論を行い、環境整備を進めていただきたい」との要望がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、厚生常任委員会、山内佳菜子委員長。

○山内佳菜子議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外12件及び新規請願1件の計14件であります。慎重に審査いたしました結果、継続審査中の請願第11号を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の令和7年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,421億9,000万円余で、前年度と比較して2.9%の増となっております。

このうち、戦争体験継承事業についてであります。

これは、平和の尊さを伝えるため、県遺族会館内にある平和祈念資料展示室やホームページ

による情報発信のほか、次世代に戦争体験を継承するため、小中学校等において語り部講話を実施するものであります。

このことについて複数の委員より、平和祈念資料展示室の現状について質疑があり、当局より、「遺族会館は遺族連合会の所有であるが、老朽化が進み、駐車場も限られていることから、展示室の場所を移転してほしいという声もある。また、当該連合会の会員が減少しており、今後の展示の在り方について検討を進めている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、戦没者遺族の生の声を届けることが難しくなる中、世界情勢の緊張が高まっている今こそ、戦争の記録と記憶が後世にしっかりと引き継がれるような仕組みを十分に検討していただくよう要望します。

次に、新規事業「宮崎カーフェリーでつながる婚活ツアー事業」についてであります。

これは、県内在住者同士の婚活支援に加え、新たな切り口として、宮崎カーフェリー等を活用し、県内と県外在住者の出会いの機会の創出により、県内の婚姻数の増加につなげるものであります。

このことについて委員より、「新たな切り口として面白いと思うが、今後の少子化対策について、どのように取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「少子化対策は、あらゆる局面で手を打って歯止めをかけていく必要があると考えている。改善を図りながら事業を進めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、少子化対策、ひいては人口減少対策は、本県の最重要課題である一方、複合的要因の絡み合う、決して容易ではない課題であると考えておりますので、改善を重ねながら、果敢に挑戦する姿勢で事業に取

り組んでいただくよう要望します。

次に、病院局の令和 7 年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算のうち、収益的収支については、病院事業収益が 452 億 2,000 万円余、病院事業費用が 477 億 9,300 万円余であり、収益から費用を差し引いた収支の差はマイナス 25 億 7,300 万円余となっております。

また、資本的収支につきましては、資本的収入が 56 億 8,000 万円余、資本的支出が 77 億 8,800 万円余であります。

このことに関連して当局より、「収益面、費用面それぞれにおいて経営改善を進めているほか、国への要請が認められ、公立病院の経営安定化に向けた資金繰りを支援する病院事業債が新設された」との説明がありました。

当委員会といたしましては、診療報酬の改定の影響はもとより、急激な人口構造の変化をはじめ、社会的諸条件の変化にさらされ、経営上、今後も予断を許さない状況が続くと予想されますが、引き続き、たゆまぬ改善に取り組んでいただくよう要望します。

次に、「訪問介護の基本報酬の見直し等を求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました新規請願第 14 号に基づくものであります。

訪問介護の基本報酬は、令和 6 年度の介護報酬改定において引下げとなったところであり、地方の訪問介護事業所の運営は一層困難になると懸念されることから、国に対し、訪問介護の基本報酬をはじめ、介護報酬全体の引上げ等を強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議

長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第 109 条第 8 項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、商工建設常任委員会、山下寿委員長。

○山下 寿議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第 1 号外 13 件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の令和 7 年度の予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて 486 億 7,000 万円余で、前年度と比較して 1.4% の減となっております。

このうち、新規事業「2025 大阪・関西万博で MIYAZAKI の魅力 PR 事業」についてであります。

これは、大阪・関西万博において九州 7 県合同による催事出展を行い、九州全体のブランドや本県ならではの魅力を発信することにより、万博の盛り上がりの本県に取り込み、本県への誘客増等につなげるものであります。

このことについて委員より、「万博会場で行

う催事は九州 7 県合同での出展予定とのことだが、他県よりも目立つような宮崎ならではの P R ブースをつくっていくべきではないか」との質疑があり、当局より、「万博は世界から注目されている国のプロジェクトでもあり、P R に絶好の機会と捉えている。本県ブースについては、県産材を使用した装飾や、本県にゆかりのある著名人を起用するなど、本県の強みである食やスポーツなどの魅力を P R するために効果的な企画を検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、万博は海外からも約 350 万人の来場が見込まれる国際的な大規模イベントであることから、本県の強みを生かした様々な企画や装飾などについて検討を重ね、しっかりと P R していただくよう要望します。

次に、日本一挑戦プロジェクトのうち、スポーツ観光プロジェクトについてであります。

これは、世界レベルのキャンプ・大会を戦略的に誘致し、観光振興や地域経済の活性化を図るため、総合相談窓口の設置等により誘致・受入れ強化を行うとともに、計画的にスポーツ施設の整備や改修などを実施することで、日本一のスポーツ環境を目指すものであります。

このことについて委員より、「国スポ・障スポに向けて施設が整備された後も、次の 10 年を見据え、地域活性化の観点からも、主要 3 施設を核としたスポーツ環境の磨き上げを行ってほしい」との意見があり、当局より、「国スポ・障スポに向けて整備する施設は、関係部局とも連携しながら最大限に活用して、スポーツランドみやざきをしっかりと推進していく」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、国スポ・障スポ終了後も、世界レベルのキャンプ・大会などの

誘致を積極的に行っていただき、整備された施設を最大限に活用することで、長期的に地域活性化へとつなげていただくよう要望します。

次に、県土整備部の令和 7 年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて 888 億 2,000 万円余で、前年度と比較して 5.6% の増となっております。

このうち、改善事業「未来を担う建設人材育成・確保事業」についてであります。

これは、建設産業の魅力発信とともに、技術者のキャリアアップ、外国人材の確保や若者・女性活躍の促進等を通じて、県内建設産業の担い手確保や育成を図るものであります。

このことについて委員より、「若者・女性活躍の促進につながるデジタル関連の資格取得等を支援することだが、なぜこの支援が女性活躍の促進につながるのか」との質疑があり、当局より、「デジタル関連の資格とは、C A D オペレーターやドローン操縦士などを想定しており、建設現場以外でも活躍できる仕事の幅を広げることで、女性や若者の担い手確保につながると考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、特に人手不足が深刻である建設産業において、建設人材育成・確保事業を通じて、女性や若者・外国人材の確保に力を入れて取り組んでいただくよう要望します。

次に、「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、昨今の物価高による維持管理経費の増加等を踏まえ、施設等の使用料及び手数料の見直しを行うものであります。

このことについて委員より、「施行期日が令和 7 年 4 月 1 日となっているが、県民の方々が

利用する施設であることを考慮すると、施行前の周知期間が短いのではないかととの質疑があり、当局より、「利用者への十分な周知は非常に大切だと考えている。今後、各施設のホームページ等を通じて周知を図り、利用者の理解を求めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今後、使用料及び手数料の改正を行う際には、施行前の周知期間を十分確保できるよう計画的に条例改正を行うとともに、あらゆる機会を通じて利用者への周知を徹底していただくよう要望します。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、環境農林水産常任委員会、内田理佐委員長。

○内田理佐議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外12件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の令和7年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて224億9,700万円余で、前年度と比較して1.2%の増となっております。

このうち、改善事業「安全・安心な林業の職

場づくり対策事業」についてであります。

これは、林業現場の巡回指導や各種研修の実施などにより、事業者・労働者の安全意識の向上を図り、林業の労働災害発生を減少を目指すものであります。

このことについて委員より、林業の労働災害の発生状況に関して質疑があり、当局より、「林業では、全国で労働者1,000人当たり22.8人の死傷者が発生しており、全産業の約10倍となっている」との答弁がありました。

また、同じ委員より、「林業は、重量のある木材を扱う作業や、斜面などの不安定な地形での作業が多く、安全管理が非常に重要な業種であるが、労働災害の発生抑制のため、今後どのような取組を考えているのか」との質疑があり、当局より、「労働災害防止対策の普及啓発や就業年数5年未満の未熟練労働者に対する研修の充実に注力することとしている。また、経営者を含めた労働者一人一人の安全意識の向上を目指し、粘り強く啓発していくことが最も重要であると考え、当該事業にて最大限の効果を発揮できるよう、しっかりと取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、再造林率日本一を達成するためには林業の持続的な発展が不可欠であることから、労働者への徹底した安全対策指導により、安全・安心な職場づくりをより一層推進していただくよう要望します。

次に、令和7年度環境森林部組織改正案についてであります。

これは、盛土規制法の運用開始に的確に対応するため、環境森林部、農政水産部、県土整備部の三部共管組織として、盛土対策課を設置するものであります。

このことについて委員より、「盛土等につい

ては、盛土規制法だけでなく、土地の用途に応じて個別法の適用があり、複数の法律が重なり合った中で対応する必要があるが、新設される盛土対策課ではどのように対応していくのか」との質疑があり、当局より、「盛土規制に係る具体的な相談や許可を一元的に対応することとしており、適用される個別法については所管課との連携により適切に対応する」との答弁がありました。

また、別の委員より、「九州各県では土木部局が盛土対策を所管する中、本県では三部共管組織とするとのことであるが、今後の対応について問題はないか」との質疑があり、当局より、「三部共管組織とすることで、農地、宅地、森林といった異なる用途の土地に対しても、全体で連携しながら的確な対応ができると考えている」との答弁がありました。

次に、農政水産部の令和7年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて434億5,800万円余で、前年度と比較して1.4%の増となっております。

このうち、新規事業「新規就農者確保総合対策事業」についてであります。

これは、担い手が不足する地域において、多様な品目での就農体制を整備するとともに、就農地の確保、資金の交付、初期投資抑制の支援を行うことにより、新規就農者の確保を図るものであります。

このことについて委員より、「国庫補助の対象となる新規就農者の年齢制限が50歳未満とのことだが、例えば、定年退職後に親元就農する場合は対象外となり、十分な支援が行えないのではないか」との質疑があり、当局より、「新規就農者の確保が難しくなる中、定年退職され

た方の農業への参入は重要であると認識しており、50歳以上65歳未満で国庫補助の対象外となる方については、農業振興公社の担い手確保育成基金を活用して支援を行っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、農家戸数が急速に減少する中、新規就農者支援に一層積極的に取り組んでいただくとともに、農業先進県として、率先して制度拡充に向けた国への働きかけを行っていただくよう要望します。

次に、決算特別委員会の指摘要望事項のうち、漁港における流木被害に係る対応状況についてであります。

このことについて委員より、流木対策におけるスリットダムの有効性について質疑があり、当局より、「スリットダムには流木を捕捉する機能があると考えており、一つの対応策として、公共三部の連絡会にて情報共有を図りながら検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、流木被害の発生抑制には根本的な対策が必要であると考え、発生源の特定や流出の可能性がある木の伐採など、流木被害が発生する前に早期対策を講じていただくよう要望します。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関連議案等は、議案第1号外10件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、議案第1号、第29号及び第35号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の令和7年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計についてであります。収益的収支における事業収益は54億5,200万円余、事業費は65億9,900万円余であり、事業収益から事業費を差し引いた収支残はマイナス11億4,700万円余となっております。

また、工業用水道事業会計については、同じく事業収益は3億7,700万円余、事業費は4億6,500万円余で、収支残はマイナス8,700万円余となっております。

さらに、地域振興事業会計については、同じく事業収益は2,000万円余、事業費は1,800万円余で、収支残は100万円余となっております。

次に、宮崎県企業局経営ビジョンの改定の素案についてであります。

複数の委員より、「地域振興事業の経営の基本方針について、県民誰もが利用できるように、長期的な将来のビジョンを見据え、子供や若者・子育て世代などにも目を向け、県全体に恩恵が行き渡るように再考していただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会の令和7年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて1,246億5,400万円余であ

り、前年度と比較して4.2%の増となっております。

このうち、改善事業「新たな時代を切り拓く学力向上事業」についてであります。

この事業は、高い志を持った高校生に対して、オンライン講座やレベルアップセミナーを実施するほか、県立高校5校を学力向上実践研究校に指定し、県内高校生の学力と教員の指導力の向上を図るものであります。

このことについて委員より、「県内全ての高校でオンライン講座は受講できるのか」との質疑があり、当局より、「集合型による講座の受講は100名程度で検討しているが、オンラインにより県内全ての高校で受講できるように工夫してまいりたい」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「地域性や教員の異動によって学びが阻害されないようにするとともに、県内全域でさらなる学力の向上が図られるように対応していただきたい」との要望がありました。

次に、改善事業「ひなた部活動改革推進プロジェクト」についてであります。

この事業は、地域の実情に応じ、子供たちが将来にわたりスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域連携や地域クラブ活動移行に向けた体制整備等を行うものであります。

このことについて委員より、「部活動の拠点校が遠方の子供たちはどのように移動するか」との質疑があり、当局より、「基本的には、まずは休日に拠点校で活動することとしており、保護者や地域の方の協力を得て、工夫して移動することを想定している。また、市町村によっては、支援団体が送迎するための車両を提供するなどの検討を行っている」との答弁が

ありました。

また、別の委員より、「子供たちが部活動を続けるためにも拠点校方式を進めていく必要があるが、部活動の主体は子供たちであることから、子供たちの意見等が尊重されるようにしていただきたい」との要望がありました。

次に、公安委員会の令和7年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は301億900万円余であり、前年と比較して0.6%の増となっております。

このうち、新規事業「DXを活用した高齢運転者の交通事故防止事業」についてであります。

この事業は、専用車載器を高齢運転者の車両に搭載することで、自身の運転状況を客観的に把握し、より安全運転に関する意識を高めてもらうとともに、専用車載器から得られたデータを活用して、法令講習や交通安全教室で啓発を行うものであります。

このことについて委員より、「専用車載器を取り付ける対象者はどのように選定するのか」との質疑があり、当局より、「宮崎市、西都市、新富町等を対象エリアとしており、免許更新時に高齢者講習を受講する70歳以上の高齢者で、当該事業に協力していただける方が対象となる」との答弁がありました。

また、複数の委員より、「事業期間を令和9年度までとしているが、令和8年度以降は対象エリアの拡大をするのか」との質疑があり、当局より、「対象エリアの拡大を念頭に、令和7年度の状況や効果等を見極めながら検討していきたい」との答弁がありました。

さらに関連して委員より、「専用車載器を取り付けることで、自身の運転状況をスマート

フォンで把握できるとのことだが、スマートフォンの操作に不慣れな方への対応はどうか」との質疑があり、当局より、「専用車載器は自動車教習所や運転免許センターで取り付けることになるため、その際、スマートフォンの操作について、丁寧に分かりやすく説明するように教習所等に要請していきたい」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○濱砂 守議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○濱砂 守議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、永山敏郎議員。

○永山敏郎議員〔登壇〕（拍手） 県民連合立憲の永山敏郎です。

請願第11号「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願」について、継続審査に反対し、速やかに採択を求める立場で討論いたします。

今月3月12日、ちょうど1週間前となりますが、日本医師会と6病院団体が合同記者会見を

行い、2026年度診療報酬改定に向けた合同声明を発表しました。

御存じのとおり、診療報酬改定は通常 2 年に 1 回改定され、2024年の診療報酬改定は 6 月に施行されました。物価高騰や賃金上昇、人材確保の必要性、患者負担・保険料負担の影響などを踏まえた改定とされ、改定率はそれでも僅かプラス0.88%という内容でした。

6 月の診療報酬改定後の病院経営状況について、6 病院団体の会員を対象とした緊急調査も実施されており、その結果について紹介がありました。1,816病院から回答があり、病床利用率は上昇傾向にあるものの、医業利益率、経常利益率はともにマイナスで、2023年度より悪化傾向が認められたとのことでした。医業利益の赤字病院割合は69%、経常利益の赤字病院割合は61%まで増加しています。

2024年診療報酬改定では医療従事者の賃上げ方針が示されましたが、診療報酬は公定価格であり、他業種のように物価や賃金の上昇を価格転嫁できません。今回の診療報酬改定では物価・賃金の上昇に対応し切れず、結果、多くの病院が深刻な経営難に陥っている現状が明らかになりました。

また、他業種のように賃金を上げることができなければ、人材の流出も懸念され、医療提供体制の維持が困難になります。このままでは医療崩壊待ったなし、ある日突然、まちから病院がなくなってしまうです。国においては、医療現場の状況を踏まえた早急な対応が求められます。

冒頭で触れました日本医師会と 6 病院団体の合同声明においても、「まずは補助金による機動的な対応が必要だが、直近の賃金上昇と物価高騰を踏まえると、令和 8 年度診療報酬改定の

前に期中改定での対応も必要であると考える」と訴えています。このことは本請願の趣旨に合致するものです。

地域の医療を守る、それは政治に課せられた使命の一つと考えます。本請願の速やかな採択に向け、皆さんの賛同をお願いします。

以上で私の討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手） 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提出されました各号議案のうち、議案第 1 号、第 4 号、第21号から第29号、第34号から第36号について反対の立場から、また、請願第11号、第13号については、採択を求めて討論を行います。

まず、議案第 1 号「令和 7 年度宮崎県一般会計予算」についてです。

長期に及ぶ物価高騰はいつ落ち着くのか、元の値段に戻るのか、先が見えない状況です。とりわけ毎日の食に欠かせない野菜や米の値上がりは異常を来し、暮らしの悲鳴が上がっています。最低賃金は時給1,000円にも届かず、年金も物価上昇には追いつかず、県民の暮らしは疲弊しています。こうしたところにしっかり目を向けた予算編成が求められます。

新年度予算は、一般会計で6,680億円、前年度比81億円余の増額予算です。予算における施策の全体では、福祉や医療、教育、文化、農業、インフラの整備、地場産業の振興など、当然必要な予算も含まれていますが、不十分さや問題点を残しています。

医療や福祉、社会保障については、地域医療を守る観点から、医療機関や医療従事者を支える手だてが必要です。特に訪問介護報酬の引下

げによって、窮地に立たされている介護事業所を支えることは急務です。

訪問介護事業所がゼロの自治体が2自治体、1か所だけが4自治体も県内にあります。住み慣れた地元で暮らせない高齢者をつくってはならないと思います。

また、子育て支援と言うのであれば、市町村と協力して小中学校給食の無償化、子ども医療費の助成の拡充、国保の18歳までの無料化、高い国保税の引下げなどを実行することです。国としての施策や予算を求めることは当然ですが、県独自でも増えた税收等を充てて県民の暮らしを支えることが重要です。

農業分野でも、農家の直接支援で所得を増やし、農家をしっかり支える手だてを取ることで。また、中小企業を支援して働く人の賃上げを促進することなど、県民の暮らしを支えることが地域の経済をも潤す好循環をつくることになるものです。

教育においては、いじめや不登校問題を正面から受け止め、何より子供たちと直接関わる教職員を増やすことです。新年度予算では、教員数は減らされています。少人数学級を実行すること、これは教員の働き方改革にも道を開くものです。

また、マイナンバー制度の運用・活用で、政府は地方行政の事務にも様々な分野にひもづけし、広げようとしています。プライバシーの侵害や情報漏えいにつながる危険性を持つものです。人権に関わるという問題意識を持つことの重要性を指摘しておきたいと思います。こうした点を踏まえた、県民の期待に応えられる行財政運営を求めるものです。

次に、議案第4号「令和7年度宮崎県国民健康保険特別会計予算」についてです。

国保の都道府県化から6年が過ぎ、都道府県が定めた新たな国保運営方針が進められています。

昨年度、県内では、12自治体(46.2%)が国保税の引上げを行っています。引上げ自治体の割合では、全国11番目の多さです。

標準保険料率や保険者努力支援制度による自治体独自の公費繰入れをやりにくくする仕組みがつくられ、保険税の引上げにつながっています。新年度の保険者努力支援交付金は、前年度より1億円余も減額されており、さらなる国保税の引上げは必至と言えます。

国保加入者の大半は、非正規雇用の労働者や退職後の高齢者、年金生活者です。高い国保税は、長引く物価高騰の中で滞納者を増やし、安心して医療を受けることを困難にしています。

削減してきた国庫負担金を元に戻し、増やすこと。公費1兆円の投入で払える国保税への引下げ、窓口負担減免制度の生活困窮者への対象拡大などを国に求めて、県民の命と健康が守れる国保にすることを強く求めるものです。

次に、議案第21号から第29号及び第34号、第35号については、公の施設等に関する使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてですので、一括して討論します。

今回の公の施設等における使用料・手数料の見直しによる引上げは、全庁的にほぼ全てにおいて行うとしています。物価高騰や人件費、受益者負担の適正化などを理由にしています。しかし、県民の暮らしも、長引く異常な物価高騰によって厳しい状況に置かれていることは論をまちません。こうした状況の中で、公共料金の一斉値上げに踏み切ることが、県民の福祉の増進に寄与する自治体としてはいかがなものか、考えなければならなかったのではないでしょう

か。

確かに施設等の運営や維持管理には経費はかかり、物価高騰の影響も受けますが、なぜ今、一斉に引き上げ、県民負担を増やすことが真つ当なやり方なのか、甚だ問題です。今回のような乱暴なやり方は認められません。

次に、議案第36号「宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

法改正により、マイナンバーカードの機能がスマートフォンに搭載されることに伴い、これまでマイナンバーを利用していた事務のうち、国が規定した肝炎治療費の助成事務など5つの事務について、条例から削除するというものですが、マイナカード機能のスマートフォンへの搭載の一環です。

政府は、法改正をしながらマイナンバー制度の拡大を図っています。そもそもマイナンバー制度は、プライバシー侵害のリスクが避けられないものです。それゆえ制度発足以来、利用を一定の分野に限定していたものを大転換して、マイナンバー利用の限定を外して全ての行政分野において利用を促進し、法定事務に準ずる事務や条例で措置した自治体事務は、法改正することなく利用できるようにしました。こうしたマイナンバーの情報連携の拡大は、プライバシー侵害の危険性を一層高めるものとなり、制度そのものが問題と言えます。

続いて、請願についてです。

再び継続審査とされた請願第11号、不採択とされた新規請願第13号について、採択を求めるものです。

請願第11号は、医療機関の経営維持のための

診療報酬の引上げや財政支援を求めるものです。

現在、県内のクリニックなど開業医の閉鎖や倒産の事例が聞かれます。コロナから解放されてきたとはいえ、感染症対策の徹底や看護師不足などで厳しさを増す医療機関の経営や医療従事者を支えることは、県民の命と健康を守り、地域医療を守るための喫緊の課題であり、診療報酬の引上げや県の財政支援は急務であると思います。

第13号は、政府に「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出の請願です。

今年は、女性差別撤廃条約を日本政府が批准して40年の節目の年です。

現在、世界189か国が加盟する同条約は、女性が実際の生活の中で差別されていないと実感できる事実上の平等を目指しています。

今回の請願にある同条約の選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を強化するために、1999年、国連で採択されました。同条約で保障する権利が侵害されたときに、女性差別撤廃委員会に通報して救済を申し立てることができる個人通報制度と調査制度の規定がありますが、日本は条約のみを批准し、選択議定書は批准していません。

男女平等度を示すジェンダーギャップ指数で、日本は146か国中118位と世界最低レベルです。日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の批准は急務です。

昨年10月、国連女性差別撤廃委員会は、日本政府報告書審議と総括所見を発表し、選択議定書の批准を繰り返し勧告しています。

こうしたことを背景に、全国でも地方議会で

多くの自治体が意見書を採択しています。この宮崎県議会も採択することを避けて通れないと思います。

○濱砂 守議長 前屋敷議員に申し上げます。時間が参っております。

○前屋敷恵美議員 (続) いずれの請願の採択を求めて、議員の皆さんの賢明な御判断を求めて討論いたします。以上です。(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 次は、山内佳菜子議員。

○山内佳菜子議員 [登壇] (拍手) 県民連合立憲の山内佳菜子です。

請願第13号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての請願」の採択を求める立場から討論に立たせていただきます。

女性差別撤廃条約は、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃を目指すものです。

その中には国家報告制度という仕組みがあり、条約を批准した国は、4年に1度は取組状況を国連の女性差別撤廃委員会に報告して、審査を受けることとされています。

しかし、報告できるのは国だけであり、4年に1度しかその機会がありません。それだけでは推進力が弱いため、条約ができて20年後となる1999年に、もう一步踏み込んだ取組を盛り込んだのが、今回の請願で批准を求めている選択議定書となります。

選択議定書には個人通報制度が新たに設けられ、国だけでなく、個人が国連の委員会に直接申立てできる仕組みが加えられました。

個人の誰でもできるというわけではありません。侵害を受けた当事者であり、国内で救済の手を尽くしたけれども駄目だった、例えば、最高裁まで闘ったけれども認められなかったケースなど、非常に厳しい条件があります。

その申立てが受理されると、委員会はその内容について国に見解を示し、見解を受けた国は6か月以内に応答するという仕組みです。その見解や勧告も強制力があるわけではなく、内容に承服できないのであれば、国からきちんと意見表明をする機会も保障されています。

「条約を批准するけど選択議定書は批准しないのは、法律はつくるけど法律は守るつもりはないという状況と似ている。条約を批准したなら、選択議定書の批准も不可欠である」と表現する専門家もいます。

前屋敷議員からも御報告がありましたが、条約を批准しているのは189か国、そのうち、選択議定書を批准しているのは115か国にも上ります。G7の中で選択議定書を批准していないのは、日本と、そもそも条約自体を批准していないアメリカだけです。

昨年10月には、国連の女性差別撤廃委員会が8年ぶりに日本の対面審査を行いました。そして、この選択議定書の早期批准が今回も強く促されました。

日本が選択議定書を批准しない理由として、現在、国会で議論がなされています選択的夫婦別姓についても個人通報が行われるのではないかと警戒する声や、個人通報の件数が増えることに懸念を示す見解もあります。

しかし、通報される国は、カナダをはじめ世界の中でも人権を守っている国の場合が多く、通報されることは恥ではなく、むしろ人権を強く守りたい国、人権が根づいている国という証左であると受け止めるべきです。

女性差別撤廃条約実現アクション共同代表で、早稲田大学名誉教授の浅倉むつ子先生は、「委員会の見解に承服できない正当な理由があるのなら、日本はむしろ、人権問題の先例を増

やすという観点から、積極的に国際的議論に参加していけばよいのではないかと提言されています。

個人が救済を求めて手を伸ばそうとする機会や、国際社会と建設的な対話を始める機会を閉ざす理由はありません。

国際女性デーの 3 月 8 日、宮崎県の政治分野のジェンダーギャップ指数は、47 都道府県のうち 45 位と、今回も厳しい結果となりました。

宮崎の土台をつくるのは政治です。女性の県外流出は男性の 3 倍にも上るという状況であり、この宮崎でも、女性差別、男女格差は根強く残っております。人口減少対策に取り組む上でも、誰もが暮らしやすい宮崎を目指す上でも、この問題は、真正面から取り組まなければならない、本県の最重要課題と言っても過言ではありません。

日本が女性差別撤廃条約を批准して今年で 40 年になります。女性の差別撤廃や国際社会に対峙する政治の姿勢が問われています。女性に対するあらゆる差別は撤廃すべきであり、全ての人々が平等で人権が尊重されるべきです。

そのためには、条約とセットで選択議定書も批准するべきであります。このことをこの宮崎だからこそ発信すべきであり、宮崎県議会の姿勢を示すべきです。

議員の皆様の賢明な御判断を切に願い、私からの討論を終わります。(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第 1 号、第 4 号、第 21 号から第 29 号まで及び第 34 号から第 36 号まで採決

○濱砂 守議長 これより採決に入ります。

まず、議案第 1 号、第 4 号、第 21 号から第 29 号まで及び第 34 号から第 36 号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○濱砂 守議長 起立多数。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第 2 号、第 3 号、第 5 号から第 20 号まで、第 30 号から第 33 号まで及び第 37 号から第 54 号まで採決

○濱砂 守議長 次に、議案第 2 号、第 3 号、第 5 号から第 20 号まで、第 30 号から第 33 号まで及び第 37 号から第 54 号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第 13 号採決

○濱砂 守議長 次に、請願第 13 号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○濱砂 守議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第14号採決

○濱砂 守議長 次に、請願第14号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第11号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱砂 守議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議案第107号及び第108号採決

○濱砂 守議長 次に、さきに提案のありました副知事の選任の同意、教育長の任命の同意についての議案第107号及び第108号を一括議題といたします。

〔日隈副知事及び吉村総務部長退席・退場〕

○濱砂 守議長 質疑の通告はありません。お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第107号及び第108号について、一括お諮りいたします。

両案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、両案は同意することに決定いたしました。

〔日隈副知事及び吉村総務部長入場・着席〕

◎ 特別委員長調査結果報告

○濱砂 守議長 次に、特別委員長の調査結果報告を議題といたします。

ここで、特別委員長に調査結果報告を求めます。まず、地域活性化対策特別委員会、脇谷のりこ委員長。

○脇谷のりこ議員〔登壇〕 当委員会では、本県の地域活性化対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります

が、このたび、その概要について御報告申し上げます。

本県の合計特殊出生率は近年、再び低下傾向にあり、人口減少のスピードも加速しています。このような中、働き手不足や市場・経済の縮小によって、地域生活の維持が困難となること懸念されるなど、地域が直面する課題は深刻化しています。

県では、宮崎県総合計画の下、地方創生交付金をはじめとする国の支援策の活用や県独自の施策を展開していますが、県議会としても、人々の暮らし方・働き方の価値観の変化を的確に把握し、県民にとって安心して暮らしやすいまちをつくっていくためには本県が今後どうあるべきか、またそれに向けた県の取組を精査しながら、県とともに取組を進めていく必要があります。

こうした認識の下、当委員会では、①子ども・子育て支援、②教育施策、③移住・定住促進、④中小企業等振興支援と働き方、⑤地域公共交通、⑥地域医療の6項目について調査を行い、県当局への提言を17項目にまとめました。

主な提言を御紹介いたします。

まず、「子ども・子育て支援」についてであります。

県では、近年、低下傾向にある合計特殊出生率に対し、2024年から新たに「日本一子育てしやすい県への挑戦！」という目標を掲げ、2026年までに合計特殊出生率を1.8台とするプロジェクトを本格展開し、子育て施策を強化するなどの取組を進めています。

この高い目標を達成するためには、社会動態の改善、結婚支援・子育て支援の強化、高い出生率の維持・強化が必要であり、特に家庭や職場、社会全体で子育てを支えていく意識を醸成

することが非常に重要と考えます。

県当局には、これらの施策を組み合わせ、予算、人員を十分に分析した上で、効果的な施策を展開すること、また、その政策立案について、子育て世代や女性の視点をしっかり盛り込み、より実効性のある少子化対策を推進するため、担当部局において若い職員や女性職員をより多く配置すること、さらに、男性の育児休業について、取得の促進とともに、その意義や役割についてしっかりメッセージを発信していくこと、加えて、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、困難を抱える子供の実態把握や支援の地域偏在解消に向けた部局横断的な施策を展開することを要望いたします。

次に、「教育施策」についてであります。

本県が日本一子育てしやすい県を目指すためには、全国に負けない教育環境の整備が重要であり、子供や保護者などのニーズを的確に捉えた取組を展開し、県全体の教育環境を底上げすることで、選ばれる宮崎県になると考えます。

また、本県の不登校児童生徒数は増加しており、学校以外での学習等の支援が非常に重要となっています。

一方で、教員が不足する現状において、教員一人一人の負担は増大し、学びの質の低下やコミュニケーション不足などが懸念されることから、教員の人材確保は急務となっています。

県当局には、子供や保護者などがどんな学校像を求めているかを調査・分析した上で政策立案を行うことや、働く親を持つ子供の放課後の居場所について、関係部局と市町村が連携した施策を子ども・若者プロジェクトにしっかり組み込み推進していくこと、また、教員の確保については、移住などを含めた新たな視点でのア

ブローチを展開することや、ペーパーティーチャーの不安を解消し、県の登録促進につながるような支援体制を整えること、さらに、不登校児童生徒については、学校へ復帰するための支援とともに、学校以外の場における学習等についての支援も推進するため、フリースクール等関係機関と積極的に連携していくこと、加えて、県が実施する海外留学事業を企業に支援してもらうことにより、企業のPRや県内就職にもつながると考えられるため、県内企業との連携を強化していくことを要望いたします。

次に、「移住・定住促進」についてであります。

当委員会の調査において、都城市の「全国トップクラスの移住給付金」や、岡山県和気町の「カリスマ移住推進員による移住希望者ニーズに合わせた町内案内」、徳島県神山町の「地域に必要な働き手の逆指名」など、地域に必要な移住者を増やす先進的な取組を調査してきました。

県では、県外の方に選んでもらい、定着してもらうための移住・定住施策を展開していますが、その目的や方向性が明確でないことから、取組の成果が見えにくく、各市町村の努力に左右されている状況です。

県当局には、本県の移住施策の成果や他県の優良事例などを分析・精査し、施策の方向性を定めた上で、市町村等と対話を重ね、市町村では対応が難しい部分は県による補完に取り組むなど、地域のニーズに対応した施策を展開すること、また、市町村と連携して、移住者の状況や地域おこし協力隊の活動内容について、当事者や地域の意見等を聞き取り、分析・検証した上で、県内の優良事例を市町村と共有し、定住に向けた取組を展開することを要望いたします。

す。

次に、「中小企業等振興支援と働き方」についてであります。

本県の事業従事者1人当たりの付加価値額や県民所得は全国平均より低く、人口減少が進む地域においては、産業の新規参入が少なく、その基盤となるインフラ設備も十分でないなど、民間の力だけでは活性化が難しくなっています。

また、企業における人材不足が深刻となっていますが、今回、えびの市のえびの電子工業株式会社や高知県高知市のフクヤ建設株式会社が行う先進的な働き方改革を調査し、社員が柔軟に働くことができる環境を整えることが、採用応募者数の増加、離職率の低下に非常に効果があることが分かりました。

県当局には、付加価値額や県民所得を数字目標として設定し、施策の方向性を決定するとともに、中核的な企業を育成していく取組をより一層進めていくこと、また、県と市町村が連携し、産業育成だけでなく周りのインフラも含めて、地域の特性に合わせた総合的な施策を全庁的に展開すること、さらに、人材が不足している業界や企業に対し、ミスマッチをなくす求人の仕方や子育て世代の雇用方法、企業情報の開示の仕方について効果的な研修を積極的に開催するなど、人材確保や早期離職解消に向けた取組を支援すること、加えて、近年の女性就業状況の変化を踏まえ、これまでとは違った視点で各世代別の就業状況やニーズ、各企業の取組などを把握・分析し、マッチングできる企業を増やすとともに、自分の思いが実現できる企業が宮崎県にはたくさんあることを学生を含めてしっかりと情報発信したり、子育てが終わった後のキャリアについて考える機会を充実させる

などの施策を積極的に展開することを要望いたします。

次に、「地域公共交通」についてであります。

バスや鉄道などの公共交通は、日常生活はもとより、観光面でも重要な社会基盤ですが、近年の利用者数の減少や運転士不足、燃料高騰の影響もあり、その維持は非常に厳しい状況にあります。

県当局には、10年後、20年後の公共交通の利用状況について予測を行い、地域のニーズを把握しながら、利便性向上や効率的な運営に向けて、市町村や団体と連携し、交通網の再構築や最適化に向けた取組を推進していくことを要望いたします。

最後に、「地域医療」についてであります。

本県の産科医療施設は、分娩数の減少や医師不足により閉院が相次ぎ、西諸圏域においては、産科医療施設等の分娩施設がない状態が続いています。

また、中山間地域において、無医地区等の住民が病状に応じた診療科を受診できないなど、安心して住み続けるための医療提供体制が不十分な状況にあります。

県当局には、医師の育成・確保において、市町村と連携して医師の誘致や支援をより積極的に行うこと、また、周産期医療体制充実のため、助産師の育成や産科医療施設との連携等について、県がよりリーダーシップを持って取り組んでいくこと、さらに、総合診療における指導医の育成に向けた施策を推進するとともに、オンライン診療における通信環境、住民のニーズや状況を把握・分析し、地域の実情に即した僻地医療提供体制の充実を要望します。

以上、委員会報告書の概要として報告しまし

たが、当委員会で調査した地域活性化対策は、本県の地域社会を維持していくために非常に重要なテーマであり、それぞれの分野において、地域の個性を生かした宮崎ならではの地域活性化を図る必要があります。

地域活性化は自然と起こるものではなく、地域住民や行政、民間が一体となって、地域の課題を洗い出し、解決に向けて必要なものは何かを考え、話し合い、数年先の未来に向けて行動を起こすことが非常に重要です。

当委員会の提言を踏まえ、知事の強いリーダーシップの下で、全ての県民が安心して豊かに暮らせる地域をつくっていくことを期待して当委員会の報告といたします。（拍手）〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、防災減災・県土強靱化対策特別委員会、佐藤雅洋委員長。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕（拍手） 当委員会では、防災減災・県土強靱化に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。このたび、その概要について御報告申し上げます。

本県におきましては、様々な防災・減災の取組を推進しておりますが、特に南海トラフ地震への対策を重点的に進めております。今後高い確率で発生が予測される地震への備えは喫緊の課題であり、加えて、気候変動に起因する自然災害の激甚化に対しましても、迅速かつ適切な対応が求められております。

このような認識の下、当委員会では、「南海トラフ巨大地震に関すること」「台風等の大規模自然災害に関すること」「防災に関する体制づくり・人材の育成等に関すること」「災害復旧・復興に関すること」「災害に強い県土づくりに関すること」の5項目について調査を行

い、県当局への提言を取りまとめております。

まず、「南海トラフ巨大地震に関すること」についてであります。

現在、能登半島地震を受け、国は災害対応の見直しを進めており、本県におきましても、その知見を活用し、備える必要があります。同様に、初めて発表された南海トラフ地震臨時情報の影響につきましても、国の検証結果を踏まえた対応策を検討する必要があります。

このことから、県当局におきましては、災害の教訓から学ぶため、全国各地のあらゆる取組を情報収集し、関係者と共有するとともに、当県の実情に合った施策展開が図られるよう、国と積極的に意見交換を行っていただくよう要望いたします。

また、現在、県民の防災意識が高まるとともに、自助・共助の重要性が再認識されておりますことから、県当局におきましては、自助と共助を促すため、南海トラフ地震への危機感が高まっている今のタイミングを逃さず、より一層防災意識が高まるよう施策を展開するとともに、自治会等の防災活動の活発化に向けて市町村と連携して伴走型で支援を行うなど、災害対応力の底上げに向けて取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、「台風等の大規模自然災害に関すること」についてであります。

台風等から身を守るためには、市町村による早期の避難所開設と適切な環境整備が必要であり、高齢者等への配慮や、スフィア基準に基づく生活空間の確保が重要であります。

このことから、県当局におきましては、市町村の避難所の開設基準等を調査し、結果を関係者と共有するとともに、広域連携の観点から積極的に市町村へ助言を行うよう要望いたしま

す。

また、竜巻被害につきましては、被害認定の方法や災害救助法の改正の必要性を議論する必要があります。さらに、既存住宅でも自然災害に強い屋根となるよう強風対策を推進する必要があります。

このことから、県当局におきましては、今後の竜巻の頻発化を想定し、災害救助法改正の要望等も視野に入れつつ、竜巻による被害からの救済の在り方について国に対し強く働きかけていただくとともに、瓦の強風対策の普及啓発など、少しでも被害が軽減するよう積極的に施策を展開していただくことを要望いたします。

次に、「防災に関する体制づくり・人材の育成等に関すること」についてであります。

人員不足や高齢化、地域コミュニティの希薄化など、多くの課題が生じております。一方で、能登半島地震ではNPOや民間企業等の活躍が見られ、多様な主体の連携による支援体制の構築が期待されております。

このことから、県当局におきましては、防災士や消防団、自主防災組織等の防災人材の育成・確保はもとより、大規模災害に総力戦で挑むためにも、要支援者から健常者まで顔の見える関係を構築することができる自治会の加入率向上を図るなど、市町村と連携して積極的に支援することを要望いたします。

また、適切な避難行動の理解を深めるためには、災害伝承や地域の防災活動への参加を通じて、防災意識を高める必要があります。

このことから、県当局におきましては、内閣府と国土交通省が実施する「NIPPON防災資産」の認定制度において、県内の伝承や地域活動の認定を目指すなど、災害伝承等の良質な情報を県民に提供し、災害の自分事化が促され

る環境の構築に取り組んでいただくことを要望いたします。

また、令和 6 年 8 月 8 日の日向灘沖の地震後、県内 19 路線で渋滞が発生したことは、災害に応じた避難行動について十分理解していただけていない可能性を示唆するものであります。このことは全国的な課題であり、防災型信号機による一方通行化や環状交差点の整備等を含めて継続的な検討が必要であります。

このことから、県当局におきましては、様々な大規模自然災害が想定される中、災害発生直後の道路規制の在り方は、県民の生命を守るための必要な措置となることから、全国の事例を調査し分析するなど、継続的に検討していただくよう要望いたします。

次に、「災害復旧・復興に関すること」についてであります。

能登半島地震の復旧・復興状況から、廃棄物処理施設が被災した際の対応や、有害物質を含む廃棄物への対処など、重要な課題が浮き彫りになっております。

このことから、県当局におきましては、PCB 等の有害物質に関する災害時の対応について、事前防災や事前の復興準備の観点から、現地での点検や調査を行い、必要な措置を講じるとともに、廃棄物処理施設自体が被災し稼働停止となる事態を避けるため、耐震化など事前の備えについて、国への要望等の取組を進めるよう要望いたします。

また、災害復旧の遅延は、観光業の停滞や人口流出等の深刻な影響をもたらす可能性があるため、技術系人材の不足等の課題に、県全体で取り組む必要があります。

このことから、県当局におきましては、災害復旧に精通した技術系職員を確保・育成すると

ともに、災害からの復旧・復興が遅滞することのないよう、平時から国・県・市町村間で緊密に連携し訓練等を実施するなど、相互に支援できる体制を構築していただくよう要望いたします。

また、能登半島地震での高規格道路の被害を踏まえたと、東九州自動車道の全線 4 車線化は、災害時の機能維持のため不可欠であります。

このことから、県当局におきましては、未開通区間の早期完成はもとより、東九州自動車道の 4 車線化工事について、災害時の対応力の強化を目指し、できる限り早期完成を目指すよう要望いたします。

最後に、「災害に強い県土づくりに関すること」についてであります。

住宅の耐震化につきましては、高齢者や障がい者など情報へのアクセスが難しい方々に対しまして、耐震化の必要性を訴える啓発活動が十分に届かない場合があります。

このことから、県当局におきましては、木造住宅の耐震化診断や改修等に係る費用を補助することはもとより、耐震診断から改修工事完了まで住民に寄り添い、一貫してサポートする伴走型支援体制を構築するなど、高齢者等が安心して耐震化に取り組める環境を整えていただくよう要望いたします。

また、流域治水につきましては、水害リスクの共有体制が不可欠で、上流域の損失に対して、正当な補償を行う仕組みが必要とされております。

このことから、県当局におきましては、流域治水を推進する際は、流域全体で治水施策への理解と合意形成を促進するとともに、損害が発生した場合に備え、協定等を締結するなど、上

流域の方々の協力に対し正当な補償がなされるよう、各種支援に取り組むよう要望いたします。

以上、報告書の概要を御報告いたしました。が、気候変動という新たな課題が加わったことで、災害対策が後手に回る可能性があります。過去の災害の教訓に学ぶだけでは安心・安全とは言えません。あらゆる関係者が自助・共助・公助の役割を認識し、それぞれが主体性を持って行動することが何よりも大切です。まずは命を守ることができるか、住宅の耐震化の確認なども重要であります。様々な災害がございますが、その種類に応じた備えや適切な避難行動について、常に最新の情報を取り入れ、関係者と共有し、研修や訓練を重ねていかなければなりません。

今、県民の皆様の災害への危機意識は急激に高まっております。この機会に、心を揺さぶり、行動変容を促す施策や地域活動を展開することが重要であります。

さらに、防災意識を持続させるためには、家族や友人との日常的な対話、地域での伝承活動などの自助や共助の取組が有効でございます。身近な人々と命を守る行動について話し合う習慣を持つとともに、地域の絆を深め、共に助け合う精神を育むことで、防災意識の低下を防ぐことができます。

防災減災対策や県土強靱化をより一層推進していただき、あらゆる関係者が主体性を持って迅速に防災行動を取ることができるよう、県当局の強いリーダーシップを期待して当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 次は、カーボンニュートラル推進対策特別委員会、安田厚生委員長。

○安田厚生議員 [登壇] (拍手) 当委員会では、循環型農林水産業の推進及びカーボン

ニュートラルに関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。このたび、その概要について御報告いたします。

近年、国内外で暴風雨や洪水、干ばつといった気象災害が多発しておりますが、地球温暖化の進行に伴う気候変動が主な原因とされており、この気候変動は、農水産業や人々の健康など、あらゆる分野に深刻な影響を与えるとされております。

このような中、2015年のパリ協定採択後、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルに向けた取組が各国で本格化しており、日本においても「2050年カーボンニュートラル」が宣言されるなど、各地域で脱炭素社会に向けた取組が展開されております。

世界や国の動きを踏まえ、本県においても、地域の特性を生かした施策を展開し、あらゆる主体がカーボンニュートラル実現に取り組めるよう、県が牽引していくことが必要であります。

このような認識の下、当委員会では、「循環型農林水産業の推進に関すること」「カーボンニュートラルに関すること」「再生可能エネルギーに関すること」「省エネルギー・省資源の推進に関すること」「地球温暖化による環境変化への対応策に関すること」「林道等の環境整備に関すること」の6項目について調査を行い、県当局への提言を取りまとめております。

まず、「カーボンニュートラルに関すること」についてであります。

県では、2030年度の温室効果ガスを基準年である2013年度と比較して50%削減、2050年度にはカーボンニュートラルの達成という高い目標

を掲げておりますが、産業部門や運輸部門、家庭部門など、生活に起因する温室効果ガス排出量が多くを占めておりますことから、あらゆる主体において環境施策に取り組むことが必要であります。

委員からは、「あらゆる主体が目標に向けた行動ができるよう、カーボンニュートラルがどのような取組で、温室効果ガス排出量を削減するにはどのような取組があるのかを県民に分かりやすく情報提供する必要がある」との意見がありました。

県当局には、県民や事業者等に対してカーボンニュートラルの自分事化を促すために、取り組むべき必要性を示すとともに、温室効果ガス排出削減の取組効果を分かりやすく情報提供することを要望いたします。

また、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用等による温室効果ガスの排出削減量等をクレジットとして国が認証する J-クレジット制度は、設備投資の一部をクレジットの売却益によって補えるなどのメリットがあり、全国において取引が活発化することが期待されております。

一方で、クレジットの創出までの手続に費用や労力がかかることから、賃上げや人手不足の対応に追われる事業者にとっては、参加が大きな負担になると考えられます。

県当局には、引き続き制度の仕組み等について効果的な周知を行うほか、クレジット認証手続に係る計画書や報告書の作成支援等、きめ細かなサポートを国と連携して行うことを要望いたします。

次に、「循環型農林水産業の推進に関すること」についてであります。

再造林率を向上させるためには、持続可能な

森林経営を実現するための仕組みづくりを進め、森林資源の適切な循環利用を確保することが求められます。

そのような中、高齢化等により林業の担い手は減少し、再造林に取り組む林業作業員や事業体が不足していることから、人材確保のための環境整備は喫緊の課題であります。

県当局には、新たな担い手を確保するために、若者や女性、外国人実習生等が参入しやすい体制を整えとともに、林業作業員の処遇を改善し、労働力の定着に向けた取組を推進していくことを要望いたします。

また、県産材の安定的な消費を確保することは、再造林の推進につながるとともに、木材の積極的な活用により、製造時に大量の二酸化炭素を排出する鉄やコンクリートの使用量を減らすことができることから、脱炭素にも適しているとされております。そのため、林業立県として、県産材の利用拡大等のための施策を広く展開していくことが重要であります。

県当局には、木造化・木質化推進のため、住宅・非住宅分野の両分野における国産材利用の一層の拡大を国に強く働きかけることを要望いたします。

次に、「再生可能エネルギーに関すること」についてであります。

近年、太陽光発電設備の普及が進む一方で、耐用年数を迎えた太陽光パネルが適切に処理されずに長期放置されるなど、廃棄時の問題等が課題となっております。

委員からは、「太陽光発電設備の放置対策として、実際に事業者が適切に設備を管理しているか、廃棄計画をどのように検討しているかなどをしっかりと把握することが必要」との意見がありました。

県当局には、事業者へのヒアリングや現地調査により管理状況の把握をしっかりと行うとともに、リサイクルやリユースなど廃棄時までを見据えた対策を推進することを要望いたします。

また、県民や事業者における省エネルギーへの意識は向上しつつあるものの、具体的な行動には十分に移せていません。その要因として、省エネルギー設備の導入に係る初期費用の負担感や採算性に対する不安が挙げられております。

県当局には、省エネルギーの推進を一層推進させるために、省エネルギー設備導入による経済効果や温室効果ガス排出削減量を数値で示すなど、県民や事業者に情報を分かりやすく発信するなど、導入支援策のさらなる拡充に取り組むことを要望いたします。

最後に、「地球温暖化による環境変化への対応策に関すること」についてであります。

本県における農水産業、自然災害、健康などの分野で気候変動適応策を推進していくためには、気候変動の影響に関する科学的知見に基づいた将来予測を的確に発信し、事業者や県民の理解を深めることが重要であります。

しかし、現状は気候変動の影響や適応策に関する情報が十分に周知できていないため、各主体が適切な対応を取るための判断材料が不足しております。

県当局には、各分野の気候変動適応策を推進するため、本県における気候変動の影響について、科学的知見に基づいて将来予測された情報を分かりやすく整理・発信し、事業者や県民等へ理解の浸透を図りながら、あらゆる主体が適応策に取り組みやすい環境を整備していくことを要望いたします。

以上、報告書の概要を御報告しましたが、調査を進めていく中で、再生可能エネルギーや省エネルギーの導入等の取組によるカーボンニュートラルの実現可能性を感じました。

一方で、地域によって社会構造や産業構造が異なることから、課題も多様であり、地域特性を踏まえた柔軟な対応が求められることを強く認識いたしました。

確実にカーボンニュートラルの実現へと進むためには、行政・事業者・県民など、あらゆる主体が一体となり、脱炭素型の地域づくりを推進していくことや、県民一人一人がカーボンニュートラルの意義を理解し、日常生活や事業活動の中で具体的な行動を取れる環境を整えることが重要であります。

県のリーダーシップの下、2050年の宮崎県において、カーボンニュートラルが達成され、今と変わらない豊かな自然と気候の下で、安心して暮らせる社会が実現されることを期待して当委員会の報告といたします。（拍手）〔降壇〕

○濱砂 守議長 以上で、特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 議員発議案送付の通知

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和7年3月19日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

提出者 議会運営委員長 日高 陽一
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第 2 項の規定により提出します。

記

議員発議案第 1 号

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

議員発議案第 2 号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

令和 7 年 3 月 19 日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

提出者 厚生常任委員長 山内 佳菜子

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第 2 項の規定により提出します。

記

議員発議案第 3 号

訪問介護の基本報酬の見直し等を求める意見書

◎ 議員発議案第 1 号から第 3 号まで
追加上程、採決

○濱砂 守議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第 1 号から第 3 号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第 1 号から第 3 号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第 3 項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第 1 号から第 3 号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○濱砂 守議長 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 7 年 2 月定例会を閉会いたします。

午前11時48分閉会

資

料

令和7年2月定例会日程

28日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
2. 20	木	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
21	金	休 会	(議 案 調 査)	
22	土		(閉 庁 日)	
23	日		(閉 庁 日) 天皇誕生日	
24	月		(閉 庁 日) 振替休日	
25	火		(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00
26	水			一般質問通告締切 12:00
27	木	本会議	代 表 質 問	
28	金			
3. 1	土	休 会	(閉 庁 日)	
2	日			
3	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00
4	火			議員発議案締切 (会派提出) 17:00
5	水		一 般 質 問 議 案 に 対 す る 質 疑 討 論、採 決 (人事案件) 議 案 ・ 請 願 委 員 会 付 託	議会運営委員会 9:30
6	木	休 会	常 任 委 員 会 (補 正)	
7	金			
8	土		(閉 庁 日)	
9	日			
10	月	本会議	常任委員長審査結果報告(補正) 質疑、討論、採決	議会運営委員会 9:30
11	火	休 会	常 任 委 員 会 (当 初)	
12	水			
13	木			
14	金			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
15	土		(閉 庁 日)	
16	日			
17	月		特 別 委 員 会	議会運営委員会 (特別委員会終了後)
18	火		(議 事 整 理)	
19	水	本会議	常任委員長審査結果報告(当初) 質疑、討論、採決 特別委員長調査結果報告 閉会	議会運営委員会 9:30

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議 案 の 送 付 に つ い て

令和7年2月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第1号	令和7年度宮崎県一般会計予算
議案第2号	令和7年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
議案第3号	令和7年度宮崎県公債管理特別会計予算
議案第4号	令和7年度宮崎県国民健康保険特別会計予算
議案第5号	令和7年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
議案第6号	令和7年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
議案第7号	令和7年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
議案第8号	令和7年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
議案第9号	令和7年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
議案第10号	令和7年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
議案第11号	令和7年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
議案第12号	令和7年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
議案第13号	令和7年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
議案第14号	令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
議案第15号	令和7年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
議案第16号	令和7年度宮崎県育英資金特別会計予算
議案第17号	令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
議案第18号	令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
議案第19号	令和7年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
議案第20号	令和7年度宮崎県立病院事業会計予算
議案第21号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
議案第22号	宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例
議案第23号	国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例
議案第24号	河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
議案第25号	海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例
議案第26号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
議案第27号	都市公園条例の一部を改正する条例
議案第28号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第29号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
議案第30号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第31号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
議案第32号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
議案第33号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
議案第34号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例
議案第35号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
議案第36号	宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
議案第37号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
議案第38号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第39号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
議案第40号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第41号	宮崎県医師修学資金貸与条例及び宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例
議案第42号	宮崎県ふぐ取扱条例の一部を改正する条例
議案第43号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例
議案第44号	宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
議案第45号	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例
議案第46号	宮崎県公害紛争処理条例の一部を改正する条例
議案第47号	宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例
議案第48号	押売等防止条例等の一部を改正する条例
議案第49号	宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例
議案第50号	包括外部監査契約の締結について
議案第51号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
議案第52号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
議案第53号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
議案第54号	みやざき子ども・子育て応援プランの変更及び宮崎県子どもの貧困対策推進計画の廃止について
議案第55号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第56号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第57号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第58号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第59号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第60号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第61号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第62号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第63号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第64号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第65号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第66号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第67号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第68号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第69号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第70号	令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）
議案第71号	令和6年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）
議案第72号	令和6年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）

議案第73号	令和6年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第74号	令和6年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
議案第75号	令和6年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）
議案第76号	令和6年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第2号）
議案第77号	令和6年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）
議案第78号	令和6年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
議案第79号	令和6年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第3号）
議案第80号	令和6年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
議案第81号	令和6年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
議案第82号	令和6年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）
議案第83号	令和6年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
議案第84号	令和6年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）
議案第85号	令和6年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第2号）
議案第86号	令和6年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）
議案第87号	令和6年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）
議案第88号	宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
議案第89号	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第90号	特定目的基金の終期を設定することに伴う関係条例の整備に関する条例
議案第91号	宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
議案第92号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例
議案第93号	工事請負契約の締結について
議案第94号	工事請負契約の締結について
議案第95号	工事請負契約の締結について
議案第96号	工事請負契約の変更について
議案第97号	工事請負契約の変更について
議案第98号	工事請負契約の変更について
議案第99号	工事請負契約の変更について
議案第100号	工事請負契約の変更について
議案第101号	工事請負契約の変更について
議案第102号	財産の取得について
議案第103号	訴えの提起について
議案第104号	損害賠償額の決定について
議案第105号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
議案第106号	一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について

（文書取扱 財政課）

2 1 5 - 1 3 1 4

令和7年3月10日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議 案 の 送 付 に つ い て

令和7年2月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第107号 副知事の選任の同意について

議案第108号 教育長の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

令和7年2月定例会

代 表 質 問 時 間 割

2月27日（木）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自 由 民 主 党	外山 衛	10:00～12:00	休憩
2	自 由 民 主 党	山下 寿	13:00～15:00	

2月28日（金）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	公 明 党	今村 光雄	10:00～11:20	休憩
4	県民連合立憲	永山 敏郎	13:00～14:20	

一般質問時間割

3月3日（月）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	県民連合立憲	山内佳菜子	10:00～11:00	
2	県民連合立憲	松本 哲也	11:00～12:00	休憩
3	自由民主党	山下 博三	13:00～14:00	
4	自由民主党	後藤 哲朗	14:00～15:00	

3月4日（火）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	公明党	坂本 康郎	10:00～11:00	
6	自由民主党	内田 理佐	11:00～12:00	休憩
7	自由民主党	本田 利弘	13:00～14:00	
8	自由民主党	渡辺 正剛	14:00～15:00	

3月5日（水）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	無所属の会チームひむか	図師 博規	10:00～11:00	
10	自由民主党	齊藤 了介	11:00～12:00	休憩
11	自由民主党	日高 博之	13:00～14:00	

議案 委員会審査結果表

[議 案] (令和6年度補正予算関係)

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第70号	令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第9号)	可決	可決	可決	可決	可決
第71号	令和6年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)	可決				
第72号	令和6年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)	可決				
第73号	令和6年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		可決			
第74号	令和6年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)		可決			
第75号	令和6年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)				可決	
第76号	令和6年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第2号)				可決	
第77号	令和6年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第78号	令和6年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)			可決		
第79号	令和6年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第3号)			可決		
第80号	令和6年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第2号)			可決		
第81号	令和6年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第82号	令和6年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第2号)			可決		
第83号	令和6年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)			可決		
第84号	令和6年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)					可決
第85号	令和6年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第2号)					可決
第86号	令和6年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第2号)					可決
第87号	令和6年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第2号)		可決			
第88号	宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	可決				
第89号	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第90号	特定目的基金の終期を設定することに伴う関係条例の整備に関する条例	可決	可決		可決	可決

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 9 1 号	宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第 9 2 号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例			可決		
第 9 3 号	工事請負契約の締結について			可決		
第 9 4 号	工事請負契約の締結について			可決		
第 9 5 号	工事請負契約の締結について				可決	
第 9 6 号	工事請負契約の変更について			可決		
第 9 7 号	工事請負契約の変更について			可決		
第 9 8 号	工事請負契約の変更について			可決		
第 9 9 号	工事請負契約の変更について			可決		
第 1 0 0 号	工事請負契約の変更について	可決				
第 1 0 1 号	工事請負契約の変更について					可決
第 1 0 2 号	財産の取得について	可決				
第 1 0 3 号	訴えの提起について		可決			
第 1 0 4 号	損害賠償額の決定について			可決		
第 1 0 5 号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第 1 0 6 号	一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について			可決		

議案・請願 委員会審査結果表

〔議 案〕（令和7年度当初予算関係）

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和7年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和7年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	令和7年度宮崎県公債管理特別会計予算	可決				
第4号	令和7年度宮崎県国民健康保険特別会計予算		可決			
第5号	令和7年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算		可決			
第6号	令和7年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第7号	令和7年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第8号	令和7年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第9号	令和7年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計 予算			可決		
第10号	令和7年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション 施設特別会計予算			可決		
第11号	令和7年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第12号	令和7年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第13号	令和7年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第14号	令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第15号	令和7年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第16号	令和7年度宮崎県育英資金特別会計予算					可決
第17号	令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算					可決
第18号	令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算					可決
第19号	令和7年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算					可決
第20号	令和7年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			
第21号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第22号	宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例				可決	
第23号	国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する 条例			可決		
第24号	河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する 条例			可決		
第25号	海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例			可決		

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第26号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例			可決		
第27号	都市公園条例の一部を改正する条例			可決		
第28号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第29号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第30号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第31号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第32号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例					可決
第33号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第34号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第35号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例					可決
第36号	宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第37号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	可決				
第38号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第39号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第40号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決			可決	
第41号	宮崎県医師修学資金貸与条例及び宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第42号	宮崎県ふぐ取扱条例の一部を改正する条例		可決			
第43号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第44号	宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例		可決			
第45号	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例				可決	
第46号	宮崎県公害紛争処理条例の一部を改正する条例				可決	
第47号	宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第48号	押売等防止条例等の一部を改正する条例					可決
第49号	宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例	可決				
第50号	包括外部監査契約の締結について	可決				

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 5 1 号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第 5 2 号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第 5 3 号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第 5 4 号	みやざき子ども・子育て応援プランの変更及び宮崎県子どもの貧困対策推進計画の廃止について		可決			

〔請 願〕

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 1 1 号	医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願		継続			
第 1 3 号	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての請願	不採択				
第 1 4 号	地方の訪問介護の基本報酬の見直し等を求める請願		採択			

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和7年2月定例会

委 員 会 名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第11号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議 案 議 決 件 名 一 覽 表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和7年度宮崎県一般会計予算	3月19日・可 決
〃 第2号	令和7年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	〃
〃 第3号	令和7年度宮崎県公債管理特別会計予算	〃
〃 第4号	令和7年度宮崎県国民健康保険特別会計予算	〃
〃 第5号	令和7年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
〃 第6号	令和7年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	〃
〃 第7号	令和7年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	〃
〃 第8号	令和7年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	〃
〃 第9号	令和7年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	〃
〃 第10号	令和7年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算	〃
〃 第11号	令和7年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	〃
〃 第12号	令和7年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
〃 第13号	令和7年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	〃
〃 第14号	令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	〃
〃 第15号	令和7年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	〃
〃 第16号	令和7年度宮崎県育英資金特別会計予算	〃
〃 第17号	令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	〃
〃 第18号	令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算	〃
〃 第19号	令和7年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算	〃
〃 第20号	令和7年度宮崎県立病院事業会計予算	〃
〃 第21号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第22号	宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例	〃
〃 第23号	国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例	〃
〃 第24号	河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第25号	海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第26号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第27号	都市公園条例の一部を改正する条例	3月19日・可 決
〃 第28号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第29号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第30号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第31号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第32号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第33号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第34号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第35号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第36号	宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第37号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	〃
〃 第38号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第39号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第40号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第41号	宮崎県医師修学資金貸与条例及び宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第42号	宮崎県ふぐ取扱条例の一部を改正する条例	〃
〃 第43号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第44号	宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	3月19日・可 決
〃 第45号	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第46号	宮崎県公害紛争処理条例の一部を改正する条例	〃
〃 第47号	宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第48号	押売等防止条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第49号	宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例	〃
〃 第50号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃 第51号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第52号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第53号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第54号	みやざき子ども・子育て応援プランの変更及び宮崎県子どもの貧困対策推進計画の廃止について	〃
〃 第55号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	3月5日・同 意
〃 第56号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第57号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第58号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第59号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第60号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第61号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第62号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第63号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第64号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第65号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第66号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第67号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第68号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第69号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第70号	令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）	3月10日・可 決

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第71号	令和6年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	3月10日・可 決
〃 第72号	令和6年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第73号	令和6年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第74号	令和6年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第75号	令和6年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第76号	令和6年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第77号	令和6年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第78号	令和6年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第79号	令和6年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第3号）	〃
〃 第80号	令和6年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第81号	令和6年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第82号	令和6年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第83号	令和6年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第84号	令和6年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第85号	令和6年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第86号	令和6年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）	〃
〃 第87号	令和6年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第88号	宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	3月10日・可 決
〃 第89号	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に 対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例 の一部を改正する条例	〃
〃 第90号	特定目的基金の終期を設定することに伴う関係条例 の整備に関する条例	〃
〃 第91号	宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基 準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第92号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第93号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第94号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第95号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第96号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第97号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第98号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第99号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第100号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第101号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第102号	財産の取得について	〃
〃 第103号	訴えの提起について	〃
〃 第104号	損害賠償額の決定について	〃
〃 第105号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第106号	一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について	〃
〃 第107号	副知事の選任の同意について	3月19日・同 意
〃 第108号	教育長の任命の同意について	〃
議員発議案 第1号	宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 の一部を改正する条例	3月19日・可 決
〃 第2号	宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則	〃
〃 第3号	訪問介護の基本報酬の見直し等を求める意見書	〃

議 員 発 議 案 等

議員発議案第 1 号

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 4 年宮崎県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第 2 条 [略] 2・3 [略] 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第 3 章まで及び第 6 章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号。以下「情報公開条例」という。）第 2 条に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 [略] 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 [略] （利用及び提供の制限） 第12条 [略]	(定義) 第 2 条 [略] 2・3 [略] 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第 3 章まで及び第 6 章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号。第 20条において「情報公開条例」という。）第 2 条に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 [略] 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第 5 項において「番号法」という。）第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 [略] （利用及び提供の制限） 第12条 [略]

2～4 [略]

- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
[略]		

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

- 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が

2～4 [略]

- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
[略]		

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

- 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が

定める事項を記載した帳簿（以下「<u>個人情報ファイル簿</u>」という。）を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) [略] 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イ～キ [略] (2)・(3) [略] 3 [略] (開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「<u>代理人</u>」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「<u>開示請求</u>」という。）をすることができる。 (訂正請求権)	定める事項を記載した帳簿（第3項において「<u>個人情報ファイル簿</u>」という。）を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) [略] 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イ～キ [略] (2)・(3) [略] 3 [略] (開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「<u>代理人</u>」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「<u>開示請求</u>」という。）をすることができる。 (訂正請求権)

第31条 [略]	第31条 [略]
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
3 [略]	3 [略]
(訂正請求の手続)	(訂正請求の手続)
第32条 [略]	第32条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
(利用停止請求権)	(利用停止請求権)
第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 ^{（次）} の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。	第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 ^{（次）} の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3	〔略〕	3	〔略〕
	(利用停止請求の手續)		(利用停止請求の手續)
第39条	〔略〕	第39条	〔略〕
2	〔略〕	2	〔略〕
3	議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	3	議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
	(適用除外)		(適用除外)
第47条	保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、 <u>第4章</u> （第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。	第47条	保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、 <u>前章</u> （第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。
	(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)		(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)
第48条	議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	第48条	議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に <u>資する情報の提供</u> その他の開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
第53条	職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事して	第53条	職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事して

いた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報而自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	いた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報而自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の改正規定（同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。） 令和7年4月1日
 - (2) 第53条から第55条までの改正規定 令和7年6月1日
- 2 前項第2号の規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議員発議案第 2 号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(出席又は欠席の届出) 第 2 条 [略] 2 議員が公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 3 [略] (指定者以外の退場) 第96条 法第 115条第 1 項ただし書の規定による秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。	(出席又は欠席の届出) 第 2 条 [略] 2 議員が公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。）<u>、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u> 3 [略] (指定者以外の退場) 第96条 法第 115条第 1 項ただし書の規定による秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を<u>議場及び傍聴席の外に退去させなければならない。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訪問介護の基本報酬の見直し等を求める意見書

先般、令和6年度の介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬は引下げとなった。厚生労働省は、引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げているが、ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型事業所や都市部の大規模事業所が利益率の平均値を引き上げているものであり、地方の実態とはかけ離れている。

また、当該改定において、介護職員の処遇改善加算はプラス0.98%を措置し、加算率の引上げが行われているものの、令和5年度の厚生労働省の調査によると、36%を超える訪問介護事業所が赤字であり、昨今の物価高騰に鑑みれば、一層経営が困難になることは避けられず、他産業への人材の流出を加速させかねない。

本県においては、全26市町村のうち、既に1村に訪問介護事業所がなく、4町村に各1か所しかない状況であるが、今回の介護報酬の改定により、訪問介護の空白地域がさらに増えることが危惧される。

訪問介護は、身体介護や生活援助など、生活全般にわたる援助を行うものであり、介護が必要な独居高齢者はもとより、在宅介護をしている家族にとっても日常生活を営む上で欠かせないサービスであるにもかかわらず、このままでは、地域において訪問介護サービスを受けることが困難になることも懸念される。

よって、国においては、訪問介護をはじめ、地方の介護事業者の安定的な経営と人材の確保を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 物価高騰の影響等を考慮するなど、訪問介護の基本報酬をはじめ、早急に介護報酬全体の引上げの改定や財政支援を行うこと
- 2 地方の条件不利地域等における事業所の実態を十分に踏まえ、小規模事業所加算の要件を大幅に緩和するなど、持続可能な経営ができるよう支援を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年3月19日

宮崎県議会

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
総務大臣	村上誠一郎	殿
財務大臣	加藤勝信	殿
厚生労働大臣	福岡資麿	殿
内閣官房長官	林芳正	殿

請 願 一 覽 表

総 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	継 続		
総 務 政 策	1	—	1	
厚 生	1	1	2	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	2	1	3	

新 規 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第 1 3 号	受理年月日	令和 7 年 3 月 3 日
請願の件名	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての請願 〔請願項目〕 国会及び政府に「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」を国に提出すること 〔請願理由〕 女性差別撤廃条約は、国連で1979年に採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障しています。法律や制度、規範の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして事実上の平等実現を求める内容で、現在締約国は189、日本は1985年に批准しています。 選択議定書は、この条約の実効性を強化するために1999年、改めて採択されたもので、「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きを規定しています。「個人通報制度」によって条約で保障された権利を侵害された個人が、国内の救済手続きを尽くしても救済されない場合に国連女性差別撤廃委員会に申し立てができるようになりました。現在、115ヶ国が批准していますが、日本はまだ批准しておらず、日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の批准は急務です。 男女平等度を示す「ジェンダーギャップ指数」で日本は、146ヶ国中118位と世界最低のレベルです。 選択議定書の早期批准を求める意見書は349地方議会（2024年10月）で採択されています。 女性差別撤廃委員会における審議では、2003年、2009年、2016年、2024年とも日本政府に選択議定書を批准するよう繰り返し求めています。第5次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約を積極的に遵守し」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としています。政府がこの計画にのっとり、すみやかに選択議定書を批准するよう要望します。		

紹介議員	前屋敷 恵美

新 規 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第 1 4 号	受理年月日	令和 7 年 3 月 3 日
請願の件名	地方の訪問介護の基本報酬の見直し等を求める請願 (要旨) 地方の訪問介護の基本報酬の見直し等を求める請願 (理由) 「訪問介護事業所がなくなれば、住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ないし、入所費用の支払いが高くて心配」。 2024年4月、3年に1度の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が引下げられたことで、全国的に不安の声が広がっています。 厚生労働省は、引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げています。しかし、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げている影響が大きく、とりわけ宮崎県のような地方の実態とはかけ離れています。 実際に全国的な調査では、訪問介護事業所の4割近くが赤字です(22年度決算で36.7%)。とくに高齢者宅を一軒一軒まわる地方の中小の訪問介護事業所は、利益を得ることが難しくなっており、2019～23年度の5年間で全国8648か所廃止され、107市町村が事業所ゼロ、残り1事業所が272市町村となっています。なお、2024年介護事業者全体の倒産や休廃業・解散は過去最多の784社でしたが、そのうち7割近く(67.5%)の529社が訪問介護事業所でした。 宮崎県内においては、すでに諸塚村と西米良村には訪問介護事業所がなく、また椎葉村、日之影町、都農町には1か所しか訪問介護事業所がない状況です。 今回の介護報酬改定を受け、アンケート調査(2024年10～12月に実施した県内424事業所を対象)を行ったところ、事業所閉鎖を検討している事業所が数多くあり、訪問介護の空白地域がさらに増えることが危惧されることがわかりました。 また、今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善加算分とし		

	で0.98%を措置し、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップに確実につながるように加算率の引き上げが行われました。しかし、既に加算を受けている事業所は今回の基本報酬引下げにより減収となっており、基本報酬の引き下げ部分をカバーできない事業所が出てくることは避けられません。 加えて訪問介護事業は人手不足が深刻で、ヘルパーの有効求人倍率は2022年度に15.5倍と過去最高となる異常な高水準となっており、人材の確保がますます困難になると考えられます。 訪問介護は住み慣れた地域の中でくらし続けたい方々や、要介護者のみならず、その家族の生活を支える上で欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず、「介護崩壊」を招きかねません。今後も求められる訪問介護サービスを提供できるよう様々な対応が急務です。 以上の趣旨から、下記要請事項につき、地方自治法第99条に基づき、国と関係する省庁に対する意見書の提出を決議していただくようお願いいたします。 (要請事項) 1 物価高騰の影響等を考慮するなど、訪問介護の基本報酬をはじめ、早急に介護報酬全体の引き上げの改定や財政支援を行うこと 2 地方の条件不利地域等における事業所の実態を十分に踏まえ、小規模事業所加算の要件を大幅に緩和するなど、持続可能な経営ができるよう支援を行うこと
紹介議員	山口 俊樹 本田 利弘

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第 1 1 号	受理年月日	令和 6 年 1 1 月 2 9 日
請願の件名	医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願 (要旨) 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願 (理由) 厚生労働省による医療経済実態調査では赤字法人は約 25%を占めます。医療法人の施設数約 4 万件のうち 1 万件が赤字経営ですが、実態は数字以上に厳しく、資金不足のため、借入金返済に追われ、病院建て替えなどの設備投資は計画にすら手がついていない厳しい状態です。 帝国データバンク 2023 年度動向調査によると、医療機関（病院・診療所・歯科医院）の倒産は 55 件で過去最多となり、休廃業・解散が急増しています。休廃業・解散は、倒産件数の 12.9 倍となる 709 件が確認され過去最多を更新し 10 年前と比較して 2.3 倍に増えています。 このままでは、日本の地域医療の存続が危ぶまれます。医療機関の事業と経営の危機は、必要に応じて医療を受ける国民の権利の危機でもあります。厚生労働大臣、財務大臣の折衝で、本体改定率 0.88%と決定された 2024 年度診療報酬改定が施行されました。この厳しい改定は、医療経営の実態、昨今の物価高騰に見合わないものです。特に中小の民間病院、診療所にとって非常に厳しい内容になっています。 本来、診療報酬は、地域の医療ニーズに応え適切な医療を提供し、職員にも世間並みの賃金を払い、健全な経営維持が可能なものであるべきです。しかし 2024 年度診療報酬改定は、医療機関の願いに応えるものとは遠くかけ離れたものとなりました。多くの医療機関から「今の状況が続けば、日本の医療と福祉は早晚持たなくなる」との悲痛な声があがっています。このままでは、次期改定までの間に病院がなくなってしまう地域がでてくるかもしれません。地域医療の崩壊を防ぎ、医療機関の事業と経営維持のために、以下要請し、		

	実施を強く求めるものです。 また、新型コロナウイルス感染症が５類に移行しましたが、依然として感染対策の強化は必要な状況であり、経営負担となっています。地域医療または医療従事者を守るために、県に対して財政支援を求めるものです。 (要請事項) 1. 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を行うように、国に対して意見書を提出すること。 2. 国による診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置がない場合は、地方自治体として、医療機関の事業と経営維持のための補助金等の財政支援措置を行うこと。 3. 医療従事者に対して、新型コロナウイルス抗原検査キットの配布を行い、新型コロナウイルスワクチン接種について、補助金等の財政支援措置を行うこと。
紹介議員	渡辺 正剛 前屋敷 恵美 永山 敏郎 関師 博規

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2 月 20 日	木	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（山下 寿議員、永山敏郎議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第 1 号～第106号上程 知事提案理由説明
2 月 21 日	金	休 会	（議案調査）
2 月 22 日	土		（閉庁日）
2 月 23 日	日		（閉庁日）天皇誕生日
2 月 24 日	月		（閉庁日）振替休日
2 月 25 日	火		（議案調査）
2 月 26 日	水		
2 月 27 日	木	本 会 議	代表質問（宮崎県議会自由民主党・外山 衛議員、 宮崎県議会自由民主党・山下 寿議員）
2 月 28 日	金		代表質問（公明党宮崎県議団・今村光雄議員、 県民連合立憲・永山敏郎議員）
3 月 1 日	土	休 会	（閉庁日）
3 月 2 日	日		
3 月 3 日	月	本 会 議	一般質問（山内佳菜子議員、松本哲也議員、山下博三議員、 後藤哲朗議員）
3 月 4 日	火		一般質問（坂本康郎議員、内田理佐議員、本田利弘議員、 渡辺正剛議員）
3 月 5 日	水		一般質問（図師博規議員、齊藤了介議員、日高博之議員） 議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 採決（議案第55号～第69号）（同意） 議案・請願委員会付託
3 月 6 日	木		休 会
3 月 7 日	金		
3 月 8 日	土		
3 月 9 日	日		
3 月 10 日	月	本 会 議	常任委員長審査結果報告（補正） 採決（議案第70号～第106号）（可決） 議案第107号及び第108号追加上程 知事提案理由説明

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3 月11日	火	休 会	常任委員会（当初）
3 月12日	水		
3 月13日	木		
3 月14日	金		
3 月15日	土		（閉庁日）
3 月16日	日		
3 月17日	月		特別委員会（当初）
3 月18日	火		（議事整理）
3 月19日	水		常任委員長審査結果報告（当初） 討論（請願第11号継続に反対）（永山敏郎議員） 討論（議案第1号、第4号、第21号～第29号、第34号～第36号に反対、請願第11号継続に反対、第13号不採択に反対）（前屋敷恵美議員） 討論（請願第13号不採択に反対）（山内佳菜子議員） 採決（議案第1号、第4号、第21号～第29号、第34号～第36号）（可決） 採決（議案第2号、第3号、第5号～第20号、第30号～第33号、第37号～第54号）（可決） 採決（請願第13号）（不採択） 採決（請願第14号）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり） 採決（議案第107号、第108号）（同意） 特別委員長調査結果報告 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第3号追加上程、採決（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 濱 砂 守

宮 崎 県 議 会 副 議 長 野 崎 幸 士

宮 崎 県 議 会 議 員 山 下 寿

宮 崎 県 議 会 議 員 永 山 敏 郎